

令和二年度

博士論文（指導教授 河内利治）

宋代古文の展開と応用
— 鐘鼎文・伝抄古文・小篆を中心に —

大東文化大学大学院文学研究科

書道学専攻博士課程後期課程

学籍番号 15215102

陳 俣佐

宋代古文の展開と応用—鐘鼎文・伝抄古文・小篆を中心に—

大東文化大学大学院文学研究科
書道学専攻博士課程後期課程
学籍番号15215102
陳侶佐

目次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 序章 | 3 |
| 一、研究目的と範囲 | 3 |
| (一) 研究目的 | 3 |
| (二) 研究範囲 | 3 |
| 二、研究方法 | 5 |
| (一) 伝来文献、文物と出土文物を総合的に実証する方法（「二重証拠法」） | 5 |
| (二) 古文の分類方法 | 6 |
| (三) 専用名詞の定義方法 | 7 |
| (四) オンラインデータベースの資料収集方法 | 8 |
| 三、先行研究 | 8 |
| (一) 論文、著書 | 8 |
| (二) 文献（清代） | 10 |
| 四、論文の構成 | 11 |
| 第一章 宋代における篆書発展の背景について | 12 |
| 第一節 識字と篆書の教育 | 12 |
| 第二節 字書の流布 | 27 |
| 第三節 小結 | 32 |
| 第二章 北宋における古文の応用—米芾の篆書を中心として | 33 |

| | | |
|--------|-------------------------------|-----|
| 第一節 | 米芾が実見することができた篆書のテキスト（版本）とその様式 | 33 |
| 第二節 | 米芾の篆籀に対する理解と創作 | 42 |
| 第三節 | 小結 | 90 |
| 第三章 | 南宋における古文の応用—常杓の「盤谷序」を中心として | 91 |
| 第一節 | 常杓の作品について | 91 |
| 第二節 | 「盤谷序」にある古文の実相 | 93 |
| 第三節 | 常杓の盤谷序とその時代 | 97 |
| 第四節 | 小結 | 99 |
| 第四章 | 徽宗朝の礼器銘文について | 114 |
| 第一節 | 礼器製作の背景 | 114 |
| 第二節 | 徽宗朝の礼器銘文製作 | 128 |
| 第三節 | 小結 | 184 |
| 終章 | | 186 |
| 図版出典一覧 | | 190 |
| 参考文献 | | 191 |

序 章

一、研究目的と範囲

(一) 研究目的

稿者は修士論文「米芾の書論—『海岳名言』を中心として」(国立台湾芸術大学美術學院書画芸術学系碩士論文「以『海岳名言』為中心試析米芾書論」2013年)において、米芾を通して宋代の古文を研究した。その書論『海岳名言』を考察すると、宋代の書作品とは馴染みの薄い「篆籀の氣」という言葉が登場する。米芾は「郭知運に与えて坐位を争うの帖(『争坐位帖』)には篆籀の氣があり、顔の傑作である(与郭知運『争坐位帖』有篆籀氣、顔傑思也)」と述べ、行草の「傑作」として顔真卿書『争坐位帖』を評価する上で、「篆籀の氣」があると論じている。

しかし宋人や米芾の篆書の輪郭が不明のため、米芾の『紹興米帖』篆隸卷九の篆書部分と、『御制文宣王贊碑』を考察した。文字構造の分析からはじめ、当時流布した字書に見える鐘鼎文のテキストを考察した結果、士人たちが書画の収集のみならず、器物の収集と銘文を研究することが盛んであったことが判明した。欧陽脩、劉敞、楊南仲、章友直らは、新出土の器物を用いて、史学、文字学(小学)、經学(礼制)を考察し、各分野に貢献している。

伝抄古文の字書『古文四声韻』も、銘文を考釈するため編集されている。この時期は、所謂金石学の時代であり、この時代の影響下で、米芾は書体の変遷、簡牘に対する理解、鐘鼎文の合文の理解、訓詁に対する理解、篆書に対する審美などの篆書に関する独自の見方があることが判明した。古文に精通した書家は、宋代では必ずしも珍しくはないが、理論と同時に作品を残す者は稀である。

一方、宋代の古文に関する先行研究は、たいてい北宋の金石古器の伝来や、古文字の訓詁を考証することを巡って論じている、しかし、個人の作品の古文を対象とする研究は、殆ど着手されていないのが現状である。

よって本研究は、上記の米芾の考察に基づいて、宋代士人たちの古文の運用、礼器銘文製作の理解、金石学の勃興と古文創作との関係について詳細に考究することを目的とする。

(二) 研究範囲

1、宋代の篆書教育

宋代における古文の発展の背景を明らかにするため、篆書教育に関する識字、小学、訓詁学、書学などの事情を考察する。

2、宋代の古文に関する書物の出版

拓本技術¹や出版技術の進展は学術に対する大きな貢献である。書物の出版は、皇帝の秘書省、国子監、地方の官学、民間の書店や士人によって刊行されることが多く、官学が出版した書物は教科書として使用されるのみならず、民間に販売することもあったため²、皇帝のために編集した『宣和博古図』や収蔵した書物は民間に広がる可能性があったと考えられる。

地方の官僚も金石著作の出版活動を後援した。例えば薛尚功の著作は林師説の後援によって江西で刊行されている。四川の魏了翁はその幼少期に、薛の『鐘鼎款識』と『篆韻』を古文の教科書として入手している³。また、金石図録の先導者である李公麟の「考古図」(佚)も「天下に伝来する(天下伝之)」と言われる⁴。流布した書物は、士人たちにとって直接の参考書として利用され、古文で創作する際に、文字構造や書風の影響を及ぼしたと考えられる。そのため、宋代の字書や金石書物の成書の経緯を考察する。

3、金石学の「金学」と「石学」

王国維は、宋代では金石学が独立した学問として確立したと認めている⁵。先導者の欧陽脩の『集古録』には新出土と伝来した「金」(三代の青銅器)と「石」(主に秦漢一唐の石刻)を共に収録している。しかし、「金」の割合は多くない。後の趙明誠『金石録』にも主に漢代から唐代までの石刻二千本を収録し、兼ねて散見した三代器物を挟んでいる。この二つの著作には「金」の量はわずかで、百分の一か二にすぎない⁶。また、南宋の洪适の『隸釈』二十卷と『隸続』二十一卷は、漢から西晋までの石刻を収録し、隸書を中心として考察しながら、偶に篆書の碑額、石刻などを記録している。「金石学」の「石学」が研究対象とする時代は秦漢から唐代までで、篆書に関する資料は「金学」よりも少ない⁷。

本研究は古文を中心として論じるため、宋代の文献を分析する際には、「金学」の書物(『考古図』、『重修宣和博古図』、『鐘鼎彝器款識法帖』など)を中心として考察し、兼ねて「石学」の文献を参照することにする。

¹ 拓本の技術を器物銘文に生かし始めるのは宋代からである。王国維「拓墨之法、始於南北朝之拓石經、浸假而用以拓秦刻石。至拓彝器文字、趙宋以前未之前聞。」と述べている。王国維「説文所謂古文説」『觀堂集林』(芸文印書館、1956年)、81頁。

² 顧宏義「宋代国子監刻書考論」、『古籍整理研究學刊』(華東師範大学、2003年)42-45頁。

³ 陳芳妹「金学、石刻与法帖傳統的交会—『歴代鐘鼎彝器款識法帖』宋拓石本殘葉的文化史意義」、『美術史研究集刊』第二十三期、(台湾大学、2005年)111-112頁。

⁴ 翟耆年『籀史』、17葉。

⁵ 王国維「齋魯封泥集存序」、『觀堂集林』卷十八(中華書局、1959年)、920頁。葉国良『宋代金石学研究』(台湾書房、2011年)、5頁。

⁶ 呉其昌「王觀堂先生學述」、『王觀堂先生全集』第十六冊、7274頁。葉国良『宋代金石学研究』(台湾書房、2011年)、229頁。

⁷ 欧陽脩『集古録』には、主な篆書の石刻は秦代の泰山刻石、嶧山刻石と、唐代の李陽氷の「城隍神記」篆碑、額など計11点と、伝鈔古文の瞿令問の元結三銘、碧落碑があり、また、唐代から続出した石鼓文と詛楚文がある。全て跋文の形式で残したため、考証資料として参照できる。欧陽脩『集古録』卷十七、15-23、26葉。同全卷五、18葉。同前卷一、21-23葉。

4、北宋における古文の応用—米芾の篆書を中心として

米芾の作品を、北宋の例として挙げた理由は以下の通りである。

- ・字例が多く、全文は八六四字に達する。
- ・古文に関する論述がある。簡牘に対する理解、鐘鼎文の合文の理解、訓詁に対する理解、篆書に対する審美などである。
- ・新出土の鐘鼎文を作品に応用している。
- ・小篆の作品は同時代の篆書のように玉箸篆で書かれ、古文の場合は字形の大小が均一ではなく、行書の用筆で書いている。それは彼の理論と一致する。

5、南宋における古文の応用—常杓の「盤谷序」を中心として

常杓の「盤谷序」を南宋の例として挙げた理由は以下の通りである。

- ・字例が多く、全文は二〇三字に達する。
- ・貴重な墨蹟である。
- ・先行研究は非常に少ない。
- ・鐘鼎文の作品と自称した。

6、徽宗朝の礼器における古文の応用

古文を応用する例として挙げた理由は以下のように述べる。

- ・礼制を復興するため、国力を注いで礼器と銘文を作り、最善のテキストと見なせる。
- ・この時代の文字学、器物の研究などがすでに一定の程度に達している。
- ・伝来した器銘の拓本が少なくなく、図版が二十点近く残っている。

二、研究方法

(一) 伝来文献、文物と出土文物を総合的に実証する方法（「二重証拠法」）

伝来する文献と文物を用いて実証することは、一般的な研究方法であり、本論文もこの方法を採用する。例えば、第四章の第一節（二）-1「現存銘文考」では、文献によって礼制の変遷と祭事の背景を考察し、伝来する宋器銘文（一部は清代の拓本）を実証する。宋代の開国以来、礼楽の制度を修訂しながら、一定の規模の制度に達した。仁宗朝には、天や祖先の祭事を行うために、制度を検討させ、礼器の鼎を鑄造して皇帝が自ら刻銘した記録がある⁸。徽宗朝に至ると、議礼局の設置をはじめ、天下の三代器物を収集し始めた。そして、祭事に関する礼制の修訂に沿って、三代器物を大量に複製した。この時期の器銘は三十件余り（文

⁸ 王応麟『玉海』卷八十八、25、26 葉。

献と図版)が伝来する⁹。これらの資料には、清代の著作に収録されて伝来する器物や拓本があり、これを史料と照合して考察することは、一つの研究方法である。もう一つ、新たに出土した資料を活用する方法がある。この方法は所謂、陳寅恪がいう「地下の実物を取って、地面にある文献を互いに解釈して考証する。」であり、すなわち王国維の提起した「二重証拠法」である¹⁰。この理論は近代になって提起されて定着した。しかし、古人はずっとこの方法を用いて研究していたのである。例えば、宋代における金石学の風潮で、劉敞は出土した11件の青銅器を整理して『先秦古器記』を出版した。出版した目的について、「礼家は制度を明らかにし、小学は文字を校正し、史学は世代の順次を考証し、これらを尽くすことができる。(禮家明其制度、小學正其文字、譜牒次其世諡、迺為能盡之)」¹¹と述べている。彼は新出土資料を用いて各々の分野で活かしたのである。本論文の第二章第二節「米芾の篆籀に対する理解と創作」において、米芾の篆書作品を宋代の字書で考察する際、新出土の文物によって文字構造を実証した¹²。これは「二重証拠法」による研究方法の実例である。

(二) 古文の分類方法

1、伝抄古文と鐘鼎文とを分類する理由

伝抄古文と鐘鼎文の資料の根源を辿ると、伝抄古文には、先秦(戦国時代)の古文簡牘が時代の流れに沿って続々発掘されたものと、漢代から唐代にかけて様々な字書を編纂し、古文を用いて刻石を製造したものとがある。郭忠恕(?-977)は、先秦から唐代までの古文資料七十一種を集めて『汗簡』を編纂した。しかし、当時は印刷術がまだ発達していない時代で、写本を作る際に誤写する場合もあり、収録したものには「隸定」以後の文字を篆書の形に戻すのもあり、偽造の『尚書』や誤字を収録した場合もある。一方、鐘鼎文は全て新出土の三代器銘であり、多くの字は初見で、銘文の文脈によって誤釈した文字もあり、宋人にとっては新たな文字の世界である。鐘鼎文の図録や字書には多く宋人のみが釈出した字例がある。両者とも先秦(鐘鼎文の一部は戦国時代)の文字があるが、編集された背景にかなり格差があるため、独自に存在している文字があると考えられる。また、宋人の立場によると、ある金石、古文字の学者の両者が同源であるとしても、文字構造と芸術風格によって、区別することができる。例えば、戴侗が『六書故』を編纂する際、伝抄古文と鐘鼎文の二つのジャ

⁹ 陳芳妹氏の考察によって28件があり、加えて中央研究院蔵「政和八年器銘」残篇、「山壘」、「政和尊」と『西清古鑑』に収録した「嘉礼犧尊」がある。陳芳妹「宋代金学的興起与宋做古銅器」、『青銅器与宋代文化史』(台湾大学出版中心、2019年)、59-62頁。

¹⁰ 陳寅恪の原文は「取地下之実物與地上之遺文互相釋証」である。陳寅恪「王静安先生遺書序」、『陳寅恪史学論文選集』(上海古籍出版社、1992年)。靳永『書法研究的多重証拠法—文物、文献与書蹟的綜合積証』(齊魯書社、2008年)、7頁。

¹¹ 劉敞「先秦古器記」『公是集』卷三十六、15葉。

¹² 新出土した景德鎮窯南宋青白磁の一つ吉語印に「永以為好」がある。四字のうち三字が小篆であり、もう一字は「為」字である。この磁印の出土以前における、米芾の篆書の「為」字は、疑字の孤例であると見られる。この印の出土により、米芾が珍しい字形を使用することには根拠があると考えられる。黃惇『風齋藏南宋磁印』(西泠印社美術館、2015、12)79頁。

ンを並列して論じている。なお、宣和年間の官学の書芸局は、鐘鼎文を学習すべき書体として科目に編入した。それゆえ両者を分けているのである。

2、文字構造による比較方法

(1) 書籍の使用

・小篆の字例

『説文解字』「孫星衍本」(中華書局)

『訂正六書通』(上海書店)

・鐘鼎文の字例

呂大臨『考古図』、『考古図釈文』(四庫全書本)

王黻『重修宣和博古図』(四庫全書本)

薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』(四庫全書本と朱謀壘本)

王俅『嘯堂集古録』(涵芬樓影印本)

元・楊鈞『増広鐘鼎篆韻』(北京図書館古籍珍本叢刊第五、清代抄本)

清・汪立名『鐘鼎字源』(四庫全書存目叢書、汪氏一隅草堂刻本)

(『集篆古文韻海』を出典とする文字を「海」と表記する。)

・伝抄古文の字例

徐在国『伝抄古文文字編』(北京線装書局)、『汗簡』『古文四声韻』(中華書局)

(2) 字体を区別する基準

・文字が二つの部首の組み合わせで、上下や左右の位置がずれている場合。例えば「吁」の小篆「𠄎」と伝抄古文「𠄎」などである。筆画が増減する場合。例えば「不」の小篆「𠄎」と鐘鼎文「𠄎」(斎侯、商鐘)などである。これらはともに文字構造に小異があるが同形と見なす。

・筆画に特殊な書き方があり、「単一」の出典であり、文字構造が他の字体と類似しても異形と見なす場合。例えば「盤」の小篆「𠄎」と鐘鼎文「𠄎」(「漢尚方鑑」)、「已」の小篆「𠄎」と鐘鼎文「𠄎」(「漢蓮勺鑪」)などである。

(三) 専用名詞の定義方法

1、古文とは

本研究にいう「古文」とは、あらゆる小篆以前の文字を指す。そして宋代における「古文」の出典から、「伝抄古文(伝来)」と「鐘鼎文(新出土)」の二つのジャンルに分けた。いわゆる大篆は、秦の籀文を指すため、六国古文の全ては含まれないと考えられる。この点については、啓功『古代字体論稿』(劭華文化服務社、1963年)十一、15頁を参照した。

2、鐘鼎文と金文の区別

本論文では宋人の呼称に従い、宋代の金石資料を論じる際に、鐘鼎文と表記する。一方、

金文という名称は、清代から普通に称されている。それゆえ、清代以後の資料を使用する場合は金文と表記し、宋代の資料と区別する。

(四) オンラインデータベースの資料収集方法

大学図書館のオンラインデータベース以外、台湾の学術研究サイトで資料を収集した。稿者が常用するオンラインデータベースと検索エンジンは以下の通りである。

1、小学、字書類

中央研究院「小学堂」<http://xiaoxue.iis.sinica.edu.tw/>

「国学大師」(2020、06 中止)

2、文献類

「国学大師」(2020、06 中止)

「文淵閣四庫全書 電子版」 USB タイプ 2.0 大鐸メディア株式会社

「台湾宋史研究網」文献書目検索

<http://www.ihp.sinica.edu.tw/~twsung/data/subpage/subpage031frame.html>

中央研究院史語所「伝記人物資料庫」

http://archive.ihp.sinica.edu.tw/ttsweb/html_name/search.php

3、図版類

故宮博物院、「文物查詢下載」

<https://theme.npm.edu.tw/opendata/Article.aspx?sNo=02000019>

中央研究院史語所「数位典藏資料庫」

https://ihparchive.ihp.sinica.edu.tw/ihpkmc/ihpkm_op?@@0.5229378885490261

台湾国家図書館「古籍与特蔵文献支援」

<http://rbook2.ncl.edu.tw/Search/SearchList?page=3&whereString=ICLnr4YiIA2&sourceWhereString=ICYgQHNvdXJjZV9zb3VyY2UgICLph5Hnn7Pmi5PniYfos4fmlpnlugsio&SourceID=5&HasImage=true>

中央研究院「殷周金文暨青銅器資料庫」

<http://www.ihp.sinica.edu.tw/~bronze/detail-db-1.php>

4、辞書類

中央研究院「兩千年中西曆轉換」<https://sinocal.sinica.edu.tw/>

「引得市」目録検索 <http://www.mebag.com/index/>

三、先行研究

(一) 論文、著書

1、金石学類

(1) 王国維「宋代之金石学」『王国維先生全集初編』五（台湾大通書局、1975年）

「宋代金文著録表序」『觀堂林集』（芸文印書館、1956年）

宋代の金石学の発展を概説し、宋人の研究方法と成果が清代の考古に対し、大きな啓発をもたらした。

(2) 容庚『商周彝器通考』（哈佛燕京学社、1941年）。

「宋代吉金書籍述評」、同統、『學術研究』、（広東省社会科学界聯合会、1963年06、1964年01）

・『商周彝器通考』の第十一章「倣鑄」には、徽宗朝の礼器をはじめ、北宋の倣鑄した器物の記録である翟汝文作「政和礼器銘」があり、清代の文献を整理して、南宋の秦檜と賈似道に賜る「豆」を兼ねて論じている。その中の「政和盥」図版は貴重な資料である。また、清代内府蔵の「周犧尊」を宋器として掲載する。

・「宋代吉金書籍述評」は、現存する著作八種と散佚した著作十二種の計二十種の、宋代に編集された金学著作を詳しく考察した。現存する著作は、呂大臨『考古図』十卷、呂大臨『考古図積文』一卷、趙九誠『続考古図』五卷、宋徽宗朝『博古図録』（『重修宣和博古図』）三十卷、薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』二十卷、王俅『嘯堂集古録』二卷、王厚之『鐘鼎款識』一卷、張掄『紹興内府古器評』二卷などである。散佚した十二種は、僧湛詮『周秦古器銘碑』一卷、楊南仲『皇祐三館古器図』、劉敞『先秦古器図』一卷、胡俛『古器図』、李公麟『古器図』五卷、李公麟『周鑿図』一卷、黃伯思『博古図説』十一卷、趙明誠『古器物銘碑』十五卷、晏溥『晏氏鼎彝譜』一卷、『紹興稽古録』二十冊、王楚『鐘鼎篆韻』七卷、薛尚功『広鐘鼎篆韻』七卷などである。散佚した著作の中に、王楚『鐘鼎篆韻』七卷があり、その内容は現存する元代楊鈞『増広鐘鼎篆韻』に見えている。上記に列記した書物は散佚したが、当時の金学の進展過程にとって重要な研究成果であると認められる。

(3) 白川静『金文通釈』5（平凡社、2005年）

金石学が発展する背景から論じ、唐宋の古文字学、『集古録跋尾』の資料収集と研究を行い、図積の盛行した李公麟『考古図』（佚）、呂大臨『考古図』などの流布と相まって古器学の発展を論じ、更に彝器の倣鑄と辨偽を論じた。時間順に段階的に解説している。また、篆籀の学と金文の章には、宋代に文字学が金文からの影響をうけ、戴侗『六書故』編集する際に、金文を用いて『説文解字』と参照する例を挙げている。

(4) 葉国良『宋代金石学研究』（台湾書房、2011年）

序論と第一章は、金石学の定義とその範囲、宋代に金石学を研究する学者と著作の量が空前の盛況であると述べるが、今日散佚した著作が一二種あり、金石学に関わる人数は三百人余りに達する。そして、『続考古図』の作者や時代と『重修宣和博古図』の成書経緯を考察する。次章には、宋人金学の研究方法を論じる。器物の銘文内容によって、宋人が時代、暦法、地点、事件、人物などの史学の考証を行っている。また、鐘鼎文の文字構造を分析することを論じる。第四章は、宋人石学の研究方法を論じる。主に欧陽脩『集古録』と洪适『隸積』、『隸続』をめぐって漢代の歴史を考察する。第五章には、宋代金石学の進展は当時の各

学問との関係、経学、小学、史学、文学に対する影響について例を挙げる。さらに金学が礼器と度量衡の製作に対する影響を論じる。最後の付録に「宋代金石年表」を作成する。

(5) 陳芳妹『青銅器与宋代文化史』(台湾大学出版中心、2019年)

第一章は、宋代金学の勃興と器物の倣鑄をめぐって論じる。金学が学術化するきっかけについて、呂大臨『考古図』の例を挙げて論じる。そして、徽宗朝の礼器製作とその明堂制度などの復古活動との関係を論じる。第二章は、三代器物を復興した後、南宋の官用礼器の形式は民間の礼器製作へと拡散することを考察する。第三章は、中央研究院蔵『歴代鐘鼎彝器款識法帖』の考察とその時代の意義を論じる。第四章は、三代器物を復興した後、朱熹「積奠儀式」への影響、御製礼器の形式が積奠(孔子祀)の礼器に転移する経緯と、後世、韓国への影響を論じる。第五章は、新発見の桂林府学「積奠二図」の考察である。

2、文字学類

(1) 黄錫全『汗簡注釈』(台湾古籍、2005年)

巻首の序文には、郭忠恕『汗簡』の収録状況を概説し、資料の出典には根拠があり、先秦の古文字を証明できると強調する。一方、宋代字書の編集の限界を提起し、隸定した古文を収録し、伝写の過程で誤写の場合もあると述べている。本文は、一字一字を詳しく考察している。特に『汗簡』を批判する鄭珍『汗簡箋正』を引用して多方面に論じる。

(2) 林進忠「元代早期楊桓『無逸篇』古籀篆書賞析」、『尚古与尚態一元明書法研究論集』(万卷楼図書、2013年)。

楊桓の篆書に関する学問をめぐって論じる。さらに楊桓が見た宋代の金文、伝抄古文の著作と石刻作品をめぐって俯瞰的に考察し、楊桓『無逸篇』の古文を文字構造よって比較する。

(二) 文献(清代)

1、端方『陶齋吉金統録』、『統修四庫全書』九〇四冊。

光緒三十四年(1908)刊行、統録は宣統元年(1909)刊行。統録には殷周彝器五十五件、兵器四件、秦～宋器二十一件がある。その内に「童貫壺」、「秦檜豆」を宋器として収録している。

2、孫詒讓「政和礼器文字考」『古籀拾遺』、『統修四庫全書』九〇四冊。

『古籀拾遺』と『古籀餘論』は孫詒讓(1848-1908)の商周青銅器銘文を考釈する著作である。『古籀拾遺』は同治十一年(1872)に成書し、光緒十四年(1888)に改めて校定し、光緒十六年(1900)に刊行した。全書三巻、上巻には宋薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』にある銘文の十四本を選んで考証する。中巻と下巻には阮元『積古齋鐘鼎彝器款識』にある三十本銘文、吳榮光『筠清館金文』にある二十二銘文を選んで考証する。その付録にある「政和礼器文字考」は「銅鼎」、「牛鼎」、「甲午簋」、「欽崇豆」(元祀豆)、「天錫簋」、「嘉礼尊」を宋器として掲載し、孫氏の考証によって、翟汝文は政和四年から六年(1114-16)の間に議礼局の詳議官として礼器銘文を作った。さらに阮元『積古齋鐘鼎彝器款識』、吳榮光『筠

清館金文』の誤りを訂正した。かつ「政和礼器文字考」の文末に翟汝文『忠惠集』の「政和礼器銘」と翟耆年『籀史』の「徽宗皇帝祀園丘方沢太廟明堂礼器款識三卷」を付録している。

3、馮雲鵬、馮雲鵬『金石索』、『続修四庫全書』八九四冊。

馮雲鵬（1765-1839）字は婁海、江蘇省南通の人。馮雲鵬（1779-1857）字は集軒、雲鵬の弟、ともに『金石索』を編輯する。『金索』六卷、『石索』六卷に分かれる。殷周から元代までが対象である。『金索』は鐘鼎、戈戟、量度、泉刀、璽印、鏡鑑、雑器、『石索』は碑碣、瓦磚に分類し、それぞれの模写図を入れ、尺寸、容量、銘文ほか、ときに出土地を記している。浩瀚であるが、模写図ほか精密さに缺ける。道光元年（1821）刊本ほかがある（西林昭一『中国書道文化辞典』から引用）。『金索』には「牛鼎」を収録し、歴代「牛鼎」の各家の考証を述べ、宋器と認める。そのほか「象物簠」も収録している。

4、劉体智編『小校經閣金石文字』、景印盧江自叙刊本。

拓本の影印で編集された。彝器、兵器、量銘、雑器、泉範、符牌、鑑及び造像など合計六四五六器を収録し、時代は殷周～元明であり、釈文、各家の題跋、款識がある。内には「嘉礼尊」、「帝作簠」、「元祀豆」、「天錫簠」などの宋器図版がある。

四、論文の構成

本論文は、全四章で構成した。

まず識字と篆書の教育を考察し、更に字書の流布に関する事情を考察する。そして、両宋において、古文を応用する実例を挙げ、その時代に触れることができた古文の資料と同時代の士人たちとの関係を考察し、さらに作品の文字構造によって字体を分類し、古文の実相を明らかにする。また、金石学の勃興について、士人たちの器物を収蔵、研究することから論じ、さらに金学の著作を成書する経緯を考察し、鐘鼎文に対する認識や前人未到の考釈成果を明らかにする。ついで、三代礼器を復興した徽宗朝の礼器銘文を考察し、銘文の作者と書体を明らかにする。終章は、考察した結果をまとめ、両宋の間における古文の応用はどのように変化して進展したのを明らかにする。

第一章 宋代における篆書発展の背景について

目次

はじめに

第一節 識字と篆書の教育

一、小学と文字学

(一) 官学

(二) 私学

二、書学

(一) 書の技術官僚の育成

(二) 社会における篆書の教育

第二節 字書の流布

一、「説文」類

二、「伝抄古文」類

三、「鐘鼎文」類

第三節 小結

はじめに

宋代は金石学の濫觴と文字学の黄金時代と認められている。本章では、その文字学の発展する背景を明らかにする。そのためまず識字と篆書の教育を考察し、更に字書の流布に関する事情を考察する。第一節は、識字から六書の理解を中心に論じる。官学と私学と二つのジャンルに分け、その学校の制度と沿革を分析し、さらに官学と私学の小学における識字教育を明らかにする。文字学については、官学の教材としての王安石『字説』の流布と影響を考察する。書学については、書の技術の官僚を育成する制度を考察し、篆書を学ぶ作品と社会での自学の方法を明らかにする。第二節は篆書に関する著作の内容と成書の経緯ならびに当時使用できた書物を明らかにする。

第一節 識字と篆書の教育

一、小学と文字学

小学は、子どもを啓蒙し教育する基礎であり、いわゆる童蒙学である。かつて中国の童蒙学は、教育目的により、識字教育、封建の思想教育、知識教育に向けて、様々な教科書が編集された¹³。宋代に至ると、童蒙学のシステムが急速に進展し、おおよその教材が定

¹³ 孫樹青氏は『中国教育史』で古代の教材を更に五つのジャンルに分類した。1、識字教育

着し、後世の基礎になった¹⁴。識字教育については、周代には識字を啓蒙する教科書『史籀篇』が登場していることから、それまでにも口伝された啓蒙教育があったことは間違いないであろう。漢代になると、啓蒙教育専門の「学校」一私塾が創設され、子ども達に読み書き、習字を教える『蒼頡篇』、『凡将篇』、『急就篇』、『無尚篇』などの教材も充実した¹⁵。その後、『急就篇』に基づいて『千字文』、雑字類の『開蒙要訓』などの新たな教材を生み出した。宋代には、『千字文』を継承して『百家姓』、『三字訓』（後の三字経）が編集され、宋代以後、広く流布して学校の教科書として採用された。これは後世に「三、百、千」と呼ばれる基礎の童蒙学の教科書である。しかし、当時、『千字文』以外で、民間の私塾で流行した識字の重要な教科書は「雑字」であった¹⁶。

小学の識字教育は、文字学に直接的な影響を与えることはなかったものの、宋代の小学システムの成熟に沿って、童蒙書（啓蒙の教材）が広く流布し、識字率が上がったため¹⁷、その後の文字研究や篆書の判読に重要なベースを提供した。

（一）官学

宋代の教育制度は、唐代を基礎として、多少これに修正を加えたものである。官学では、国子監諸学の階級的な資格を下げたことで、国子学は七品以上の子弟とし（唐代は三品以上の子孫）、太学は八品以下の子弟および庶民の子弟の優秀な者とし（唐代は五品以上の子孫）、四門学は庶民の子弟だけ（唐代は七品以上の子）とした。これは、社会の変動にともない、唐代の貴族教育より、次第に庶民教育に発展して行く過程をしめすものである¹⁸。

仁宗の時、学校の拡張と科挙の改正がなされた。学校の拡張については、名儒の胡瑗を登用し、国子監講書として専ら太学を管理させ、太学を拡張して、その学生を二百人に増加

類、例えば、『千字文』、『百家姓』、『三字経』。2、倫理道德類、例えば、『太公家教』。3、歴史教育類、例えば、『蒙求』。4、詩歌教育類、例えば、『千家詩』。5、名物制度と自然常識教育類、例えば、『名物蒙求』である。その上で、呉洪成氏は「家庭範囲内訓戒類総合性啓蒙教材」の六つめを提起した。例えば、『朱子治家格言』である。陳黎明、邵懷領「古代蒙学教材の分類」、『河北師範大学学报』第十三卷、（河北師範大学、2011年）22頁。

¹⁴張志公「伝統語文教育教材論」、『張志公語文自選集』上、（北京大学出版社、1998年）10頁。

¹⁵周永新著、岩谷季久子訳「蒙学と古代中国の教育」、『中国教育史—古代篇』（科学出版社、2018年）332、333頁。

¹⁶童蒙が文字を学習しやすいよう、常用字に韻を入れて編集した教科書である。宋代における「雑字」は『小雑字』、『四言雑字』、『公理雑字』、『重編詳備碎金』などの書籍がある。

¹⁷唐初から天宝年間（750）にかけての百年間、地方学校の制度は益々健全化し、京県（最大の県学）の学生定員は50人である。一方、宋代の徽宗朝では、地方県学の学生は千人にも上った。教育の普及率は20倍に激増した。程方平、畢誠『中国教育史』（文津出版社、1996年）、128、188頁。

¹⁸多賀秋五郎『中国教育史』『中国近現代教育文献資料集』第十卷、（日本図書センター、2006年）62頁。

し、別に四門学を設けて庶民階級の子弟を入学させた。そして、学校の維持費として、康定三年（1040）に学田を国学に与えた。慶暦三年（1043）にはさらに増額した。また地方の学校にも注意し、各州に学校を創立させた¹⁹。慶暦四年（1044）以後ますます地方の路、州、軍、監の官学が増え、学生二百人以上を設け、教員を任じた。更に県学を設置し、地方には学校がないところが少なくなった²⁰。大観三年（1109）、地方の二十四路は、合計学生一六七六二二人、校舎九五二九八軒で最高峰の数に上った²¹。しかし、南宋になると、戦争の影響で、地方の州県学の進学と官僚採用制度が破壊され、太学は唯一の官僚を育成する場所になったが、学校の規模は北宋より大幅に縮小された。南宋で最大の学生数は咸淳年間（1265—1274）の一六三六人であり、北宋の崇寧年間（1102—1106）の三八〇〇人と比べ、かなりの差がある²²。

中央の官学にある小学は、元豊年間（1078—1085）に設置され²³、国子監に「就傅」、「初筮」という齋（教室）を設けてから進展し、徽宗政和四年（1114）に八歳から十二歳の生徒を十齋に分けて教えた。その数千人近くに上った。南宋になると、紹興十四年六月に「国子監小学」を設置し、北宋の制度を援用したが、担当の教授は太学生になった²⁴。しかし、宋代の啓蒙教育は、民間の私学の方が中央の官学より士人たちに大きな影響を及ぼした²⁵。国子監における小学の制度や識字教育の内容は記録が稀である。一方、啓蒙教育ではないが、字書²⁶として国子監に採用されたのは、劉熙古（903—976）の『切韻』、『拾玉』である。『宋史』には、

「劉熙古、字は義淳、宋州寧陵の人、（中略）小学に非常に精通し、『切韻』、『拾玉』を編集し、摹刻して献上し、皇帝は国子監に命じてこれを広く配布した。」（劉熙古、字義淳、宋州寧陵人、（中略）頗精小學、作切韻、拾玉二篇、摹刻以獻、詔付国子監頒行之。）²⁷

¹⁹ 多賀秋五郎『中国教育史』『中国近現代教育文献資料集』第十卷、（日本図書センター、2006年）60頁。

²⁰ 「詔諸路州軍監、各令立學、學者二百人以上、許更置県縣學、於是州郡不置學者鮮矣。又置教授、以三年為一任。」馬端臨『文献通考』卷六十三、22葉。

²¹ 范立舟『南宋全史』七、（上海古籍出版社、2015年）9頁。

²² 苗春徳、趙国権『南宋教育史』（上海古籍出版社、2008年）62—63頁。

²³ 「元豊始置在京小學、有就傅、初筮兩齋。」李燾『續資治通鑑長編』卷八十六、3葉。

²⁴ 苗春徳、趙国権『南宋教育史』（上海古籍出版社、2008年）57頁。

²⁵ 例えば、蘇東坡の小学の師は張易簡という道士である。蘇東坡『東坡全集』卷三十八、1葉。

²⁶ ここでは識字教育のため編集した今文の字書を指す。古文（篆書）の字書は第二節に論じる。

²⁷ 脱脱『宋史』卷二六三、19—21葉。

とある。後に丁度が編集し、司馬光が引き続いて完成した『集韻』（『禮部集韻』）や、陳彭年『重修玉篇』などの皇帝の命令により編集された字書もまた、中央の官学における識字教育の教材になる可能性があるろう。

中央の官学における文字学については、篆書の認識と六書の原理との二点を論じてみたい。篆書の認識は官学の課程に編入しておらず、咸平三年（1000）、句中正はその欠点を補うため、大篆、小篆、八分で『三体書孝経』を編集した。自序に以下の通り言う。

「この『孝経』の文字は、秦代の字体を用い、漢代の制度を注釈し、唐代の議論を執り、確実に典故に基づいて成書し、学校の不足を補った。」（文行秦之字、注漢之制、執唐之議、諒摭實之典故、補覺序之缺遺。）²⁸

そして、皇帝に『三体書孝経』を献上した。この著作は美術品と見なされ、皇帝の書画、器物を収蔵する倉庫である「秘閣」に入庫し、更に皇室の図書館である「三館」²⁹に収蔵された。『玉海』には、

「三年四月辛未、直昭文館の句中正は石本の篆、小篆、八分の、三体書の孝経と書目一卷を献上し、古文、秦篆、漢隸の三体を備えている。（中略）皇帝はその本を秘閣に収蔵し、更に三本を崇文院の三館に進呈することを命じた。」（三年四月辛未、直昭文館句中正上石本大、小篆、八分三體書孝経、書目一卷、具古文秦篆漢隸三體。（中略）藏其書秘閣、命別進三本送三館。）³⁰

とある。その後、教育に関心を持つ仁宗の時代に、魏の「三体石経」を設立する目的と型式を模倣し、嘉祐年間（1056—1063）、章友直と楊南仲は「二体石経」を作って国子監に建てた。³¹『墨池編』には、

「章友直、字は伯益、（中略）嘉祐年間に楊南仲と、篆書の石経を国子監に建てた。当時、彼らの小学は評価された。」（章友直、字伯益、（中略）嘉祐中有楊南仲篆石経於国子監、当時称其小學。）³²

とある。一方、六書の教育については、やや遅い神宗朝に、王安石の『字説』が影響を及ぼした。宋初、徐鉉は太宗の命令に従って句中正、葛湍、王惟恭と共に『説文解字』を修

²⁸ 句中正「三字孝経序」、朱長文『墨池編』卷一、34葉。

²⁹ 三館とは、史館、集賢院、昭文館をさし、崇文院と総称する。

³⁰ 王昶麟『玉海』卷四十一、39葉。

³¹ 王昶麟『玉海』卷四十三、25葉。

³² 朱長文『墨池編』卷三、123葉。

訂し、徐鍇はこれをベースとして六書を解釈し、『説文解字繫伝通釈』を編集した。皇帝の応援を受けて宋初の『説文解字』の研究や著作は盛んであったが、太宗朝以降、六書の研究が停滞した。神宗朝に至って、皇帝は文字学をあらためて重視し、『説文解字』を修訂する専門の官僚を起用した³³。更に六書の原理を教育することも工夫し、宰相の王安石の『字説』二十四巻を採用して官学の試験内容に編入した。『宋宰輔編年録』には、

「晩年、金陵で『字説』二十四巻を編集し、学生は争って学び、すべて役人の試験を受ける者は、必ず彼の説に従った。」（晩歳居金陵為字説二十四巻、學者争伝習之、凡以経試於有司必宗其説。）³⁴

とある。その影響力は王安石の権力集中に伴って広がり、『字説』に附属する著作が続々編集された。陸游『老学庵筆記』には、

「『字説』が流行する際に、唐相博士と韓博士は『字説解』数十巻をつくり、太学諸学生は『字説音訓』十巻をつくり、また劉全美は『字説偏旁音釈』一巻と『字説備檢』一巻をつくり、更に字の類別によって『字会』二十巻を編集した。もと宰相の呉元中は外学（大学の予備校）を試験する際に必ず『字説』を解答の例文として用いた。」（字説盛行時、有唐博士相、韓博士兼皆作字説解数十巻、太学諸生作字説音訓十巻、又有劉全美者作字説偏旁音釋一巻、字説備檢一巻、又以類相從為字會二十巻、故相呉元中試辟雍程文盡用字説。）³⁵

とある。しかし、「元祐党争」に伴って、『字説』が禁じられたり、解禁されたりし、六書の教育は断続的に官学に存在した。『宋史』には、

「神宗は字学の衰退に留意し、儒臣たちを招いて検討し、それに王安石が字説を推進し、学生たちはそれを習った。元祐党争の頃は禁じられ、今解禁されて四年目である。」³⁶（神宗念字學廢缺、詔儒臣探討、而王安石乃進其説、學者習焉。元祐禁勿用、至是除其禁四年。）

とある。また、李燾『続資治通鑑長編』には、

³³ 「王子韶（中略）神宗與論字學、留為資善堂修定説文官。」脱脱『宋史』卷三二九、22葉。

³⁴ 徐自明『宋宰輔編年録』卷八、44葉。

³⁵ 陸游『老学庵筆記』卷二、14葉。

³⁶ 脱脱『宋史』卷一五五、26葉。

「いま青苗法等を改正し、王安石徒党の呂惠卿、李定之を退けた。学校や科挙も仏積道教の学説を廃除し、字学を禁じて、あらましが定まった。」（今已改青苗等法、而廢退安石黨人、呂惠卿、李定之徒。至於學校貢舉亦已罷斥佛老、禁止字學、大議已定。）³⁷

とある。『字説』は文字解釈の気風を引き起こし、六書の教育に影響を与えたが、内容はあまりにも無理にこじつけた解釈が多く、批判を招いた。当時、蘇東坡は強く批判した。「東坡答劉道原書」には、

『東坡答劉道原書』に云う、新学の「説易觀卦」にある「觀」字は、本来は「老鶴」の「鶴」字であり、「大小雅」の「雅」字は、本来は「老鴉」の「鴉」字である。このような説が多く、王安石の解釈はこのように無理にこじつけるのである。」（東坡答劉道原書云、新學説易觀卦本是老鶴、大小雅本是老鴉、此類甚衆、王氏之學穿穴至此。）³⁸

とあり、篆書の名手の王壽卿も王安石の学説を認めないため、皇帝の命令を辞退した。『研北雜志』には

「王魯公壽卿は、洛陽の人、祖択子の外孫であり、篆書、隸書に巧みである。かつて皇帝は命令して『字説』を篆書を用いて書かせようとしたが、彼は王安石の学説と異なるため辞退した。」（王魯公壽卿、洛陽人、祖擇之外孫、善篆隸。嘗召至京師使篆字説、辭以與王氏之學異。）³⁹

とある。『字説』の影響は紹興年間（1131—1161）に続いているが⁴⁰、当時の文人もこの中には誤りがあると指摘し、王洋（1087—1154）は博士として、太学で經書以外に文字学を教授し、王安石の説を修正した。王洋『東牟集』には、

「私は太学生の時、世は王安石の『字説』を学ばなければならず、これに精通した者は朝廷に仕える士となり、未熟の者もこの学問を用いて官位を求めたため、学ばないわけにはいかなかった。彼の説を顧みるとまだ大略を変えていないので、私は經書以外で字学を講

³⁷ 李燾『続資治通鑑長編』卷四一八、5葉。

³⁸ 林駟『古今源流至論』後集卷九、15葉。

³⁹ 陸友仁『研北雜志』卷下、38葉。

⁴⁰ 王洋が太学博士に任ぜられたとき、秦檜が宰相であり、彼は二度目の宰相の地位にあった。併せて十九年間、全ての高宗の紹興年間である。「王洋、字元渤、待制資深子、亦以省第二名中宣和二年甲科、紹興初以右命直徽猷閣、歴典三郡所至有異政。官太學為博士時、秦檜為丞相、而直道正辭亦擯勿用。」董斯張『吳興備志』卷十三、12葉。

じる時は改めて教えた。」(某方游學校時、世非王氏不道、先進者以此取士、後進者以此干祿、則安得不學。顧其說亦未易略、某於正經之外嘗講字學以明之。) ⁴¹

とある。一方、地方の小学における識字教育については、至和元年(1054)「京兆府小学規」⁴²に、教育内容を記録している。毎日、教員は範書を書いて学生に示している。

「教授は毎日經書の二、三ページを講義し、暗誦すべき文句や音義を教え、学ぶべき文字を書きつけた。」(教授毎日講說經書三兩帋、授諸生所誦經書文句、音義、題學書字様。)

とある。そして、学生はレベルが三つに分けられ各々の日課があった。

「第一等の学生は、毎日学んだ經書の内容より、抽出した三つの問題を試験し、一、二百字を読ませ、学んだ内容を十行書かせた。(中略)第二等の学生は、約百字を読ませ、十行書かせた。(中略)第三等の学生は、五、七十字を読ませ、十行書かせた。」(第一等、毎日抽籤問所聽經義三道、念書一、二百字、學書十行。(中略)第二等、毎日念書約一百字、學書十行。(中略)第三等、毎日念書五七十字、學書十行。)

とある。レベルによって毎日読書(識字)の内容はそれぞれであるが、いずれのレベルの学生も毎日十行書くことが決まっている。熙寧年間(1068-1077)、地方の州県学は教授一人を各学校に設け、教材は担当の教員の著作を用いて生徒に教えた。『続資治通鑑長編』には、

「州、軍の学校は五路法により、おの教授一員を設ける。彼らの經、史書を試験することは国子監に委託する。また、新たな進士は各路の学官に任ずることができる。彼らの著作を用いて生徒に教える。」(州軍依五路法、各置教授一員、委国子監詢考通經史、及新及第出身進士可為諸路學官、即其所著詞業以聞。) ⁴³

とある。金石と古文を好んでいる李公麟、趙明誠の親友である劉跂(?-1117)は、亳州や曹州の教授を担当したことがあり、彼は大觀年間に泰山に登って「泰山刻石」二二文字を拓して一四六字を見分けることができた。彼は得た拓本を摹刻して『泰山秦篆譜』という書物を出版した⁴⁴。これも地方の州県学で定番の經書以外、字書として教授された可能

⁴¹ 王洋「謝諸葛秀才書」、『東牟集』卷十、23葉。

⁴² 王昶『金石萃編』卷一三四、『統修四庫全書』八八六冊、353-354頁。

⁴³ 李燾『続資治通鑑長編』卷二四三、11葉。

⁴⁴ 劉跂「泰山秦篆譜」は当時の宋庠が摹刻した四八字のテキストよりかなり増加した。劉跂「泰山秦篆譜序」『学易集』卷六、15葉。

性があると考え。一方、地方の州県学でほとんど文字学や篆書を教授されない士人たちには古文を解読できる者が少ない。黄庭堅は弟の黄乘⁴⁵を筠州の知州の柳平に薦め、曾鞏の「筠州学記」を鐘鼎文で書いた⁴⁶。「書筠州学記後」には、

「柳平は筠州を統治する際、政治が優れて人民は和やかであった。昔の碑を削り、私に頼んで新たな碑文を書かせた。私は弟の乗が小篆に巧みで、六書に精通し、書く文字には必ず根拠があり、文章と並び伝えることができる」と薦めた。柳平は紫陽山で乗の書を求め、碑に刻した。最初、疑問を抱いた者は、この世で鐘鼎文を知らない士大夫が十人中に九人はいる、と言った。」（柳侯為州、政優民和、乃礪故刻而乞書於予、予告之以舍弟乘、雅善小篆、通六書之意、下筆皆有依據、可與斯文並傳。柳侯則以書求乘於紫陽而刻之。初有獻疑者曰、今世士大夫不知文十室而九。）⁴⁷

とある。この碑を鐘鼎文で書いた理由は、文字学や古文などの学問を探究する士人のために必要だったからである。柳平は「三代における鐘鼎文の筆画はすべて巧妙であるため、これを金石に刻して伝わるのは、必ず才能がある者に委託する。私は古を学んで学問を探究する者のことを考慮し、見識や知識が狭い者のことを心配しない」と言っている⁴⁸。地方の州県学では篆書の教育を正式の内容に編入しないが、主宰する教員や官僚によって、篆書を流布させる方式は様々であった。

一方、前述の『字説』は科挙の試験内容のため、影響も地方の州県学に及んだと考えられる。北宋の末、汪応辰「吏部郎樊茂実墓誌銘」には、

「臨川の王安石が編集した『三経義』、『字説』を天下の学問と同列にみなし、世の人たちはみな六経のように暗誦した。」（臨川王荆公著三経義、字説以同天下之學、舉世誦習如六経。）⁴⁹

とある。官僚育成を目標とする官学は、中央も地方もいずれも『字説』がもたらした文字解釈のブームに影響され、士人たちは文字解釈の習慣を身に付けた。『四庫全書提要』には「王安石が『新義』と『字説』を刊行して以来、宋代士人の学風は、物事の訓詁学に転

⁴⁵ 黄乘という人物は、史に記載されることが稀であるが、篆書に巧みで、紹聖年間に黄庭堅の作った碑記に篆額を書いた。黄庭堅「江陵府承天禪院塔記」、『山谷集』別集卷四、2葉。

⁴⁶ 北宋における最善の鐘鼎文字書である呂大臨『考古図積文』に使える字頭は四百字にすぎず、黄乗が長編の「筠州学記」を全て鐘鼎文を用いて書いた可能性は低いと考えられる。

⁴⁷ 黄庭堅『山谷集』二十六、5—6葉。

⁴⁸ 「三代之鼎彝字書皆妙、蓋勒之金石垂世傳後、自必託於能者。吾為學古鉤深者謀、不為單見淺聞者病也。」黄庭堅『山谷集』二十六、5—6葉。

⁴⁹ 汪応辰『文山集』卷二十二、8葉。

換した。」⁵⁰とある。翟耆年の『籀史』では、以下のように、彼の文字学に対する観点を述べる（米芾の一例を挙げている）。

「彼の訓詁は、先人の会意という文字の構成方法を分析でき、次のようにいう。『烈



（『烈』、米芾『紹興米帖』より）』は士の顔である。『懷』字は衣服に衆を收容することであり、ふところに人間を抱く意味がある。字画に異なる箇所があり、士大夫たちの志が雷同するのではない（また、大と夫両字の字画や印が雷同するのではないと言うことで、鐘鼎文の『大』、『夫』との書き方が近くても分けられることを示す）。『稽』字は『ト』、『口』に従い、衆人の意見を諮る意味である。『柅鬯』の二字は礼器『卣』の一つであり、一つに組み合わせても良く、分散しても良い。眉間に毫毛があると長寿の証と言われる。それゆえ、『眉』という字は『尸』に従い、眉のように垂れている。米芾の解説には道理があり、確かに先人たちが彼に及ばないところがあるのである。」（訓古達昔人會意之旨、謂『烈士之容、『懷』字衣中容衆、有懷之義、字相戾、大夫志不雷同也。『稽』從ト口、謀于衆之義也。『柅鬯』一卣、合為一、析為四。言『眉』間有毫、壽者之證、故眉從尸（原文闕、音毫）如眉之垂。』辨説有理、實為前人所未到也。⁵¹）

（二）私学

宋代では、地方の官学が盛んであるが、進学できる学生は少なく、庶民出身の学生はほとんど私学に進学したのである。⁵²

宋初、乱世が次第に安定すると、人材を求める社会的なニーズが再び求学意欲を刺激し、政府の応援を受け、書院は官学に代わり、過去の私的書院をベースとして発展してきた。しかし、仁宗の興学政策により、官学が隆盛するにしたがって私学は衰退し、政府は書院の発展に介入する余裕がなくなった。そのため書院が荒廃し、一四五年間を経て、朱熹が白鹿洞書院を修復するに至ってようやく南宋に再び書院の気風が興った。しかし、この頃の書院は、北宋と興学する宗旨が異なる。主に理学を研究して教授する学者たちは科挙に興味がなく、これより正しい人格の育成や古今の学問を求めることが重要なこととなった。完全な否定ではないが、生徒を募集するため、兼ねて科挙の内容を教授した⁵³。

孫彦民氏の考察によると、書院は北宋の三十八院から南宋の一八五院へと激増した⁵⁴。一方、私学では先賢名儒が講学し、規模や制度が完備する書院以外に、普遍に存在し啓蒙

⁵⁰ 「自王安石新義及字説行、而宋之士風、一變其為名物訓詁之學。」、『欽定四庫全書總目』卷十五、15葉。

⁵¹ 翟耆年『籀史』、28葉。

⁵² 范立舟『南宋全史』七、（上海古籍出版社、2015年）11頁。

⁵³ 梁庚堯『宋代科挙社会』（台湾大学出版社、2015年）109—110、129頁。

⁵⁴ 周永新著、岩谷季久子訳「蒙学と古代中国の教育」、『中国教育史—古代篇』（科学出版社、

教育の役割を果たした教育組織は、私塾である。深奥な程朱の理学を教授する書院に対し、私塾は識字、論理、歴史、礼節など様々な基本的な知識を教授する場所である。興学の資金源や運営方式により、様々な名称で呼ばれる。例えば、村学、義塾、家塾、冬学（季節による開校）などである。庶民にとって最初に教育を受ける場所であり、書院より密接な存在であると考えられる。南宋の私塾はいずれも個別指導式で行っている。レベルがより高い書院（経館や精舎を含む）のような私学は主に講学式（教員一人が複数学生に対し）で行い、兼ねて個別指導式で行っている⁵⁵。書院の学生はほとんど私塾で課程を修了してから進学したが⁵⁶、ある書院は小学の課程も設置し、専任の教員も設けた⁵⁷。朱熹は啓蒙教育を重視するため、『小学』と『童蒙須知』を編集し、読書と習字についての常識も編入した⁵⁸。一方、私塾で啓蒙教育の識字教科書は南朝から編集した『千字文』や唐代の『蒙求』があり、南宋の書店を営む陳起が村塾を訪れて作った「憇農家」には、

「子供たちは窓の下で『千字文』と『蒙求』を読んでいる。」（羣兒窓下讀千字文、蒙求。⁵⁹）

とある。そして、『項氏家訓』にも同じような記録がある。

「古人が子供を教える際に韻語を用いることが多く、例えば『蒙求』、『千字文』、『太公家教』、『三字訓』の類である。」（古人教童子多用韻語、如今『蒙求』、『千字文』、『太公家教』、『三字訓』之類。⁶⁰）

このうち『三字訓』は後の『三字経』の原書である⁶¹。「千字文」は南朝の梁の時に編成された。その時、周興嗣と籀子范二種類のテキストがあり、子どもの識字や書教育を目的として、王羲之の書を集字して編集された⁶²。現在、籀子范本の『千字文』は伝わらず、周興嗣本の方が伝わる。許静氏の考察によると、伝来した『千字文』という作品は合計二三九点あり、そのうち北宋のものは四一点を占めている⁶³。識字教育のみならず、宋代における書作にとって重要な題材である。一方、『雑字』は歴史の上に膨大な貢献をした。し

2018年) 309-311頁。

⁵⁵ 范立舟『南宋全史』七、(上海古籍出版社、2015年) 13頁。

⁵⁶ 畢誠、程方平、『中国教育史』(文津出版社、1996年) 198頁。

⁵⁷ 普遍的ではないが、両宋の書院はともに小学を設け、周敦頤の濂溪書院や朱熹の晦庵書院に設置した記録がある。方回『桐江統集』卷二十七、18葉。周敦頤『周元公集』卷六、24葉。

⁵⁸ 畢誠、程方平、『中国教育史』(文津出版社、1996年) 212頁。

⁵⁹ 陳起「憇農家」、『江湖後集』卷四、3葉。

⁶⁰ 項安世『項氏家訓』卷七、6葉。

⁶¹ 梁庚堯『宋代科舉社会』(台湾大学出版社、2015年) 103頁。

⁶² 向彬「中国古代小学書法教育的教材研究」(美術学報、2011年) 108頁。

⁶³ 楊加深『北宋書法教育研究』(中華書局、2017年) 58頁。

かし、少数の例外を除き、ほとんど雑字類の書物は著者の名は載せず（実際に、編集者は庶民たちの場合が多い）、歴代の書志や書目にも収録されない⁶⁴。内容は通俗でわかりやすく、農村で庶民の階層に広布され、「村書」とも呼ぶ。『劔南詩藁』には「農家は十月に子供を入学させ、冬学という。読んで『雑字』と『百家姓』は村書とよぶ」とある⁶⁵。しかし、編集者により、『雑字』のレベルが玉石混交のため士人に批判される場合もある。『黄氏日抄』には以下のように述べている。

「かつて村の学堂を通りがかり、師が村の児童に書を教えることを見た、教科書の名は『小雑字』であり、句は必ず四字で、全て器物名である。字はほとんどなじみが薄く、意味内容と関わらないので、私はこれを軽視した。」（往歳嘗過村學堂、見為之師者授村童書、名小雜字、句必四字、皆器物名、而字多隱僻、義理無關、余竊鄙之）⁶⁶

古人の啓蒙教育は識字と書写に分けている。識字は「三、百、千」の順番に教え、書写は「上大人、丘乙己」のような範書を用いて教えている。この方法は長い歴史があり、敦煌から発掘された書物には「上大夫、丘乙己、化三千、七十二、女小生、八九子、牛羊方、日含」のような習字内容が載せている⁶⁷。習字の課程は先ず、範書を下にして書き写すように模倣し、更に塾師が学生の腕を持ちながら運筆した。これを「把腕」とよぶ。そして、次は臨書を求める。大字が熟練してから小字を習字するという順番も決まっている。村学、冬学、義学での習字の授業は毎日一定時間で行われる。また、四日に一日の割合で習字の授業を行う場合もある⁶⁸。一方、私学の文字学の教育についての記録は稀であった。その原因の一つは南宋の私学における書院を設立する宗旨が、科挙に応じるためではないからである。そして、王学を支持する秦檜⁶⁹の死後、『字説』が徐々に科挙の舞台から立ち去った。書院で科挙のために特別設置した課程には、北宋の官学のように『字説』をコツコツ学ぶ必要がなく、専念して理学や六経の学問を求めるだけで良いと考えられていた。

二、書学

⁶⁴張志公「伝統語文教育教材論」、『張志公語文自選集』上、（北京大学出版社、1998年）33頁。

⁶⁵「農家十月乃遣子入學、謂之冬學、所讀雜字、百家姓之類、謂之村書。」、陸游『劔南詩藁』卷二十五、六葉。

⁶⁶黄震『黄氏日抄』卷四十六、65葉。

⁶⁷張志公「伝統語文教育教材論」、『張志公語文自選集』上、（北京大学出版社、1998年）37頁。

⁶⁸苗春徳、趙国権『南宋教育史』（上海古籍出版社、2008年）101頁。

⁶⁹「程、王之學數年以來宰相執論不一、趙鼎主程頤、秦檜主王安石。」脱脱『宋史』卷一五六、8葉。

ここでは宋代における篆書が応用できる書家の教育背景を明らかにしたいと考える。この教育は、芸術性や実用性の伝授に重点を置き、前述の文字学とは異なる。公の篆書の技術官僚の育成と民間の篆書の教育とを分けて論じてみる。

(一) 書の技術官僚を育成

宋代において、中央政府は膨大な文書の作成に応じ、書写人材のニーズがあるため、続々と制度を設けて技術官僚を起用した。更に皇帝の嗜好によって書学や文字学を諮る顧問のような官職を設けた。北宋から南宋にかけて国子監書学（仁宗の「知国子監書学」は職名であり、代表人物に周越、楊南仲がいた。徽宗の時に書の専門学校として画、算、医との「四学」が設置され、翰林御書院、翰林書芸局（書芸所）などの書写、書法に関する組織が設置された。その官職の制度における変遷と書家の特徴についての研究では、張典友氏の『宋代書制論略』（文物出版社）と李慧斌氏の『宋代制度層面的書法史研究』（吉林大学博士論文）が詳細に考察している。ここでは彼らの研究をベースに官職制度の中の篆書の教育に関することがらを明らかにしたい。

官職の制度における書を教授する活動では、翰林御書院が徽宗時代に国子監書学が設置される前の重要な技術官僚を育成する場所である。翰林御書院は皇帝に仕える書写の組織であるのみならず、書写人材を育成する場所としての役割を果たした。宋初、太宗は五代からの書学の衰退を感じ、自ら翰林御書院の待詔に書を教えていた⁷⁰。御書院（元豊年間に書芸局と改制）は北宋の太平興国元年から太平興国六年の間（978—982）に設置され、南宋の紹興三十年（1160）に廃止された⁷¹。この間数多くの官僚を育成した。現在見られる書家の人名は程章燦『石刻刻工研究』（上海古籍出版社）に収録されている。翰林御書院にある篆書の教授については、章友直は皇帝の命令に応じ、翰林院で書を教えたことがある。『墨莊漫錄』に以下の通り記録している。

「章友直、字は伯益は、篆書を以て名をはせた。皇帝は篆書を書かせるために都の翰林院に招いた。官僚の待詔の数人は彼の名を聞いたことがあるが、必ずしも信服しない。彼が到着すると待詔たちは会いに来て言った。「かねがね先生の篆書の高名を伺っており、筆法をお手本として見せていただきたい」と。章友直は数枚の紙を貼り付けて二枚を作り、筆墨を用意することを命じた。その一枚は縦横に各十九本の直線を碁盤のように書いた。もう一枚は円を十個書いて射的のまを作った。その筆使いの太細の均一、間架結構、疎密は寸分の狂いも無い。待詔たちは驚き感服し、再び礼をつくしてから下がった。」

（章友直伯益以篆得名、召至京師翰林院篆字。待詔數人聞其名、然心未之服、俟其至俱來見之、云、聞先生之藝久矣、願見筆法以為模式。伯益命粘紙各數張作二圖、即令洗墨濡

⁷⁰ 江少虞『事實類苑』卷三十、5葉。

⁷¹ 楊加深『北宋書法教育研究』（中華書局、2017年）65頁。

毫。其一縦横各作十九畫成一碁局、其一作十圓圈成一射帖。其筆之粗細間架疎密、無毫髮之失、諸人見之大驚嘆服、再拜而去。) ⁷²

この記録により、翰林御書院では内部の教員が書を教授することのみならず、外部から招いた書家が教授することもあったことがわかる。そして、教授する内容は鉄線篆や玉筋篆が書けるように、均一の線質や空間を鍛えることであることを物語っている。

神宗元豊年間に、御書院を廃除し、改めて書芸局を設置した。この書芸局は初めて学生を募集した⁷³。しかし、当時の書芸局に関する記録は稀である。徽宗の時代になって教育の内容が記録されるようになる。『宋会要』には、

「宣和六年（1124）八月十四日、詔が発せられ書芸に提挙を任じ、書芸所が設置された。生徒は五百人を定員とし、篆書の正体は鐘鼎を習い、小篆は李斯を習う。」（宣和六年八月十四日、詔書藝置提舉措置書藝所、生徒五百人為額、篆正法鐘鼎、小篆法李斯。⁷⁴）

とある。宣和年間の書芸所は、生徒五百人を募集し、鐘鼎文を学習すべき書体として科目に編入した。文字学に精通して字書の『集篆古文韻海』を編集した、篆書の名手である杜従古を、これを管理する官僚として起用した。同期の官僚は米友仁、同じく篆書に巧みな徐競がいた。三人は教員の書学博士として転任した⁷⁵。『群書索考』にもほぼ同文で、

「宣和六年（1124）一月己未、詔が発せられ書芸に提挙を任命し、書芸所が設置された。杜従古、徐競、米友仁をともに管勾官に任命する。生徒は五百人を定員とし、篆書の正体は鐘鼎を習い、小篆は李斯を習う。」（宣和六年正月己未、詔書藝置提舉措置書藝所、以杜従古、徐競、米友仁並為措置管勾官、生徒五百人為額、篆正文法鐘鼎、小篆法李斯。）⁷⁶

とある。しかし、書芸局（所）は宣和七年、徽宗の退位に伴って廃止され、南宋にも設置されていない。南宋では、紹興十六年から二十年（1146—1150）にかけて、高宗が御書院を重建して組織を拡大した。皇帝の誥命などの文書を写すことを司る官僚の待詔、芸学、書芸、祇候を設け、更に書学生も編入した。『玉海』には、

⁷² 張邦基『墨莊漫錄』卷八、2葉。

⁷³ 李慧斌『宋代制度層面的書法史研究』（吉林大学博士論文、2008年）165頁。

⁷⁴ 徐松輯『宋会要』崇儒三、『統修四庫全書』七七七冊、670頁。

⁷⁵ 「宣和壬寅歲（四年）、復置書學。」、「宣和之末、復置書學、增博士三員、杜従古、米友仁與競。」岳珂『宝真齋法書贊』卷二十四、十九葉。俞松『蘭亭統考』卷一、10葉。

⁷⁶ 章如愚『群書索考』後集卷三十、9葉。

「翰林院の昇級、採用試験は書学生を五体書（王羲之、虞世南、鍾繇、小楷、奏事を可否する文書）を試験し、書学祇候は六体書（王羲之、虞世南、鍾繇、小楷、奏事を可否する文書、勾勒書）を試験し、芸学と待詔は七体書（王羲之、虞世南、鍾繇、小楷、奏事を可否する文書、勾勒書、玉筋篆）を試験する。」（翰林院選試書學生以五體書、王、虞、鍾、真小字、批答、書學祇候以六體書、勾勒書、藝學試七體書、玉筋篆、待詔以七體）⁷⁷

とある。レベルがより高い待詔、芸学の試験科目には玉筋篆が入った。試験の内容は御書院で学習すべき内容であると考えられる。なお、張典友氏はこの書学生の育成制度は、南宋における書の技術官僚を供給することに対して重要であると認めている⁷⁸。一方、書の専門学校である国子監書学は、徽宗の時代に断続的に存在した。『玉海』には、

「崇寧三年（1104）六月壬子十一日、算学、書画学を設置した。（中略）崇寧五年四月十二日、詔が発せられて書、画、算、医の四学を廃止し、書、画学を国子監に附属させ、各々に博士一人を設けた。（中略）大觀元年二月十七日、詔が発せられて書画学の各学論、学正、学録、直学を設けた。（中略）大觀四年三月二日、詔が発せられて四学を各々太医局、太史局、翰林書芸、図画局に合併した。」（崇寧三年六月壬子十一日、建算學書畫學。（中略）五年四月十二日詔書、畫、算、醫四學、並罷其書、畫學附國子監、置博士各一員。（中略）大觀元年二月十七日、詔書畫學論、正、録、直各置一人。（中略）四年三月二日、詔四學併入太醫局、太史局、翰林書藝、圖畫局。）⁷⁹

とある。教育内容では、書学と画学の生徒が共に文字学の『説文解字』を学ぶ必要があり、書学生は当時流行する『字説』を学んだ。そして、篆書の学習は古文（『汗簡』、『古文四声韻』などの伝抄古文と『説文解字』にある古文）、大篆、小篆を模範として学んだ。『宋史』には以下の通りに記録している。

「書学生は篆書、隸書（楷書）、草書三体を習い、『説文』、『字説』、『爾雅』、『博雅』、『方言』を理解し、兼ねて『論語』、『孟子』の意味内容に通じ、大経の『詩経』、『周礼』、『春秋』などの授業を選んで聴講する。篆書は古文、大小二篆を学ぶ。画学の授業は、『説文』、『爾雅』、『方言』、『积名』を教授し、『説文』を用いて篆書を書かせる。」（書學生習篆隸草三體、明説文、字説、爾雅、博雅、方言、兼通論語、孟子義、願占大経者聴。篆以古文、大小二篆為法。畫學之業、以説文、爾雅、方言、釋名教授、説文則令書篆字。）⁸⁰

⁷⁷王応麟『玉海』卷、四十五、34葉。

⁷⁸張典友『宋代書制論略』（文物出版社、2012年）161—162頁。

⁷⁹王応麟『玉海』卷、四十、41葉。

⁸⁰脱脱『宋史』卷一五七、41葉。馬瑞臨『文献通考』卷四十二、16葉。

(二) 社会における篆書の教育

書を伝授することは、印刷技術が進展する以前では、師弟や家族に限り非公開で行われていたのである。宋代になると、印刷物と刻帖の流布によって、益々公開されようになり、書を自身で学ぶことができた⁸¹。家族の教育は書家に直接的な影響を与える。楊加深氏の考察によると、北宋における小篆の能書の家族は、広陵の徐氏、浦城の章氏、華陽の句氏、丹陽の邵氏、丹陽の翟氏などの五家があった⁸²。

一方、篆書作品の流布の事実と自学については、拓本の発展が関わっている。拓本は六朝時代に発明され、唐代から技術が成熟し、宋代にかけて刻帖や金石学の発展に沿って、様々な拓本が流布した。現在、唐代の拓本に敦煌で発見された唐太宗「温泉銘」がある。宋代では刻帖や碑文などの法書を拓本に作るのみならず、当時発見された青銅器の銘文を拓して流布させた。仁宗は収蔵した「周敦」などの銘文を拓し臣下に賜っている⁸³。これは鐘鼎文が流布する端緒と考えられる⁸⁴。その後、嘉祐六年（1061）、劉敞（1019—68）が長安で多くの古器を得、拓本を作って欧陽脩に贈り、『先秦古器図』（佚）を編集している。

法帖の流布は宋代書道史における功績の一つである。「祖帖」である『淳化閣帖』には史籀や李斯の篆書を編入した。真偽の問題はあるが、宋初の皇帝と官僚の王著が、古文を重視する証佐であると考えられる。その後、刻帖が続出し、現存の『絳帖』、『大観帖』、『汝帖』にも篆書が散見される。拓本が普及したお陰で、士人たちは前代より多彩な篆書が見られるようになった。宋代以前の作品以外、宋人の篆書もよく摹刻されて流布した。現存しているのは、積夢英「小篆千字文」、「篆書目錄偏旁字源」、蘇唐卿「醉翁亭記」、唐英「勃興頌」などである。篆書の名手である章友直は元居中の紹介で名をはせた。『宣和書譜』には、

「太常少卿の元居中は宿州を統治した。もともと章友直の書を好み、そのうえ数多く持っており、宿州に到着すると所有を全て摹刻して広布した。そのため、東呉（今の浙江、江蘇省一帯）には彼の篆書の書跡が多く、章友直はこれによって名を馳せたのである。」（太常少卿元居中出領宿州、素喜其書、且富有之、至宿州盡所有、摹諸石以廣其傳、緣此、東呉之地多其篆蹟。友直既以此書名世。）⁸⁵

とある。上述のような作品は宋人が篆書を学ぶ資料となったのである。宋人が篆書を学ぶ場合、自学が多く、米芾の「自敘帖」には「篆書で最愛するのは詛楚、石鼓文であり、ま

⁸¹ 楊加深『北宋書法教育研究』（中華書局、2017年）33頁。

⁸² 楊加深『北宋書法教育研究』（中華書局、2017年）105—111頁。

⁸³ 趙明誠『金石錄』、卷十一、4葉。

⁸⁴ 王国維「宋代之金石学」、『王国維論学集』（中国社会科学出版社、1997年）203頁。

⁸⁵ 佚名『宣和書譜』卷二、8葉。

た竹簡が竹の筆を以て漆のような濃墨をつけて運筆する道理を悟るが、青銅器の銘文は素晴らしく古老の味わいがある」といっている⁸⁶。

米芾の書を習う過程から、篆書に対しては、当時出土した「詛楚文」、青銅銘文と、唐代から発見され伝わる先秦の「石鼓文」を重視していたことが理解できる。また米芾は、篆書の好みについて、「楚国の鐘に刻された字は、端正で秀逸であり、秦国の篆書よりはるかに優れ、当代の法帖の首位に冠せよう」⁸⁷といった。

米芾よりやや後の黄伯思も篆書を自学する過程を記録している。「跋蘇氏書後」には、

「私は若い頃から篆法を好み、最初、秦泰山刻石と漢代石印を入手して学んだ。後に秦国の「岐陽石鼓文」、周代の「壇山石刻」、三代の鐘鼎文を学んで、その高雅で古風な気品を崇拜し、これだけを学んだ。そして漢代、魏晋の碑額と印章を時に目にしたが、これらに関心を持ったことはない。」（僕自弱齡喜篆法、初得岱宗秦刻、及朝那石章學之。後得岐鼓壇山字及三代彝器文識又學之、仰其高古、惟是之師。而漢魏碑首、印章亦時寓目下、此者未嘗過而問焉。）⁸⁸

とある。北宋末の黄伯思は様々な篆書を見て、当時流布する「泰山刻石」や漢印の小篆をベースとして学び、そして、「石鼓文」、「壇山石刻」⁸⁹、「鐘鼎文」などの古文に進んだ。偶然目にする漢代、魏晋の碑額と印を学ばないとも言っている。彼の好みは、李斯と李陽冰の鉄線篆や玉筋篆のような太さや空間を均一化した篆書である。これをベースに文字構造が多様な古文に専念した。それゆえ、漢代、魏晋の碑額にある造形が均一ではない篆書⁹⁰には興味がないことが判明した。

第二節 字書の流布

『宋史』卷二〇二には、小学類の書目二〇六部、計一五七二巻を収録し、唐代から宋代にかけて伝来した著作と宋代の学者の著作が列記されている。この書目は詳細に区別しておらず、訓詁、説文、金石、書論（少数）を小学類に編入している。今日伝来する著作

⁸⁶ 「篆便愛詛楚、石鼓文。又悟竹簡以竹聿行漆、而鼎銘妙古先（老の誤り）焉。」米芾『宝晋英光集』卷八、6葉。

⁸⁷ 「如楚鐘刻字、則端逸、遠高秦篆、咸可冠方今法書之首。」米芾『書史』、1葉。

⁸⁸ 黄伯思『東觀餘論』卷下、18葉。

⁸⁹ 「壇山刻石」は、周代の穆王が岸壁に刻した「吉日癸巳」四字と伝えられ、宋代の皇祐年間に太守の劉荘はこれを鑿取して公署に置き、政和五年内府に置いた。現存するものは皇祐五年、李中祐が摹刻したものである。字形は小篆と近く、鉄線篆である。『墨池編』には「周穆王時史籀篆、吉日癸巳四字、舊在贊皇壇山、今鑿石龕於趙州署壁」と記録している。朱長文『墨池編』卷六、1葉。

⁹⁰ 宋人が見た漢代、魏晋の碑額は、洪适『隸続』卷五の「碑図」が参考になる。

は、『現存宋人著述目略』に収録されるが、金石類は三十六種（重出する異なるテキストを含む、下記の小学類も同じ）、小学類は三十一種（訓詁、説文、字書、音韻などを含む）がある⁹¹。『宋史』の書目と重出するのは、小学類十五部、金石類九部（異なるテキストの重出なし）である。

宋代における文字に関する著作は、「今文」と「古文」の大きく二ジャンル（字体）に分けられる。「今文」は、隸定⁹²した文字の意味と音韻を解釈する著作であり、例えば、邢昺『爾雅疏』、丁度、司馬光『集韻』などがある。「古文」には二つあり、一つは小篆の字形、音韻、意味を解釈する著作であり、小篆に関するものは「説文類」に属す。例えば、李燾『説文解字五音譜』、李從周『字通』、張有『復古編』などである。もう一つの「古文」に関するものはより複雑で、「伝抄古文」類に属す字書には、郭忠恕『汗簡』、夏竦『古文四声韻』、杜從古『集篆古文韻海』がある。この体裁が現在の篆書字典に近く、文字の出典のみを記し、音韻や意味を説明していない。「鐘鼎文」類に属す著作は、多くは金石学の勃興に伴って、器物と共に記録された銘文資料であり、呂大臨『考古図』、薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』、王俅『嘯堂集古録』などである。字書（文字出典のみ記す）として出版されたのは、呂大臨『考古図釈文』、王黻『鐘鼎篆韻』（佚）である。以下、現在伝来する古文字の著録や字書を三つのジャンル（字体）に分けて論じてみたい。

一、「説文」類

北宋初、徐鉉が『説文解字』を校正し、徐鍇が『説文解字韻譜』、『説文解字繫伝通釈』（『説文繫伝』）を作り、徐氏兄弟の『説文解字』に対する研究が後代に多大な影響を及ぼした。その後、李燾は『説文解字韻譜』に基づいて『説文解字五音譜』を作る。張有の『復古編』は、『説文解字』の小篆を正体として、別体と俗体を分別している。他には李從周の『字通』がある。新出土の鐘鼎文を用いて『説文解字』と互いに考釈した戴侗の『六書故』もまた、清代の考証学を啓発した。『説文解字』は宋代の文字学にとって、あらゆる基礎となっていよう。

二、「伝抄古文」類

伝抄古文とは、「六国古文」である。秦始皇帝は文字が秦と合致しないものを廃した。しかし、民間に古書を秘蔵し、漢初にあらたにこの世に出たものがある⁹³。先秦（戦国時

⁹¹ 国立中央図書館編『現存宋人著述目略』（台湾中華叢書編審委員会、1971年）、27—32頁、115—119頁。

⁹² 甲骨文、金文、籀文、古文などの文字を、隸書ないしは楷書におきかえること。西林昭一『中国書道文化辞典』（柳原出版、2009年）、968頁。

⁹³ 「孝經遭秦坑焚之後、為河間顔芝所藏、漢初除挾書之律、芝子真始出之。」章如愚『群書考索』卷八、15葉。

代)の古文簡牘が時代の流れに沿って続々発掘され、例えば漢の魯恭王が孔子の宅を壊して得た『礼記』、『尚書』、『春秋』、『論語』、『考経』がそれである⁹⁴。晋代に魏襄王の墓から発見された七十五巻の古書(汲冢竹書)⁹⁵もある。一方、漢代から唐代にかけ、様々な字書を編纂し、古文を用いて刻石を製造した。例えば魏晋の『徐邈集古文』、晋代の『李彤集字』、梁代の『庚儼字説』、唐代の『林罕集字』(以上は字書)、漢代の「滅貝丘長碑」、唐代の「碧落碑文」(以上は刻石)などである。これらの古文資料が後に郭忠恕『汗簡』の編集する材料となった⁹⁶。宋代に至り、郭忠恕(?-977)が先秦から唐代までの古文資料七十一種を集め、『汗簡』を編纂した。偶然、偽造の『尚書』や誤字を収録したが⁹⁷、多くの出典には根拠があり、参照できる⁹⁸。清代や現代の古文字研究者はこれを用いて新出土の鐘鼎文や『説文解字』を考証している。『汗簡』以後は、古文書の発掘と収集は進展していない⁹⁹。その後の夏竦『古文四声韻』、杜從古『集篆古文韻海』もこれを基礎として著述された。

『汗簡』の成書は夏竦『古文四声韻』より早く、北宋初期であり、この頃は、まだ青銅器と鐘鼎文の研究が興っておらず、経文を考証するために使われるのみであった。『古文四声韻』は『汗簡』や当時の句中正、李建中たちの研究の基礎の上に発展し、『汗簡』より十一種を増加した¹⁰⁰。彼が古文字に特に留意した理由は、皇帝の收藏する青銅器の銘文を識別するために研究を始めたことにある¹⁰¹。序文には、「祥符年間に、国家に收藏された古器物には科斗文が多く、質問されても識別できず役職の面目が立たず申し訳ない」¹⁰²とある。特に『古文四声韻』には数種の青銅器の文字を収録しており、数は少ないが、宋代の古文字学から金石学の研究へと進展する兆しがある。

杜從古『集篆古文韻海』の成書は宣和元年(1119)ころで¹⁰³、『汗簡』と『古文四声韻』に基づき、顧野王『玉篇』と丁度・司馬光『集韻』を加えて編集した。しかし、主文の篆書の下に积文のみを表記し、出典や説明がないため、文字の来源を判明するのが困難である。成書した頃は皇帝や士人たちの古器を收藏する全盛期であり¹⁰⁴、金石学の研究の気風

⁹⁴ 許慎「説文解字序」、『説文解字』十五上、3葉。

⁹⁵ 張守節『史記正義』卷四、25葉。

⁹⁶ 黄錫全『汗簡注釈』(台湾古籍出版社、2005年)、552頁。

⁹⁷ 葉国良『宋代金石学研究』(台湾書房、2011年)、64頁。

⁹⁸ 黄錫全『汗簡注釈』(台湾古籍出版社、2005年)、11~22頁。

⁹⁹ 李学勤序、黄錫全『汗簡注釈』(台湾古籍出版社、2005年)、2頁。

¹⁰⁰ 李零序『汗簡、古文四声韻』(中華書局、2011年)、162頁。

¹⁰¹ 大中祥符五年(一〇一二)、南康軍建昌県で古鼎が発見され、太守劉保衡が器を皇帝に献上した。夏竦が四年に国史編集官を務め、九年に副枢密として、国史を修める。この間に鐘鼎文の积文が問われたと考える。呉曾『能改齋漫録』卷十四、十五葉。王応麟『玉海』卷四十六、五十五、6葉。

¹⁰² 李零編『汗簡、古文四声韻』(中華書局、2011年)、62頁。

¹⁰³ 杜從古『集篆古文韻海』序、『続修四庫全書』二三六冊、368頁。

¹⁰⁴ 「大観初、乃仿公麟之考古作宣和殿博古圖、凡所藏者、為大小禮器、則已五百有幾。」蔡脩『鉄園山叢談』卷五、13葉。

が形成され、著作が続出したため、鐘鼎文を引用できる字数が多くなった¹⁰⁵。その一方で、『玉篇』と『集韻』は前述の「今文」の字体に属す字書であり、主文を隸定したのである。杜從古は隸定された楷書を、篆書の筆画で書き直して収録した。

上述の『汗簡』、『古文四声韻』、『集篆古文韻海』は、宋代における伝抄古文に関する最も重要な著作である。また、書物に引用された資料の中には『説文解字』古文、「三体石経」、「碧落碑」、「陽華岩銘」の書物、拓本、残石などが保存されている。著作に収録したものの、テキストにより文字構造が多少異なるところがある¹⁰⁶。例えば郭忠恕は、『説文解字』古文の鈕字「𠄎」を「𠄎」に作り、『碧落碑』の融字「𠄎」を「𠄎」に作る。よって両者を並列して参照することができる。

三、「鐘鼎文」類

金石学が盛んな宋代では、夥しい著作が出版される一方で、散逸した著作もこれより数多いと推測する。金石に関する著作は、楊殿珣氏が考証して八十二種と判断し、また容庚氏が七種を補った¹⁰⁷。さらに、葉国良氏が両氏の成果の上に二十三種を提示した。合計、散逸した著作は一二種に上る¹⁰⁸。容庚氏の考証により、現存する金学（石学を除く）に関する著作は八種あり、成書の順に記せば、呂大臨『考古図』『考古図釈文』、趙九成『続考古図』、徽宗『博古図録』（王黼『重修宣和博古図』）、薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』、王俅『嘯堂集古録』、王厚之『鐘鼎款識』、張掄『紹興内府古器評』などがある。宋代における金学の研究が、真宗年間に始まり¹⁰⁹、咸平三年（1000）には、乾州から古鼎が献上され、それには四角形で足が四本あり、二十一字銘文が鑄込まれていた。皇帝が学者を招いて考証し、句中正、杜鎬が銘文により、「史信父鬲」と判定した¹¹⁰。仁宗皇祐三年（1051）、秘閣や太常に収蔵する器物は十一種あり、楊南仲が命じられて銘文を考証し、初の金石著作『皇祐三館古器図』を編纂した。また仁宗が器物の銘文を拓して臣下に賜った。これは鐘鼎文が流布する端緒と考えられる¹¹¹。嘉祐六年（1061）、劉敞（1019—68）が長安で多くの古器を得、『先秦古器図』（佚）を編集する。そして拓本を作って欧陽脩に贈った。それが『集古録』に収録されている¹¹²。

¹⁰⁵ 現存の著作は呂大臨『考古図』、『考古図釈文』、王黼『重修宣和博古図』（大観年間 1107—1110）がある。

¹⁰⁶ 黄錫全『汗簡注釈』（台湾古籍出版社、2005年）、12頁。

¹⁰⁷ 楊殿珣撰、容庚校補「宋代金石佚書目」、『考古社刊』（中国社会科学院考古研究所、1936年、4）191—228頁。

¹⁰⁸ 葉国良『宋代金石学研究』（台湾書房、2011年）、52—59頁。

¹⁰⁹ 容庚「宋代古金書籍述評」、同続、『學術研究』（広東省社会科学界聯合会、1963年6月、1964年1月）81—97、85—102頁。

¹¹⁰ 趙明誠『金石録』卷十一、3葉。

¹¹¹ 王国維「宋代之金石学」、『王国維論学集』（中国社会科学院出版社、1997年）203頁。

¹¹² 全十本がある。欧陽脩『集古録』卷一、1、11、12、13、16、24葉。

現存の呂大臨『考古図』は、秘閣、太常、内府などの皇室収蔵以外の、民間収蔵の三十七家も羅列し、各々器物の大小、容量、重量、出土を記している。その内容は多く李公麟『李氏古器録』を引用する。徽宗の『博古図録』は、『四庫総目』が『読書敏求記』により、作者を王黻と定めた。しかし、容庚氏は徽宗が執筆者であり、王黻は編集者であると論じた。この書物は、大観年間（1107—1110）に始まり、李公麟『李氏古器録』の体裁を用いて編集された。初期に、黄伯思が編纂に参加し、著作の『古器説』四二六篇の内容を『博古図録』に編入して、『宣和殿博古図』と称して成書した。全五百余器が収録されている。さらに、宣和年間（1119—1125）にかけ、内府が得た器物を『宣和殿博古図』に増補し、器物の数は八三九器に増え、『重修宣和殿博古図』と称して成書した¹¹³。これが現在『四庫全書』に見える王黻『重修宣和博古図』である。三十年後（1144）に出版された薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』は、『考古図』や『重修宣和殿博古図』を基礎として改めて編集した。全五一器を収録しており、考証には根拠がある。

現存する著作以外、容庚氏の「宋代吉金書籍述評」には、散逸した十一種の重要な金学の著作を羅列する。これらの書物は散逸したものの、現存する著作に影響を与えた。貴重な記述も他の書物に散見できる。また本体は散逸したが、後世に増補され、改めて出版された著作も貴重な参考文献である。例えば元代の楊鉤『増広鐘鼎篆韻』は、王楚『鐘鼎篆韻』に基づいて増訂したものである。

宋代における金石著録や字書は、皇祐三年（1051）から高宗朝（1127—1162）までの約百年間に、皇帝や士人の金石活動の流れを詳しく記録した。高宗以後、復古運動は衰退し、新たな金学の著作は見られなくなるが、その著作の数と収録した器物と制度、そして銘文を考証する成果は、後世の研究者に影響を与えた。しかし、当時の金石著録や字書の広がりや受容に関する記録は少ない。書物は、国子監、地方の官学、民間の書店や士人によって刊行されることが多く、官学が出版した書物は教科書として使用されるのみならず、民間に販売することもあったため¹¹⁴、前述の皇帝のために編集した書物は民間に広がる可能性があったと考えられる。地方の官僚も金石著作の出版活動を後援した。例えば薛尚功の著作は林師説の後援によって江西で刊行され、四川で復刻された¹¹⁵。四川の魏了翁はその幼少期に、薛尚功の『鐘鼎款識』と『篆韻』を古文の教科書として入手している¹¹⁶。

¹¹³容庚「宋代吉金書籍述評」、同続、『学術研究』（広東省社会科学界联合会、1963年6月、1964年1月）、89—90頁。

¹¹⁴顧宏義「宋代国子監刻書考論」、『古籍整理研究学刊』（華東師範大学、2003年）42—45頁。

¹¹⁵「薛尚功『欵識法帖十卷』（中略）碑在江州、蜀中亦有翻刻者字加肥。」吾丘衍『学古編』、15葉。

¹¹⁶陳芳妹「金学、石刻与法帖傳統的交會—『歴代鐘鼎彝器款識法帖』宋拓石本殘葉的文化史意義」、『美術史研究集刊』第二十三期、（台湾大学、2005年）111、112頁。

第三節 小結

宋代には、公、私立学校の興学に沿って、唐代の士族教育から庶民教育に転換し、識字率や士人の数が激増した¹¹⁷。この背景は後の文字研究に重要なベースを提供した。公、私立学校における教育の内容では、篆書についての記録が稀であるが、神宗は文字学の衰退を留意し、王安石の『字説』を用いて科挙の内容として流布させた。『字説』にある訓詁の内容は無理にこじつけた解釈が多く、批判を浴びたものの、訓詁の気風を引き起こし、当時の士人たちに文字学を啓発した。徽宗の時代に設置した書学、書芸局は断続的に存在したが、教育の内容は古文（伝抄古文、鐘鼎文）を幅広く編入した。一方、拓本を作る技術の普及に沿って、法帖、歴代の石刻、鐘鼎文が広く流布し、様々な篆書の芸術風格が見られるようになった。そして、印刷技術の発達に沿って、字書が広く流布し、文字学の学習や篆書を調べるのが便利になった。これらは前代に比べると、宋代における篆書学習の優位性であると考えられる。

¹¹⁷ 唐初から天宝年間（750）にかけての百年間、地方学校の制度は益々健全化になり、京県（最大の県学）の学生定額は五十人である。一方、宋代の徽宗朝に、地方県学の学生は千人にも上った。教育の普及率ははるかに激増した。程方平、畢誠『中国教育史』（文津出版社、1996年）、128、188頁。

第二章 北宋における古文の応用—米芾の篆書を中心として

目次

はじめに

第一節 米芾が実見することができた篆書のテキスト（版本）とその様式

- 一、士人達が収蔵した古代器物の銘文
- 二、内府に収蔵された器物と銘文
- 三、宋人の書跡
- 四、字書の運用

第二節 米芾の篆籀に対する理解と創作

- 一、『紹興米帖・米芾篆隸卷九』
- 二、「御製文宣王贊碑」

第三節 小結

はじめに

米芾(1051-1108)の篆書は、伝来する作品が少なく、芸術的な評価も行草ほど高くなく、あまり注目されてこなかった。しかし、米芾は好古の嗜みを持つが故に、文字学を涉獵し、金石を鑑賞し研究したことは、けっして歴代の書家に見劣りするものではない。宋代に金石学、文字学が盛んになる影響を受け、彼の篆書の作品は大量に古文を使っている。本章は、まず米芾が実見することができた篆書のテキスト（版本）とその様式を整理し、次に彼が論じた書体の変遷、簡牘に対する理解、鐘鼎文の合文の理解、訓詁に対する理解、篆書に対する審美など、篆書に関することを考察する。最後に『紹興米帖』篆隸卷九の篆書部分と『御制文宣王贊碑』の二件からその創作観と古文の応用について明らかにする。

第一節 米芾が実見することができた篆書のテキスト（版本）とその様式

一、士人達が収蔵した古代器物の銘文

北宋時には、書画と古物の流通が便利になり、士人たちは玉器や青銅器など墓域から出土する文物を購入しやすくなり、またブローカ同士で互いに商売をしており、当時、「常売」或いは「常買」と称された豪邸まで行き交う個人ブローカーがおり、京師の相国寺あたりには売店があった。米芾は蘇州に居たとき、たくさん買い集めており、宰相富弼の娘婿・范大珪が米芾と一緒に相国寺に見物に行き、七百金で「雪図」を購入したこともある¹¹⁸。しかし、

¹¹⁸張臨生「李公麟与北宋古器物学的發軔・宋代古器物学研究之一」、『宋代文物大展』（台北、故宮博物院、2006年8月）、28頁より引用。

米芾の記録には、古器物の交易や収蔵のことは書かれていないものの、彼が見た器物の銘文の由来から、民間の友人か皇帝の収蔵かを判別でき、テキスト（版本）と器物の様式については、今に伝わる『考古図』（図1）¹¹⁹、『重修宣和博古図』¹²⁰、『歴代鐘鼎彝器款識法帖』¹²¹、『嘯堂集古録』¹²²、『金石録』¹²³の中から手がかりを探することができる。

¹¹⁹作者呂大臨の『考古図』は、李公麟の著作をベースとして編集し、なかに『李氏録』の語を多く引用した。（『李氏録』は薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』には『李氏古器録』と称す、即ち『稽史』に載っている李公麟『考古図』五巻である。）『考古図』は収蔵家の姓名を表記し、目録には器型によって分類し、各器の大小、容量、重量、また出土地点、収蔵先も記している。廬江李氏は最多で49器、臨江劉氏は13器を持ち、劉原父と李公麟が収蔵した鼎彝は『考古図』に詳細な記録があり、米芾篆書の視野を研究する上で、珍しい資料を提供すると言える。「呂大臨、字與叔、京兆藍田人。其兄呂大防為宰相。學于程頤、與謝良佐、游酢、楊時在程門、號四先生。通六經、尤邃於禮、每欲掇習三代遺文舊制令可行、不為空言以拂世害俗。元祐中為太學博士、遷祕書省正字、范祖禹薦其好古學修身如古人、可備勸學。未及用而卒。」脱脱『宋史』卷三百四十、13葉。

¹²⁰『博古図』は徽宗が王黼に命じて編集した大集成の金石著作である。徽宗が即位後、古を好み文化と芸術を復興した。また鑑賞を好み、大觀初年、議礼局を設置する。「大觀初、置議禮局於尚書省、命詳議檢討官具禮制本末議定…詔求天下古器、更制尊爵鼎彝之屬。」この一文から礼制を復興し、「制礼作樂」の手本を作るため、古器を収集したことがわかる。大觀二年(1108)十一月辛酉、徽宗は、兵部尚書兼議礼局詳議官の薛昂の上奏をうけて探し始めた。彼は「議礼局が使用している尊、爵、簠、簋などの礼器は士大夫の収蔵と異なる。古器は多くが墓から発掘し、数千百年間、礼制が変わっているため異なる器を偽造してはいない。『礼が失われたら民間に求める』という。今、朝廷は礼文を修訂し、参照できるものを備え、広く探して史料を取るべきである。私は地方官僚にこれを求め、士大夫か民間の古礼器収蔵者を訪問させ、人を派遣して収蔵先で器形と器制を図象で記録させる。誤りがないときは尚書省議礼局に送り、その製作費用は政府が支給する。完成された図は他人への貸出と妨害を禁止する。」と上奏した。この一文から、徽宗が即位した時には、内府収蔵の古器がまだ少なく、呂大臨が『考古図』を編輯したのは元祐七年(1092)では、内府、太常寺、秘閣で所蔵するのは僅か二十四件で、大觀年間から天下古器を収集したことがわかる。政和三年(1113)、朝廷はすでに夥しい数の古器を持ち、それによって館閣儒臣に三代古器、祭事礼制、考古制度を検討させた。張臨生「文王方鼎与仲駒父簋」、『故宫學術季刊』第十五卷第一期(台北、故宫博物院、1997年8月)、8頁。
¹²¹宋薛尚功編、二十卷。伝来、出土的古代青銅器の款識を収録し、凡そ王黼『博古図』と呂大臨『考古図』二書を収録し、新収集の材料を加えて編集した、『四庫全書總目提要』には「諸家の長所を取ってその異同を比較し、かなりの訂正、校正の貢献がある。ただの剽窃、伝写とは比べることができない。(集諸家所長而比其同異、頗有訂說刊誤之功、非抄撮蹈襲者比也。)」現在のテキストには明崇禎(1628-1644)朱謀壻刊本、阮元刻本があり、また中央研究院が石刻宋拓本殘葉を蔵する。陳志平編『書学史』(北京、人民美術出版社、2010年8月)、121頁。

¹²²作者王休、字は子弁、生卒未詳、南北宋の間にいる人。『嘯堂集古録』上、下二巻。成書時期は『宣和博古図』より遅いと見られる。商、周、秦、漢以來の青銅器と印、鏡などの銘文三四五器を収録している。上は銘文摹本、下に釈文を付記するが、考證は無い。銘文の間に脱字、闕字がある。特に鏡鑿銘文にある。吾丘衍は「夏禹印」、「滕公墓銘」の偽器を収録したが、摹刻はより良いため、研究の価値があろう。テキストは蕭山朱氏藏宋淳熙本が尤も良い、また涵芬樓影印版は『続古逸叢書』に収録する。容庚「嘯堂集古録述評」、『宋人著録金文叢刊初編』(北京、中華書局、2005年7月)、561-562頁。吾丘衍「学古編」、『歴代印学論文選』(杭州、西泠印社、2005年7月)、22頁。

¹²³作者趙明誠、宋以前の彝鼎、金石兩千種を収録し、全三十巻。前十巻は目録、時代の順次で編入し、各目の下に作者の名と時間を付記する。後二十巻は考證で、全跋は五〇二篇ある。北

米芾が書画のコレクションを糸口として官僚集団に仲間入りし、趙仲爰、趙仲忽、李公麟、劉敞親子、蘇軾とその門人の晁无咎、蔡肇らと交際した記録があり、また王欽臣親子も長い銘文の青銅器を十件ほど収蔵していることから、以下にこれらの記録のある収蔵品を整理して、米芾が接触しえた古器物と銘文を考察する。

◎趙仲爰が収蔵した器物と銘文

趙仲爰（1054-1123）、字は君發、米芾と親交をもち¹²⁴、王羲之の「桓公破羌帖」を共に競ったり、¹²⁵「蘊緘大師塔銘」を合作したり¹²⁶、収蔵する金石の文字を窺う機会もあった。収蔵品の「宋君夫人鼎銘」は、春秋時代の器物で、北宋の京兆府から出土し、呂大臨『考古図』には翻刻した拓本の銘文と器物が掲載されるが、その掲載される器物が秘閣に収められたというのは誤りで、呂氏よりやや後の趙明誠は『金石録』でそれを訂正している¹²⁷。そのほか、趙仲爰所蔵の「古鐘銘」、「敦銘」の両器銘文がある。趙明誠は「古鐘銘」について、「象形の書で、全部は解読できない（象形書、不可盡識）」といい、銘文の字が古くて奇異であるといっている。その後、「古鐘銘」の内容と同じような鐘銘と点画が似通っている鐸銘を手に入れた。一方、「敦銘」は、字数が二百字以上あり、趙仲爰所蔵の銘文に勝る物はないが、残念ながら現在見るできない。記録では詳しくこの敦器の名を述べておらず、『考古図』で銘文が二百字以上の長文の器は「牧敦」しかないが、趙明誠がいうのがこの器物であるかどうか分からない。

◎趙仲忽が収蔵した器物と銘文

趙仲忽、字は周臣、北宋宗室のメンバーであり、米芾と親交があり、収蔵に富み、草書を得意とし、草法が円やかで美しい。米芾の評価は「草書が上手な者は、承議郎の膝中と宗室

宋で士大夫の個人蔵器の風潮が盛んで、わずかに『金石録』に、皇族の仲爰、仲忽、舍人蔡肇、祖擇之、丞相呂微仲、王禹玉、内翰趙元考、学士晁无咎、公卿楊南仲、蘇翰林、宋莒公、以及洛陽趙氏、劉氏、岐山馮氏、穎昌韓氏、蜀人鄧氏、方城范氏、南京蔡氏などの二十家余りを記す。金文明「趙明誠和他的金石録」、『金石録校正』（上海、上海書画出版社、1985年10月）、2頁。

¹²⁴「唐太宗步輦圖、有李德裕題跋…今在宗室仲爰君發家。」米芾『画史』、盧輔聖主編『中国書画全書』第二冊（上海、上海書画出版社、2009年12月）、257頁。

¹²⁵「王羲之『桓公破羌帖』、有開元印、唐懷充跋。筆法入神、在蘇之純家。之純卒、其家定直、久許見歸。而余使西京未還、宗室仲爰力取之。且要約曰、米歸、有其直。見歸還。余遂典衣以增其直、取回。仲爰已使庸工裝背、剪損古跋尾參差矣、痛惜痛惜！」米芾『書史』、黃賓虹、鄧實編『美術叢書』第一輯第二冊（台北、台北芸文印書館、1975年）。

¹²⁶『延祐四銘志』卷十七には「浄慧院州、東北四里、周顯德中、祖師璣建、宋天聖賜今額、即孫拾遺邵之故基、宋江夏郡王趙仲爰撰『蘊緘大師塔銘』襄陽米芾書」とある。袁桷『延祐四銘志』卷十七、35葉。

¹²⁷趙明誠「金石録卷第十二」跋尾二、趙明誠撰、金文明校『金石録校正』（上海、上海書画出版社、1985年10月）、225頁。

の仲忽である（能草書者承議郎滕中、宗室仲忽）¹²⁸であり、財力があり、好んで骨董や書画を收藏し、青銅器の收藏品は十件余りあり¹²⁹、当時重要なコレクターの一人であると評している。元符二年（1099）に、仲忽が「文王方鼎」を哲宗皇帝に献上したが、秘閣の学士たちが偽品と見なしたために罰せられた。『金石録』に、「紹聖年間に、宗室の仲忽がこの器物を得て献上した。皇帝の命令に従って秘閣の学士たちが器の真偽を検査したところ、後世の偽造品で、宮廷に献上すべきものではないと判断した。そのためすぐさま仲忽に罰金を課したが、その器物は秘閣に收藏された。（紹聖間、宗室仲忽獲此器以獻。有旨下秘閣考驗、而館中諸人皆以為後世詐偽之物、不當進於御府。於是仲忽坐罰金、然其器猶藏秘閣。¹³⁰）」と述べている。この事件は徽宗の時代に名誉回復した。王黼が編纂する『重修宣和博古図』では、「文王方鼎」を周鼎の首位として列に入れ、次に長い銘文の「晋姜鼎」を載せているからである。また当時仲忽の罰された委細を説明し、過去の偽品と認めた説を改め、当時の気風が明らかになってないので、秘閣の腐れ学者たちが副葬品だと考えて献上すべきでないとしたことが実相であると記すからである¹³¹。米芾は彼の收藏した器銘を見ている。『書史』に、「劉原父が收藏する周代の鼎器の一つは篆字が百字あり、刻は明らかである。（中略）宗室の仲忽、李公麟が購入したものも多く、私は嘗て一緒に鑑賞した。（劉原父収周鼎篆一器百字、刻跡煥然（中略）宗室仲忽、李公麟收購亦多、余皆嘗賞閱）」¹³²とあるからである。

◎蘇軾が收藏した器物と銘文

蘇軾、字は子瞻、眉州の眉山の人。彼は十歳ごろ、父の洵が各地に遊歴し、母の程氏が自ら彼に書を教え、古今の典故を聞くとすぐ要点を捉えて指摘できた。翰林知制誥として招かれた時、宰相の韓琦は「蘇軾は才能に恵まれて器量がある（軾之才遠大器也）」¹³³と感嘆した。彼が大理評事簽書鳳翔府判官として鳳翔に仕官した間に、「詛楚巫咸」の原石を得て、「鳳翔八觀詩」、「詛楚文詩」の両首でも原石の背景と見解に言及した。彼はまた「楚卽仲嬾南和鐘」という青銅器を收藏していた。

¹²⁸米芾『書史』には「能草書者、承議郎滕中、宗室仲忽。」とある。盧輔聖主編『中国書画全書』第二冊（上海、上海書画出版社、2009年12月）、254頁。『書史會要』には「趙仲忽、字周臣、宗室也、能草書、筆法圓美。」とある。陶宗儀『書史會要』卷六、3葉。

¹²⁹合計「文王尊彝銘」、「觚」、「獸面文盃」、「父癸鼎」、「中姜敦」、「仲駒父簋」、「父丁爵」、「獸面文鬲」（蔑敦鬲）、「母辛卣」、「兩耳杯」、「羊鐙」、「非鬲」（鬲鼎）、「伯蘇父敦（簋）」、「父辛壘（觚）」、「父巳壘（觚）」等がある。

¹³⁰趙明誠「金石錄卷第十一」、趙明誠撰、金文明校『金石錄校正』（上海、上海書画出版社、1985年10月）、216頁。仲忽の古器を献上した時期には三説あった。『宋史』にも「元符二年九月庚子朔…丙戌果州團練使仲忽進古方鼎」とある。『宋史』「本紀卷十八」、17葉。また『博古図』には「元祐間」と記す。王黼『重修宣和博古図』卷二、5葉。

¹³¹張臨生「文王方鼎与仲駒父簋」、『故宫學術季刊』第十五卷第一期（台北、故宮博物院、1997年8月）、8-9頁。

¹³²米芾『書史』、1葉。

¹³³脱脫『宋史』卷三百三十八「列伝卷九十七」、1-2葉。

◎蔡肇が収蔵した器物と銘文

蔡肇、字は天啓、潤州の丹陽人。米芾の墓誌銘の撰文者であり、出身地の丹陽が米芾の母と同じく地縁関係があり¹³⁴、米芾の在住の丹徒にも近く、米芾と「滕高墓志」を合作したことがある¹³⁵、山水画、人物画も巧みで¹³⁶、「祖丁彝（卣）」を収蔵した。

◎王欽臣が収蔵した器物と銘文

王欽臣（生卒年不詳）、字は仲至は、宋城の人であり、家蔵の凶書に富み、皇帝の収蔵量より多かった¹³⁷。王欽臣は米芾より年長のはずだが¹³⁸、王氏父子と打ち解け合い¹³⁹、米芾が王欽臣の家で収蔵する書画を鑑賞する機会があったのである。王氏の収蔵に「號姜敦」、「寅簋」、「詩餘象彝」、「中朝事後中尊」、「篆帶」、「季姜孟」などがある、特に『考古図』に記録される彼の古器物はすべてその銘文が載っている。なかでも「寅簋」は一百五十七字という最多の銘文である。

◎李公麟が米芾と交際すること及び収蔵した器物と銘文

李公麟(1049-1106)は北宋の有名な画家であり、字は伯時、雅号は龍眠居士である。『宣和画譜』には「彼の書は晋、宋の時代の気品を備え、絵画の才能は顧愷之、陸探微のような境地に迫っている。さらに鐘、鼎などの古器物を識別でき、博覧強記で、誰も彼に匹敵し得ない。（書體則如晋、宋間人、畫則追顧、陸。至於辨鐘鼎古器、博聞強識、當世無與倫比。）」と評価している¹⁴⁰。古器物を識別できることだけではない。さらに古文字を見分けて活用で

¹³⁴ 「初宣仁高后在藩與其母丹陽君有舊、元章長於邸中以恩補校書郎授含光尉」。張雨『句曲外史集』卷下、6葉。

¹³⁵ 米芾と蔡肇は「滕高墓志」のために、各々文と書を合作した。「按滕氏譜高字仰之…崇寧五年卒蔡肇作志米芾書。」王鑒『姑蘇志』卷三十四、20葉。

¹³⁶ 「蔡肇字天啓丹陽人…畫山水人物、澹遠明潔、時作枯槎、老樹怪石、奔湍皆有奇趣。」王毓賢『繪事備考』卷五下、28葉。

¹³⁷ 徐度『卻掃編』卷下、30葉。

¹³⁸ 『欽定四庫全書簡明目録』の中に「韋蘇州集十卷」には「唐韋應物撰、其集為宋嘉祐中、王欽臣所校定」とある。嘉祐年間、全八年間（1056-1063）は、米芾は五歳から十三歳の間で未成年である。『欽定四庫全書簡明目録』卷十五、13葉。

¹³⁹ 『書史』には「懷素草書『祝融高坐對寒峰』、綠絹帖、兩行。此字最佳。石紫常刻石有六行、今不見前四行。問夷庚、云、『與王欽臣家雜色纈緞絹背以詩代懷帖同軸。』今聞王之子、為宗室所購。是懷素天下第一好書也。」とある。また、「『送劉太冲序』、碧箋書、王欽臣故物、後有王參政名印。王云、因與唐垌兩出書、各誤收卷去。以垌『將才不偶命、而德其無鄰』字剪去、碧箋宜墨、神彩豔發、龍蛇生動、睹之驚人。不裝背、揭去背紙、以厚紙散卷之。略一出、即卷去。其子云、與智永「千字文」、柳公權書「柳尊師志」、歐陽「鄱陽帖」、並同葬矣、亦可歎息也。或謂密為王洗購去。」とある。盧輔聖主編『中国書画全書』第二冊（上海、上海書画出版社、2009年12月）、246頁。

¹⁴⁰ 『宣和画譜』、盧輔聖主編『中国書画全書』第二冊（上海、上海書画出版社、2009年12月）、355頁。

きた。米芾の『画史』には、「家蔵の顧愷之の『淨名天女』は、長さが二尺五寸であり、『名画記』に記録されている長さである。…李公麟が見ると、味わってやまず、自ら篆書で白玉の板を研ぎ磨き、鼎器の銘文のような古篆を用いて、「虎頭金粟」（顧愷之の別名は虎頭であり、金粟とは維摩詰を指す）を書いた。（余家顧淨名天女、長二尺五、應『名画記』所述之數…李公麟見之、賞愛不己、親琢白玉牌、鼎銘古篆、虎頭金粟字。）¹⁴¹との記述があり、李氏が鐘鼎文で創作したことを証するものである。彼の収蔵は銘文がある器物が豊富であり¹⁴²、米芾も彼の収蔵を鑑賞したことがあると言っていることから¹⁴³、米芾の視野を広げることと篆書創作への影響があったことは想像に難くない。

◎石鼓文、詛楚文

「石鼓文」（図2）は原石が十個あり、唐の貞観の間に陝西の雍県で発見され、材質がみかげいしで、質が重くて硬い。宋の趙明誠は「石鼓文」、「泰山刻石」、「詛楚文」が共に千年に経って、北宋まで伝われることができた原因は、石質が頑丈で壊れ難く、別途に使用することもできないからだという¹⁴⁴。欧陽修の持っているテキストは、磨耗して文字がほぼ識別できず、四百六十五字だけ残っていた。そこで欧陽修と趙明誠は共にこの筆跡を古くて奇異だと考え、周の宣王の時代の器物で、史籀の書蹟と認めた。時代の判断については、歴代の見解は様々だが、近代の郭沫若が考証した時期は秦襄公である。「石鼓文」の拓本が唐代から伝わり、現在、最古のテキストは郭氏の見た宋代の、三井文庫が収蔵する「先鋒」、「中權」、「後勁」など三つの拓本であるとされる。

「詛楚文」は原石が三つあり、内容によって「巫咸文」、「大沈厥湫文」（図3）、「亞駝文」に分かれる。最古に発見されたのは「巫咸文」であり、発見された嘉祐年頃は、ほぼ蘇東坡が「鳳翔八觀詩」を完成した時と同じで、蘇東坡が鳳翔の開元寺に原石を獲て、開元寺を秦穆公の墓の旧跡だと認めた。原石が徽宗のときに内府に収蔵され、大観年間に、「汝帖」に複製して収録されている。字数は合計三百二十六字で、潰れてしまって識別できないのは三十四字である。「大沈厥湫文」は、英宗の治平年頃、朝那湫の耕地に発見され、熙

¹⁴¹ 米芾『画史』、盧輔聖主編『中国書画全書』第二冊（上海、上海書画出版社、2009年12月）、295頁。許国平「紹興米帖考略—以徐郙旧藏南宋拓本為例」、『中国書法』（中国書法家協会、2007年）、九十六頁。また、「顧愷之小字虎頭、維摩詰是過去金粟如來。」胡仔『漁隱叢話』前集卷九、六葉。「維摩詰號金粟如在（如來の誤り）、虎頭者長康小字也。」葛立方『韻語陽秋』卷十四、八葉。

¹⁴² 合計「庚鼎」、「辛鼎」、「癸鼎」、「鄭方鼎」、「丁父鬲」、「杜孀鋪」、「單從彝」四、「虎彝」、「父己人形彝」、「主父己足跡彝」、「持戈父癸卣」、「父己足跡卣」、「足跡壘」、「父丁爵」、「己舉爵」、「仲姑旅匜」など十数件の青銅器の収蔵がある。また、「車敦銘」、「齊侯盤銘」の拓本を持っている。

¹⁴³ 「劉原父収周鼎篆一器百字、刻跡煥然（中略）宗室仲忽、李公麟収購亦多、余皆嘗賞閱」。米芾『書史』、1葉。

¹⁴⁴ 趙明誠「金石錄卷第十二」跋尾三、趙明誠撰、金文明校『金石錄校正』（上海、上海書画出版社、1985年10月）、240頁。

寧元年に蔡挺に頼んで南京に持ち帰った。字数は三百一十八字である¹⁴⁵。「亞駝文」は洛陽の劉忱に収蔵されており、三百二十五字である¹⁴⁶。

「石鼓文」研究と「詛楚文」積文については、郭沫若の新華書局で出版された『石鼓文研究、詛楚文考釈』に詳しい研究があり、参考にすることができる。

◎劉敞が収蔵した器物と銘文

米芾が劉氏収蔵の鐘鼎文を接触する過程については、上述したように『書史』に「劉原父が収蔵する周代の鼎器の一つは篆字が百字あり、刻は明らかである」と言及がある¹⁴⁷。劉原父（1019-1068）、名は敞、臨江の新喻の人。慶曆六年の進士で、通判として蔡州に仕え、右正言、知制誥、契丹の使者、集賢院学士など官僚の職を経て、南京御史台の判官になった。秦以前の青銅の銘文数十枚が手に入ったことがあり¹⁴⁸、奥深く奇異な文字が識別でき、全て銘文を考察しながら積読した。銘文の資料を大切にし、これによって三代（夏、商、周）の礼典の制度を研究している。熙寧元年になくなった、享年五十¹⁴⁹。彼は博学の名を馳せ、同時代の名儒者の歐陽修さえ常に彼に教えを請うている。『宋史』には「歐陽修は書に疑問点があるたびに、質問の手紙を送り、劉敞は手を止めずすぐに返事した。（歐陽修毎於書有疑、折簡來問、對其使揮筆答之不停手。）」¹⁵⁰とある。前述の『書史』の記載から、米芾が劉敞の所蔵する銘文を見る機会があることがわかる。劉氏の世代が上であるが、拓本を広めるゆえで間接的に見たのであろう。

二、内府に収蔵された器物と銘文

米芾は書、画についての鑑賞、創作力を皇帝に認められ、崇寧二年（1103）に太常博士、崇寧五年に（1106）書画学博士の職に任ぜられた。『宋史』本伝は彼が宣和殿に進んで禁中の収蔵を鑑賞したことがあると記録する。彼の墓誌にも、太常博士に任じたときに、朝廷の貴顕や重臣たちと共に徽宗に招かれて、内府の収蔵品の題跋を書いたとある¹⁵¹。後に

¹⁴⁵ 「其一祀「大沈久湫」藏於南京蔡氏。」趙明誠「金石錄卷第十三」跋尾三、趙明誠撰、金文明校『金石錄校正』（上海、上海書画出版社、1985年10月）、240頁。

¹⁴⁶ 「其一祀「亞駝」藏於洛陽劉氏。」趙明誠「金石錄卷第十三」跋尾三、趙明誠撰、金文明校『金石錄校正』（上海、上海書画出版社、1985年10月）、240頁。

¹⁴⁷ 米芾『書史』、黃賓虹、鄧實主編『美術叢書』第一輯第二冊（台北、台北芸文印書館、1975年）。

¹⁴⁸ 『金石錄』にある劉氏収蔵の古器銘は、「毛伯敦銘」（別称「邠敦」器蓋のみ存する）、「簠銘」（別称「鉅中匡（簠）」）、「匱銘」（別称「鉅伯旅匱銘」）、「商雒鼎銘」（別称「公誠鼎銘」）、「周姜敦銘」（別称「伯百父敦銘」）などがある。『考古図』にある劉氏収蔵した銘文つく三代古器は「晉姜鼎」、「伯庶父敦」、「公誠鼎」、「**鼻**敦」、「伯百父敦」、「中言父旅敦蓋」、「鉅伯旅匱」、「叔高父旅簠」、「鉅中匡（簠）」などがある。

¹⁴⁹ 脱脱『宋史』「列伝卷七十八」（台北、商務出版社書局、1988年1月）、3978-3979頁。

¹⁵⁰ 脱脱『宋史』「列伝卷七十八」（台北、商務出版社書局、1988年1月）、3978-3979頁。

¹⁵¹ 雷德侯著、許亞民訳、畢斐校『米芾与中国書法的古典伝統』（杭州、中国美術学院出版社、

書画学博士に任ぜられ、内府の器物と銘文を接する機会もあっただろう。しかし、徽宗が全面的に器物を収集した時、大観二年は米芾の卒年¹⁵²であることから、米芾が禁中で見えた器物は『考古図』に記載されたものを根拠とすると考えられる。一方、『金石録』に収録する皇帝収蔵の三代器銘に「鬲鼎銘」、「甗銘」¹⁵³（咸平三年献器）、「周敦銘」¹⁵⁴（考古図には無い）、「宋公欒鼎銘」¹⁵⁵、「文王尊彝銘」（元趙仲忽蔵器）がある。『考古図』にはあるが、『金石録』に収録されないものに「父辛旅彝」がある。太常寺には「宝甗鐘銘」¹⁵⁶を収蔵される。これらの器物は、全て大観二年以前に出土して、皇室の収蔵になった。米芾はこれらの器物とその銘文を見た可能性があると考えられる。

三、宋人の書跡

北宋時代、篆書の名手は必ずしも少なくはなく、『宣和書譜』の「卷二・篆書」に記録された人は、益端献王¹⁵⁷、徐鉉¹⁵⁸、章友直¹⁵⁹、釈夢英¹⁶⁰（図4）などがあり、別巻で言及する

2008年8月）、82葉。

¹⁵²鄭居中『政和五礼新儀』卷首、14葉。

¹⁵³『考古図』には「仲信父方甗」と作り、銘文は二十一字である。呂大臨『考古図』卷七、『宋人著録金文叢刊初編』（北京、中華書局、2005年7月）、38頁。

¹⁵⁴「皇祐間修大樂、有旨付有司攷其聲律、制度而摩其銘文以賜公卿、楊南仲為圖刻石者也。」趙明誠「金石録卷第十一」跋尾一、趙明誠撰、金文明校『金石録校正』（上海、上海書画出版社、1985年10月）、215頁。

¹⁵⁵『続考古図』にある「宋公餗鼎」には、「克一姪得之南京、刻文曰、『宋公欒之餗鼎』。…宋世家二十四君中無欒者」。また、『金石録』には「右『宋公欒餗鼎銘』、元祐間得於南都、藏秘閣。…案『史記・世家』宋公無名欒者、莫知其為何人也。」とある。呂大臨『続考古図』卷五、『宋人著録金文叢刊初編』（北京、中華書局、2005年7月）、276頁。趙明誠「金石録卷第十一」跋尾一、趙明誠撰、金文明校『金石録校正』（上海、上海書画出版社、1985年10月）、216頁。

¹⁵⁶即ち『考古図』に記録されている五つの「走鐘」であり、五鐘の音が異なり、銘文は一致する。呂大臨『考古図』卷七、『宋人著録金文叢刊初編』（北京、中華書局、2005年7月）、136頁。

¹⁵⁷宋英宗の四子である趙頴は、益王に封ぜられた。官は太尉に至る。『宣和書譜』には皇叔と称する。「留意翰墨、而飛白篆籀皆造其妙、嘗效唐元度夢英作「篆籀十八體」、又復出衆體之外作八體、學者多宗之」。『宣和書譜』卷二、6葉。

¹⁵⁸「徐鉉字鼎臣、揚州広陵人、十歳能属文、不妄游処與韓熙載齊名、江東謂之韓徐、仕歴吳、南唐、宋三朝、鉉精小學、好李斯小篆臻其妙、隸書亦工。嘗受詔與句中正、葛湍、王惟恭等同校『説文序』曰、許慎説文十四篇、并序目一篇、取許慎『説文解字』精加詳校、垂憲百代。詳考許慎注義序例中所載、而諸部不見者、審知漏落、悉從補録、復有經典相承、傳寫及時俗要用而『説文』不載者皆附益之。」脱脱『宋史』卷四百四十一、7-10葉。御府には彼の「二十六體篆」を含めて七点の篆書作品を収蔵している。『宣和書譜』卷二、7葉。

¹⁵⁹「章友直字伯益、閩人、博通經史、不以進取為意、工玉筋、字學、嘉祐中與楊南仲篆石經於国子監、當時稱之。太常少卿元居中、喜其書、且富有之、盡出所有摹諸石、以廣其傳縁。東吳之地多其篆蹟。世稱、自李斯篆法之亡、而得一陽冰、陽冰之後得一徐鉉、而友直在鉉之門、其猶游夏歟。」御府には彼の篆書一卷を収蔵している。『宣和書譜』卷二、7-8葉。

¹⁶⁰『墨池編』には「釋夢英、衡州人、效『十八體書』亦傳、尤工玉箸、嘗至大梁太宗召之簾前、易紫服、去遊中南山。當世名士如郭恕先、陳希夷、宋翰、林白、賈大參、黃中之儔皆以詩

者は、蔡襄¹⁶¹、李建中¹⁶²、蘇舜元¹⁶³であり、また米芾の論著には李公麟¹⁶⁴、趙彙¹⁶⁵などがある。実際に、散見する碑額、墓誌などには、篆書で書く伝統形式が唐時代から続き（図5）、宋代まで保持されていることが明らかである。

四、字書の運用

出土資料の文献以外に、転写して整理された古文字の資料がある、例えば：『説文解字』¹⁶⁶（図6、7）、『石経古文』、『汗簡』¹⁶⁷、『古文四声韻』¹⁶⁸、『集篆古文韻海』などである。『汗

稱述之。」とある。また、『郡齋讀書志』には「書『偏旁』五百三十九字、郭忠恕云、按『説文』字源唯有五百四十部子字合、收在子部。『篆書偏旁』一作拓本尚傳。」とある。朱長文『墨池編』卷三、120葉。『宣和書譜』卷二、2葉。晁公武、趙希弁『郡齋讀書志・後志』卷一、14葉。

¹⁶¹ 「文臣蔡襄、字君謨、興化軍人也…於科斗、篆籀、正隸、飛白、行草、章草、顛草、靡不臻妙」。『宣和書譜』卷六、5-6葉。

¹⁶² 「文臣李建中西洛人…善篆籀、草隸、八分於真行尤精。」、『宣和書譜』卷十二、2-3葉。

¹⁶³ 「文臣蘇舜欽、字子美…兄舜元善、篆隸亦工草字、書名與舜欽相先後」。『宣和書譜』卷十二3-4葉。

¹⁶⁴ 「余家顧淨名天女、長二尺五、應『名画記』所述之數…李公麟見之、賞愛不已、親琢白玉牌、鼎銘古篆。虎頭金粟、字皆碾雲鶴以結緣也」、米芾『画史』、盧輔聖主編『中国書画全書』第二冊（上海、上海書画出版社、2009年12月）、295頁。

¹⁶⁵ 「能篆書者、宣德郎趙彙」。米芾『書史』、盧輔聖主編『中国書画全書』第二冊（上海、上海書画出版社、2009年12月）、254頁。

¹⁶⁶ 『説文解字』は宋代で最も重要な古文、小篆に関する参考書であり、そのテキストは唐代の写本と重校二徐本がある。『説文解字』は後世に深く影響した字書である。許慎は前代の古文より、はじめて文字構造を分析する方法と理論を創出し、前、後漢の誤積を訂正した。唐代において、『説文解字』が継承されたが、篆書の名手は他の書体より少ない。代宗大暦年間に李陽氷は李斯の小篆を真似することが得意であり、『説文解字』を校正して書を直したが、臆説がかなり多かった。徐鉉が『説文解字』を重校する序文には、「勘定『説文』、修正筆法、學者師慕篆籀中興、然頗排斥許氏自為臆説。（『説文』を校正し、筆法を修正した。學者は許慎の篆籀を復興する貢献を尊敬するものの、許慎の臆説を排斥する。）」と述べている。五代の南唐で徐氏兄弟は『説文解字』を研鑽し、徐鉉が注釈するのは『説文解字繫伝』四十巻であり、詳しく解説し、李陽氷の誤りを訂正した。宋代になると、太宗の命で徐鉉が『説文解字』を校正する。十五巻に分けて編成し、旧『説文解字』に収録せず、古籍に通用字があれば「新附字」として編入した。現在、広く流布しているテキストは清代の陳昌治刻本、孫星衍刻本、汲古閣本がある。また、唐代墨蹟の写本は、木部殘卷188字があり、莫友芝はこれを出版したことがあり、卷末に米友仁の題跋があるため、宋代の内府に収蔵されたものに基づいて翻刻したと推測できる。墨蹟殘卷は現在、日本大阪杏雨書屋に収蔵している。尚、西川寧旧蔵の口部12字がある。『説文解字』卷十五下、4葉。『顔真卿一王羲之を超えた名筆』（毎日新聞社、2019年）、111頁。

¹⁶⁷ 作者郭忠恕（917-977）は、河南の人、五代末から宋初の書家、画家であり、画名は書名より高い、古文字の研究に精通し、蘇東坡は、「文章が良く、史学、小学、九経に精通する。（少善属文、及史書、小學、通九経）」というが、彼の早年の生活を知りうる限りである。著作に『汗簡』、『佩觿』がある。『佩觿』は宋代に流布し、主に漢字の文字構造が変遷する経緯と音韻の変遷を研究している。後世の小学を啓発したと認められる。

¹⁶⁸ 作者夏竦（984-1050）「江州德安人、字子喬、明敏好學、自『經』、『史』百家、陰陽、曆律、外至佛老之書、無不通曉、為文章典雅藻麗。竦以文學起家、有名一時、朝廷大典策屢以属之。

簡』の上梓が『古文四声韻』よりも早い。ほぼ宋初に上梓されたときには、まだ青銅器と鐘鼎文の研究の気風が興っておらず、経文を考証するために使うだけであった。その一方では、『古文四声韻』が『汗簡』のベースと士人たちの研究結果によって発展し、古文字学の研究の気風が盛んになってきた。これら書物を上梓する原因は、皇帝が収蔵する青銅器の鐘鼎文を識別するための編集にあった。序には「祥符年間に、郡国に収蔵される古器物には科斗文が多く、恐らく質問されても識別できないので、役職に面目が立たない。(祥符中郡國所上古器多有科斗文、深懼顧問不通以忝厥職。)」¹⁶⁹とある。特に『古文四声韻』は鐘鼎文をいくつか収録しており、数は少ないが、宋代の古文字学から金石学の研究へと進化する兆しが読み取れる。北宋の伝抄古文と金石文字を伝播する事情が『汗簡』と『古文四声韻』に反映しているのである¹⁷⁰

第二節 米芾の篆籀に対する理解と創作

米芾の「自敘帖」には「篆書で最愛するのは詛楚、石鼓文であり、また、竹簡が竹の筆で漆のような濃墨をつけて運筆する道理を悟るが、青銅器の銘文は古老の風趣が素晴らしい。(篆便愛詛楚、石鼓文。又悟竹簡以竹聿行漆、而鼎銘妙古老焉。)」¹⁷¹とある。彼の古文の篆書を習う過程は、当時出土した「詛楚文」、鐘鼎文と唐代から発見されて伝わる先秦の「石鼓」に基づいて理解できる。青銅器の拓本とその模刻本以外に、米芾が転写された古文と先人の書蹟をみたことがあり、『書史』にその評論がある。「昔は国の図書を所蔵するとき、(紙の無かった時代に、)竹の札を火に炙って油を去り青みを除いた「汗簡」があり、全て伝承記録であり、晋武帝のときに発見し整理された戦国の竹簡「河間の古簡」が、法書の祖である。(金匱石室、汗簡殺青、悉是傳錄、河間古簡、為法書祖。)」¹⁷²。所謂る「河間古簡」¹⁷³とは即ち「汲冢竹書」であり、米芾はこれを法書の起源だと認めている。『紹興米帖・篆隸卷九』(図8)の中で簡牘の製法に言及している。「漆書の竹簡は、竹の筆で漆のような濃墨をつけて運筆する。この製法は、竹筒を一尺二寸の長さに切り、少し距離を保って火に炙って筒の札を平らに伸ばし、その内側に字を書く。ピンク色で紙のようにすべり、貝葉経のように短冊形に切りそろえる。文字が竹簡の制度・古文に従うことは識者が見れば分かるだろう。

多識古文、學奇字、至夜以指畫膚。」脱脱『宋史』卷二百八十三、24葉。

¹⁶⁹ 郭忠恕、夏竦編『汗簡、古文四声韻』(北京、中華書局、2010年9月)、62頁。

¹⁷⁰ 李零「出版後記」、郭忠恕、夏竦編『汗簡、古文四声韻』(北京、中華書局、2010年9月)、162頁。


¹⁷¹ 『東都事略』には、「米芾字元章…善書畫、好古鍾鼎器皿法書」とある。王称『東都事略』卷一百十六、17葉。

¹⁷² 『書史』、盧輔聖主編『中国書画全書』第二冊(上海、上海書画出版社、2009年12月)、242頁。

¹⁷³ 「河間」とは、河北東、西二路の間であり、河北路が熙寧六年(1073)、東、西二路を分け、東路は大名府、西路は治真定府(今河北正定)である。『中国歴史大辭典、宋史卷』(上海、上海辭書出版社、1984年12月)、298頁。

(漆書竹簡、以竹聿行漆、此其制也、竹以筍尺二斷之、離開火熨平、灑書其内、粉紅滑如牋、串製如貝葉冊、字是其制君子識之。) ¹⁷⁴。末尾の「文字は竹簡の制度・古文に従う(字是其制)」は、古文で文字を書き、作品を作ることを示しているのである。

「海嶽名言」でも篆書について言及している。「書体の変遷は、小篆から隸書が興る過程で、大篆の古い法則が崩れた。篆籀はそれぞれ字形に従い大小があることから、万物の姿が字の形によって分かるのである。姿が生き生きして完備し、字が各々自ら表現されている。隸書になってはじめて字の大きさを統一したために、字画を伸ばしたり切ったりするが、三代の伝統的筆法は失われた。(書至隸興、大篆古法大壞矣。篆籀各隨字形大小、故知百物之狀。活動圓備、各各自足。隸乃始有展促之勢、而三代法亡矣。)」 ¹⁷⁵である。米芾が大篆の伝統的法則が「字形に従い大小がある(各隨字形大小)」と認め、隸書が「展促之勢」によって、大篆の法則を滅し、字は単調、不自然になったというのである。「隸興」というのは、始皇帝が天下を統一し、文字も小篆体で統一してから、漢代に八分隸に発展するまでの過程である。「隸興」の後に篆書の「万物の姿が字の形によって分かる(知百物之狀)」という象形の意味もなくなった。この見解は当時の識者の沈括と同じで、彼は「古文字は隸書に変遷するうちに字の基の法則が乱れ、後に楷書に進展すると、ますます誤りが出てきた(古文自變隸其法已錯亂、後轉為楷字愈益訛舛。)」 ¹⁷⁶といった。これは許慎の『説文解字』の文字変遷の観点に影響されたのかもしれない。所謂「秦の始皇帝が初めて天下を統一し、宰相の李斯が上奏し、秦国と異なる文字を廃止した。李斯が『倉頡篇』を作り、中車府令の趙高が『爰歷篇』を作り、大史令胡毋敬が『博學篇』を作った。使っている文字は、全て『史籀』の大篆を取って、かなり字画を省略改定したのが、小篆である。(秦始皇帝初兼天下、丞相李斯乃奏同之、罷其不與秦文合者。斯作『倉頡篇』。中車府令趙高作『爰歷篇』。大史令胡毋敬作『博學篇』。皆取『史籀』大篆、或頗省改、所謂小篆也¹⁷⁷)」である。唐代から宋代にかけて、出土する金石や文物、篆書に関する資料がますます増えたことにより、転写、整理する人材が登場した。一方、米芾の文字学に関する概念には、独自の考え方があった。翟耆年の『籀史』に、米芾の文字学の観点を次のように述べている。「彼の訓詁は、先人の会意と

いう文字の構成方法を分析でき、次のようにいう。『烈( 烈、米芾『紹興米帖』より)』は士の顔である。『懷』字は衣服に衆を收容することであり、ふところに人間を抱く意味がある。字画に異なる箇所があり、士大夫たちの志が雷同するのではない(また、大と夫兩字の字画や印が雷同するのではないと言うことで、鐘鼎文の『大』、『夫』との書き方が近くて





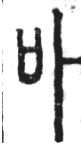



¹⁷⁴ 『紹興米帖篆隸第九』(湖北、湖北美術出版社、2009年12月)、10-11頁。

¹⁷⁵ 『海嶽名言』、盧輔聖主編『中国書画全書』第二冊(上海、上海書画出版社、2009年12月)、255-256頁。

¹⁷⁶ 沈括「夢溪筆談・卷十七書画」、『四部叢刊広編』第二十八冊(台北、台湾商務印書館、1981年2月)、74頁。

¹⁷⁷ 許慎「説文解字序」、許慎撰、徐鉉校『説文解字』(北京、中華書局、2012年4月)、315頁。

も分けられることを示す)。『稽』字は『卜』、『口』に従い、衆人の意見を諮る意味である。『柅鬯』の二字は礼器『卣』の一つであり、一つに組み合わせても良く、分散しても良い。眉間に毫毛があると長寿の証と言われる。それゆえ、『眉』という字は『尸』に従い、眉のように垂れている。米芾の解説には道理があり、確かに先人たちが彼に及ばないところがあるのである。(訓古達昔人會意之旨、謂『烈士之容、』懷』字衣中容衆、有懷之義、字相戾、大夫志不雷同也。『稽』從卜口、謀于衆之義也。『柅鬯』一卣、合為一、析為四。言『眉』間有毫、壽者之證、故眉從尸(原文闕 音毫)如眉之垂。』辨説有理、實為前人所未到也。¹⁷⁸⁾」。

| 懷 | 稽 | 鬯 | 眉 |
|--|---|---|--|
|  懷  衆 『鐘鼎字源』 |  『文宣王贊 碑』  『汗簡』  『説文』 |  『紹興米 帖』  『鐘鼎字源』 |  『鐘鼎字源』 |

上述のとおり、眉間 (𠂇) に毫毛 (八) があると長寿の証であり、それゆえ、『眉』字が『尸』(尸)に従い、眉のように垂れていると説明すると、確かに意味が通じる。伝抄古文と宋人の収録した鐘鼎文の資料を照合すると、米芾が自ら文字の構成原理に対して解釈し得ていることが分かる。それは、当時の文字学の気風が盛んであったことに関わる(特に第一章に論じた王安石『字説』の影響が大きいと考えられる)。

一方、米芾は『書史』に、「楚国の鐘に鑄刻された字のごときは、端逸(きりりとした美しさ)であり、秦国の篆書により優れており、全てこの世の法書の首位になれる。(如楚鐘刻字、則端逸、遠高秦篆、咸可冠方今法書之首。)」という。いま、宋代の呂大臨の『考古図』によって「楚卣仲嬭南和鐘」の銘文の姿を窺うことができる(図9)。これは、復刻本の書蹟、秦の鐘(図10)と楚の鐘銘文の造形や書き方にほぼ近い。しかし、『鐘鼎款式法帖』に収録される同じ楚系の「曾侯鐘」(図12、実は「楚王熊章鐘」である)は、近代に出土した「楚王孫銅鐘」(図11)の銘文とほぼ同じだが、同じ楚系の「楚卣仲嬭南和鐘」や「曾侯鐘」とは、別の造形である。「曾侯鐘」と「楚王孫銅鐘」の造形は、縦長で装飾性があり、

¹⁷⁸⁾ 翟耆年『籀史』、28葉。

自然さ、率直な秦鐘の篆書の風趣と区別できる。秦篆の「詛楚」、「石鼓文」や秦の鐘銘文や楚の鐘銘文も、あらゆる線質が細めの特徴があり、米芾のいう「楚鐘端逸高於秦篆」は造形的な違いを指すのであろう。

米芾の伝来する篆書作品は多くないので¹⁷⁹、『紹興米帖（米芾篆隸卷九）』と「御製文宣王贊碑」から論じてみたい。

一、『紹興米帖（米芾篆隸卷九）』

『紹興米帖』は『宋高宗刻米元章帖』と別称され、合計十卷あり、米芾の息子の米友仁が南宋の高宗帝の命を拝して、米芾の墨蹟を集めて作った法帖である。紹興年間に完成されたことから『紹興米帖』と称される。高宗は国政の時局が穏やかになってから、書に関して留意するようになった¹⁸⁰。当時、古法帖が多く戦争で壊され、残ったものは僅かであった。紹興十一年(1142)、米友仁は手を借りて、『紹興米帖』を上梓し臣下に賜った。米芾の個人法帖として最も豊かに収録されたものである¹⁸¹。この法帖は篆、隸書十七篇、篆書八篇からなり、全八六四字である。小篆以外に、大量の伝抄古文を用いて書かれている。また、数は少ないが、当時出土された鐘鼎文も用いられている。

『紹興米帖』にある篆書作品を以下のような順番に並べている。すなわち「尚書・周官」(図13)、「漆書竹簡帖」(同図8)、「戴君碑銘」(図14右)、「千字文」(図14左、図18右)、「與守道文賢書」(図18-19)、「玉己收帖」(図19-20)、「雍煌惟則四言詩」(図20-21)、「篆至籀帖」(図21-23)である。そのうち「尚書・周官」全文中、誤りが15箇所あり、文章の構成にゆるみがある。「戴君碑銘」の文章が『宝晋英光集』に収録されており、米帖と細かい違いがある。「雍煌惟則四言詩」は篆書で書かれて楷書の積文が下に付いているが、楷書の積文と本文と合わない場合がある。米帖の篆書に「詩書車(又は軒)揚」、「世夏利王」と積すべきところを、「詩書載揚」、「世夏來王」と積して自分の主張で書いている(図15、16)。「雍煌惟則四言詩」の全篇は鐘鼎文で書いた文字が多いことから、後述の表5『紹興米帖・米芾篆隸卷九』字例(49-73番)に論じた。

二、「御製文宣王贊碑」

米芾の「御製文宣王贊碑」(図17)は、宋の崇寧四年(1105年)に刻された。全篇一五五字、北京国家図書館蔵本と曲阜漢魏碑刻陳列館蔵本の二本が伝わっている。前者は紫禁城出版社の『米芾全集』に刊行されており、後者は複製され、清の乾隆33年、道光18年

¹⁷⁹ 他には、散見するものとして、字数の少ない題跋がある。例えば、米芾「研山銘」には「寶晋齋研山圖、不假雕琢、渾然天成」十四字がある。

¹⁸⁰ 莫家良「南宋刻帖文化管窺」、『中国碑帖与書法国際研討會論文集』(香港、香港中文大学文物館、2001年12月)、72頁。

¹⁸¹ 「紹興皇帝生悟道真…酷好芾書、及芾所臨六朝唐人名跡、謂逾麗勁、逸足以追繼晉賢、行筆非唐人所能及、命裒芾書為法帖十卷勒石、摹賜近輔。」翟耆年『籀史』、28葉。

に孔繼涑、孔昭薰が題跋している。重刻された原石が現存しており、石灰質で、碑額は方首で、高さ二〇二.五センチ、横六十八.五センチ、厚さ十九センチである。両テキストの書風は近く、書道史上でそれに対する評価は少ない。

文字結構については、ほぼ『説文解字』の小篆を用いて書いており、総一五五字の内、一二九字は小篆である。時に『説文解字』の「古文」、「籀文」を混じえ、特殊な用例として「石鼓文」の「之」字を用いている（表6、18番）。『紹興米帖』で多くの鐘鼎文と伝抄古文を大量に用いたのとは異なり、書法は李陽冰の玉筋篆を継承している上に、用筆に変化がある。太細は様々で、起筆の逆筆はふくよかであり、収筆は平出であったり、尖らせていたり、紡錘形であったりと、肉筆の筆意を保ちながら、自身の書写意識を強調している。本研究では、国家図書館蔵の拓本を用い、米芾のものと『説文解字』の小篆に差異のある字例をいくつか挙げ、それらを比較分析し、表6「文宣王贊碑」米芾字例に掲載する。

米芾の篆書の字形を分析する表1から表5について

『紹興米帖』篆隸第九における篆書の文字構造は、「御製文宣王贊碑」の篆書と比較するとより複雑で、宋代に伝わった古文の資料を参考している他に、さらに当時の人たちが整理した鐘鼎文を用い、自身の創作意識を加えていると考える。隸書化した箇所があり、誤字や六書法に合わない字があるが、書法には特殊な習慣がある（表1）。例えば、言、心、水、田、其、日、女、禾、虎、首などは独立したり、或いは組み合わせたりで書かれており、時に変化もある（表2）。また、同型の部首が混在するもの（表3）、鐘鼎文や伝抄古文を活用したり（表5）、合文の概念を持って書かれたものもあり（表4）、米芾の熟練ぶりを示している。『米帖』の「與守道文賢書」、「玉已收帖」は共に尺牘作品で、「芾」字を書くときは多くの字体を用いており（表5、2-4番）、このことは米芾が自由に篆書を運用していることを証明している。

【凡例】

1、◎小篆の字例は『説文解字』「孫星衍本」（中華書局）と『訂正六書通』（上海書店）等を参照した。

◎鐘鼎文の字例は呂大臨『考古図』、『考古図積文』（四庫全書本）、王黻『重修宣和博古図』（四庫全書本）、薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』（四庫全書本と朱謀壘本）、王俅『嘯堂集古録』（涵芬楼影印本）、楊鉤『増広鐘鼎篆韻』（北京図書館古籍珍本叢刊第五、清代抄本）、汪立名『鐘鼎字源』（四庫全書存目叢書）等を参照した。


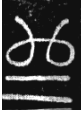
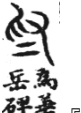




◎伝抄古文の字例は徐在国『伝抄古文字編』（北京線装書局）、『汗簡』『古文四声韻』（中華書局）等を参照した。

2、字体を区別する基準を以下に示す。文字が二つの部首の組み合わせで、上下や左右の位置がずれている場合。例えば「昌」の鐘鼎文「昌」^𠄎と伝抄古文「昌」^昌などである。筆画が増減する場合。例えば「利」の伝抄古文「利」^利と鐘鼎文「利」^利である。これらはともに文字


構造に小異があるが同形と見なす。

3、積義を原則として積文を作り（米芾の特有の解釈を含む）、異体字、通用字、正字がある場合は「()」で後に付した。

表 1『紹興米帖. 米芾篆隸卷九』疑字表

| 疑字 | | 参照(宋代鐘鼎文: 『考古図積文』、『鐘 鼎款式法帖』、『鐘鼎 字源』/伝抄古文:『古 文四声韻』、『汗簡』/ 『説文解字』/他) | 説明 |
|---------|---|--|--|
| 1. 為 |  |  「文宣王贊碑」  岳為 碑華 『汗簡』  石鼓 『鐘鼎字源』「石鼓」  『説文』小篆、古文 | <p>米芾が最も慣用する奇字で、「文宣王贊碑」中にあり、伝抄古文や宋代刊行の鐘鼎文の著作、『説文解字』にも字例はない。米書は上部首「」に従って、下に「二」の省形符を加える。『汗簡』の中には「爪」、「又」に従って省形符を加える例があり、「石鼓」の「為」字の「」のような形を用いて組み合わせた。現存する古文字書全てに字例がない。しかし、近年発見された南宋の磁印に同じ用例があった。黄惇氏が発表した収藏品中の「永以為好」という磁印である¹⁸²。これによって、米芾の常用字「為」は捏造ではなく、宋代古文の資料にある字例で、根拠があったと考えられる。</p> |

¹⁸² 黄惇『風齋藏南宋磁印』、(西泠印社美術館、2015年12月)、79頁。












| 疑字 | | 参照(宋代鐘鼎文: 『考古図積文』、『鐘 鼎款式法帖』、『鐘鼎 字源』/伝抄古文:『古 文四声韻』、『汗簡』/ 『説文解字』/他) | 説明 |
|---------|---|--|---|
| | |  <p>南宋磁印「永以為好」</p> | |
| 2. 滅 |  |  <p>『古文四声韻』沒</p> | 『説文』には「滅は、尽である。水に従い、声符は威である。 ¹⁸³ 」とある。米書は「歹」、「彡」に従う。形は「殄」(没、歿の異体字)に近い。また「沒」(殄)字は「滅」と同義であり ¹⁸⁴ 、米芾が通用した可能性がある。 |
| 3. 庭 |  |  <p>『説文』小篆</p>  <p>敦光</p> <p>鐘鼎文</p>  <p>四3.15老</p> <p>『古文四声韻』隱</p> | 鐘鼎文の字形と似ている例。 また、伝抄古文の「隱」の字形に近い。『説文』には「隱は、蔽である。阜に従い、声符は兪である。 ¹⁸⁵ 」とあり、また、『説文通訓定声』には「隱は、假借して匱と為す。」とある ¹⁸⁶ 。この字が「匱」の古文であるかどうかは未詳である。 |

¹⁸³許慎撰、徐鉉校『説文解字』(北京、中華書局、2012年4月)、237頁。





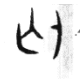
¹⁸⁴『小爾雅·広詁』、「沒、滅也。」、諸橋轍次著『大漢和辭典』卷六(東京、大修館出書店、1986年9月)修訂版第七刷、984頁。

¹⁸⁵許慎撰、徐鉉校『説文解字』(北京、中華書局、2012年4月)、305頁。

¹⁸⁶諸橋轍次著『大漢和辭典』卷十一(東京、大修館出書店、1986年9月)修訂版第七刷、970頁。







| 疑字 | | 参照(宋代鐘鼎文: 『考古図積文』、『鐘鼎款式法帖』、『鐘鼎字源』/伝抄古文:『古文四声韻』、『汗簡』/『説文解字』/他) | 説明 |
|----------------|---|--|---|
| 4. 厥 (昏) |  |  「攻吳王鑑」  『汗簡』 | 商周時期の「厥」字は「久」字に近い。米書は鐘鼎文と比べ、上段の首筆が異なり、伝抄古文にやや近い。 |
| 5. 万 |   |  『汗簡』  『鐘鼎字源』 | 上段の字形は伝抄古文に近い。下半の書き方が特別であり、鐘鼎文の「万」字には「𠄎」がある。米芾は好古、奇字の好みで、両者を組み合わせて書いたようである。「為」字と同じく繰り返して書いた例があり、自信があると見られる。 |
| 6. 烈 (龍) |  |  『説文』烈  『古文四声韻』烈  『鐘鼎字源』烈 | 「烈」は、この字の下に自ら楷書の積文を書いており、この文字構造は『考古図積文』に収録されている「遲父鐘」の「龍」字とほぼ一致するが、米書は「刀」に従い、「遲父鐘」の「龍」字は「又」に従って、やや異なる箇所がある。この器物は太常に収蔵され、米芾が実見できた可能性がある。頭の形のような「𠄎」字は『考古図積文』に「龍首の形をかたどる」と解説され、一方、宋代の標準字書『集韻』には「水の流れる貌である。」 ¹⁸⁷ とあり、『説文』には「骨 ^{のこり} の残である。」とあり、徐鍇の注に「肉をえぐりて置く骨である。」とあり、複数の異なる説がある。「遲 |

¹⁸⁷諸橋轍次著『大漢和辭典』卷六(東京、大修館書店、1986年9月)修訂版第七刷、740頁。

| 疑字 | | 参照(宋代鐘鼎文: 『考古図積文』、『鐘 鼎款式法帖』、『鐘鼎 字源』/伝抄古文:『古 文四声韻』、『汗簡』/ 『説文解字』/他) | 説明 |
|----------------|---|---|--|
| | |  <p>『考古図積文』龍、『鐘鼎 款式法帖』不顯龍光</p> | 父鐘」の積文は「不顯龍光」 ¹⁸⁸ で、米書の原文は「靈命烈光」で、「靈命」は帝位をさし、「龍光」とは皇帝の瑞氣の表れの意味であり、それゆえ、米書の「靈命烈光」を「靈命龍光」に差し替えれば意味も通じる。しかし、「龍」と「烈」の文字構造が同形で通用する字例がない。 |
| 7. 漆 |  |  <p>『古文四声韻』</p>  <p>米芾「龍團帖」</p> | 「漆」字は、『説文』には、「漆は、木の汁である。(略)、象形、漆は水垂れる様子の如し。」 ¹⁸⁹ とあり、漆は「木」に従い、下は「水」に従う。米芾は「夾」と「心」に作る。これは彼の行書の書き方である。米帖には篆法が複雑で、大篆や小篆を混用したり、偶に楷書のような文字構造を使ったりし、篆書と合わない箇所がある。 |
| 8. 此 (勾) |  |  <p>「師奎父鼎」此</p>  <p>『考古図積文』疑字</p> | 鐘鼎文に慣用の「勾」字の形。米芾は「此」に誤用した。『考古図積文』巻末には、部首によって積出できない字を羅列し、「疑字」と称する。参考字例の疑字は「遲鐘」を出典とする。 |

¹⁸⁸ 薛尚功『鐘鼎款式法帖』、『宋人著録金文叢刊初編』(北京、中華書局、2005年7月)、350頁。

¹⁸⁹ 許慎撰、徐鉉校『説文解字』(北京、中華書局、2012年4月)、128頁。

| 疑字 | | 参照(宋代鐘鼎文: 『考古図積文』、『鐘 鼎款式法帖』、『鐘鼎 字源』/伝抄古文:『古 文四声韻』、『汗簡』/ 『説文解字』/他) | 説明 |
|-----------------|---|---|---|
| 9. 串 (弗) |  |  「上海楚簡」 | 串は『説文』に収録していない。『集韻』には、「弗は、肉を焼く器である。」 ¹⁹⁰ とある。串の異体字である。他に「上海楚簡」に「串」字がある。 |
| 10. 冰 (凝) |  |  『説文』 | 「冰」(凝、疑に通じる字)、もし文字構造によって「冰」と解釈すれば、意味不明である。『説文』には「冰は、水が凝ったものであり、冫、水に従う。凝は、冰の俗字であり、疑に従う。 ¹⁹¹ 」と述べ、それゆえ「凝」は「冰」の俗字である。「凝」は「疑」字に通じ ¹⁹² 、原文に「疑」字を当てはめると、文意が通じる。 |
| 11. 起 |  |  『汗簡』起  『鐘鼎字源』申  『鐘鼎字源』石鼓「連」  『説文』小篆 | 米芾「起」字の左は『説文』と同じく、右の「己」字形は鐘鼎文の「申」と近く、石鼓文の「連」字を参考にしたか不明である。米芾が作った字の可能性はある。 |

¹⁹⁰諸橋轍次著『大漢和辭典』卷一(東京、大修館出書店、1986年9月)修訂版第七刷、319頁。

¹⁹¹許慎撰、徐鉉校『説文解字』(北京、中華書局、2012年4月)、240頁。

¹⁹²王輝『古文字通假字典』(北京、中華書局、2008年4月)、342頁。

| 疑字 | | 参照(宋代鐘鼎文: 『考古図積文』、『鐘 鼎款式法帖』、『鐘鼎 字源』/伝抄古文:『古 文四声韻』、『汗簡』/ 『説文解字』/他) | 説明 |
|----------|---|---|--|
| 12. 鳥 |  |   鐘許子 『鐘鼎字源』「鳴」  『新鐘鼎文編』 | <p>米書「鳥」字は鐘鼎文の「鳴」字の「鳥」形とやや近く、鐘鼎文の「鳥」字は象形化で絵のような形である。米芾は鐘鼎文の影響を受けた可能性がある。</p> <p>近代出土された器銘にも見える。『新金文編』字例として、左が戦国晚期「之子弄鳥尊」、右が商代「鳥母鼎」である。</p> |
| 13. 敷 |  |  『説文』小篆 | <p>「敷」字、左の「専」は「父」¹⁹³のような形を用いる。『説文』の「敷」字には「攷(施)であり、支に従い、聲符は専であり、声韻は芳无切である。¹⁹³とあり、「父」字には「父は、又に従い、杖を挙げる意であり、声韻は扶雨切である。¹⁹⁴とあるが、二つの関連性はないと考える。音韻で通用したか不明である。</p> |
| 14. 傳 |  |  | <p>『説文』、「傳」字には、「傳は、相であり、人に従い、声符は専である。¹⁹⁵とある。前述の「敷」字と同じく「専」形は「父」¹⁹³</p> |

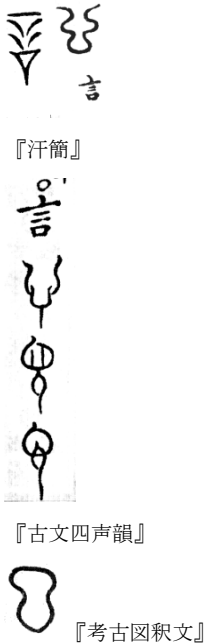
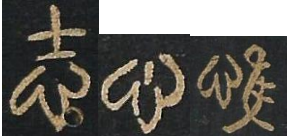
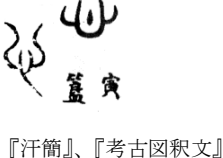
¹⁹³許慎撰、徐鉉校『説文解字』(北京、中華書局、2012年4月)、67頁。










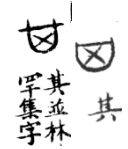

¹⁹⁴許慎撰、徐鉉校『説文解字』(北京、中華書局、2012年4月)、64頁。











¹⁹⁵許慎撰、徐鉉校『説文解字』(北京、中華書局、2012年4月)、164頁。

| | | | |
|----|--|--|--------------------------|
| 疑字 | | 参照(宋代鐘鼎文:『考古図積文』、『鐘鼎款式法帖』、『鐘鼎字源』/伝抄古文:『古文四声韻』、『汗簡』/『説文解字』/他) | 説明 |
| | | | のような形を用いる。音韻で通用したか不明である。 |

表 2 『紹興米帖・米芾篆隸卷九』 慣用部首字表

| 慣用部首 | 用字例 | 参照(宋代鐘鼎文:『考古図積文』、『鐘鼎字源』/伝抄古文:『古文四声韻』、『汗簡』/『説文解字』/他) | 説明 |
|------|---|--|--|
| 1. 言 |  |  | 「言」の書き方は多くあり、伝抄古文、鐘鼎文の文字構造に従い、多彩に表現している。 |
| 2. 心 |  |  | 「心」の書き方は多く、『汗簡』の伝抄古文、『考古図積文』の鐘鼎文の形に従う。 |

| 慣用部首 | 用字例 | 参照（宋代鐘鼎文：『考古図釈文』、『鐘鼎字源』 / 伝抄古文：『古文四声韻』、『汗簡』 / 『説文解字』 / 他) | 説明 |
|---------|---|--|---|
| 3. 水 |  |  <p>『古文四声韻』</p>  <p>『古文四声韻』「河」</p> | <p>「水」の書き方で『説文』小篆の以外の特殊な用例は、伝抄古文「河」字の「水」形と一致する。</p> |
| 4. 田 |  |  <p>『汗簡』、『古文四声韻』</p> | <p>「田」形は皆で書く。慣用の書き方であり、六書に合わない場合がある。</p> |
| 5. 其 |  |  <p>『汗簡』</p>  <p>『鐘鼎字源』</p> | <p>「其」の書き方は『汗簡』の伝抄古文、鐘鼎文を参照するが、伝抄古文の「囟」字の字形で誤用した例もある。</p> |

| 慣用部首 | 用字例 | 参照（宋代鐘鼎文：『考古図釈文』、『鐘鼎字源』/伝抄古文：『古文四声韻』、『汗簡』/『説文解字』/他) | 説明 |
|---------|---|--|--|
| | |  『汗簡』囟 | |
| 6. 日 |  |   説文古文 「碧落碑」 | 「日」の書き方は、口の中に一つの鳥形を飾り、伝抄古文の「碧落碑」、『説文』古文に近い。 |
| 7. 女 |  |  『汗簡』  牧 敢 『鐘鼎字源』  「米姓之印」 | 「女」の書き方は伝抄古文、鐘鼎文の字形に近い。米芾の「米姓之印」に用例がある。 |
| 8. 禾 |  |  『汗簡』 | 「禾」の書き方は、皆鐘鼎文「禾」のような形で穂を伸ばして左の部首の上に置く。徽宗の印にも用例がある。 |

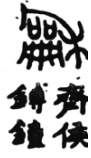









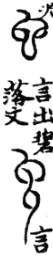
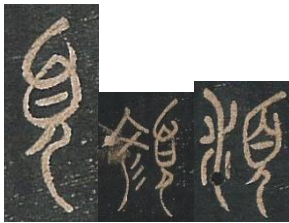


| 慣用部首 | 用字例 | 参照（宋代鐘鼎文：『考古図釈文』、『鐘鼎字源』/伝抄古文：『古文四声韻』、『汗簡』/『説文解字』/他) | 説明 |
|----------|--|--|--------------------|
| | |  <p>『鐘鼎字源』</p>  <p>徽宗印「政和」</p> | |
| 9. 虍 |  |  <p>『汗簡』</p>  <p>『鐘鼎字源』</p> | 「虍」形は鐘鼎文に近い。 |
| 10. 首 |  <p>稽、道</p> |  <p>『古文四声韻』、『考古図釈文』</p> | 鐘鼎文に一致し、伝抄古文にやや近い。 |

表 3 『紹興米帖. 米芾篆隸卷九』 混写字表

| 混写 | | 参照 (宋代鐘鼎文： 『考古図積文』、『鐘 鼎款式法帖』、『鐘鼎 字源』/伝抄古文：『古 文四声韻』、『汗簡』/ 『説文解字』/他) | 説明 |
|------------------|--|--|---|
| 1. 心、 言、 水 |  <p>讓、調、志、慎、暴、漆</p> |  『汗簡』心  『古文四声韻』  『汗簡』 | <p>「言」と「心」の書き方は伝抄古文に近く、米芾は混用している。他に「漆」字の「水」形を「心」形に誤用した。</p> |
| 2. 頁、 見 |  <p>見、顔、煩</p> |  『汗簡』頁  『汗簡』見 | <p>「頁」と「見」は伝抄古文の書き方に近く混用している。</p> |

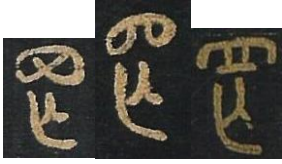

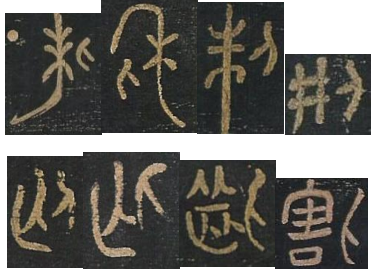

| | | | |
|------------|---|--|--|
| 混写 | | 参照 (宋代鐘鼎文：『考古図積文』、『鐘鼎款式法帖』、『鐘鼎字源』/伝抄古文：『古文四声韻』、『汗簡』/『説文解字』/他) | 説明 |
| 3. 罔 |  |  <p>『古文四声韻』 、『鐘鼎字源』 丙</p> | 「罔」字の書き方はやや複雑で、伝抄古文と楷書化の字形がある。鐘鼎文「丙」の字形にも近い。 |
| 4. 刀、 匕 |  |  <p>『汗簡』</p> | 「刀」と「匕」の書き方は左右の置く位置が固定しない。「刀」と「匕」が左右反転し混用している。 |

表 4 『紹興米帖・米芾篆隸卷九』合文字表







| 合文 | | 参照 | 説明 |
|------------------------|---|--|---|
| <p>1. 米芾、 米(芾)</p> |  <p>『紹興米帖』</p> | <p>市 木 簡汗</p> <p>芾</p> <p>『説文』芾</p> | <p>「芾」字は「米」字の異体字であり、意味は羊が鳴く擬声語である、『説文』には、「芾は、羊の鳴く声であり、気が出て上がることを象る。」といい、別に姓氏の意味もあり、『史記』楚世家には「芾という姓は、楚国の後代である」と記す。米芾は馴染みの薄い「芾」字を使って、独特な構造で書く。彼は楚国の後代として楚文字を使って、自らの身分や文化を認めている。『群玉堂米帖』で次のような雑記がある。「芾二は、名と姓を連ねて合わせることである。楚国の姓は米、芾はその古字であり、下の筆画を屈すると芾になる。三代の大夫二字を合刻する印の意味如し。」¹⁹⁶と解明する。「米芾」二字が「大夫」のような合文を作る。これは彼の豊かな知識で古文を運用する証しである。</p> |
| <p>2. 大夫</p> |  |  <p>『群玉堂米帖』</p> | <p>鐘鼎文には「大夫」などの合文が常に書かれる。宋代の士人たちに認められ、趙明誠は、「『五大夫』は『五大_二』に作る。泰山秦篆でもそうである。古の『大』と『夫』は同一字といえるか。恐らくそうでない。(中略) 古人は素朴で、凡そ点画が近い字、また音が同じものを借りて通用する。他の意味がない。(『五大夫』作『五大_二』泰山秦篆亦如此。或以謂古『大』與『夫』同一字、恐不然。(中略) 蓋古人簡質、凡字點畫相近及音同者、多假借用之、別無他義。)」¹⁹⁷と述べた。つまり、違う二字は筆画が近い字、また音韻が同じならば通用でき、一つの合文を作ることが成立するのである。上</p> |

¹⁹⁶ 『群玉堂帖』、『中国法帖全集・第七冊』（武漢、湖北美術出版社、2002年3月）、63-64頁。

¹⁹⁷ 趙明誠「金石錄卷第十三」跋尾三、趙明誠撰、金文明校『金石錄校正』（上海、上海書画出版社、1985年10月）、242頁。

| 合文 | | 参照 | 説明 |
|----|--|----|--|
| | | | 述の『群玉堂米帖』に用例があるが、『紹興米帖』の合文の下に「夫」字を加えており、誤写の可能性はある。 |





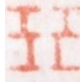




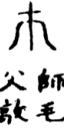





表 5 『紹興米帖・米芾篆隸卷九』字例

| 米芾『紹興米帖篆隸卷九』字例： | 伝抄古文 ¹⁹⁸ | 鐘鼎文 ¹⁹⁹ | 小篆 | 他の字例 | 説明 |
|--|---|---|--|---|--|
| 1. 四  |  |  周敦 |  |  『説文』 古文 | 伝抄古文、鐘鼎文、『説文』古文と同じ。 |
| 2. 芾  | 缺 |  周敦與 市同 |  | | 『考古図釈文』に収録する「芾」字は「周敦」が出典である。「周敦」の記録は『金石録』に、「皇帝の内府に収蔵し、皇祐年間に礼制を修訂した時、この銘文を複製して臣下に賜る。（藏於御府、皇祐間修大樂（中略）而模其銘文以賜公卿。） ²⁰⁰ 」と述べ、皇帝の力によって銘文が流布されたとみられる。 文字構造から、米書は鐘鼎文とほぼ一致する。 |

¹⁹⁸ 徐在国編『伝抄古文字編』、北京、線装書局、2006年。杜從古『集篆古文韻海』にある篆書の出典が明確に表示されていないため、字表に入れない。

¹⁹⁹ 呂大臨『考古図』、『考古図釈文』（四庫全書本）、王黻『重修宣和博古図』（四庫全書本）、薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』（四庫全書本）、王厚之『鐘鼎款識』（阮元刻本）、王俅『嘯堂集古録』（涵芬楼影印本）、元代楊鉤『広増鐘鼎篆韻』（北京図書館古籍珍本叢刊第五、清代鈔本）等。

²⁰⁰ 趙明誠「金石録卷第十一」跋尾一、趙明誠撰、金文明校『金石録校正』（上海、上海書画出版社、1985年10月）、215頁。

| 米芾『紹興米帖篆隸卷九』字例： | 伝抄古文 ¹⁹⁸ | 鐘鼎文 ¹⁹⁹ | 小篆 | 他の字例 | 説明 |
|---|---|--|---|---|---|
| 3. 芾(弗)  |  |  |  |  「米芾之印」  『汗簡』己  「楚国米芾」芾 | 「芾」は伝抄古文「弗」を借りて用いている。「弗」は「弜」と音が同じで通用することができる。 ²⁰¹ 米芾の「米芾之印」、「楚国米芾」の印にも字例があり、「米芾之印」の例は古文の「己」の形で、筆画は直線を組み合わせている。他の一筆で書いた字例とは異なる。 |
| 4. 芾(市)  |  |  <small>父師款毛</small> |  | | 伝抄古文、鐘鼎文、『説文』小篆と同じ。 |
| 5. 立  |  |  |  | | 鐘鼎文、伝抄古文、小篆との文字構造は近いが、小異がある。 |

²⁰¹弜、或いは弗と同音であり、張宗騫氏の『弜弗通用考』には、「弜、或いは弗と同音であり、義は不である。(説明讀同弗、義為不。)」裘錫圭氏は、「弜とは意向の可否である。(弜表意願上之要或不要)」と述べている。王輝『古文字通假字典』(北京、中華書局、2008年4月)、586頁。

| 米芾『紹興米帖篆隸卷九』字例： | 伝抄古文 ¹⁹⁸ | 鐘鼎文 ¹⁹⁹ | 小篆 | 他の字例 | 説明 |
|--|---|---|---|--|--|
| 6. 離  |  | 缺 |  | | 伝抄古文に同じ。 |
| 7. 行  |  |  |  | | 伝抄古文に同じ。鐘鼎文、『説文』小篆との文字構造は近いが、小異がある。 |
| 8. 国  |  |  |  |  「楚国米芾」  「鄂州刺史楊府君之碑」 | 伝抄古文に同じ。 その他「楚国米芾」という印の「国」字は伝抄古文を参考にし、「口」形の中に「八」、「方」形に従う。しかし字形によっては古文ではなく、唐代伝来の「則天文字」と考えられる。 ²⁰² |
| 9. 宰  |  |  |  | | 鐘鼎文に同じ。 |
| 10. 禮  |  |  |  |  『説文』古文 | 伝抄古文、『説文』古文との文字構造は近いが、小異がある。 |

²⁰² 「則天文字」の国字は顧野王『玉篇』を参考した可能性がある。『玉篇』には「囗、囗、古文國字」隸定した古文がある。陳彭年修、顧野王著『重修玉篇』卷二十九、8葉。

| 米芾『紹興米帖篆隸卷九』字例： | 伝抄古文 ¹⁹⁸ | 鐘鼎文 ¹⁹⁹ | 小篆 | 他の字例 | 説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 11. 弼  |  弼並見尚書 說文亦有之 | 缺 |  |  『説文』 古文 | 伝抄古文、『説文』古文に同じ。 |
| 12. 五  |  |  伯姬 | 缺 |  『説文』 古文 | 伝抄古文、『説文』古文に同じ。 |
| 13. 信  |  記 古文 |  仲信 | 缺 |  『説文』古文 | 伝抄古文と鐘鼎文の部首を組み合わせて書いている。 |
| 14. 葉  | 缺 |  |  |  『鐘鼎字源』世 | 鐘鼎文、『説文』小篆との文字構造は近いが、小異がある。「世」形は鐘鼎文に近い。 |
| 15. 辟   |  辟 |  |  | | 鐘鼎文に同じ。 |
| 16. 大  |  古奉 |  |  | | 伝抄古文、鐘鼎文、『説文』小篆に同じ。 |







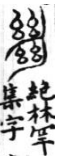


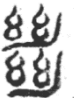







| 米芾『紹興米帖篆隸卷九』字例： | 伝抄古文 ¹⁹⁸ | 鐘鼎文 ¹⁹⁹ | 小篆 | 他の字例 | 説明 |
|--|--|--|---|--|---|
| 17. 宄  |  尚書 | 缺 |  | | 伝抄古文、『説文』小篆に同じ。 |
| 18. 文  |  師 餘 彝 |  文 鼎 晉 |  | | 鐘鼎文に同じ。 |
| 19. 米  |  |  張 付 |  |  「米芾之印」 | 『説文』小篆と文字構造は近いが、小異がある。 その他、「米芾之印」には特別に「少」、「小」に従う。伝抄古文、鐘鼎文には類似の字例がある。 |
| 20. 亂  |  | 缺 |  | | 『説文』「亂は、治であり、乙乙に従い、之をおさむ。鬲に従う。） ²⁰³ 」「鬲」形は糸かせの上下に手を加えている形で ²⁰⁴ 、米芾はその下に手の「又」形を加えていない。伝抄古文の文字構造に近いが、小異がある。 |

²⁰³許慎撰、徐鉉校『説文解字』（北京、中華書局、2012年4月）、308頁。

²⁰⁴白川静『字統』普及版、（平凡社、2000年）八十六、865頁。

| 米芾『紹興米帖篆隸卷九』字例： | 伝抄古文 ¹⁹⁸ | 鐘鼎文 ¹⁹⁹ | 小篆 | 他の字例 | 説明 |
|--|---|---|---|--|--|
| 21. 於  |  |  | 缺 |  『説文』 古文「烏」 | 『説文』では「於」字が収録されておらず、「烏」字の古文に「於」の形がある。米書の「方入(エン)」部の形は伝抄古文に近く、於字は『説文』の烏字と伝抄古文のエン字の形を兼ねた構造となっている。 |
| 22. 德   |  |  |  |  「郭店楚簡」  「侯馬盟書」 | 鐘鼎文、『説文』小篆と文字構造が近いが、小異がある。近年出土した「郭店楚簡」、「侯馬盟書」にも類似する書き方がある。 |
| 23. 陰  |  |  |  |  『説文』古文「霽」 | 『説文』には、「霽は、雲が日を覆う意であり、雲に従い、声符は今である。  は古文であり、或いは省形字の  も古文の霽である。」 ²⁰⁵ と述べている。「陰」字の「阜」形に従わない文字構造は伝抄古文、『説文』古文に近く、小異がある。 |

²⁰⁵許慎撰、徐鉉校『説文解字』(北京、中華書局、2012年4月)、242頁。

| 米芾『紹興米帖篆隸卷九』字例： | 伝抄古文 ¹⁹⁸ | 鐘鼎文 ¹⁹⁹ | 小篆 | 他の字例 | 説明 |
|--|---|---|--|---|---|
| 24. 陽(易)  |  子 古老 |  石鼓 |  | | 「陽」字は本来の「易」形を作り、「阜」形に従わない。『説文』小篆と文字構造は近いが、小異がある。 |
| 25. 断(絶)  |  古尚 「断」  絶林罕 集字 「絶」 | 缺 |  |  『紹興米帖』断  『説文』古文「絶」 | この字は米帖の「周官」から例を挙げる。原文は「惟勤果断」。「断」字は米書と一致する用例がない。もし「惟勤果絶」と積すれば通じるであろう。『説文』の「絶」字には「絶は、糸を断つ意である。糸に従い、刀に従い、「冂」に従う。𦉳は古文の絶であり、象りて連體せず、糸を二つに絶つ意がある。 ²⁰⁶ 」と述べている。伝抄古文、『説文』古文の「絶」字は皆「𦉳」形であり、米芾は反転させ「𦉳」形で書いた。米帖には他の「断」字があって参照できる。 |
| 26. 寵  |  章 義委 | 缺 |  | | 伝抄古文と文字構造は近いが、小異がある。 |
| 27. 賢(𦉳)  |  子 喜老 |  鼎音 |  「賢」 | | 伝抄古文、鐘鼎文、『説文』小篆に同じ。 |






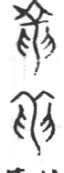










²⁰⁶許慎撰、徐鉉校『説文解字』（北京、中華書局、2012年4月）、271頁。

| 米芾『紹興米帖篆隸卷九』字例： | 伝抄古文 ¹⁹⁸ | 鐘鼎文 ¹⁹⁹ | 小篆 | 他の字例 | 説明 |
|-----------------|---------------------|--------------------|--------------------|------------------------|--|
| | | | 「𠂔」 | | |
| 28. 龐(厖) | 強龐出孫集字 | 缺 | 「龐」 「厖」 | | 『説文』：「厖は、石の大なるもので、尸に従い、声符は尪である。」 ²⁰⁷ 「厖」は「龐」に通じ ²⁰⁸ 、米芾は通用する。 |
| 29. 是 | 是碧落文 | 『嘯堂集古録』 | | 『説文』籀文 | 上段の「日」形は伝抄古文、鐘鼎文に近い。『嘯堂集古録』にある「比干銅盤銘」と類似し、「日」形の「口」中の縦筆と点の組み合わせが特徴である。下段の書き方は『説文』小篆に同じ。 |
| 30. 識 | 子古老 | 缺 | | 音 言 『汗簡』 | 小篆の文字構造を用いて伝抄古文の「音」、「言」形を組み合わせている。 |





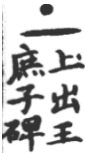


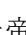

²⁰⁷許慎撰、徐鉉校『説文解字』（北京、中華書局、2012年4月）、194頁。

²⁰⁸諸橋轍次著『大漢和辭典』卷二（東京、大修館書店、1986年9月）修訂版第七刷、647頁。

| 米芾『紹興米帖篆隸卷九』字例： | 伝抄古文 ¹⁹⁸ | 鐘鼎文 ¹⁹⁹ | 小篆 | 他の字例 | 説明 |
|---|---|--|---|---|--|
| 31. 清  |  並義 雲草 | 缺 |  | | 伝抄古文と同じ。 |
| 32. 濱  |  | 缺 |  | | 伝抄古文と同じ。 |
| 33. 我  |  |  「石鼓文」  實篆 |  | | 伝抄古文、鐘鼎文、「石鼓文」、 『説文』小篆との文字構造は近いが、小異がある。 |
| 34. 塵  |  玉存 切韻 | 缺 |  |  『説文』籀文 | 伝抄古文と同じ。「鹿」の文字構造に小異がある。 |
| 35. 玄   |  汗 簡 上月 |  齊侯 鐘  伯姬 鼎 |  |  『説文』古文 | 伝抄古文、鐘鼎文、『説文』古文との文字構造は近いが、小異がある。 |

| 米芾『紹興米帖篆隸卷九』字例： | 伝抄古文 ¹⁹⁸ | 鐘鼎文 ¹⁹⁹ | 小篆 | 他の字例 | 説明 |
|---|--|--|---|---|---|
| 36. 張(𠂔)  |  碑華嶽 |  鐘鼎文  『考古 函積文』 疑字 |  | | 鐘鼎文に同じ。『考古函』が「𠂔」と隸定したが、呂大臨『考古函積文』は疑字と見なしている。 |
| 37. 龍(竜)  |  簡竝汗 |  鐘鼎文 |  | | 伝抄古文との文字構造は近いが、小異がある。 |
| 38. 皇  |  尚書見 |  鼎徽樂 |  | | 伝抄古文、鐘鼎文、『説文』小篆との文字構造は近いが、小異がある。伝抄古文、小篆は「自」、「王」に従い、鐘鼎文は「白」、「土」に従い、米芾は鐘鼎文で書く傾向がある。 |
| 39. 去  |  |  秦權 |  | | 伝抄古文に同じ。鐘鼎文、『説文』小篆との文字構造は近いが小異がある。 |
| 40. 度  |  度 | 缺 |  |  「秦權 量銘」 | 『説文』の「度」字は「又」に従い、庶の省略形が音である。 ²⁰⁹ と述べる。「秦權量銘」には「支」に従う書き方があり、米 |

²⁰⁹許慎撰、徐鉉校『説文解字』(北京、中華書局、2012年4月)、65頁。

| 米芾『紹興米帖篆隸卷九』字例： | 伝抄古文 ¹⁹⁸ | 鐘鼎文 ¹⁹⁹ | 小篆 | 他の字例 | 説明 |
|--|--|--|---|---|---|
| | | | | | 書はそれと類似する。 |
| 41. 語  |  經古孝 | 缺 |  | | 伝抄古文との文字構造は近いが、「言」形に小異がある。 |
| 42. 若  |  |  鐘齊侯 |  | | 伝抄古文、鐘鼎文に同じ。 |
| 43. 上  |  庶上 子出 碑王 |  『考古 図釈文』 帝  尊師 餘 「上」 |  |  『説文』 古文 | 伝抄古文に同じ。他の『考古図釈文』には同形があるが、「帝」に釈す。呂大臨は、「楊南仲はこの字を『帝』に釈す。原文は『不象上帝上』と云う。上帝の字は「上  」に作り、下の字は『帝』と読むべきである。古文は省略し『上』字に同じである。(楊南仲釋此為帝、按此文云不象上帝上、上帝字作上  、則一字當讀為帝、蓋古文省與上字同。) ²¹⁰ と述べている。 |
| 44. 交  |  | 缺 |  | | 伝抄古文、『説文』小篆との文字構造は近いが、小異がある。 |

²¹⁰ 呂大臨『考古図釈文』、『宋人著録金文叢刊初編』（北京、中華書局、2005年7月）、293頁。




| 米芾『紹興米帖篆隸卷九』字例： | 伝抄古文 ¹⁹⁸ | 鐘鼎文 ¹⁹⁹ | 小篆 | 他の字例 | 説明 |
|---|--|--|--|--|---|
| 45. 易  |  |  |  | | 伝抄古文、鐘鼎文に同じ。『説文』小篆との文字構造は近いが、小異がある。 |
| 46. 沫  |  | 缺 |  | | 伝抄古文に同じ。 |
| 47. 治(台)  |  |  |  | | 米書は「台」形で書き、「台」は「治」、「怡」と通用する用例がある ²¹¹ 。 |
| 48. 卿(卯)  |  卿 |  伊彝 卿 |  卿 |  「包山楚簡」卯  小臣宅簋 西周早期 集成4201 卿 | 古文の「卯」、「郷」、「卿」の文字構造に同じ。郭沫若は、「古の郷、卿は同字である。兩字は皆「卯」形に従い、二人向き合うかのように、真中の部首は食器の形である。 ²¹² 」と述べた。伝抄古文には「卯」形で「食器」の形がない字を「卿」に積する例がある。米芾は伝抄古文の字形を用いて書いた。米書には二つの書き方であり、一つは鐘鼎文 |

²¹¹ 『漢書・地理志』には「陰館、累頭山、治水所出。」とあり、顔師古注には「治、『燕刺王傳』作台字。」と注釈している。王輝『古文字通假字典』（北京、中華書局、2008年4月）、18頁。また、『楚辭・大招』には「曼澤怡面、血氣盛只。」とあり、洪興祖は「怡一作台。」と述べている。王輝『古文字通假字典』（北京、中華書局、2008年4月）、27頁。

²¹² 李圃『古文字詁林』第八冊（上海、上海教育出版社、2003年12月）、121頁。

| 米芾『紹興米帖篆隸卷九』字例： | 伝抄古文 ¹⁹⁸ | 鐘鼎文 ¹⁹⁹ | 小篆 | 他の字例 | 説明 |
|---|---|---|---|---|--|
| | | | | | 「卯」字に近く、一つは近代出土楚簡「卯」字に同じ。 |
| 49. 雝(雍)  |  竝 竝 崔 希 裕 纂 古 |  鐘 五 和 |  | | 鐘鼎文に同じ。『説文』小篆との文字構造は近いが、小異がある。 |
| 50. 煌(皇)  |  |  公 皇 五 和 鐘 五 和 |  | | 米芾は「雝煌惟則」と楷書の積文を書いている。今、「皇」と積す。 ²¹³ 文字構造は鐘鼎文に同じ。「王」形の書き方は小異がある。 |
| 51. 則  |  尚 則 並 書 並 |  則 則 並 |  |  『説文』籀文 | 伝抄古文、鐘鼎文、『説文』籀文に同じ。 |
| 52. 惠  |  |  晉 惠 鼎 姜 |  |  『説文』古文 | 鐘鼎文との文字構造が近い。下半分の「止」形は、小異がある。 |
| 53. 昌  |  |  昌 昌 貞 夙 夙 |  |  『説文』籀文 | 伝抄古文、『説文』籀文に同じ。鐘鼎文と文字構造は近いが、小異がある。 |

²¹³ 宋人は出土された「盥和鐘」の銘文を積する際に、「不顯朕皇祖」と「雝二孔煌」とを二字で分別している。薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』巻七、3、4葉。郭沫若『兩周金文辭大系』（文求堂書店、1932年）、273頁。

| 米芾『紹興米帖篆隸卷九』字例： | 伝抄古文 ¹⁹⁸ | 鐘鼎文 ¹⁹⁹ | 小篆 | 他の字例 | 説明 |
|--|--|--|---|--|---|
| 54. 命  |  又古孝經 石經 |  |  |  「政和鼎」 | 伝抄古文、『説文』小篆、鐘鼎文と文字構造は近いが小異がある。「ア」形を伸ばして「口」形を上置いており、鐘鼎文を真似する傾向がある。後の徽宗朝の「政和鼎」に同じ用例がある。 |
| 55. 光  |  古孝經又 古尚書 |  |  | | 鐘鼎文、『説文』小篆との文字構造は近いが、小異がある。 |
| 56. 協  |  汗簡 |  「秦銘 勳鐘」(盟 和鐘) |  | | 鐘鼎文に同じ。 |
| 57. 孝  |  |  昌樂 |  | | 鐘鼎文に同じ。伝抄古文、『説文』小篆との文字構造は近いが、小異がある。 |
| 58. 典  |  |  齊侯鐘 |  |  『説文』古文「典」 | 『説文』小篆との文字構造は近いが小異がある。米芾は「冊」の下の「丌」を「両手」形に書き直した。『説文』には「典は、五帝の書であり、冊に従い、丌の上に在る。 ²¹⁴ 」と述べている。 |

²¹⁴許慎撰、徐鉉校『説文解字』(北京、中華書局、2012年4月)、99頁。

| 米芾『紹興米帖篆隸卷九』字例： | 伝抄古文 ¹⁹⁸ | 鐘鼎文 ¹⁹⁹ | 小篆 | 他の字例 | 説明 |
|---|--|--|--|---|--|
| | | | |  『篆隸大字典』甲骨  『説文』共 | 米芾は「共」字の下部を「卅」形に誤写した可能性がある。 ²¹⁵ 一方、近年出土した甲骨文から「両手」形 ²¹⁶ の「典」字がはじめて発見された。 |
| 59. 詩  |   | 缺 |  |  『説文』古文 | 伝抄古文、『説文』古文は「言」、「艸」に従う文字構造があり、書き方に小異がある。 |
| 60. 載(車)  |  「載」  「車」 |  師範 「載」  「車」 |  「載」  「車」 |  小臣宅簠 「車」  『考古図』「輦」 | 米芾は「載」に積す。理由は不明である。米書は鐘鼎文「輦」に同じ。鐘鼎文「車」に近い。今、金文「車」と積す。 |

²¹⁵ 「共」下段の「卅」の形は篆文部首の「卅」である。「共、同也、從廿卅。」許慎撰、徐鉉校『説文解字』（北京、中華書局、2012年4月）、59頁。

²¹⁶ 李宗焜『甲骨文字編』（北京、中華書局、2012年3月）、1176頁。

| 米芾『紹興米帖篆隸卷九』字例： | 伝抄古文 ¹⁹⁸ | 鐘鼎文 ¹⁹⁹ | 小篆 | 他の字例 | 説明 |
|---|---|--|---|--|--|
| 61. 揚  |  |  |  | | 鐘鼎文に同じ。 |
| 62. 錫(易)  |  |  |  | | 鐘鼎文に同じ。「易」は「賜」、「錫」の古形で、本字である。 |
| 63. 冕(网)  |  汗4.55史 |  敦邠 |  | | 『説文』に「冕は、大夫以上の冠である。」 ²¹⁷ とある。帽子のような形で、鐘鼎文に字例がある。 |
| 64. 黄   |  |  張仲  張仲 |  |  『説文』古文  党懷英 「王安石詩刻」 | 鐘鼎文に同じ。伝抄古文、『説文』古文との文字構造は近いが、小異がある。同じ用例はやや晚い金代の党懷英「王安石詩刻」(1195)にもある。 |

²¹⁷許慎撰、徐鉉校『説文解字』(北京、中華書局、2012年4月)、156頁。

| 米芾『紹興米帖篆隸卷九』字例： | 伝抄古文 ¹⁹⁸ | 鐘鼎文 ¹⁹⁹ | 小篆 | 他の字例 | 説明 |
|--|--|--|---|------|---|
| 65. 鼎  |  |  鼎 し 公 |  | | 伝抄古文、鐘鼎文、『説文』小篆との文字構造は近いが小異がある。 |
| 66. 矩、鬯 (二字)  |  汗2.26朝 「 矩 」  汗2.26「 鬯 」 |  牧 敦 『鐘鼎字源』 「 矩 」  寅 簋 『鐘鼎字源』 「 鬯 」 |  「 矩 」  「 鬯 」 | | 『説文』には「矩」、「鬯は、黒黍であり、一粃二米を以て醸造するものである。鬯に従い、音は矩である。矩は鬯の形であり、また、禾に従う。」 ²¹⁸ とある。  は「矩」の正字であり、  は別体である。米書は鐘鼎文に近い。『鐘鼎字源』に収録する「鬯」字は「寅簋」、「牧敦」の銘文があり、『考古図』の「牧敦」銘文は、「『矩鬯一卣』と『虎冕練裏』の類と「寅簋」は相似する。」 ²¹⁹ と解され、一字で「矩鬯」二字と解釈した。翟耆年『籀史』には米芾の「鬯」字に対する理解がある。「矩鬯二字は礼器『卣』の一つであり、一つに組み合わせても良く、分散しても良い」。 ²²⁰ 米書は「寅簋」、「牧敦」兩器の銘文を参考にしたであろう。 |

²¹⁸許慎撰、徐鉉校『説文解字』（北京、中華書局、2012年4月）、106頁。




²¹⁹ 呂大臨『考古図』卷三、『宋人著録金文叢刊初編』（北京、中華書局、2005年7月）、28頁。



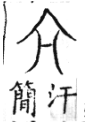







²²⁰ 翟耆年『籀史』、28葉。

| 米芾『紹興米帖篆隸卷九』字例： | 伝抄古文 ¹⁹⁸ | 鐘鼎文 ¹⁹⁹ | 小篆 | 他の字例 | 説明 |
|---|---|--|---|---|---|
| 67. 華  |  |  父 宰 敵 |  | | 鐘鼎文に同じ。 |
| 68. 軒  | 缺 |  賓 正 |  | | 鐘鼎文に同じ。 |
| 69. 猷(猶)  |  四2.23孝 |  酉 猷 姜 |  | | 鐘鼎文に同じ。 |
| 70. 繇  | 缺 |  |  |  上海楚簡 | 鐘鼎文、『説文』小篆との文字構造は近いが、小異がある。近年出土した楚簡にも類似する字形がある。 |
| 71. 世  |  四4.15孝 |  世 己 酉 戎 命 |  | | 鐘鼎文に同じ。 |
| 72. 夏  |  |  夏 晉 姜 |  |  『説文』古文 | 伝抄古文、『説文』古文との文字構造は近いが、小異がある。 |









| 米芾『紹興米帖篆隸卷九』字例： | 伝抄古文 ¹⁹⁸ | 鐘鼎文 ¹⁹⁹ | 小篆 | 他の字例 | 説明 |
|---|---|---|---|---|--|
| 73. 來 (利)  |  |  |  |  説文古文 | 米芾は「来」と積す。理由は不明である。米書は「利」の伝抄古文、鐘鼎文、『説文』古文との文字構造は近いが、小異がある。 |

表 6 「御製文宣王贊碑」米芾字例

| 「御製文宣王贊碑」米芾字例 | 『説文』小篆 | 『説文』古文 | 他の字例 | 説明 |
|--|--|---|--|---|
| 1. 真  |  |  | | 『説文』古文との文字構造は近いが、小異がある。 |
| 2. 稽(吓)  |   | |  『汗簡』 | 「吓」は「稽」と通用する。米芾は「口」を三角形に作り、『汗簡』と類似する。 |
| 3.  |  |  | | 『説文』古文に同じ。 |
| 4. 明  |  |  |  「碧落碑」 | 「日」の書き方は、口の中に一つの鳥形を飾り、伝抄古文の「碧落碑」、『説文』古文に近い。 |









| 「御製文宣王 贊碑」米芾字例 | 『説文』 小篆 | 『説文』古 文 | 他の字例 | 説明 |
|---|---|---|---|---|
| | | |  『説文』古文 「日」  『紹興米帖』 | |
| 5. 元  |  | |  『紹興米帖』  『紹興米帖』  汗4.57 「元」 | 『汗簡』の伝抄古文に同じ。また、伝抄古文「元」の字形にも一致する。 米芾『紹興米帖』にも字例がある。 |
| 6. 帝  |  |  |  『汗簡』  『紹興米帖』 | 『説文』古文、『汗簡』との文字構造は近いが小異がある。 |
| 7. 回  |  |  |  | 『説文』古文に同じ。 |

| 「御製文宣王 贊碑」米芾字例 | 『説文』 小篆 | 『説文』古 文 | 他の字例 | 説明 |
|---|---|---|---|--|
| | | | 「詛楚文」 | |
| 8. 嚴  |  |  | | 『説文』古文に同じ。 |
| 9. 為  |  |  |  『紹興米帖』 “偽”字偏旁 | 特殊な文字構造である。 (表1、1番を参照。) |
| 10. 師  |  |  |  鐘鼎文  『紹興米帖』 | 鐘鼎文に同じ。米芾の常 用字である。 |
| 11. 彝  |  |  | | 『説文』古文と文字構造 は近いが、小異がある。 |
| 12. 道(術)  |  |  |  「石鼓」  老子 並古 『汗簡』 | 「術」は「行」字の異体 字であり、「道」と通用す る。石鼓文、伝抄古文に字 例がある。 |
| 13. 薦  |  | | | 『説文』小篆に近い。 |

| 「御製文宣王贊碑」米芾字例 | 『説文』小篆 | 『説文』古文 | 他の字例 | 説明 |
|--|---|--|---|---|
| 14. 形  |  | |  『鐘鼎字源』 「刑」   『紹興米帖』刑 | 『説文』には「形は、象形であり、彡に従い、声符は井である。 ²²¹⁾ とある。米芾は「井」従う。「井」は「井」の古形である。米芾の常用字であり、『紹興米帖』にも使用する。 |
| 15. 斯  |  | |  『汗簡』  『紹興米帖』其 | 「其」形の慣用する書き方は、  の誤写である。『紹興米帖』にも用例がある。 |
| 16. 教  |  |   |  『紹興米帖』 | 『説文』小篆の文字構造に近いが小異がある。『説文』には「教は、支に従い、季に従う。 ²²²⁾ とあり、米芾は「季」を「孝」に書くが、誤写である。『紹興米帖』にも用例がある。 |

²²¹許慎撰、徐鉉校『説文解字』（北京、中華書局、2012年4月）、184頁。

²²²許慎撰、徐鉉校『説文解字』（北京、中華書局、2012年4月）、69頁。

| 「御製文宣王 贊碑」米芾字例 | 『説文』 小篆 | 『説文』古 文 | 他の字例 | 説明 |
|--|---|---|---|--|
| 17. 昭  |  | |  <p>『汗簡』</p> <p>『古文四声韻』</p> | <p>『古文四声韻』の伝抄古文との文字構造は近いが、小異がある。</p> |
| 18. 之  |  | |  <p>「石鼓」之字</p> <p>「石鼓」宋拓殘本之字</p> <p>「比干銅盤銘」之字</p> | <p>米書の文字構造は、『説文』、伝抄古文に字例がない。ただ、「石鼓文」に相似する文字構造の字例があり、「之」字と釈している。別説では「芝」字とする。「比干銅盤銘」の「之」の文字構造にやや近い。</p> <p>この器物は唐代から伝わるが、宋代を含めて歴代の学者は、銘文によって偽品と見なしている。</p> |
| 19. 網  |  |  | | <p>『説文』古文に同じ。</p> |
| 20. 彌  |  | |  <p>『説文』尔</p> | <p>『説文』には、「久長であり、長に従い、声符は爾で</p> |

| 「御製文宣王贊碑」米芾字例 | 『説文』小篆 | 『説文』古文 | 他の字例 | 説明 |
|--|---|---|--|--|
| | | | | ある。 ²²³ とある。米書は「弓」、「尔」に従う。 |
| 21. 西  |  |  | | 『説文』古文に同じ。 |
| 22. 議  |  | |  『紹興米帖』  『説文』義、「墨翟書」から出典。 | 『説文』の「議」字には米書と一致する字例がないが、同じく『説文』の「墨翟書」を出典とする「義」字には「弗」形がある ²²⁴ 。米芾は小篆「議」字の文字構造を用い、「墨翟書」の「義」と伝抄古文の「言」を組み合わせた可能性がある。『米帖』にも用例がある。 |
| 23. 無  |  |  『説文』奇字 |  汗4.47 「欠」 | 『説文』奇字に同じ。伝抄古文『汗簡』の「欠」に近い。 |
| 24. 事  |  |  | | 『説文』古文に同じ。 |

²²³許慎撰、徐鉉校『説文解字』（北京、中華書局、2012年4月）、196頁。

²²⁴許慎撰、徐鉉校『説文解字』（北京、中華書局、2012年4月）、267頁。



图 1 『考古図』



图 2 「石鼓文」

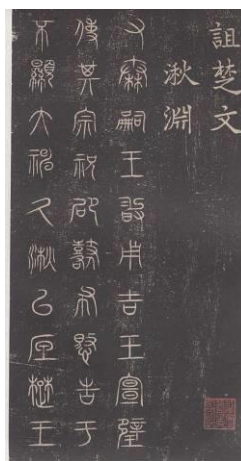


图 3 元重刻「詛楚文」

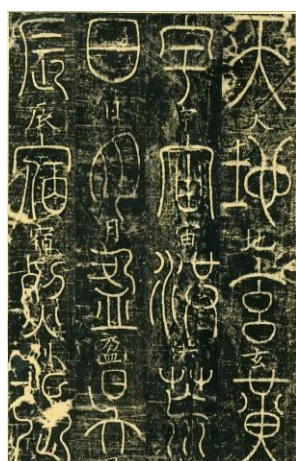


图 4 积夢英「千字文」



图 5 唐「張夫人墓誌蓋」

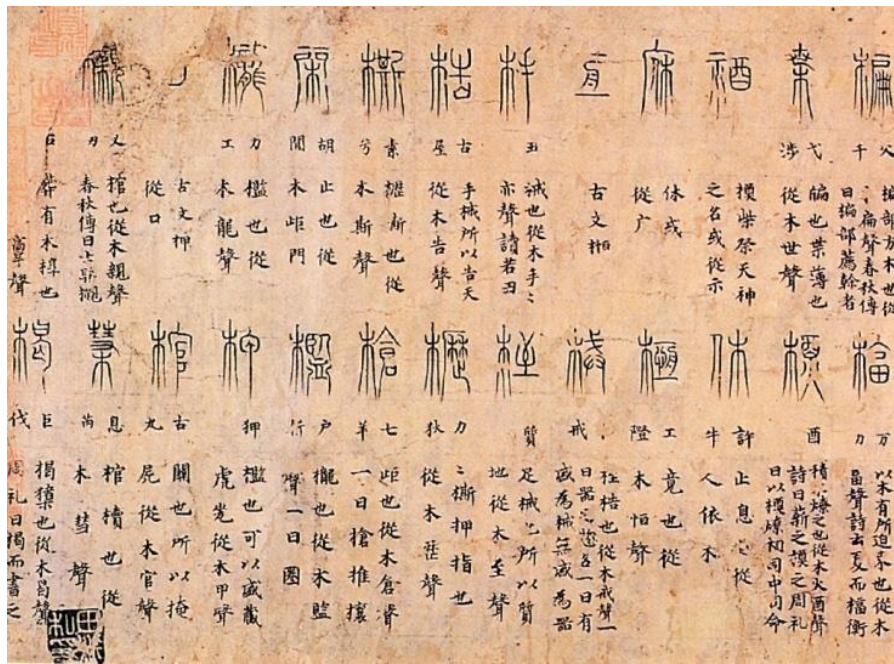


圖 6 唐写本『說文解字』木部局部

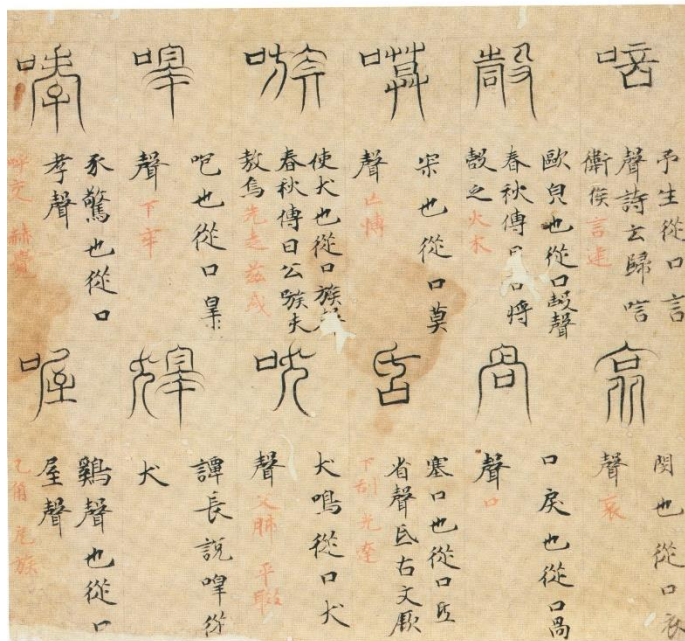


圖 7 唐写本『說文解字』口部殘卷

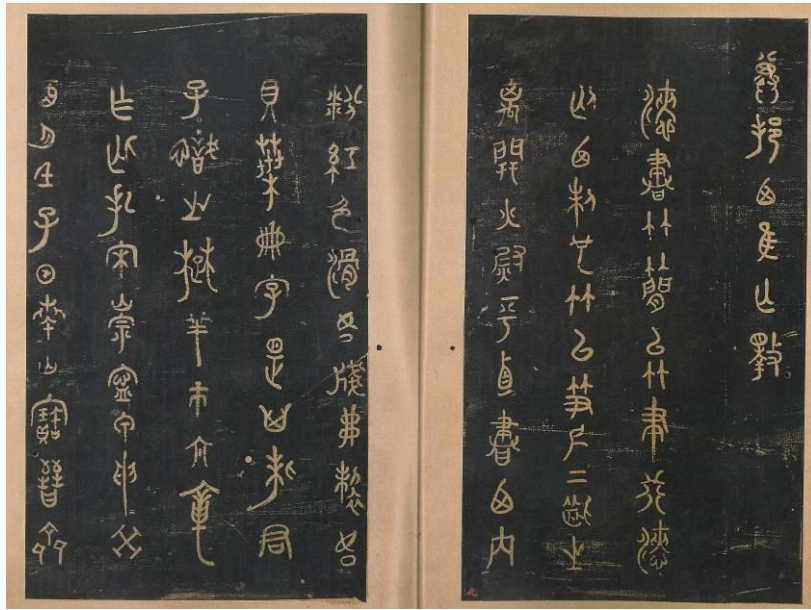


图 8『紹興米帖·篆隸卷九』「漆書竹簡帖」



惟正月初吉丁亥楚王
 昭尹仲嬭南和鐘其屬
 壽無疆子孫永保用之



图 10『考古圖』收錄「秦銘勳鐘」(盃和鐘)

图 9『考古圖』蘇東坡藏「楚尹仲嬭南和鐘」



图 11 「楚王孫銅鐘」



图 12 『鐘鼎款式法帖』收錄「曾侯鐘」

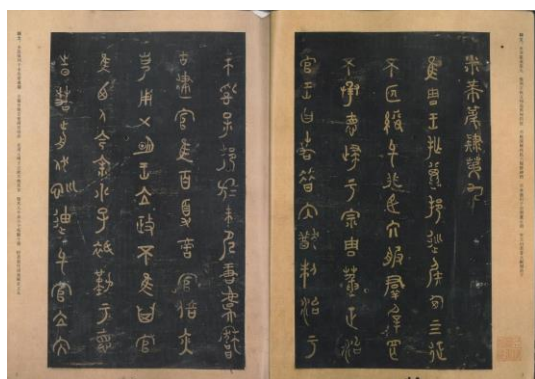


图 13 「尚書·周官」

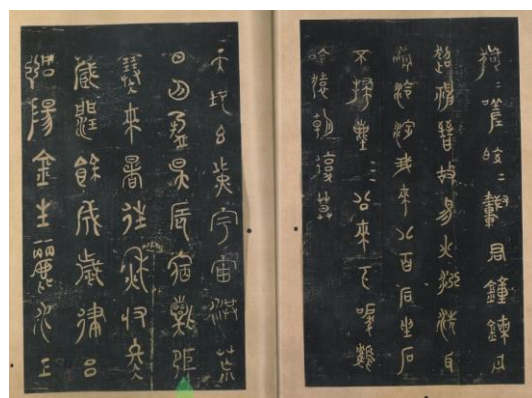


图 14 右「戴君碑銘」、左「千字文」

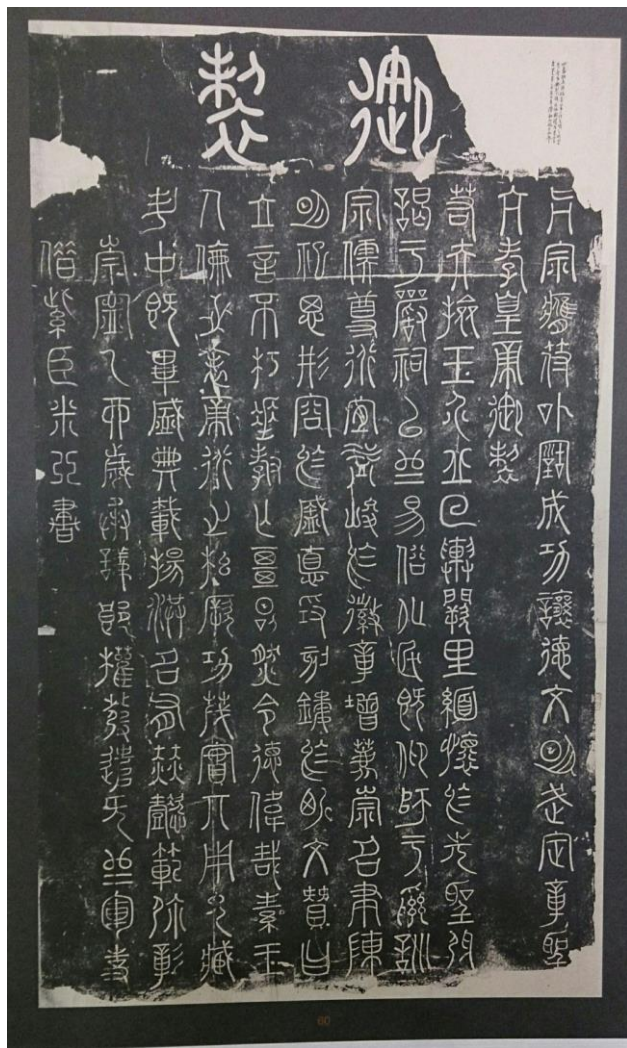


图 17 「御製文宣王贊碑」

| | |
|----------------------|----------------------|
| | |
| <p>图 15</p> | <p>图 16</p> |
| <p>「雍煌惟則四言詩」詩書載揚</p> | <p>「雍煌惟則四言詩」世夏利王</p> |

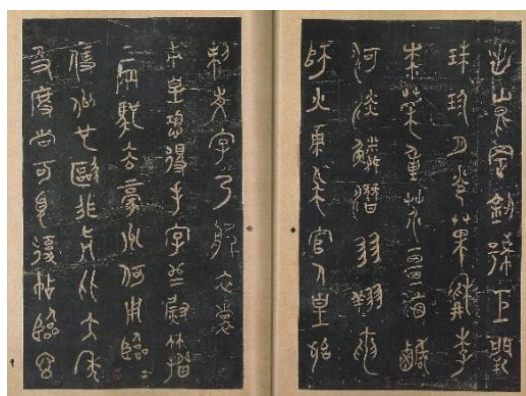


图 18 右「千字文」、左「與守道文賢書」

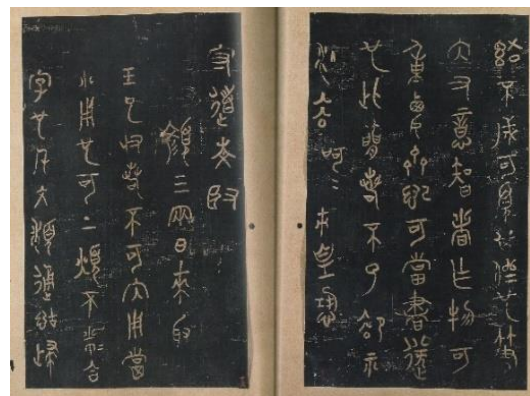


图 19 右「與守道文賢書」、左「玉已收帖」

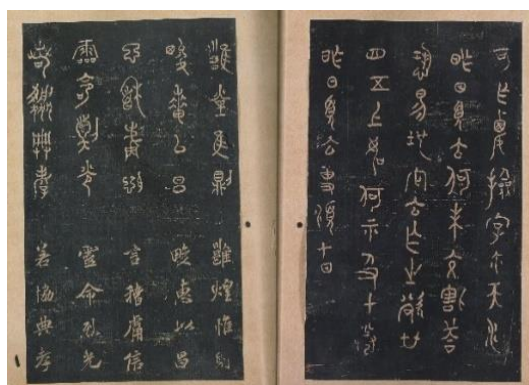


图 20 右「玉已收帖」、左「雍煌惟則四言詩」

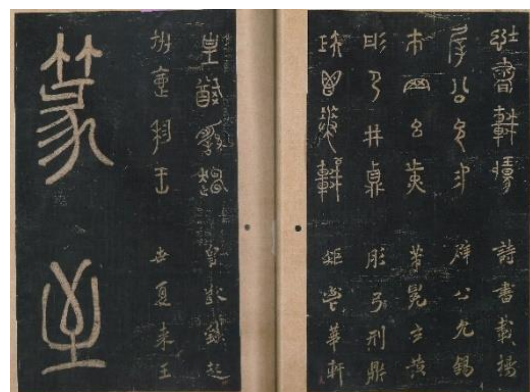


图 21 右「雍煌惟則四言詩」、左「篆至籀帖」

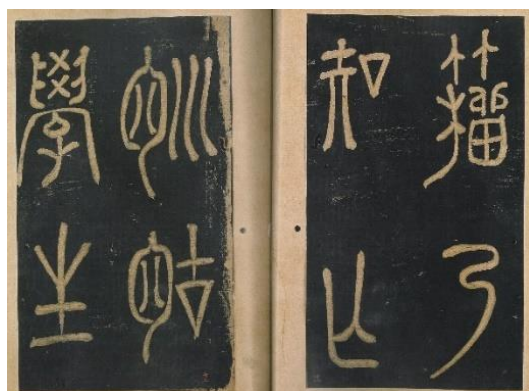


图 22 「篆至籀帖」

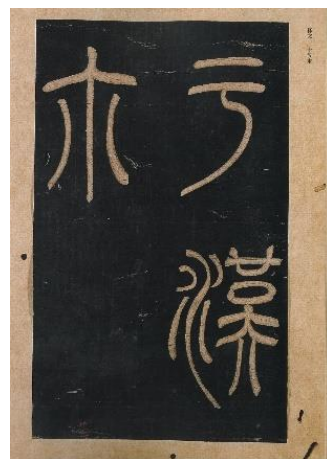


图 23 「篆至籀帖」

第三節 小結

米芾は宋代における金石学の風潮に啓発され、彼の書いた「自敘帖」では、「篆書で最愛するのは詛楚、石鼓文であり、また、竹簡が竹の筆で漆のような濃墨をつけて運筆する道理を悟るが、青銅器の銘文は古老の風趣が素晴らしい」と述べている。彼の学書過程において、篆書に対する理解は、当時出土した「詛楚文」と唐代から伝わる先秦の「石鼓」、そして出土した鐘鼎文から得たものが大きい。彼は実践の上ではあらゆる面でその筆法を試している。「御製文宣王贊碑」は前朝の李陽冰の玉筋篆の書風を継承しており、また『紹興米帖』篆隸第九の古文は、筆法が竹簡のように行書の書風を表している。

米芾の篆書の字形を考察し、彼の古文を使用する傾向は、以下の四点を発見した。

- 一、特殊な字形を用いる。(例えば、表 1、1「為」。表 4、1「米」(𥝌)。表 6、18「之」。)
- 二、形象的な字形を用いる。(例えば、表 1、6「烈」(龍)、12「鳥」。表 2、6「日」。)
- 三、自分の名の「芾」字を書くときは多くの字体を用いる。(表 5、2-4 番)
- 四、独自の見解によって解釈した字がある。(表 1、6「烈」(龍)。表 5、60「載」(車)、73「来」(利)。)

また、六書に合わない篆書が散見するため、次の二点のことが言える。

- 1、隸書の結構に篆書の部首を結合して篆字を作ることが見られる点。
- 2、来歴不明な疑わしい篆字(疑字)がある点。

しかし、『紹興米帖』全八六四字中、鐘鼎文特有の文字構造で書いた文字が十八字あり(図 20、図 21)、鐘鼎文を集字して四字熟語を書いていることなどから考えると、米芾は『説文解字』、伝抄古文、そして当時新たに出土し整理された鐘鼎文の資料を正確に使用できていると考えられる。加えて訓詁学に対する相当な理解があることから、字形の解釈や通仮字の使用も理にかなない、なおかつ鐘鼎文や印文に特有な合文形式を運用して、自分の姓名「米芾」に当てはめていることは、当時においては稀有の用例であると言ってよいであろう(表 4)。これらのことは、米芾が宋代の金石学や文字学の盛んな風潮に啓発され研究した証しであると論述した。

第三章 南宋における古文の応用—常杓の「盤谷序」を中心として

目次

はじめに

第一節 常杓の作品について

第二節 「盤谷序」にある古文の実相

第三節 常杓の盤谷序とその時代

第四節 小結

はじめに

宋代において、夥しい数の青銅器が発掘されると、皇帝は政治目的で古礼を復興するため、青銅器を集めて器物の制度や文字の研究を命じた。北宋末期から南宋初期にかけては、複製品を作らせて近臣に下賜している。その一方、士人たちは青銅器を収蔵して文字（鐘鼎文）を識別し始める。例えば夏竦は、銘文を考証するため、慶暦四年（1044）に古文字に留意して『古文四声韻』を編集した。これが古文字学の端緒を開き、後に楊南仲、歐陽脩、劉敞、呂大臨、王黼、趙九成、薛尚功、王俅、王楚、戴侗たちが継承し、古文字を考証する風潮が形成された。

宋代は金石学の濫觴と古文字学の黄金時代と認められるものの、「古文（伝抄古文と鐘鼎文）」を用いて書いた作品は極めて少なく、かつそれらの作品に関する先学の研究も少ないことから、本章では、古文に関する著作の内容と成書の経緯、ならびに当時使用できた書物を明らかにし、士人の文字学についての観点を考察するため、一例として古文で創作した常杓の「盤谷序」の文字構造を古文字と比較考察し、南宋の古文の実相の一端を明示する。

第一節 常杓の作品について

常杓（生卒年不詳）の作品「篆書宋人詞」は、篆書二種「哨徧一帰去来」と「哨徧一盤谷序」（以下、「盤谷序」と称す）、「紅白蓮詞」の詞三関の篆書冊である。国立故宫博物院のホームページの解説では、常杓と明代の張寧の跋に従い、小篆「哨徧一帰去来」、鐘鼎文「盤谷序」、小篆「紅白蓮詞」の順に書き分けているとする²²⁵。

そのうち「哨徧」には詞が二関あり、一つは蘇東坡の詞の一部（為米折腰～遇坎還止）を抽出し小篆で書いている。もう一つは韓愈の「盤谷序」に基づき改作された詞（作者不詳）

²²⁵国立故宫博物院、2017年4月1日～6月25日「筆有千秋業」展
<https://theme.npm.edu.tw/exh106/calligraphy10604/ch/index.html>

であり、常杓はそれを「古文」で書いている²²⁶。冊末には、仲殊の「紅白蓮詞」を他の詞より小さい小篆で書いている。三詞の末尾には、常杓の款識と張寧²²⁷の跋文がある。

書誌情報は次の通りである。全葉絹本、全十三葉、共に縦二十四、五センチ、横十一、一センチ。後副葉紙本、全四葉、第一葉から第三葉は縦二十五、一センチ、横十、四センチ、第四葉縦二十二、五センチ、横十三、五センチ。後副葉は張寧の跋で「惜分陰処」、「清」、「遠」、「張氏靖之」、「都諫官印」、「一笑山雲夜帰舟」の六顆の鈴印がある。

張寧の跋は彼の『方洲集』巻二十にも記録されており、文字に異同があるので、ここでは墨跡に従って原文を提示しておきたい。

「小篆の大らかで円やかな美しさは、李斯と李陽冰の筆法を得ており、款識文の筆画が交差する所は、双鉤で填墨するかのように慎重で、筆先や筆画が円滑である。荘嚴さは青銅古器物に見えるものだが、文字構造が統一されていないため、恐らく六国中の一国の書写ではなく、戴侗の『六書故』に依拠するものであろうから、全字の出典を探し出すのは容易ではないが、近頃のように勝手に筆画を屈曲して成書し、姿形の美しさを取る者が到達できるものではない。昔の人は、篆書は詞や曲を書くのに向かないと言ったが、「帰去来」詞や「盤谷序」ならば、害はないであろう。成化庚子（1480）夏五（月）、呉興の庸生張寧、袁公の為に謹んで跋す。」

（正篆廓落圓美、得二李筆法、款識文交畫處、填墨如雙鉤筆、鋒稜剗委、儼在鐘鼎古器中見之、但體制不類、恐非一國書、或出戴術六書故、要之皆不易得、非近世任意盤屈、以取姿媚者所能到。昔人謂篆書不宜寫詞曲、歸去来詞、盤谷序自當無害也。成化庚子夏五、呉興庸生張寧為袁公謹跋。）

張寧は、常杓の小篆や鐘鼎文を上記のように評価した。さらに、鐘鼎文の字体によって、異なる淵源を持つ六国文字を、勝手に作字した文字ではないことを見極めている。金石学が衰えていた明代²²⁸においては、稀に見る書であるからであろう。文末には所有者の袁公の名があるが、未詳のため今後の課題である。

次に、常杓の款識を記しておきたい。

「宝慶丁亥（1227）、求是先生の琴齋で楽易先生と知り合った。ある日、読書の余暇に手を入れた「哨徧」を取り、二体の篆書を作った。前関の「帰去来詞」は李陽冰の法になぞら

²²⁶ 「盤谷序」の積文は以下の書籍を参照。『故宮書畫錄』巻三、（台北故宮、1965年）29頁。また、『欽定石渠宝笈三編』延春閣藏十三、『続修四庫全書』（上海古籍出版社、2002年）233、234頁。（以下、『続修四庫全書』の出版社、年を省略する。）

²²⁷ 張寧、字は靖之、別号は方州。海鹽人。景泰五年の進士である。張廷玉『明史』巻一八〇、一葉。（以下、葉を示す版本は全て文淵閣四庫全書本）。

²²⁸ 中国金石学の盛衰については、朱劍心『金石学』第一編、第四章に詳しく記述している。（浙江人民美術出版社、2016年）。

えて書いた。後関の「盤谷序」は款識文になぞらえて書いた。書き終って、たまたま仲殊（僧揮）の「紅白蓮詞」を続けて小篆で巻末に書いた。樂易の隸書は高雅古風で、横溪先生の心意を得ているが、私の書を見るとウマゴヤシを美味しいごちそうと比べるようなものである。七夕、河内の常杓敬んで書す。」

（寶慶丁亥、識樂易先生于求是先生琴齋。一日書暇取隸括哨徧、俾作二體篆。前一関歸去來、擬李監法。後一関盤谷序、擬款識文。既就、適及中（仲）殊紅白蓮詞因小篆於軸末。樂易隸學高古、得横谿（溪）²²⁹ 心傳、是猶飫珍饈嘗苜蓿云。七夕河内常杓敬書。）

常杓は「款識文（鐘鼎文）」で書いたと明確に記している。

「皇帝が収蔵している篆書は、李陽冰に学んだものであり、妙処は嶧山刻石と合致し、朝から晩まで模写して完成したかのようなのである。険しい嶧山の峰に登る者は無駄骨を折ろう。この三つの詞は全て妙筆であり、千里の彼方に住む親友に献上する。その親友とは、隸師（書の大家）の樂易趙先生である。戊子（1228）上巳。」

（宣中²³⁰篆畫得之於印階鳥跡、書葉蟲痕、妙處與洪碑暗合、如朝摹夕搨而成。危步嶧顛者、勞而無功也²³¹。此三詞皆入妙之筆、持贈千里知音。知音者口隸師樂易趙先生也、戊子上巳。）

常杓は李陽冰の篆書を評価し、李陽冰の書を習得したら、妙処は嶧山刻石と符合し、こつこつと刻石を模写してきたものようになる。そうなれば、わざわざ嶧山に行かなくてもいいと認めている。『宣和書譜』卷二によると、唐代、宋代の篆書の名手は、李陽冰をはじめとして、衛包、唐元度、積元雅、益端献王、徐鉉、章友直の七名である。この中で、今日見ることのできる作品に、宋代の徐鉉「許真人井銘」（上海図書館蔵）、章友直「閻立本歩輦図跋」（北京故宫博物院蔵）があるが、両者とも李陽冰の影響を受けており、鉄線篆や玉筋篆のような太さや空間を均一化した篆書である。

第二節 「盤谷序」にある古文の実相

「盤谷序」の款識には鐘鼎文を以て書いたとある。青銅器は礼器として銘文の内容が決まっているので、識別された文字数には限りがあり、伝抄古文や小篆を使うように自由に詩文を書けるわけは無かろう。『説文解字』主文（字頭）の字数は九三五三字、重出は一一六三

²²⁹ 「虞似良、字仲房、號横溪。」李庚『天台前集、続集』別編卷五、5葉。

²³⁰ 宣中とは、宣が天子の太室であり、転じて皇帝の収蔵を指す。

²³¹ 「印階鳥跡、書葉蟲痕」とは李陽冰のことを指す。「洪碑」とは本来大きな碑の意味であり、ここは「嶧山刻石」を指す。ともに、「玉筋篆志」を出典とする。宋朱長文『墨池編』卷四、59葉。

字、その中で古文や籀文と表記しているのは七百余字ある²³²。また、伝抄古文は徐在国氏が編集した『伝抄古文字編』によれば、主文の字数は八三八一字で、『説文解字』に近く、総字数は二九〇三九字に上る²³³。一方の鐘鼎文は、北宋元祐中(1092)の呂大臨『考古図積文』には、主文の字数は四百字余りで総八二一字あり²³⁴、元代の楊鉤『増広鐘鼎篆韻』は南宋の資料を基礎として増補したが、主文の字数は一〇四二字にすぎず²³⁵、大きな差がある。この疑問を解くため、以下のような分析を試みた。

「盤谷序」の全文二〇三字に番号を付し、宋代の字書と古文字著録を参照し、文字構造から、『説文解字』小篆、鐘鼎文、伝抄古文の三つの字体に分けて総表を作った。但し二字(25居、34症)は全損のため除いた。その上で各字体に属す文字を考察した(表1～表3)。

【凡例】

一、小篆の字例は『説文解字』「孫星衍本」(中華書局)と『訂正六書通』(上海書店)等を参照した。以下の説明には『説』と記す。

鐘鼎文の字例は呂大臨『考古図』、『考古図積文』(四庫全書本、以下『考』と記す)、王黻『重修宣和博古図』(四庫全書本、以下『博』と記す)、薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』(四庫全書本と朱謀壘本、以下『帖』と記す)、王俅『嘯堂集古録』(涵芬楼影印本、以下『嘯』と記す)、元代楊鉤『増広鐘鼎篆韻』(北京図書館古籍珍本叢刊第五、清代抄本、以下『増』と記す)等を参照した。伝抄古文の字例は徐在国『伝抄古文字編』(北京線装書局)、『汗簡』『古文四声韻』(中華書局)等を参照した。『汗簡』、『古文四声韻』、『集篆古文韻海』は以下に各々『汗』、『四』、『海』と記す。

二、総表中、原文の網かけ文字は「出典不明」である。「○」印は二種以上の字体に属し、「●」印はその字体のみに属す文字である。原文+小数字は重複して出現する回数である。

三、総表中、原文欄に通用字を「通」、異体字を「作」と表記する。例えば、盤「通」般、泉「作」彝である。伝抄古文欄には『集篆古文韻海』を出典とする文字を「海」と表記する。

四、総表中、字体を区別する基準を以下に示す。1、文字が二つの部首の組み合わせで、上下や左右の位置がずれている場合。例えば「吁」の小篆「𠄎」と伝抄古文「𠄎」などである。筆画が増減する場合。例えば「不」の小篆「𠄎」と鐘鼎文「𠄎」(斎侯、商鐘)である。これらはともに文字構造に小異があるが同形と見なす。2、筆画の特殊な書き方があり、単一の出典であり、文字構造が他の字体と類似しても異形と見なす場合。例えば「盤」の小篆「𠄎」と鐘鼎文「𠄎」(「漢尚方鑑」)、「已」の小篆「𠄎」と鐘鼎文「𠄎」(「漢蓮勺鑪」)である。

²³² 趙平安『説文小篆研究』(広西教育出版社、1999年)47頁。

²³³ 徐在国『伝抄古文字編』、『中国語言文字研究叢刊』第一輯、(北京線装書局、2006年)。また、字数の統計は台湾中央研究院の数位文化中心 <http://xiaoxue.iis.sinica.edu.tw/chuanchao> から引用した。



²³⁴ 馬曉風『宋代金文学研究』陝西師範大学博士論文、(2008年)187頁。

²³⁵ 容庚「宋代吉金書籍述評」、同続、『學術研究』(広東省社会科学界聯合会、1963年6月、1964年1月)、99頁。

(一) 『説文解字』小篆のみに属す文字（十字、表1）




表1には、俊、窕、噫（意）、伺、権、越、囁（講）、況、歌、膏の十字があり、すべて宋代の鐘鼎文資料に収録されていない形声字である。この中で、9「歌^𠄎」字は『説』小篆と部首の配置に小異がある（「欠」形を下に置く）。宋代の鐘鼎文や伝抄古文の資料にはないが、清代『訂正六書通』に収録され、「大風歌」を出典と表記する（表、その他、左）。「大風歌」は沛県に建立された漢碑であり、明清に新旧二碑があると伝えられる。計二十九字。古文で書かれ、書者不明である²³⁶。清代の馮雲鵬『金石索』に見える図版には同形の「歌」字があり（表、その他、右）²³⁷。また文字構造が小篆に類似するものの、一部の書き方が古文に近い意識がある。例えば2窕の「穴」形、3噫の「心」形、8況の「水」形がそれであり、10膏「𠄎」字は小篆より「口」を省き、文字構造や「高」字の書き方が近世に発掘された甲骨文と類似する（表、その他）。

(二) 鐘鼎文のみに属す文字（四十五字、表2）


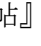
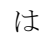
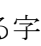


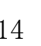

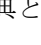
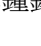




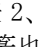
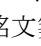
表2『伝抄古文字編』の欄に「海」と記入した十三字例は、『汗』、『四』とは異なる字であり、鐘鼎文と見なせる。このうち1環、5旧、7朋、8、16居、9此、17命、18世、22毀、25勢、28辱、33飲、45馬の字は、すべて常杓と宋代鐘鼎文の字例と類似する。宋代鐘鼎文に出典のある器物を遡ると、『海』の成書（1119）の前に発見され、記録された器物であることが分かる。例えば、1環「」²³⁸は「戠敦」に出典があり、『考』（1092）は「戠敦」と称し収録した（『考』巻三）。また通用字と異体字に9此、21誉、25勢、26已、35酒、37盤があり、宋代鐘鼎文と同形の「」字が著作、器物により異なる解釈がなされている。この字は「此」と類似し、左部首の「亡」と「止」の違いがある。最初に『考』は「疑字」と判定し、後に『嘯』、『増』は「𠄎（𠄎）」と釈し、乞うという意味であり²³⁹、共に「遲（父）鐘」が出典である。しかし、伝抄古文では『海』のみが「此」と釈す。『増』に「此」と釈すものもあり、北宋に発見された「號姜敦」を出典とする。「𠄎」と「此」は通用字として

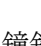
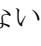
²³⁶ 楊士奇『東里集統集』巻二十一、15葉。

²³⁷ 馮雲鵬『金石索』石索四、『統修四庫全書』八九四冊、463頁。

²³⁸ 宋人が「環」と釈し、南宋の鄭樵は更に論じ、「有内外中間取〇、相内為、音雷又音回。相外為 鄰、相間為 環。」とあり、形象によって古文を解釈した。徐鉉「千字文」（黒龍江省博物館蔵）にも「環」として書かれるが、宋初にはまだ鐘鼎文が多く釈出されていないため、徐鉉「千字文」は決して宋初作品ではなく、元豊年間（1079）以後の偽作と判断できる。郭沫若氏の考察によると「由合」（一字）の初文であると分かった。鄭樵『通志』巻三十五、4葉。郭沫若『两周金文辞大系考釈』（科学出版社、1957年）、77頁。「戠敦」、薛尚功『歷代鐘鼎彝器款識法帖』巻十四、6葉。

²³⁹ 丁度、司馬光『集韻』巻七、54葉。

使えず、異体字でもない²⁴⁰。米芾「紹興米帖篆隸卷九」（上海図書館蔵）にも「此」としての用例がある。形が似ていることから誤用したと思われる。21「譽」字は『帖』の「齊侯罇」を出典とし、「兪」と積す。『増』は同積に従う。清代の孫星衍は譽に積した²⁴¹。兪と譽は声韻が近いため通用できるが²⁴²、用例は稀である。26「已」と35「酒」は、已と巳の字形が近く、古くから同音で通用する²⁴³。酒は、酉声のため通用する。両字は鐘鼎文資料の「漢鑑銘文」にある特徴で書かれる（表2、その他）。他に漢金文を出典とする字例に、3所、29老、34之、39盤、41寿があり（表中の網かけ文字）、文字構造が小篆や隸書に近く、筆画を変形したり（「老」）、部首の特別な書き方もある（「寿」）。さらに、ある字は独特な文字構造で特定の器銘を出典としており、他の鐘鼎文と全て異なる。宋代に解釈された字例は一字例のみであるが、例えば4「盤」²⁴⁴、6「友」、11「言」²⁴⁵、14「喜」²⁴⁶、15「前」、24「如」²⁴⁷、38「中」（近世の金文有り）、43「望」²⁴⁸、44「車」、45「馬」などである。

文字構造を用いて鐘鼎文の出典を考察する際に、佚書の王芾『鐘鼎篆韻』を出典とし、伝来した八種の金学著作にない字例があることが判明した。例えば6「友」（分寧鐘銘）、15「前」（沈子彝銘）などである。出典の器物が特定の金学著作にしか掲載されない。容庚氏は、『鐘鼎篆韻』は伝来した『帖』により、「分寧鐘」、「沈子彝」などの十数種の異なる器

²⁴⁰ 白川静『字統』普及版、（平凡社、2000年）八十六、363頁。

²⁴¹ 孫詒讓『古籀拾遺』上、『続修四庫全書』二四三冊、538頁。

²⁴² 戴侗『六書故』卷十一、二十八葉。また、卷二十七、24葉。

²⁴³ 白川静『字統』普及版、（平凡社、2000年）八十六、359頁。

²⁴⁴ 「寿盤」を出典とする字例であるが、原銘文が散逸した。現在参照できるのは『増広鐘鼎篆韻』に収録されている。ほか、薛氏は収録した「史孫盤」にも類似する例があり（表2、4番、その他）、宋人は字形が皿の形に類似するため、「盤」と積出し、「作○者、象形篆也」という。また、現代文字学者の劉昭瑞氏は文字ではないと疑う。楊鈞『増広鐘鼎篆韻』卷二、51葉。薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』卷十六、12葉。劉昭瑞『宋代著録商周青銅器銘文箋正』（中山大學出版社、2000年）、208頁。

²⁴⁵ 今、「亨」と積す。白川静『字統』普及版、（平凡社、2000年）八六、109頁。

²⁴⁶ 宋人が正しく「喜」と解釈した。喜字と通用できる歡字である。郭沫若『兩周金文辭大系考積』補録（科學出版社、1957年）、1頁。

²⁴⁷ 『歴代鐘鼎彝器款識法帖』の「屈生敦」を出典とする字である。歴代の学者はこの字を解釈するのは稀である。劉昭瑞氏は宋人が青銅器にある鑄の跡を勘違いして積した文字だと疑う。劉昭瑞は「鉅生始簋」と称する。『宋代著録商周青銅器銘文箋正』（中山大學出版社、2000年）、207頁。薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』卷十三、10葉。


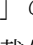
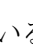

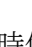
²⁴⁸ 『歴代鐘鼎彝器款識法帖』の「商鐘」を出典とする字である。容庚氏の考察により、越王の「王」と積し、「商鐘」を「越王鐘」と改名した。郭沫若『兩周金文辭大系考積』補録（科學出版社、1957年）、1頁。薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』卷一、3葉。

銘を収録することを考証した²⁴⁹。常杓は現存の金学著作以外、散逸した書物や『鐘鼎篆韻』のような字書を使用した可能性があるとも言える。

(三) 伝抄古文のみに属す文字（六十字、表 3）

伝抄古文の字数は全部で八千余字あり、『説』小篆の九千字に近い。故に、鐘鼎文によりも通用字や異体字が少ない。伝抄古文を使用する要因には三点あることが判明した。1、鐘鼎文がない場合に用いる。2、鐘鼎文はあるが、鐘鼎文の文字構造が小篆に近い場合に用いる。例えば 1 陽、8 幽、11 良、12 深、15 者、21 才、34 興、42 而、54 之、53 未などである。3、鐘鼎文はあるが、重出した場合に用いる。例えば之（九回）、真（三回）、而（四回）である。重出する場合は変化をつける意識が働いており、鐘鼎文にもこの傾向が窺える。

(四) 出典不明の文字（八字、表 4）

表 4 の 1 堪、2 歛、3、4 阻、5 起などの字は、小篆の文字構造を以て古文の部首を組み合わせて書かれている。堪の「」形、歛の「」形、阻、起の「」形は古文に近い。7 「」字は、倒れる「」の鐘鼎文と類似する。矣字は、『説』には「矢に従い、以を声符とする」とある。宋代の戴侗は、「矣が矢に従うなら、意味はない。以に従い、矢を声符とすべきである」と考えている²⁵⁰。同声通用の可能性はあるが、資料の関係で矢という字かどうか判断できない。

第三節 常杓の盤谷序とその時代

宋代士人の文字学の観点は、許慎の影響を受け²⁵¹、伝抄古文と鐘鼎文を同源とし、はっきりと区別する意識を持っていない。『先秦古器記』には、「先秦の古器十一種があり、繊細に制作され、銘文があり、みな科斗書で書かれている」²⁵²とあり、『群書考索』には、「孔子の宅を壊し、『尚書』、『論語』、『孝経』を得たが、当時の人はすでに古文（科斗書）を知らない」²⁵³とある。両書とも古文（科斗書）と言っているので、お互いに通用できると思われる。学者は伝抄古文を以て鐘鼎文を釈し、さらに鐘鼎文を以て伝抄古文の字形の疑問を解明すること、これが宋代の文字学の進展である²⁵⁴。しかし、金石や古文字の学者には、両者

²⁴⁹ これらの器銘は南宋で『博古図』という書物にも収録した記録があるものの、現存の『重修宣和博古図』とは異なる。鄭樵『通志』卷七十三、3 葉。容庚「宋代吉金書籍述評」、同続、『學術研究』（広東省社会科学界聯合会、1963 年 6 月、1964 年 1 月）、99 頁。

²⁵⁰ 戴侗『六書故』卷三十三、10 葉。

²⁵¹ 許慎「説文解字序」、『説文解字』十五上、3 葉。

²⁵² 劉敞「先秦古器記」、『公是集』卷三十六、15 葉。

²⁵³ 章如愚『群書考索』卷十一、12 葉

²⁵⁴ 「古文老子其為𠄎、或體為尊、王存又為𠄎、古書亦無為𠄎者、惟顧野王以𠄎為箕、後世共疑於此。林罕以𠄎為其。（中略）昔走作寶和鐘銘與季姜飲孟及石鼓皆從𠄎為其。則林之說是也。」董道『廣川書跋』卷三、15 葉。

が同源であるとしても、文字構造と芸術風格により区別することがある。黄伯思は、「孔子の宅から発掘された文字を古文と称し、三代古器の銘文を奇文と称した」²⁵⁵。また、戴侗は『六書故』を編纂する際、伝抄古文と鐘鼎文を二類に並列して論ずる。なお宣和年間の官学の書芸局は、鐘鼎文を学習すべき書体として科目に編入した²⁵⁶。

創作活動の方が金石学の風潮に乗り、北宋から鐘鼎文で創作する活動が始まった。李伯時と米芾が鐘鼎文を用いて銘文を書いた記録がある²⁵⁷。北宋末期から南宋初期にかけ、徽宗と高宗は銘文が収載される礼器を作り、臣下に賜わった。薛士隆が鐘鼎文によって「林南仲墓誌銘」を書いた²⁵⁸。また『遂初堂書目』にも、「鐘鼎千文」と称した作品がある²⁵⁹。記録による作品の数は少ないものの、北宋から南宋にかけ、簡単な款識や四字熟語から長編の文章へと進展する傾向があるが、これは徽宗と高宗両朝に金石活動のブームに伴い、様々な字書、金石著作が備わり、積出した鐘鼎文が増え²⁶⁰、引用が便利になったためと考えられる。

鐘鼎文と伝抄古文が同源であるという概念に基づいて鐘鼎文で文章を書く際、伝抄古文を転用することがある。現在見られる実例として、御製の「政齋盥」、「紹興洗」などの銘文がある²⁶¹。古文は秦以後の文章にある文字全てに対応できないため、小篆を用いて補っている。楼鑰の「跋薛士隆所撰林南仲墓誌」には、「嘗て伯順が寺正に先銘を求め、彼は古篆を用いて書いた。(中略)寺正は書を博覧し、鐘鼎、古文を甚だ好み、奇字や怪字を探し、凡そ見分けやすい字は用いていない。古文がなければ、小篆を用いて闕字を補った。真に古を好んでいる」²⁶²とある。御製の器銘にある古文、およびこの創作の意識により、常杓の「盤谷序」を比較参照すると、三つの共通点を発見した。

- 1、通用できる概念に基づいて伝抄古文と鐘鼎文とを混ぜ合わせて書いた点。
- 2、見分けにくい字を好んで用いた点。例えば前節(一)小篆の歌字、(二)鐘鼎文の盤、友、言、喜、前、如、中、望などの字、(四)出典不明の矣字などがそうである。
- 3、古文では対応できない字は小篆を用いた点(表1)。

²⁵⁵ 黄伯思「跋蘇氏篆後」、『東觀餘論』卷下、17葉。

²⁵⁶ 「宣和六年八月十四日、詔書藝置提舉措置書藝所、生徒五百人為額、篆正法鐘鼎、小篆法李斯。」徐松輯『宋会要』崇儒三、『続修四庫全書』七七七冊、670頁。

²⁵⁷ 米芾『画史』、盧輔聖主編『中国書画全書』第二冊(上海書画出版社、2009年)、295頁。翟耆年『籀史』、18葉。また、米芾の鐘鼎文は上海図書館蔵『紹興米帖・篆隸卷九』に見える。

²⁵⁸ 楼鑰「跋薛士隆所撰林南仲墓誌」、『玫瑰集』卷七十、11葉。

²⁵⁹ 尤表『遂初堂書目』、12葉。

²⁶⁰ 字書の編纂する総字数は『考古図積文』(元祐年間)の八二一字から『鐘鼎篆韻』(政和年間)の数千字に激増した。容庚「宋代吉金書籍述評」、同続、『學術研究』(広東省社会科学界聯合会、1963年6月、1964年1月)99頁。

²⁶¹ 容庚『商周彝器通考』(中華書局、2011年)187、189頁。

²⁶² 楼鑰「跋薛士隆所撰林南仲墓誌」、『玫瑰集』卷七十、11葉。

第四節 小結

古文で創作した常杓の「盤谷序」の字形を古文字と比較考察した結果、伝抄古文を使用する要因には以下の三つの場合があることが判明した。

- 一、鐘鼎文がない場合
- 二、鐘鼎文はあるが文字構造が小篆に近い場合
- 三、鐘鼎文はあるが重出する場合

さらに、南宋の鐘鼎文の作品と書作記録を照合すると、

- 1、作品にある伝抄古文と鐘鼎文を混用する点
- 2、記録にある見分けにくい字を選ぶ点
- 3、小篆で古文の闕字を補う点

という三つの共通点があることを発見した。

この考察結果は、古文に関する著作の内容と成書の経緯、ならびに当時使用できた書物を明らかにした上での研究であるので、「盤谷序」一例には過ぎないが、管見の及ぶ範囲での見解である。最後に、宋代士人の文字学に対する観点をまとめておきたい。

まず唐代から宋代の篆書の作風は、李斯と李陽冰の影響下にあることが挙げられる。「盤谷序」にある鉄線篆の風格と款識を論じた皇帝の収蔵事情が、何よりもその証左である。

次に常杓が款識に言う通り、鐘鼎文を用いて書く意識があったことである。多くの字がありのままに書かれ、判断できない字は少ない。全二〇三字中、鐘鼎文の字形と一致する文字が一〇六字、鐘鼎文特有の文字構造で書いたのが四十五字である。宋代に、鐘鼎文の文字認識によってのみ宋词を書くには限界があるはずだが、彼は広く流布した伝抄古文を用いることができた²⁶³。この書作の意識は、当時の士人には、古文は通用できる字体であるという観点を持っていたことと関わっていよう。

²⁶³ 前述の伝抄古文の字書以外、宋代以前の史料と当時の作品を見た可能性もあり、現存資料で例を挙げるならば、魏の「三体石経」、唐代の「碧落碑」、「陽華巖銘」があり、宋代の郭忠恕の「三体陰符経」、米芾の『紹興米帖一篆隸第九』、『御製文宣王贊碑』がある。

総表

| 字例 番号 | 常杓「盤谷 序」原文 | 《説 文》 小篆 | 鐘鼎 文 | 伝抄古 文 |
|----------|---------------------|----------------|---------|----------|
| 1. | 太 | ○ | | ○ |
| 2. | 行 | ○ | ○ | ○ |
| 3. | 之 ₁ | ○ | ○ | ○ |
| 4. | 陽 | | | ● |
| 5. | 環 | | ● | ○海 |
| 6. | 抱 | | | ● |
| 7. | 兩 | ○ | ○ | ○ |
| 8. | 山 ₁ | | ○ | ○ |
| 9. | 盤 ₁ 通(般) | ○ | ○ | ○ |
| 10. | 谷 | ○ | ○ | ○ |
| 11. | 真 ₁ | | | ● |
| 12. | 堪 | | | |
| 13. | 記 | | | ● |
| 14. | 盤 ₂ 通(般) | ○ | ○ | ○ |
| 15. | 之 ₂ | ○ | ○ | ○ |
| 16. | 間 ₁ 作(間) | | | ● |
| 17. | 泉作(蠱) | ○ | | ○ |
| 18. | 甘 | | | ● |
| 19. | 而 ₁ | ○ | ○ | ○ |
| 20. | 士 | | | |
| 21. | 肥 | | | ● |
| 22. | 草 | ○ | ○ | ○ |
| 23. | 木 | ○ | ○ | ○ |
| 24. | 蕃通(番) | ○ | ○ | |
| 25. | 居 ₁ | | | |
| 26. | 民 | ○ | ○ | ○海 |
| 27. | 眇 | ○ | | ○ |
| 28. | 至 | ○ | ○ | ○ |
| 29. | 或 | ○ | ○ | ○ |
| 30. | 以 ₁ | | ○ | ○ |
| 31. | 為 | | ● | |

| 字例 番号 | 常杓「盤谷 序」原文 | 《説 文》 小篆 | 鐘鼎 文 | 伝抄古 文 |
|----------|---------------------|----------------|---------|----------|
| 32. | 茲 | | ○ | ○ |
| 33. | 山 ₂ | ○ | ○ | ○ |
| 34. | 宀 | | | |
| 35. | 幽 | | | ● |
| 36. | 而 ₂ | ○ | ○ | ○ |
| 37. | 阻 ₁ | | | |
| 38. | 隱 | | | ● |
| 39. | 人 | ○ | ○ | ○ |
| 40. | 之 ₃ | ○ | ○ | ○ |
| 41. | 所 ₁ | | ● | |
| 42. | 盤 ₃ | | ● | |
| 43. | 旋 | ○ | | ○ |
| 44. | 地 | ○ | ○ | ○ |
| 45. | 嗟 ₁ | | | ● |
| 46. | 旧 | | ● | ○海 |
| 47. | 友 | | ● | |
| 48. | 良 | | | ● |
| 49. | 朋 | | ● | ○海 |
| 50. | 李 | ○ | ○ | ○ |
| 51. | 愿 | ○ | | ○ |
| 52. | 居 ₂ | | ● | ○海 |
| 53. | 此 ₁ | | ● | ○海 |
| 54. | 其 | | ● | |
| 55. | 言 ₁ | | ● | |
| 56. | 真 ₂ | | ● | |
| 57. | 有 ₁ 通(又) | ○ | ○ | ○ |
| 58. | 深 ₁ | | | ● |
| 59. | 味 | | | ● |
| 60. | 彼 | | | ● |
| 61. | 大 | ○ | ○ | ○ |
| 62. | 丈 ₁ | ○ | ○ | ○ |
| 63. | 夫 ₁ | ○ | ○ | ○ |
| 64. | 者 | | | ● |

| 字例 番号 | 常杓「盤谷 序」原文 | 《說 文》 小篆 | 鐘鼎 文 | 伝抄古 文 |
|----------|-------------------------------------|----------------|---------|----------|
| 65. | 我 | | ● | |
| 66. | 知 ₁ | | | ● |
| 67. | 之 ₄ | | | ● |
| 68. | 坐 | | | ● |
| 69. | 廊 <small>通</small> (郎) | | | ● |
| 70. | 廟 | ○ | ○ | |
| 71. | 喜 | | ● | |
| 72. | 怒 | | | ● |
| 73. | 有 ₂ <small>通</small> (又) | ○ | ○ | ○ |
| 74. | 恩 | ○ | | ○ |
| 75. | 威 <small>通</small> (畏) | | ○ | ○ |
| 76. | 才 | | | ● |
| 77. | 俊 | ● | | |
| 78. | 盈 | ○ | | ○ |
| 79. | 前 | | ● | |
| 80. | 窈 <small>作</small> (官) | ○ | | ○ |
| 81. | 窈 | ● | | |
| 82. | 閑 <small>通</small> (閒) | | | ● |
| 83. | 居 ₃ | | ● | ○海 |
| 84. | 命 | | ● | ○海 |
| 85. | 焉 | ○ | ○ | ○ |
| 86. | 可 | ○ | ○ | ○ |
| 87. | 致 | | | ● |
| 88. | 噫 <small>通</small> (意) | ● | | |
| 89. | 盤 <small>通</small> (般) | ○ | ○ | ○ |
| 90. | 之 ₅ | ○ | ○ | ○ |
| 91. | 間 ₂ <small>作</small> (閒) | | | ● |
| 92. | 兮 ₁ | ○ | ○ | ○ |
| 93. | 野 | | | ● |
| 94. | 居 ₄ | ○ | | ○ |
| 95. | 窮 | | | ● |
| 96. | 処 | ○ | ○ | ○ |
| 97. | 真 ₃ | | | ● |

| 字例 番号 | 常杓「盤谷 序」原文 | 《說 文》 小篆 | 鐘鼎 文 | 伝抄古 文 |
|----------|-------------------------------------|----------------|---------|----------|
| 98. | 忘 | | | ● |
| 99. | 世 | | ● | ○海 |
| 100. | 漁 | ○ | | ○ |
| 101. | 釣 | ○ | | ○ |
| 102. | 安 | ○ | ○ | ○ |
| 103. | 所 ₂ | | ● | |
| 104. | 適 | | | ● |
| 105. | 無 ₁ | | ● | |
| 106. | 疑 | ○ | ○ | ○海 |
| 107. | 憂 | ○ | | ○ |
| 108. | 無 ₂ | ○ | ○ | ○ |
| 109. | 誉 <small>通</small> (俞) | | ● | |
| 110. | 毀 | | ● | ○海 |
| 111. | 更 ₁ | | | ● |
| 112. | 黜 | | | ● |
| 113. | 陟 | | | ● |
| 114. | 不 ₁ <small>作</small> (否) | ○ | ○ | |
| 115. | 知 ₂ | | | ● |
| 116. | 麋 | | | ● |
| 117. | 興 | | | ● |
| 118. | 無 ₃ | | ● | |
| 119. | 与 | | | ● |
| 120. | 丈 ₂ | ○ | ○ | ○ |
| 121. | 夫 ₂ | | | ● |
| 122. | 不 ₂ | ○ | ○ | ○ |
| 123. | 遇 | | | ● |
| 124. | 当 | | | ● |
| 125. | 如 | | ● | |
| 126. | 此 ₂ | ○ | ○ | ○ |
| 127. | 嗟 ₂ | | | ● |
| 128. | 伺 | ● | | |
| 129. | 候 <small>作</small> (俟) | | | |
| 130. | 權 | ● | | |

| 字例 番号 | 常杓「盤谷 序」原文 | 《說 文》 小篆 | 鐘鼎 文 | 伝抄古 文 |
|----------|------------------------|----------------|---------|----------|
| 131. | 門 | ○ | ○ | ○ |
| 132. | 奔 | ○ | ○ | ○ |
| 133. | 趨 | | | ● |
| 134. | 勢 <small>通</small> (執) | | ● | ○海 |
| 135. | 路 | | | ● |
| 136. | 趙 | ● | | |
| 137. | 起 | | | |
| 138. | 嚙 <small>作</small> (咬) | ○ | | ○ |
| 139. | 囁 <small>通</small> (譟) | ● | | |
| 140. | 而 ³ | | | ● |
| 141. | 已 | | ● | |
| 142. | 況 | ● | | |
| 143. | 汗 | ○ | | ○海 |
| 144. | 羞 | ○ | ○ | |
| 145. | 戮 | | ● | |
| 146. | 辱 | | ● | ○海 |
| 147. | 老 | | ● | |
| 148. | 無 ⁴ 作 (亡) | ○ | ○ | ○ |
| 149. | 恥 | | | ● |
| 150. | 子 ¹ | | ● | |
| 151. | 韓 | | | ● |
| 152. | 子 ² | | ● | |
| 153. | 聞 | | | ● |
| 154. | 言 ² | | ● | |
| 155. | 而 ⁴ | | | ● |
| 156. | 壯 | ○ | | ○ |
| 157. | 之 ⁶ | ○ | ○ | ○ |
| 158. | 飲 | | ● | ○海 |
| 159. | 之 ⁷ | | ● | |
| 160. | 酒 <small>通</small> (酉) | | ● | |
| 161. | 復 <small>作</small> (退) | | ○ | ○ |
| 162. | 歌 | ● | | |
| 163. | 以 ² | | ● | |

| 字例 番号 | 常杓「盤谷 序」原文 | 《說 文》 小篆 | 鐘鼎 文 | 伝抄古 文 |
|----------|----------------------|----------------|---------|----------|
| 164. | 繫 | | | ● |
| 165. | 盤 ⁴ | | ● | |
| 166. | 之 ⁸ | | | ● |
| 167. | 中 | | ● | |
| 168. | 官 | ○ | ○ | ○ |
| 169. | 且 ¹ | | ○ | ○ |
| 170. | 稼 | | | ● |
| 171. | 深 ² | | | ● |
| 172. | 阻 ² | | | |
| 173. | 誰 | | | ● |
| 174. | 爭 | | | ● |
| 175. | 矣 | | | |
| 176. | 吁 | ○ | | ○ |
| 177. | 歛 | | | |
| 178. | 盤 ⁵ 作 (槃) | | ● | |
| 179. | 有 ³ | ○ | ○ | ○ |
| 180. | 未 | | | ● |
| 181. | 央 | ○ | ○ | ○ |
| 182. | 之 ⁹ | | | ● |
| 183. | 樂 | | ● | |
| 184. | 寿 | | ● | |
| 185. | 且 ² | | | ● |
| 186. | 康 | ○ | ○ | |
| 187. | 兮 ² | ○ | ○ | ○ |
| 188. | 無 ⁵ | | ● | |
| 189. | 比 | | | ● |
| 190. | 無 ⁶ 作 (亡) | ○ | ○ | ○ |
| 191. | 不 ³ | ○ | ○ | ○ |
| 192. | 足 | ○ | ○ | ○ |
| 193. | 兮 ³ | ○ | ○ | ○ |
| 194. | 更 ² | | | ● |
| 195. | 奚 | | | ● |
| 196. | 望 | | ● | |

| 字例 番号 | 常杓「盤谷序」原文 | 《説文》 小篆 | 鐘鼎文 | 伝抄古文 |
|----------|----------------|------------|-----|------|
| 197. | 願 | | | ● |
| 198. | 膏 | ● | | |
| 199. | 車 | | ● | |
| 200. | 秣 | | | |
| 201. | 馬 | | ● | |
| 202. | 從 | ○ | ○ | ○ |
| 203. | 子 ₃ | ○ | ○ | ○ |
| 一種のみ属す | | 10 | 45 | 60 |
| 合計 | | 82 | 106 | 143 |

表1 『説文解字』のみに属す文字

| 番号 | 総表番号、文字 | 常杓「盤谷序」字例 | 『説文解字』小篆字例 | 宋代鐘鼎文の資料字例 | 『伝抄古文字編』字例 | その他 |
|-----|-----------|-----------|------------|------------|------------|------|
| 1. | 77 俊 | | | | | |
| 2. | 81 窳 | | | | | |
| 3. | 88 噫 (意) | | | | | |
| 4. | 128 伺 | | | | | |
| 5. | 130 權 | | | | | 權「權」 |
| 6. | 136 趙 | | | | | |
| 7. | 139 囁 (讒) | | | | | |
| 8. | 142 況 | | | | | |
| 9. | 162 歌 | | | | | |
| 10. | 198 膏 | | | | | |

表 2 鐘鼎文のみに属す文字

| 番号 | 総表番号、文字 | 常杓「盤谷序」字例 | 『説文解字』小篆字例 | 宋代鐘鼎文の資料字例 | 『伝抄古文字編』字例 | その他 |
|-----|---------|-----------|------------|------------|------------|-----------|
| 1. | 5 環 | | 環 | | 海 | |
| 2. | 31 為 | | | | | |
| 3. | 41 所 | | | | | |
| 4. | 42 盤 | | | | | 「史孫盤」 |
| 5. | 46 旧 | | | | 海 | 『古籀彙編』 |
| 6. | 47 友 | | | | | 『古籀彙編』 |
| 7. | 49 朋 | | | | 海 | 『説文』古文 |
| 8. | 52 居 | | 居 | | 海 | |
| 9. | 53 此 | | | | 海 | 『紹興米帖』 |
| 10. | 54 其 | | | | | |
| 11. | 55 言 | | | | | |
| 12. | 56 真 | | | | | 章友直「跋步輦圖」 |
| 13. | 65 我 | | 我 | | | |

| 番号 | 総表番号、文字 | 常杓「盤谷序」字例 | 『説文解字』小篆字例 | 宋代鐘鼎文の資料字例 | 『伝抄古文字編』字例 | その他 |
|-----|--------------|-----------|------------|------------|------------|-------------|
| 14. | 71 喜 | | | | | |
| 15. | 79 前 | | | | | 『古籀彙編』 |
| 16. | 83 居 | | | | 海 | 「南宮中鼎」 |
| 17. | 84 命 | | | | 海 | 「上海楚簡」 |
| 18. | 99 世 | | | | 海 | |
| 19. | 103 所 | | | | | 『訂正六書通』 |
| 20. | 105 無 | | | | | |
| 21. | 109 譽 (俞) | | | | | 「齊侯鐘」 |
| 22. | 110 毀 | | | | 海 | |
| 23. | 118 無 | | | | | 『訂正六書通』 |
| 24. | 125 如 | | | | | |
| 25. | 134 勢 (執) | | | | 海 | |
| 26. | 141 巳 (巳) | | | | | 「漢十二辰鑑」 |
| 27. | 145 戮 | | | | | 「穆」 |

| 番号 | 総表番号、文字 | 常杓「盤谷序」字例 | 『説文解字』小篆字例 | 宋代鐘鼎文の資料字例 | 『伝抄古文字編』字例 | その他 |
|-----|--------------|-----------|------------|------------|------------|-------------|
| 28. | 146 辱 | | | | | 『訂正六書通』 |
| 29. | 147 老 | | | | | 「仙人鑑」 |
| 30. | 150 子 | | | | | 『古籀彙編』 |
| 31. | 152 子 | | | | | 『古籀彙編』 |
| 32. | 154 言 | | | | | |
| 33. | 158 飲 | | | | | |
| 34. | 159 之 | | | | | |
| 35. | 160 酒 (酉) | | | | | 「漢十二辰鑑」 |
| 36. | 163 以 | | | | | |
| 37. | 165 盤 (槃) | | | | | |
| 38. | 167 中 | | | | | 『商金文編』 |
| 39. | 178 盤 | | | | | |
| 40. | 183 樂 | | | | | |
| 41. | 184 寿 | | | | | 「漢鑑」 |

| 番号 | 総表番号、文字 | 常杓「盤谷序」字例 | 『説文解字』小篆字例 | 宋代鐘鼎文の資料字例 | 『伝抄古文字編』字例 | その他 |
|-----|---------|-----------|------------|------------|------------|-----|
| 42. | 187 無 | | | | | |
| 43. | 196 望 | | | | | |
| 44. | 199 車 | | | | | |
| 45. | 201 馬 | | | | 海 | |

表3 伝抄古文のみに属す文字

| 番号 | 総表番号、文字 | 常杓「盤谷序」字例 | 『説文解字』小篆字例 | 宋代鐘鼎文の資料字例 | 『伝抄古文字編』字例 | その他 |
|----|-------------|-----------|------------|------------|------------|--------|
| 1. | 4 陽 | | | | | |
| 2. | 6 抱 | | | | | |
| 3. | 11 真 | | | | | 『説文』古文 |
| 4. | 13 記 | | | | | |
| 5. | 16 間 (間) | | | | | |
| 6. | 18 甘 | | | | | |
| 7. | 21 肥 | | | | | |

| 番号 | 総表番号、文字 | 常杓「盤谷序」字例 | 『説文解字』小篆字例 | 宋代鐘鼎文の資料字例 | 『伝抄古文字編』字例 | その他 |
|-----|---------|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 8. | 35 幽 | | | | | |
| 9. | 38 隱 | | | | | |
| 10. | 45 嗟 | | | | | |
| 11. | 48 良 | | | | | 『説文』古文 |
| 12. | 58 深 | | | | | 「梁」 |
| 13. | 59 味 | | | | | |
| 14. | 60 彼 | | | | | |
| 15. | 64 者 | | | | | |
| 16. | 66 知 | | | | | |
| 17. | 67 之 | | | | | |
| 18. | 68 坐 | | | | | |
| 19. | 69 郎 | | | | | |
| 20. | 72 怒 | | | | | |

| 番号 | 総表番号、文字 | 常杓「盤谷序」字例 | 『説文解字』小篆字例 | 宋代鐘鼎文の資料字例 | 『伝抄古文字編』字例 | その他 |
|-----|-------------|-----------|------------|------------|------------|--------|
| 21. | 76 才 | | | | | |
| 22. | 82 閑 (閒) | | | | | 『説文』古文 |
| 23. | 87 致 | | | | | |
| 24. | 91 間 (閒) | | | | | |
| 25. | 93 野 | | | | | 『説文』古文 |
| 26. | 97 真 | | | | | |
| 27. | 98 忘 | | | | | |
| 28. | 104 適 | | | | | 「石経」 |
| 29. | 111 更 | | | | | |
| 30. | 112 黜 | | | | | |
| 31. | 113 陟 | | | | | |
| 32. | 115 知 | | | | | |
| 33. | 116 廢 | | | | | |

| 番号 | 総表番号、文字 | 常杓「盤谷序」字例 | 『説文解字』小篆字例 | 宋代鐘鼎文の資料字例 | 『伝抄古文字編』字例 | その他 |
|-----|---------|-----------|------------|------------|------------|--------|
| 34. | 117 興 | | | | | |
| 35. | 119 与 | | | | | 『説文』古文 |
| 36. | 121 夫 | | | | | |
| 37. | 123 遇 | | | | | |
| 38. | 124 当 | | | | | |
| 39. | 127 嗟 | | | | | |
| 40. | 133 趨 | | | | | |
| 41. | 135 路 | | | | | |
| 42. | 140 而 | | | | | 「𠂔」 |
| 43. | 149 恥 | | | | | |
| 44. | 151 韓 | | | | | |
| 45. | 153 聞 | | | | | |
| 46. | 155 而 | | | | | |

| 番号 | 総表番号、文字 | 常杓「盤谷序」字例 | 『説文解字』小篆字例 | 宋代鐘鼎文の資料字例 | 『伝抄古文字編』字例 | その他 |
|-----|---------|-----------|------------|------------|------------|-----|
| 47. | 164 繫 | | | | | |
| 48. | 166 之 | | | | | |
| 49. | 170 稼 | | | | | |
| 50. | 171 深 | | | | | |
| 51. | 173 誰 | | | | | |
| 52. | 174 爭 | | | | | |
| 53. | 180 未 | | | | | |
| 54. | 182 之 | | | | | |
| 55. | 185 且 | | | | | 「祖」 |
| 56. | 189 比 | | | | | |
| 57. | 194 更 | | | | | 「叟」 |
| 58. | 195 奚 | | | | | 「侯」 |
| 59. | 197 願 | | | | | |

| 番号 | 総表番号、文字 | 常杓「盤谷序」字例 | 『説文解字』小篆字例 | 宋代鐘鼎文の資料字例 | 『伝抄古文字編』字例 | その他 |
|-----|---------|-----------|------------|------------|------------|-----|
| 60. | 95 窮 | | | | | |

表 4 出典不明の文字

| 番号 | 総表番号、文字 | 常杓「盤谷序」字例 | 『説文解字』小篆字例 | 宋代鐘鼎文の資料字例 | 『伝抄古文字編』字例 | その他 |
|----|--------------|-----------|------------|------------|------------|---------|
| 1. | 12 堪 | | | | | 「甚」 |
| 2. | 177 歛 | | | | | 「希」 |
| 3. | 37 阻 | | | | | 「丹」 |
| 4. | 172 阻 | | | | | |
| 5. | 137 趙 | | | | | |
| 6. | 129 侯 (侯) | | | | | |
| 7. | 175 矣 | | | | | 「矢」 |
| 8. | 200 秣 | | | | | 「餼」 |



常杓「盤谷序」

【図版】『故宮歷代法書全集』第十冊、（国立故宮博物院、一九七七年）

第四章 徽宗朝の礼器銘文について

目次

はじめに

第一節 礼器製作の背景

- 一、金石学の勃興
- 二、北宋礼制の構築と礼器

第二節 徽宗朝の礼器銘文製作

- 一、礼器製作者の翟汝文とその礼器
- 二、礼器にある古文の實相

第三節 小結

はじめに

本章では倣古器物の鑄造された背景とその要因を論じる。宋初から徽宗朝にかけ、三代器物は続々と出土し、仁宗朝から金石の研究や収蔵が始まり、金石研究と文字学研究を伴って様々な金石著作、字書が成書され、徽宗朝に至ってピークを迎えた。これらの著作は参考資料として、器物製作に影響を及ぼした。倣古器物というのは、主に朝廷の宗廟を祀るニーズに応じたものである。つまり、皇帝は倣古礼器を鑄造する最大の支持者であり、そのためこの時期の礼器を作る条件は空前絶後であった。そのため、本章ではまず礼器を鑄造する翟汝文ら官僚集団を考察して、作者翟汝文の製作の実態を明らかにする。次に銘文の内容を考察し、当時の祭事との関係を明らかにする。最後に、銘文の文字構造を分析し、宋代器銘の実相を明らかにする。

第一節 礼器製作の背景

一、金石学の勃興

王国維は、宋代には金石学が独立した学問として確立されたと考えており²⁶⁴、この見解を踏まえるならば、宋代は金石学の濫觴と古文字学の黄金時代であると考えられる。宋初にはじめて銘文の釈読を試みたのは、『説文』校訂本を編纂した徐鉉である。翟耆年『籀史』には「徐鉉の「古鉉銘碑一卷」の叙にいう。建陽に越王時代の城の遺跡があり、城は

²⁶⁴ 王国維「齐鲁封泥集存序」、『觀堂集林』卷十八（中華書局、1959年）、920頁。葉国良『宋代金石学研究』（台湾書房、2011年）、5頁。

建溪という川に隣接する。村民が溪中から鐘のような器物一つを得た。(中略)それを刺史の王延政に献上した。銘文の拓本を私に見せるものがあり、ただ『連鉦』の二字だけ判読できた。それには楷書の黒印、「江南書、開寶九年五月敕送史館」があり、卷末には史館の印と款識があり、卷首には刻印して窳篆と題している。(徐鉉古鉦銘碑一卷、叙云建陽有越王餘城、城臨建溪、村人於谿中獲一器、狀如鐘(中略)獻之刺史王延政。有摹其字以示余者、惟『連鉦』二字可識、上有真字黑印云、江南書、開寶九年(976)五月敕送史館、卷末有史館印識、右刻之首題曰窳篆。)²⁶⁵とある。

金学の研究は、真宗年間に始まる²⁶⁶。咸平三年(1000)には、乾州から古鼎が献上され、それには四角形で足が四本あり、銘文二十一字が鑄込まれていた。皇帝が学者を招いて考証し、句中正と杜鎬が銘文により、「史信父甗」と判定した²⁶⁷。この銘文は天禧元年(1017)、僧湛によって「周秦古器銘碑」に刻された²⁶⁸。

仁宗皇祐三年(1051)、秘閣や太常に収蔵する器物が十一種あり、楊南仲が命じられて銘文を考証し、初の金石図積²⁶⁹の著作『皇祐三館古器図』を編纂した。また仁宗が器物の銘文を拓して臣下に賜った。これが、鐘鼎文が流布する端緒であると考えられている²⁷⁰。賜った銘文は李唐卿、王洙により釈出され、胡俛は熙寧元年(1068)にそのなかの五本を編集した『古器図』を出版した。

嘉祐六年(1061)、劉敞(1019-68)が長安で多くの古器を得て、『先秦古器図』(佚)を編集した。この本は図積して石に刻し、拓して行なわれたもので、容庚氏の「宋代金石佚書目校補」には「此圖刻于石、凡十一器、張廷濟、趙魏所蔵拓本、止存七器」と注されており、十一器のうち七器のみの拓本が残っていることがわかる²⁷¹。著作は散逸したが、劉敞は編集する目的を「先秦古器記」において、「好古博雅の君子で私の意図を汲む者を待ちたい。礼経・礼制はこの銘文を通して古礼の制度を明らかにし、文字学は銘文を用いて古文を校正し、史学は器物の年代と記録された人物によって歴史を整理する、そうして先

²⁶⁵ 宋代でいう摹本は複製品であり、常に拓本を指す。例えば、『文忠集』には「御書禮記經解石刻跋」、右御書經解一卷、紹興三十年三月、詔摹本賜新進士梁克家。」とある。また、『宝刻叢編』には「每欲摹本必躬濡紙傳石、以綿帛漬墨拓之。」とある。一方、模写で作った複製品は「榻本」という。白川静『金文通積』五、『白川静著作集』別卷(平凡社、2005)、53頁。翟耆年『籀史』、13葉。周必大『文忠集』卷十四、5葉。陳思『宝刻叢編』卷十四、42葉。靳永『書法研究的多重証拋法—文物、文献與書蹟的綜合積証』(齊魯書社、2008年)、10-14頁。

²⁶⁶ 薛尚功『歷代鐘鼎彝器款識法帖』には「仲信父甗」として収録する。容庚「宋代吉金書籍述評」、同続、『學術研究』、(広東省社会科学界聯合会、1963年6月、1964年1月)81-97、85-102頁。『歷代鐘鼎彝器款識法帖』卷十六、2葉。

²⁶⁷ 趙明誠『金石錄』卷十一、三葉。

²⁶⁸ 翟耆年『籀史』、27葉。

²⁶⁹ 図積とは、彝器の図象と款識の解釈をいう。

²⁷⁰ 王国維「宋代之金石学」、『王国維論学集』、(中国社会科学院出版社、1997年)、203頁。

²⁷¹ 容庚「宋代吉金書籍述評」続、『學術研究』、(広東省社会科学界聯合会、1963年6月、1964年1月)93-94頁。白川静「集古録跋尾」、『金文通積』五、『白川静著作集』別卷(平凡社、2005)、56頁。

秦古器をよく明らかにすることができる。(俟好古博雅君子焉終此意者、禮家明其制度、小學正其文字、譜牒次其世諡、迺為能盡之。)」と記した。このことから劉敞は礼器銘文の研究として、経学(礼制)、文字学(小学)、史学の三綱をたてていることがわかる²⁷²。また劉敞は銘文の积文や拓本を作って欧陽脩に贈った。それらの銘文は『集古録』に収録されているからである²⁷³。

この欧、劉両氏が宋人の金石収蔵、研究の気風を引き起した。当時、趙明誠は、「およそ古物の収蔵は劉敞から始まり、前代の古文字を収録するのは欧陽脩から始まった。後の学者がわずかに古物を探し、研究方法を知るのは、全て二人の力のお陰である。(蓋収蔵古物實始於原父、而集録前代遺文亦自文忠公發之、後來學者稍稍知搜抉奇古、皆二公之力也。)」²⁷⁴と述べた。欧陽脩は十八年をかけ、周代から漢代にかけての器物銘文や石刻を収集し、その数は千本を優に超えた。彼は「慶歴五年から嘉祐七年にかけて(1045-1062)十八年をかけて千本を収集した。(自慶歴乙酉逮嘉祐壬寅、十有八年、而得千卷)」²⁷⁵という。その内の四百本余りが『集古録跋尾』に収録されている。これは、北宋金石学における最初の一大集成であり、特に新しい彝器観と、その学問方法とが示されている。白川静氏は、「欧陽氏の跋尾は、宋代金文学のいわば草創期の学術を伝える貴重な資料である。またその集古録編纂は、当時における金文学の成立に指導的な役割を果たし、その機運を醸成した。従來の彝器観もここにその面目を改め、古器を瑞器あるいは妖祥とする舊時の觀念は一掃された。そこでは、彝器や器銘を古代研究の史料とし、これを歴史的に系列づけるという史学的方法がとられている」と指摘した²⁷⁶。歴史学者の欧陽脩は歴史の誤りを訂正し、経書の缺を補うため、『集古録跋尾』を成書したのである。彼は「歴史と伝記の不足や誤りを補うことができ、この著作を後学に伝え、学問に役立つことを願う。(可與史傳正其闕謬者、以傳後學、庶益於多聞。)」²⁷⁷という。これはいわゆる「証経補史」を目的とするものである。欧陽脩は古文に対する理解が不足していたため、古文の积読はほとんど劉敞、楊南仲、章友直に頼った²⁷⁸。

楊南仲は北宋の文字学者とし国子監書学に任ぜられた。彼は皇帝の古文字顧問として、献上された器銘を积出した。嘉祐年間(1056-1063)、章友直と「二体石经」を作り、国子監に建てた。彼の文字学に関する著作は残されていないが、鐘鼎文の考証の成果は欧陽脩の『集古録』に収録されている。呂大臨『考古図积文』も彼の解釈を引用している。時代の制約のため錯誤は避けられないが、解釈の多くは、現代の学者に認められている²⁷⁹。

²⁷² 白川静「集古録跋尾」、『金文通积』五、『白川静著作集』別卷(平凡社、2005)、62頁。

²⁷³ 全十本がある。欧陽脩『集古録』卷一、1、11、12、13、16、24葉。

²⁷⁴ 趙明誠『金石録』卷十二、8葉。

²⁷⁵ 欧陽脩「與蔡君謨求書集古録序書」、『文忠集』卷六十九、11葉。

²⁷⁶ 白川静「集古録跋尾」、『金文通积』五、『白川静著作集』別卷(平凡社、2005年)、61頁。

²⁷⁷ 欧陽脩『集古録』序、2葉。

²⁷⁸ 「自余集録古文所得三代器銘、必問於楊南仲、章友直。」欧陽脩『集古録』卷一、10葉。

²⁷⁹ 馬曉風『宋代金文学研究』陝西師範大学博士論文、(2008年)、56頁。

王国維は劉敞と歐陽脩が積極的に器物銘文を収集し、楊南仲が銘文を積読する成果に恵まれ、宋代の古文字学の勃興をもたらしたと考えている²⁸⁰。また陳芳妹氏は、歐陽脩が礼器実物を直接考察したこと、器物の出土地を重視したこと、器物の「自名法」を提起したことは、後の『考古図』の成書に新たな研究方法を提供したと考えている²⁸¹。

神宗朝に至ると、図積の学は隆盛する。代表的な著作に、李公麟の二つ著作『李氏古器録』（『籀史』に『考古図』五巻と称する）・『周鑿図』と呂大臨の『考古図』がある。李氏の著作は全て散逸したが、『籀史』には「李公麟、字は伯時、舒城の人である。『考古圖』を著し、毎巻には、それぞれの器物の図象を描き、銘文の積文を作り、字形を意味と音を解明し、使用法を叙述する。また前序と後賛を加え、天下に流行した。士人が金学に留意するきっかけは、彼から始まる。（李公麟字伯時、舒城人也。著考古圖、毎巻每器各為圖叙、其釋制作鏤文、竅字義訓、及所用。復總為前序後賛、天下傳之。士大夫知留意三代鼎彝之學、實始於伯時。）」と記録した。呂大臨『考古図』の成書もこの本の体裁を用い、資料を引用している。

元祐七年（1092）の成書、呂大臨『考古図』は、現存する最古の金石図積の著作である。呂大臨の編集目的は、単なる趣味の収蔵ではなく、器物の制度の考察を通して経書の不足を補うものであり、後学に貴重な資料を残したいと考えての編集であった。彼はいう。「暇日に器物銘文を整理して成書した。器物は珍奇な骨董として弄ぶものではない。器物を観察し、銘文を読み、形象を記録し、三代の遺風を追いかけて古人と会うかのようなのである。銘文の意を通して古人の志を受けとり、あるいは器物製作の経緯を考察し、経書の不足を補充し、諸儒の誤りを訂正する。天下の後世の君子で古に意を留めるものは、この本を用いて深く考察するであろう。（暇日論次成書、非敢以器為玩也。觀其器、誦其言、形容髣髴、以追三代之遺風、如見其人矣。以意逆志、或探其制作之原、以補經傳之闕亡、正諸儒之謬誤、天下後世之君子有意於古者、亦將有攷焉。）」²⁸²と。

呂大臨が収録した器物には、皇帝の秘閣、太常、内府や士人たちの三十八家が収蔵した二百三十四器があり、²⁸³そのうち李公麟の収蔵は最多の四十九器を占めている。『考古図』全十巻は、李公麟『李氏古器録』の体裁を援用し、各器物の形象、款識、寸法、重量、容量を詳しく記録している。これらの資料は収蔵家の私物から出たものを、呂大臨が体系的学術的に整理してこの世に示したものである。この『考古図』が、器物の研究を中心とする金学の基礎を築き、清代まで影響を及ぼした。さらに呂大臨は『考古図積文』という鐘鼎文字書を

²⁸⁰ 「劉原父、歐陽永叔輩亦復蒐羅古器、徵収墨本。復有楊南仲輩為之考釋、古文之學勃焉中興。」王国維「宋代金文著録表序」、『觀堂林集』（芸文印書館、1956年）、77頁。

²⁸¹ 陳芳妹「宋代金学的興起与宋做古銅器」、『青銅器与宋代文化史』（台湾大学出版中心、2019年）、7頁。

²⁸² 呂大臨「考古図記」、『考古図』、2葉。

²⁸³ 目録の人数と器物数は実際に収録した数と異なる。容庚氏と馬曉風氏の考察に拠ってこの数値を示す。容庚「宋代吉金書籍述評」、『學術研究』（広東省社会科学界聯合会、1963年）83頁。馬曉風『宋代金文学研究』陝西師範大学博士論文、（2008年）、65頁

編集した。四百余りの字首を釈出し、合計八百二十一字を集めている。この字書は、初めての文字学の著作といえる²⁸⁴。陳芳妹氏の考察によれば、呂大臨の宋代金石学に対する貢献は、以下の四点であるとする²⁸⁵。

1、形象と名詞の定義。詳しく器物の情報を記録するため、器物の制度、紋様、銘文などの名詞を定義した。

2、実物と文献を参照する方法の確立。器物を命名する際に、銘文の内容で器物の形象を判断する「自名法」を確立し、器物名が銘文に示されてない場合は文献を引用して命名する。例えば、「爵」、「觚」の命名である。

3、時間と空間を測定し器物を史料化。銘文にある干支によって、二十八器の製作時間が判明し、七十九器の出土地が判明したことは、器物の情報を史料化する進展である。これは現代の考古学が出土地点を重視することと一致する。

4、器物の発展史を初めて確立。

一方、白川静氏は『考古図』に対し、「古器彝銘をみること、經書を奉ずるのと同じ。従つて記述の中心も、彝器を禮書に徴して説くものが多く、銘文の考釋には大きな進展をみせていない」と指摘し、さらに、「その釋文（『中朝事後中尊』）に本づいて周禮にいう禮制との一致を求めているが、すでに銘釋に誤が多く、また周禮の古彝器に対する知識も甚だ不正確なものである。後中は先考の名、器はその圖によつても明らかなように壺である。考古の圖釋にはこの種のものがかなり多く、また經によつて器を説くために、かえつて誤を致すところが少くない。」と批判した²⁸⁶。呂大臨が「補經傳之闕亡」のため、礼器銘文を考察する際に經書の桎梏から抜け出さない一面もあることが明らかとなった。

しかし、時代の制約のため錯誤は避けられないものの、陳芳妹氏が提示した前人未到の研究方法与成果を清代まで援用したことも事実であり、大きな貢献があると考えられる。

仁宗朝から、民間や士人たちの金石を収蔵する気風が益々盛んになり、皇室の器物収蔵が増加している。『考古図』には「秘閣九器、太常六器、内蔵十六器」と合計三十一器を記録されている。しかし、皇室の器物収蔵のピークは徽宗朝である。徽宗が大觀年間から天下の彝器を収集し始めた。そのうえ、入手した銘文や図版を『博古図録』（後の『重修宣和博古図』）に編入した²⁸⁷。『重修宣和博古図』を編集する目的は「礼器の用い方を明らかにする（発

²⁸⁴ 唐蘭『中国文字学』（太平書局、1963年）、20頁。

²⁸⁵ 陳芳妹「考古図、宋代金学的學術化」には「1、形象與名物詞彙的界定、2、視學形象與文字互補關係的建立、3、器物史料化、時空的釐定、4、器物發展史課題雛形的初步建立」などの貢献を提起する。陳芳妹「宋代金学的興起与宋做古銅器」、『青銅器与宋代文化史』（台湾大学出版中心、2019年）、7-16頁。

²⁸⁶ 白川静「図積の盛行」、『金文通釈』五、『白川静著作集』別卷（平凡社、2005年）、67-68頁。

²⁸⁷ 徽宗の『博古図録』は、『四庫総目』では『読書敏求記』により、作者を王黼と定めた。しかし、容庚氏は徽宗が執筆であり、王黼は編集者であると考えた。この書物は、大觀年間（1107-1110）に始まり、李公麟『李氏古器録』の体裁を用いて編集された。初期に、黄伯思が編纂に参与し、著作の『古器説』四二六篇の内容を『博古図録』に編入して、『宣和殿博古

明礼器之所為用)」²⁸⁸ためであり、徽宗朝の礼器製作の模範を集めるために編集したことが理解できた。

徽宗は即位後、大觀初年、議礼局を設置した。²⁸⁹礼制を復興し、「制礼作樂」の手本を作るため、古器を収集した。大觀二年(1108)十一月辛酉、徽宗は、兵部尚書兼議礼局詳議官の薛昂の奏上をうけた。彼はいう、「議礼局が使用している礼器、たとえば尊、爵、簠、簋などの類いは、士大夫の収蔵とは異なる。思うに古器の多くは墓から発掘され、およそ千数百年間に、その器の規制はきつと偽造したものではないであろう。『礼が失われたら民間に求める』』という。今の朝廷は礼文を修正すれば、考究できる者は、広く探して史料を取ることができよう。私はこれを州県の官僚に委ねて、士大夫や民間の古礼器収蔵者を訪問させようとする。人を派遣して収蔵先で器形と器制を図象で記録させ、誤差のない器を確認して尚書省議礼局に送らせる。その製作費用は政府が支給する。完成された図を他人へ貸出たり妨害をさせない。(有司所用禮器、如尊爵簠簋之類、與大夫家所藏古器不同、蓋古器多出於墟墓之間、無慮千數百年、其規制必有所受非偽為也、曰：『禮失則求諸野』、今朝廷欲訂正禮文、則苟可以備稽考者、宜博訪而取資焉、臣愚欲乞下州縣委守、令訪問士大夫或民間有收藏古禮器者、遣人往詣所藏之家圖其形製、檢無差誤申送尚書省議禮局、其采繪物料並從官給、不得令人供借及有騷擾。)」²⁹⁰と。これは、「徽宗聖文仁德顯孝皇帝宣和博古圖三十卷」にいう「多くの家臣らが家蔵する古器物を皇帝の書庫に集める(集羣臣家所蓄舊器萃之天府)」と一致する。²⁹¹

徽宗が天下の器物を収集した成果について、蔡條は「大觀初年、李公麟の『考古図』を模倣して『宣和殿博古図』(後の『重修宣和博古図』)を作る。収録した大小の礼器は五百件余りに達する。この世は器物の愛すべき価値を知り、一器の値段が数十万からのちに百万まではね上がった。それゆえ、天下の古墳がほとんど盗掘された。これは政和年間が最も盛んであった。皇室の収蔵は六千数百器余りに至り、三代の礼制の文章を見、先儒が著した経書と読み比べると、笑うべきものがある。(中略)徽宗朝が目にするのは三代の器物のみで、秦漢代の物は特殊でないと収めない。宣和以降の物は、全て収録し一万余器に至った。「岐陽宣王石鼓文」、「西蜀文翁礼殿の絵像」など有名な物は、大小や出土地の遠近を問わず、全て皇室に収蔵した。そして、宣和殿の後ろに保和殿を建て、その左右に稽古閣、伝古閣、尚古閣を設置し、古玉印璽、鼎彝礼器、法書図画を収蔵した。(大觀初、乃倣公麟之考古作宣和殿博古圖、凡所藏者、為大小禮器則已五百有幾。世既知其所以貴

図』と称して成書した。全五百余器が収録されている。さらに、宣和年間(1119—1125)にかけ、内府が得た器物を『宣和殿博古図』に増補し、器物の数は八三九器に増え、『重修宣和殿博古図』と称して成書した。これが現在『四庫全書』に見える王黼『重修宣和博古図』である。

²⁸⁸ 「徽宗聖文仁德顯孝皇帝宣和博古圖三十卷」、翟耆年『籀史』、1葉。

²⁸⁹ 「大觀初、置議禮局於尚書省、命詳議檢討官具禮制本末議定…初議禮局之置也、詔求天下古器、更制尊爵鼎彝之屬。」脱脱『宋史』卷九十八、3、4葉。

²⁹⁰ 鄭居中『政和五礼新儀』卷首、14葉。

²⁹¹ 翟耆年『籀史』、1葉。

愛、故有得一器其直為金錢數十萬、後動至百萬不翅者。於是天下塚墓破伐殆盡矣、獨政和間為最盛。尚方所貯至六千餘數百器、遂見三代典禮文章、而讀先儒所講說殆有可哂者。

(中略)時所重者三代之器而已、若秦漢間物非殊特蓋亦不取、及宣和後則咸蒙貯錄、且累數至萬餘。若岐陽宣王之石鼓、西蜀文翁禮殿之繪像、凡所知名、罔間巨細遠近、悉索入九禁、而宣和殿後又剏立保和殿者、左右有稽古、傳古、尚古等諸閣、咸以貯古玉印璽、諸鼎彝禮器、法書圖畫盡在。)』²⁹²と述べている。

しかし、この膨大な収蔵の一部、八百三十九器しか『重修宣和博古図』には収録されていない²⁹³。そのため葉国良の「宋代吉金嘉石之発見与聚散」では『重修宣和博古図』に収録されない内府収蔵の器物を考察している²⁹⁴。

国家が力を入れて、天下の器物を皇室に集め、古文字に精通している士人を選んで礼局に任じ、古文を探究し、皇帝自らも訓詁の研究に参加した。そして最後には、『重修宣和博古図』を成書した²⁹⁵。しかし、南宋の洪邁は、この本には歴史考証について問題があると非難した²⁹⁶。その原因は、「政和、宣和年間、蔡京が宰相となり、史書を読むことを禁ずる政策を行い、『春秋三伝』は高い楼閣にしまわれたので、史実の引用には、誤りや矛盾がある。

(政和、宣和間蔡京為政、禁士大夫不得讀史、而春秋三伝、真東高閣、故其所引用、絶為乖盾。)』²⁹⁷という。当時の士人は、銘文を釈読する際に、史学の知識が足りないまま、史書によって銘文の内容を判断したため、多く古文が誤って釈出され、解釈した内容も史実と異なることになった。また、『四庫全書総目提要』には、『重修宣和博古図』は誤って釈出された文字があるものの、字形や器物の図象がありのままに記録されている。これは後の研究者にとって豊かな資料であると評価した²⁹⁸。

白川静氏は『考古図』と『重修宣和博古図』とは、劉敞、欧陽脩らが唱えた経学、小学、史学を器物学で統合し、最も望ましい研究方法を自覚しないため、多く鑿説をもたらしたと指摘している。彼は「考古は礼書を以て彝器を解し、博古は史を以て彝銘を解しようとするが、何れも甚だしい鑿説に陥ることが多い。彝器・銘識の学は即物の学であり、それ自身のうちに原則と体系とを求めなければならぬものである。欧陽脩を唱首とする諸人によって主張された礼制・文字・史伝の学は、彝器の学において統合されることが最も望ましい方法

²⁹² 蔡條『鉄田山叢談』巻五、13—14葉。

²⁹³ 『博古図』は成書以降も続修している。宣和年間に至って収録する器物は、五百二十七器から八百三十九器に増加した。容庚「宋代吉金書籍述評」続、『学術研究』、(広東省社会科学界聯合会、1963年6月、1964年1月)90頁。

²⁹⁴ 葉国良『宋代金石学研究』(台湾書房、2011年)、16-17頁。

²⁹⁵ 「集羣臣家所蓄舊器、萃之天府、選通籀學之士、策名禮局、追跡古文、親御翰墨、討論訓釋、以成此書。」翟耆年『籀史』、1葉。

²⁹⁶ 洪邁『容齋隨筆』巻十四、6—7葉。

²⁹⁷ 洪邁『容齋隨筆』三筆巻十三、3葉。

²⁹⁸ 「其書考證雖疎、而形模未失、音釋雖謬、而字畫具存。讀者尚可因其所繪以識三代鼎彝之製、歛識之文、以重為之核訂。當時裒集之功、亦不可没、其支離悠謬之說、不足以當駁詰、置之不論不議可矣。』『重修宣和博古圖』提要、3葉。

であるが、考古と博古とには、そのような自覚が乏しいようである、そこに北宋末の時運の退潮をみることができよう。」と述べる。²⁹⁹

一方、陳芳妹氏の考察により、『重修宣和博古図』の成書は『考古図』より進展があり、それは以下の四点を指摘する。

1、礼器銘文を史料化にすること。銘文の内容や文献によって、あらゆる器物の時代を判断した。誤りがあるが、『考古図』からの初めての試みである。

2、器物を確実に分類すること。『考古図』にある「彝」を用いて様々な器物を通称する現象は『重修宣和博古図』には見られない。

3、各器物の「総説」を立てること。器物を文献と連携し、人と祭事との関係を繋げて器物の体系を作った。

4、歴史の現象を体系化すること。器物にある情報を倫理的に解釈する。例えば、饕餮の模様は貪欲を戒める意を示すという解釈である。歴史現象を道徳や倫理的に解釈する意識があると判明した³⁰⁰。

北宋末、歐陽脩の『集古録』を継承し、金石の著作目録を作ったのが『金石録』である。趙明誠『金石録』三十巻は宋代金石著目の最後のものであり、彼は家蔵の金石二千本を目録十巻に編集し（十一巻以下は跋尾）、その巻一に記す第二十二條までは古器銘である。その器物はほとんど先行の著録にあったもので、趙氏が収蔵した僅か六器は「家蔵古器物銘上、下」条に編入している。跋尾には先行の著録を引用したものが多いが、器物の時代や作器者についてはみだりに論断することを避け、極めて慎重な態度をとっている。

白川静氏は「宋代の金石学は、歐陽氏の集古にはじまり、趙氏の金石学はその精神を継承し、その学の後勁を為すものといえよう。」と評価した。³⁰¹

靖康の変（1126）で、戦争とともに徽宗朝の一万件の器物が金人に奪われ、ほとんど壊され、また民間に流出したものもある。『金史』には「詔により、遼国と宋国を平定によって得た器物は、長い歳月を重ねた不祥なものであるため、全て破壊せよと命じた。（詔平遼、宋所得古器、年深歳久多為妖變、悉命毀之。）」とある。³⁰²そのため『重修宣和博古図』に収録された器物はほとんど伝わらないのである。

内府収蔵の器物が乏しいため、高宗が礼器を鑄造する際は、『重修宣和博古図』を参考にしたほか、家臣の収蔵を借りた。『中興礼書』には、「（紹興十五年十一月十一日）かつて翟汝文は礼制局の官僚だった。家には多く古礼器の制度、文字や図版を多く収蔵してい

²⁹⁹ 白川静「図積の盛行」、『金文通釈』五、『白川静著作集』別巻（平凡社、2005年）、75頁。

³⁰⁰ 陳芳妹「皇家古器物図録、重修宣和博古図」は「1、材料史料化2、分類呈現更為一致3、毎種類別、各立總説4、試圖對歷史現象作理論化或體系化的解釋」などの進展を提起した。陳芳妹「宋代金学的興起与宋倣古銅器」、『青銅器与宋代文化史』（台湾大学出版中心、2019年）、43-45頁。

³⁰¹ 白川静「彝器の散佚と款識の学」、『金文通釈』五、『白川静著作集』別巻（平凡社、2005年）、75頁

³⁰² 宇文懋昭『欽定重訂大金國志』卷十四、5葉。

た。翟耆老に乞い、全ての収蔵を検査して礼器局に送り、時には赴いて議論し、終了後に返還すると。(翟汝文曾任禮制局官、其家有古器制度、文字併圖様、甚多。乞下翟耆老、盡數檢尋、時晝發赴禮器局、参照討論、候了畢、給還。)」とある³⁰³。

南宋に至ると、士人たちは新出土の器物を入手することが難しくなり、器物の研究が衰え、新たな器物の図象を編集した書物は稀である。この時の金石学は、北宋末の「図釈の学」から「款識の学」に転換し³⁰⁴、鐘鼎文の研究は再び民間で進展した。薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』、王俅『嘯堂集古録』、王厚之『復齋鐘鼎款識』はこの時期の代表作である。薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』二十卷は、紹興十四年(1144)に成書し、呂大臨『考古図』と王黼『重修宣和博古図』とをベースに銘文や文字の考釈を収録し、新収集の材料を加えて五百十一種の銘文を編集した。『四庫全書総目提要』には「諸家の長所を取ってその異同を比較する。多くの訂正・校正の貢献があり、単なる剽窃や伝写と比べることはできない。(集諸家所長而比其同異、頗有訂說刊誤之功、非抄撮蹈襲者比也。)」とある³⁰⁵。王俅『嘯堂集古録』上、下二卷³⁰⁶の成書時期は『重修宣和博古図』より遅いと見られる。これは、商、周、秦、漢以来の青銅器と印、鏡などの銘文三百余器を収録するが、銘文と釈文を記すのみで考證がなく、銘文の間に脱字、闕字がある。これに対し、吾丘衍は、「夏禹印」、「滕公墓銘」の偽器を収録するが、摹刻が良いため、研究の価値があると考えている³⁰⁷。王厚之『復齋鐘鼎款識』は、五十九種の銘文と釈文を記すのみで考證がないが、その印記題跋によって南宋から清代にかけての伝承が見える。

南宋以後、金石学の研究や著作の編纂は停滞した。款識の著作は、南宋の諸作以来、阮元の著作に至るまでとうとうあらわれず、空白の時期を迎える。器物の出土蒐集もまたこの時期以後にはみえない³⁰⁸。

宋代に『説文解字』の研究と伝抄古文の字書を完備したことは、鐘鼎文の研究と考釋に有利な環境を提供した。宋初において、徐鉉と徐鉉は『説文解字』を校正、注釈し、『説文解字韻譜』、『説文繫伝』を著し、これが流布され、さらに官学の教科書として習われ他

³⁰³ 宋礼部太常寺纂修、徐松輯『中興礼書』卷九、7葉。『統修四庫全書』八二二冊、38頁。

³⁰⁴ 皇帝が主導した礼器製作の活動から、民間の士人たちが鐘鼎文を考釈する活動に転換したことを意味する。この転換は、鐘鼎文の釈出と研究は皇室に奉仕することのみならず、南宋の士人が鐘鼎文を研究し、その著作を広く民間に流布することにより、直接的に鐘鼎文の書作に影響を及ぼしたものであると考えられる。

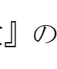
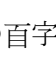


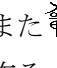
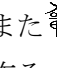
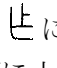
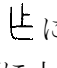
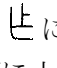
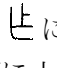
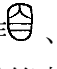
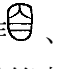
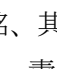
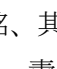
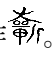
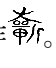
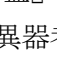
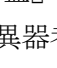
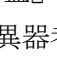
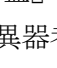
³⁰⁵ 現存のテキストには明崇禎(1628-1644)朱謀壺刊本、阮元刻本があり、また中央研究院が石刻宋拓本残葉を蔵す。陳志平編『書学史料学』(北京、人民美術出版社、2010年8月)、121頁。

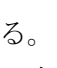

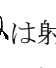
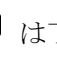

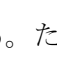
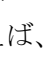

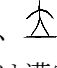
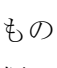

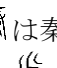

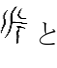
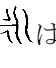

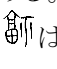
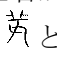
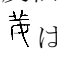
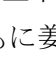
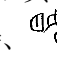
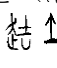

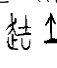

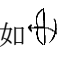
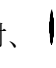
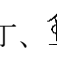
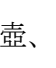
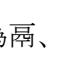
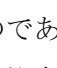
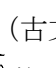
³⁰⁶ 作者王俅、字は子弁、生卒未詳、北宋南宋の間の人。書テキストについて、蕭山朱氏蔵宋淳熙本は尤も良い。また涵芬樓影印版は『統古逸叢書』に収載している。容庚「嘯堂集古録述評」、『宋人著録金文叢刊初編』(北京、中華書局、2005年7月)、561-562頁。

³⁰⁷ 吾丘衍「学古編」、『歴代印学論文選』(杭州、西泠印社、2005年7月)、22頁。

³⁰⁸ 白川静「彝器の散佚と款識の学」、『金文通釈』五、『白川静著作集』別卷(平凡社、2005年)、82頁。



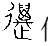



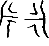
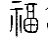

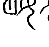
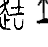
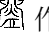
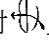
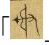
ことにより、宋代の文字学の基礎を作った。また、宋初の郭忠恕が伝抄古文を編集した『汗簡』³⁰⁹とその後の夏竦の『古文四声韻』は、鐘鼎文を考釈する上での参考資料である。宋人の鐘鼎文に対する概念は、小篆のように一律の字形ではなく、一字が多体の場合があり、部首や筆画の増減があり、左右の位置がずれている場合があり、左右反転する場合があるといえる。

北宋元祐中（1092）の呂大臨『考古図釈文』には、「古器の銘識の字義を考察すると、小篆と異なるだけでなく、同じ器物の同じ字でも筆画の増減や偏旁の上下左右の位置が異なる。たとえば、『伯百父敦』の百字は、に作り、またに作る。宝字は、作り、またに作る。斲字は、に作り、またに作る。『叔高父簋』の蓋底にはすべて銘文があり、簋字は、に作り、またに作る。『晉姜鼎』の作字は、に作り、またに作る。異なる器物では、彝、尊、寿、万などの字は、器ごとに筆画に小異があることから、古文字は必ずしも同文でなく、秦代になって省略改定して一律になった。それゆえ古文の筆画は小篆では該当できないのである。（古器銘識、考其文義不獨與小篆有異、而有同是一器、同是一字而筆畫多寡、偏旁位置左右、上下不一者、如『伯百父敦』之百字一作、一作。寶字一作、一作。斲字一作、一作。『叔高父簋』蓋底皆有銘、其簋字一作、一作。『晉姜鼎』之作字一作『』、一作『』。其異器者如彝、尊、壽、萬等字、器器筆畫皆有小異、乃知古字未必同文、至秦既有省改以就一律、故古文筆畫非小篆所能該也。）」³¹⁰と述べている。

また、呂大臨は、伝抄古文を用いて一部の鐘鼎文を釈出することができ、小篆の文字構造と参照する方法と、特殊な形象によって六、七割の鐘鼎文が判断できるとした。「古文で今日まで伝来する古文は、その三、四割を釈出できる。その他は形象によって釈出する。たとえば、は射、は丁、は壺、は鬲、は車といった類である。あるいは字義によって釈出する。たとえば、は麕、は嬭の類である。あるいは筆画が小篆を省略したもの、たとえば、は惟、は位の類である。あるいは筆画が小篆より多いもの、たとえば、は万で、小篆では邁字であり、は受で、は秦で、は舟に作る類である。あるいは左右が反転し、上下が異なるもの、たとえば、とはともに永、とはともに福、とはともに姜、とはともに姫の類である。また部首は弁別できるが発音が伝わらないもの、たとえば、とはとに作る類である。その他の六、七割を釈出できるのである。（古文有傳于今者、既可考其三四。其餘或以形象得之、如為射、為丁、為壺、為鬲、為車之類。或以義類得之、如為麕、為嬭

³⁰⁹ 郭忠恕の『汗簡』は伝抄古文の大集成であり、以後の古文書の発掘と収集はほとんど進展していない。しかし、『汗簡』は当時に広く流布されていない。代わりに、慶暦四年（1044）に『汗簡』の基礎の上に成書した夏竦『古文四声韻』は『汗簡』の内容を世に広めた。李零「出版後記」、郭忠恕、夏竦編『汗簡、古文四声韻』（北京、中華書局、2010年9月）、161、163頁。李学勤序、黄錫全『汗簡注釈』（台湾古籍出版社、2005年）、2頁。

³¹⁰ 呂大臨『考古図釈文』、2葉。

之類。或筆畫省於小篆、如作惟、作位之類。或筆畫多於小篆、如作萬、小篆乃邁字。作受、作秦、作邠之類。或左右反正、上下不同如皆作永、皆作福、皆作姜、皆作姬之類。有部居可別、而音讀無傳者、如作罍、作罍之類。又可考其六七。)とある³¹¹。『考古図』の編集に伴って、鐘鼎文の「射」が初めて積出されたことにより³¹²、宋初徐鉉の「千字文」(黒龍江省博物館蔵)は、この字形「」を使用する作品は偽物であると判明した。³¹³『考古図積文』の主文(字頭)の字数が四百字余り、総数が八二一字あることは³¹⁴、青銅器を収蔵したり、研究したりする金石活動が徐々に盛んになったことを意味しよう。

徽宗朝(1100-1126)に刊行された、王楚『鐘鼎篆韻』の主文の字数は一〇四二字、総数六六四八字である³¹⁵。一気に増加したことがわかるが、収蔵や研究が黄金時期を迎えた結果ともいえよう。この時期の鐘鼎文の考釈について、王国維は『『考古図』と『重修宣和博古図』は、器物の形制(形状・款式)の模写、名物(名称・特徴)の考証に全力を尽くしており、多くの成果を獲得した。(中略)文字の考釈については、前人未到の功績である。清朝の阮元や呉雲などの諸家もその範囲を超えることができなかつた。もしこれを牽強付会だ錯誤だと非難するのであれば、これもまた清朝の諸大家が免れられなかつたのである。(考古、博古二図、摹寫形制、考訂名物、用力頗巨、所得亦多(中略)至于考釋文字、宋人也有鑿空之功。國朝阮吳諸家不能出其範圍。若其穿鑿紕謬誠若有可譏者、然亦國朝諸老之所不能免也。)」と評価した³¹⁶。その阮元は、「商周銅器説」に「北宋以後は、荒野や古墓から獲得した器物が多く、初めは古器を神奇な祥瑞なものとは見なさなかつたが、これを賞玩し、さらに学者たちの考証や銘文の積出が、日に日に益々精確になった。そのため、『考古図』は宋代の収蔵家たち、河南の文彦博、廬江の李公麟など三十余家を列挙している。士人たちは家に器物を収蔵し、その銘文を認識し、三、四千年の器物を考察し、そこでこの道は大いに明らかになったのである。(北宋以後、高原古冢、搜獲甚多、始不以古器為神奇祥瑞、而或以玩賞、加之學者考古釋文、日益精核、故考古圖列宋人收藏者、河南文潞公、廬江李伯時等三十餘家、士大夫家有其器、人識其文、閱三四千年、

³¹¹ 呂大臨『考古図積文』、2-3 葉。

³¹² 呂大臨『考古図』卷三、9 葉。

³¹³ 曹宝麟氏は文献と書法によって本物の可能性があると判断する。彼は徐鉉「千字文」の古文墨跡は『宣和書譜』に記録されている徐鉉「千字文」二種の一つという可能性があり、線質が弱くて本物であれば早期の作品であると認める。曹宝麟『中国書道史・宋遼金卷』、(江蘇教育出版社、1999 年) 14 頁。

³¹⁴ 馬曉風『宋代金文学研究』陝西師範大学博士論文、(2008 年)、187 頁。

³¹⁵ 王楚『鐘鼎篆韻』は佚書であるが、容庚氏の考察により、王楚は即ち王黻、徽宗朝の重臣であり、『宣和博古図』編纂者の王楚であるといえる。彼の『鐘鼎篆韻』は後の楊鈞が増訂して『増広鐘鼎篆韻』を成書した。楊鈞は新たな編入字を必ず表示するため、これらを引くと元本の字数が試算できた。容庚「宋代吉金書籍述評」続、『學術研究』、(広東省社会科学界聯合会、1963 年 6 月、1964 年 1 月) 89、99 頁。

³¹⁶ 王国維『觀堂林集』(芸文印書館、1956 年)、78 頁。

而道大顯矣。)」³¹⁷と記して、北宋における器物の収蔵や研究を評価したのである。

宋代における鐘鼎文の成碑、成書時期と著作について、以下の表1にまとめておきたい。

表1 宋代における鐘鼎文の成碑、成書時期と著作

| 成碑、成書時期 | 作者 | 著作 |
|---|-----|-----------------|
| 不明 | 徐鉉 | 「古鉦銘碑」一卷(佚) |
| 天禧元年(1017) | 僧湛 | 「周秦古器銘碑」一卷(佚) |
| 皇祐三年(1051) | 楊南仲 | 「皇祐三館古器図」(佚) |
| 熙寧元年(1068) | 胡俛 | 『古器図』一卷(佚) |
| 嘉祐六年(1061) | 劉敞 | 『先秦古器図』一卷(佚) |
| 嘉祐七年(1062)以後 | 歐陽脩 | 『集古録』十卷 |
| 不明 | 李公麟 | 『李氏古器録』五卷 |
| 元祐六年(1096) | 李公麟 | 『周鑿図』一卷 |
| 元祐七年(1092) | 呂大臨 | 『考古図』十卷 |
| 崇寧三年(1104)以後 | 趙九成 | 『続考古図』五卷 |
| 大觀(1107-1110)初年編纂開始、宣和五年(1123)以後成書 ³¹⁸ | 王黼 | 『重修宣和博古図』三十卷 |
| 徽宗朝(1100-1126) | 王楚 | 『鐘鼎篆韻』七卷(佚) |
| 紹興十四年(1144) | 薛尚功 | 『歴代鐘鼎彝器款識法帖』二十卷 |
| 淳熙三年(1176)以前 | 王俅 | 『嘯堂集古録』二卷 |
| 不明 | 王厚之 | 『復齋鐘鼎款識』一卷 |

二、北宋礼制の構築と礼器

宋初は五代の衰乱をうけ、太祖即位の翌年、五代以来の礼制崩壊を嘆き、改めて制度を築くため、聶崇義に命じ、唐代以前にあった『礼図説』を考察して『三礼図』を編纂させた³¹⁹。これによって宗廟の礼制を修正し、宗祀用の器物を造った。そして、この内容を広めるため、教科書として流布させ、国子監の壁に描いた。『三礼図』の礼器制度は南宋まで、地方の州県にある官学の礼器にも影響を及ぼした³²⁰。

太祖以降、礼制が数回修訂され、仁宗朝の天聖五年(1027)には、王皞が『礼閣新編』を

³¹⁷ 阮元「商周銅器説」下、『擘經室三集』卷三、『続修四庫全書』一四七九冊、212頁。

³¹⁸ 葉国良『宋代金石学研究』(台湾書房、2011年)、278頁

³¹⁹ 白川静「彝器の倣鑄と辨偽」、『金文通釈』五、『白川静著作集』別巻(平凡社、2005)、89、91頁。

³²⁰ 朱熹『紹熙州県積奠儀図』、十六葉。

監修し、慶暦四年（1044）に賈昌朝が『太常新礼』を作成した。皇祐五年（1053）、王洙が周代の礼制を考察し、『周礼礼器図』を献上し³²¹、同年閏月（七月）、「皇祐三鼎」を鑄造して郊壇、太廟、慈后廟で祖先を祀った。九月戊寅（十二日）³²²、十二鼎を鑄造し、五鼎を用いて園丘で天（上帝）を祀り、七鼎を用いて宗廟で祖先を祀った。この祭事までは、園丘で天（上帝）を祀る際に、鼎を用いる前例がなかった。仁宗は礼官と諮って名儒の阮逸、胡瑗³²³に礼器を作らせ、さらに皇帝は自ら銘文を書き刻入させた。乙酉十九日、崇政殿において新楽と新作の「晉鼓」、「三牲鼎」、「鸞刀」を觀賞する。そして、劉敞に命じ、新作の鐘、鼎、鸞刀などの銘文四種を作る³²⁴。これらは、極めて礼器を重視している事柄であると考えられる。しかし、その当時出土した彝器はまだ少なく、製作の模範とする『三礼図』に挙げる器物は、経書や文献を参照し、想像で画いていたのである。三代器物の形象や制度とは遠いと考えられる。

皇祐以後（1054年以後）、士人たちが続々と三代器物に触れ、収蔵と研究は盛んになっていく。そのため『三礼図』に根拠のない器物や解説に対する批判が始まった。蔡襄は「礼家が伝える（経書の）説は、器物の形状を見ておらず、器名は在るが実物は残っていない。（禮家傳其説、不見其形制、故名存實亡）」³²⁵と指摘した。また、董道は新出土の「叔郭父簋」と「犧尊」を例に挙げ、器形によって「簋」の誤りを指摘し、彼は、「簋形は龜のような楕円形である。劉敞は礼器の散佚を嘆いたので、これによって『三礼図』の誤りを証明することができる。今使っている簋は、礼家（礼官）には根拠がないと疑う。（簋形圓而楕如龜、原父因歎禮器散亡、得此可以證、禮圖誤謬、且今所用簋、疑禮家無所據。）」と述べた。

徽宗朝に至ると、皇帝は礼制に対する関心を持ち、崇寧二年（1103）、「王者の政權の初めは、すべて礼楽制を築くことは重要であり、五礼を制定し、これによって人民に礼節を示した。（王者政治之端、咸以禮樂為急、蓋制五禮、則示民以節。）」³²⁶と述べ、即位すると自分専属の礼制の制定を通して、政治や社会を安定させる意図があったとことがわかる。同年、徽宗は太廟に九廟を建て、崇寧四年（1105）、九鼎を作る。周代天子の九鼎の制度を援用し、三代の君臨する威儀を再現するが、実際には、この制度は方士の魏漢津の意見を受けたものあり、三代を追いかける名に乗じて、道教の祭事に関連させている。その後の一連の礼器鑄造は、道教に関わるものである。（例えば、政和六年（1116）、天章閣に鑄造した九鼎を移置

³²¹ 翌年、皇帝の好学によって「至和礼器図」も編集された。章如愚『群書考索』卷二十三、13葉。

³²² 中央研究院「兩千年中西曆轉換」で試算。<https://sinocal.sinica.edu.tw/2020年、6月>

³²³ また、阮逸と胡瑗は内府蔵の古鐘を用いて楽律を考察し、太常の樂器を校正した。「皇祐三年、改造樂律、内出古鍾、命有司考詳聲韻安定、胡瑗得古四參、定尺度、明年樂、成還之御府。」董道『広川書跋』卷三、18葉。

³²⁴ 王応麟『玉海』卷八十八、25、26葉。

³²⁵ 欧陽脩『集古録』卷一、十一葉。

³²⁶ 鄭居中『政和五礼新儀』卷首、3葉。

し、七年、「上清宝籙宮神宵九鼎」を鑄造した³²⁷。)そして、三代の樂制を復興するため、崇寧四年(1105)、大晟樂を完成した。礼と樂を分け、大晟府を設置して礼局から独立させた。大觀元年(1107)、議礼局を尚書省に設置した。政和二年(1112)、兵部尚書充議礼局詳議官の薛昂の意見を採用し、三代の礼器を再現するため、天下の器物を収集した³²⁸。政和三年(1113)七月、礼制局として議礼局を改設し、劉昺が礼制局を司る。議礼局の改設は、蔡京が主導する政策であり、宰相として再起用された蔡京が権利を奪還する取り組みと見られる³²⁹。蔡京の相権復歸に伴って、翟汝文を起用することを決め、製器お役目の礼制局詳議官に任ずる。翌政和四年(1114)、『政和五礼新儀』が公布され、皇帝はこの公布を通して王権の權威を示し、尊卑上下を分けた。九鼎や明堂の制度を実行することは、このための手段である。

王権に対する意義について、藤本猛氏は「世界の中心たる王宮に、『時間的・空間的に宇宙を模した王権のシンボル』たる九鼎を設置し、明堂によって時間の秩序を正す。これら可視的・具象的な象徴を用い、外面的に威儀を現し秩序づけを行うのが時令思想における王者像であった。これこそが徽宗の目指した礼制で、時令思想具現化の装置が九鼎や明堂であり、それらを使った儀式の次第を定めたのが『新儀』であった。」と指摘する³³⁰。

同政和四年、徽宗朝製器の模範である『博古図』の初稿が完成した。政和六年(1116)、周代の天子が諸侯に彝器を賜る制度を復古して、初めて臣下に家廟用の礼器を賜った。政和七年(1117)、祭事の重要な場所である「明堂」が落成した。明堂制度の確立は周代の天子と諸侯との礼制を再現するためであると考えられる。

そもそも「明堂の礼」を行ったのは、皇祐二年(1050)、仁宗朝が最初である。場所は正殿の大慶殿に設置している。正殿を布の幕で五つの「室」を分けて「青陽」、「絳章」、「明堂」、「玄堂」、「太室」などの「五室」を配置し、その上に宸翰の「明堂」、「明堂之門」を飾る³³¹。

政和五年(1115)から宗祀の場所として「明堂」を独立して建て、七年に落成したのである。明堂制度の確立に沿って三代礼器の複製も整備されている。これ以降、宣和七年(1125)まで、徽宗は必ず毎年自ら祭事を行っている。

宋代の皇帝が天を祀る祭事は、「南郊大礼」と「明堂大礼」の二つがある。仁宗の嘉祐末年から、三年に一回、定期的に皇帝自ら祭事を行う「明堂大礼」が定着した³³²。そして、周

³²⁷ 陳芳妹「宋代金学的興起与宋倣古銅器」、『青銅器与宋代文化史』、(台湾大学出版中心、2019年)、19頁。

³²⁸ 鄭居中『政和五礼新儀』卷首、14葉。

³²⁹ 藤本猛『風流天子と君主独裁制—北宋徽宗朝政治史の研究』(京都大学学術出版会、2014年)、149—150頁。

³³⁰ 藤本猛『風流天子と君主独裁制—北宋徽宗朝政治史の研究』(京都大学学術出版会、2014年)、146頁。

³³¹ 楊高凡『宋代明堂礼制研究』(河南大学博士論文、2011年)、55頁。

³³² 三年に一回、皇帝が主祭する「明堂大礼」に対して毎年四回の太常礼院が行う「明堂常礼」もあり、英宗朝(1064)から徽宗朝(1125)にかけ、その「配祀」の対象はいずれも先考である。楊高凡『宋代明堂礼制研究』(河南大学博士論文、2011年)、60、158頁。

代の礼制に沿って、明堂では先祖を天（上帝、天帝）に附属して共に祀る「配祀」ということもあった。始めは配祀の先祖の人数や対象は決まっていない。治平元年（1064）、英宗が「嚴父配天（尊敬する父は天と並び立つほどである）」という観点を認め、父のみを配祀し始める³³³。それゆえ、徽宗朝における明堂の先祖を祀る対象は、父の神宗のみであり、明堂の器銘にある「昭考」、「烈考」、「神考」などの対象は神宗を指すと理解できる。政和八年（1118）、道教祭事用の「政和豆」を作る。宣和三年（1121）、方澤が祭事用の「宣和山尊」を作る。宣和七年、周邦彦に賜る「宣和豆」を作る。これら現存する徽宗朝の器物は、三代器物を模範として製作されたのである³³⁴。また、仁宗朝の『三礼図』に基づいて作った牛鼎を徽宗朝の牛鼎と比べると、両者の様式は異なり、徽宗朝の牛鼎は『考古図』の「牛鼎」と一致する。これは徽宗朝で出土した実物を用い、誤った『三礼図』を修正した成果である。（詳細は後述の、第二節、「二、礼器にある古文の実相」の「1 牛鼎」を参照）。

第二節 徽宗朝の礼器銘文製作

一、礼器製作者の翟汝文とその礼器

徽宗朝の礼器を製作する官僚集団には、蔡京、童貫、翟汝文、梁師成、劉昺らがいた³³⁵。その中で翟汝文は当時の文字学者であり、篆書の名手でもある。そのため、彼は礼器に載せる篆書銘文の書手として、また間接的な作者の可能性もあると考えられるので、彼の身分と篆書に対する観点を更に考察する。

翟汝文（1076－1141）、字は公異、潤州の丹陽人、進士出身。親が老いて十年間職に仕えず、後に議礼局詳議官、秘書郎に任ぜられ、中書舍人に累官する。紹興年間、参知政事に至ったが、秦檜にその専擅を効せられて罷め去る。篆籀に精通し、書に工みである。政和三年七月（1113）、蔡京の宰相復帰によって議礼局を礼制局として改設し、翟汝文を起用することを決め、製器役目の礼制局詳議官に任ずる。しかし、翌年（1114）には宦官の梁師成の不徳を批判し、左遷された³³⁶。彼の礼制局詳議官の職はわずか二年未満であったが、現存する十七種の銘文のうち、六種は彼の作品であると判明した³³⁷。以下、この点について考察する。

南宋『京口耆舊傳』には「政和二年（1112）、知陳州に復職する。明くる三年の春、中書

³³³ 楊高凡『宋代明堂礼制研究』（河南大学博士論文、2011年）、45、60頁。杜佑『通典』卷四十三、3葉。

³³⁴ 「宣和山尊」は『重修宣和博古図』の「商祖戊尊」を模範として製作されたとみられる。また、陳芳妹氏は徽宗、高宗朝の豆器は三代器物を模倣して作った可能性があると指摘する。周錚「宣和山尊考」『文物』（文物出版社、1983年）、75頁。陳芳妹「宋代金学的興起与宋倣古銅器」、『青銅器与宋代文化史』（台湾大学出版中心、2019年）、46頁。

³³⁵ 陳芳妹「宋代金学的興起与宋倣古銅器」、『青銅器与宋代文化史』（台湾大学出版中心、2019年）、85頁。

³³⁶ 翟汝文『忠惠集』附録、6-7葉。

³³⁷ 通常、礼制局詳議官という官職は中央官僚が兼任するが、翟汝文が「宛陵郡守」として地方に配流されたため、政和四年以後、器物の製作に参加していないと推測する。

舎人に任せられる。時に楽章の制度を改め、勅銘彝器（銘文がある器物）のうち、おおよそ大きな器物の製作は、すべて彼の製作である。（政和壬辰、復職知陳州。明年春除中書舎人、一時更制樂章、勅銘彝器、凡大制作、皆出其手。）³³⁸とある。現存する銘文には彼の作品の割合が高く、中書舎人の時期は製作量が特に多く、彼の役割が重要であると考えられる。

『忠恵集』には「政和洗」、簠銘三種、簋銘二種、鷄彝銘二種、豆銘三種、「明堂犧尊款識」、「園丘犧尊款識」、山罍銘三種、「景鐘銘」など十七種の銘文を記録している³³⁹。この中で伝来する拓本や図版は「甲午簋」³⁴⁰、「宋政和礼器帝承天休簠銘」（台湾中央研究院蔵）、「象物簠（帝作簠）銘」³⁴¹、「元祀豆（欽崇豆）銘」³⁴²、「天錫簋」³⁴³、「山罍」（台湾中央研究院蔵）の六種である。このうち、紀年があるものは全て政和四年（1114）である（ただし、本節「二、礼器にある古文の実相」の「1牛鼎」はこの時（1114）の製作であるが、類似する古文の字例もあるが、銘文内容が翟汝文の文集に見当たらないため、彼の製作とは判断できない）。

徽宗は、大觀二年（1108）に薛昂の意見を採用して、天下の礼器を収集し、礼制を考察し始めたが、まだ礼器の銘文には留意していない。大觀末年になって、翟汝文が礼器を製作するため、礼制を考察するにも銘文の古文を研究すべきであると次のように提言した。

「聶崇義が腐儒の説を集め、『三礼図』を著したことにより、後学を誤らせた。今、商周の礼器と古文（科斗文字）が燦然と数多く出土している。皇帝は、ようやく三代の光明なる典礼を継承されるが、未だ低調で不十分である。願わくは詔を発せられたい。碩儒や博聞の士人が、六経を考察して校正する上で、礼制を夏商の器物を用いて考察し、文字を青銅器に拠って校正し、誤謬の文字を削除し、消失散逸の文字を搜訪させたい。六経の器物（尊、罍、犧、象）の用途、六書の文字（象形、科斗）の書法を、明らかに輝かせ、六経と表裏の関係にあることを、後世に教えるのである。（聶崇義集腐儒之説、著三禮圖以誤後學。今商周禮器、科斗文字燦然畢出。陛下方紹稽三代光明典禮、此獨鬱而未揚、疑有闕也。願詔碩儒博聞之士稽正六経、考禮於夏商之器、正字於鼎彝之間、剗革繆偽、搜訪失絶、使六経尊罍犧象之用、六書象形科斗之書、昭明炳煥與六経相表裏、以教後人天下幸甚。）³⁴⁴

これを受け、「徽宗皇帝は大變喜んで礼官に即座に検討させるよう、役人に命じた（上大喜詔禮官即議、以聞有司）」³⁴⁵。そして、翟汝文が礼器銘を作る際、唐宋代特有の器物名を入れるが³⁴⁶、文章はほとんど三代礼器と経書にある言葉を模倣して作った。これに対し当時

³³⁸ 佚名『京口耆舊傳』卷四、2葉。

³³⁹ 翟汝文『忠恵集』卷十、1-3葉。

³⁴⁰ 阮元『積古齋鐘鼎彝器款識』卷七、『続修四庫全書』（上海古籍出版社、2002年）九〇一、658頁。

³⁴¹ 馮雲鵬、馮雲鵠『金石索』、『続修四庫全書』八九四冊、101頁。

³⁴² 劉体智編『小校経閣金石文字』卷十三、景印盧江自叙刊本、99葉。

³⁴³ 劉体智編『小校経閣金石文字』卷十三、景印盧江自叙刊本、98葉。

³⁴⁴ 翟汝文『忠恵集』附録、20-21葉。

³⁴⁵ 翟汝文『忠恵集』附録、21葉。

³⁴⁶ 陳芳妹「宋代金学的興起与宋仿古銅器」、『青銅器与宋代文化史』（台湾大学出版中心、2019年）、35、38頁。

の人は、彼の文は「文風は古雅な尚書体である」と評価した³⁴⁷。このことから、徽宗朝の礼器製作には、礼制（器種、器制を含む）、文字、文体いずれも三代の古典を再現する意識があったと理解できる。

銘文の作り方には、皇帝の詔書と同じく一定の形式がある。場所、主催者（帝）、対象、器物、賛辞、祝辞などを組み合わせている。こういった器物を鑄造する経緯を明らかにし、銘文を正確に解釈するため、表2「徽宗の礼器鑄造に関する年号・事項対照表」を作成した。

祭事を行う場所は、伝来する徽宗朝の器銘や文献によって、明堂（世室、五室、合宮、総章などの別名がある）、太廟（太室、太宮、宗祧、清廟、祔宮などの別名がある）、神廟（閼宮などの別名がある）、園丘・方澤がある。祀る対象は、天（皇天、上帝、天帝などの別名がある）、先祖（皇考、先后などの別名がある）、父親の神宗（昭考、烈考、神考などの別名がある）がある。宋代の皇帝の祭事は、対象によってそれぞれの場所で行うことが決まっている。

表2 徽宗の礼器鑄造に関する年号・事項対照表

| 年号 | 事項 | 出典文献 |
|------------------|--|---------------------------------|
| 崇寧二年癸未 (1103) | ・太廟である七廟を九廟に増設。 | 『宋史』卷一〇六、17葉 |
| 崇寧三年甲申 (1104) | ・仲春、隱士魏漢津の提言を受け、九鼎の鑄造を始める。 | 『靈巖集』卷六、19-20葉。 |
| 崇寧四年乙酉 (1105) | ・春、九鼎を完成。 ・八月、大晟府を独立設置し、大晟樂が完成。 (宣和七年廃止) | 『靈巖集』卷六、20葉。 『玉海』卷一六六、36葉 |
| 大觀元年丁亥 (1107) | ・正月、尚書省に、議礼局を設置。 ・九月、徽宗は初の明堂大礼を大慶殿で行う。 | 『東都事略』卷十、10葉 『宋史』卷一〇一、11葉 |
| 大觀二年戊子 (1108) | ・兵部尚書充議礼局詳議官の薛昂の意見を採用し、天下の器物を収集。 | 『宋史』卷三五六、9葉。 『政和五礼新儀』卷首、14葉。 |
| 政和二年壬辰 (1112) | ・七月、礼制局として議礼局を改設し、劉昂が礼制局を司る。 | 『通鑑統編』卷十一、37葉。 |
| 政和三年癸巳 (1113) | ・『政和五礼新儀』を公布。 ・『博古図』の初稿を完成。 ・鎬京で「周壘」を得る。秋、「商卣」を得 | 『政和五礼新儀』卷首、2葉。 『宋代金石学研究』、66- |

³⁴⁷ 范楨『翟汝文与兩宋之際的礼制改革』（浙江大学碩士論文、2016年）、43頁。

| | | |
|--------------------------|---|--|
| | <p>る。長安で「兕敦」を得る。また浚都で「黃目尊」を得る。</p> <p>・九月癸未、戸部尚書劉昺、中書舍人翟汝文は礼制局詳議官に任ぜられる。</p> | <p>78 頁。³⁴⁸</p> <p>『籀史』、二葉。</p> <p>『皇宋通鑑長編記事本末』卷一三四、四葉。³⁴⁹</p> |
| <p>政和四年甲午 (1114)</p> | <p>・「周罍」を得る。三月甲子、「宝簋」を得、翟汝文に命じて新たな宋器を作らせる。</p> <p>・五月十二日丙戌、方澤で夏祭を行い、「牛鼎」、「簋」、「簠」の器銘を彫り、並びに「犧尊」、「象尊」、「鼎」、「彝」、「尊」、「壘」、「壺」、「豆」などの二十八種の器物を陳列する。</p> <p>・八月丙寅、「牛鼎」を鑄造。</p> <p>・八月丙寅、「甲午簋（盨）」を鑄造。</p> <p>・八月丙寅、「宋政和礼器帝承天休簋」を鑄造。</p> <p>・翟汝文が「天錫簋」を鑄造。</p> | <p>『籀史』、五葉。</p> <p>『籀史』、六葉。</p> <p>『金石索』金索、78 葉。³⁵⁰</p> <p>『積古齋鐘鼎彝器款識』卷七、14 葉。³⁵¹</p> <p>中央研究院歴史語言研究所藏拓。『忠惠集』附録、2 葉。</p> <p>『忠惠集』附録、2 葉。³⁵²</p> |
| <p>政和五年乙未 (1115)</p> | <p>・五月甲子、「景鐘」を鑄造。（翟汝文作銘）</p> <p>・八月壬子、明堂を建て始める。</p> <p>・某月、「政和洗」、「簠」、「簋」、「豆」、「明堂犧尊」、「山壘」などを鑄造。（翟汝文作銘）</p> <p>・国子監の『三礼図』を廃却。</p> | <p>『忠惠集』卷十、3-4 葉</p> <p>『玉海』卷九十六、19 葉</p> <p>『忠惠集』卷十、3 葉。</p> <p>『玉海』卷五十六、19 葉</p> |
| <p>政和六年丙申 (1116)</p> | <p>・五月辛酉、「銅鼎」（政和鼎Ⅱ）を鑄造。</p> <p>・十一月甲午、「政和鼎（童貫鼎）」を鑄造。</p> | <p>『宋政和礼器文字考』、12-13 葉。</p> |

³⁴⁸ 葉国良「博古図修撰始末及其相関問題」、『宋代金石学研究』（台湾書房、2011年）、66-78頁。

³⁴⁹ 楊仲良『皇宋通鑑長編記事本末』、『続修四庫全書』（上海古籍出版社、2002年）三八七、416頁。

³⁵⁰ 馮雲鵬、馮雲鵠『金石索』、『続修四庫全書』（上海古籍出版社、2002年）八九四、101頁。

³⁵¹ 阮元『積古齋鐘鼎彝器款識』卷七、『続修四庫全書』（上海古籍出版社、2002年）九〇一、658-659頁。

³⁵² 「孫繁重刊翟氏公巽埋銘」には「明年（1114）天錫帝簋、帝承天休、詔禮官革漢唐諸儒臆說之陋、憲三代稽古象物、昭德于彝器、凡祀園丘、祭方澤、享祢宮及太室諸器、專命公監三代正軌、則制器銘功、以格神祇、祖考。於是宋器大備、匹休商周。」とある。清代の孫詒讓は、政和甲午年に皇帝が「宝簋」を得、翟汝文に命じて新たな宋器を作ったことは「天錫簋」銘文と一致する。「天錫簋」はその時に造られた器物の一つである。孫詒讓『宋政和礼器文字考』、『続修四庫全書』（上海古籍出版社、2002年）九〇四冊、9-10頁。

| | | |
|-----------------------|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・十一月甲午、「童貫壺（政和壺）」を鑄造。 ・天章閣に鼎を移し、鼎閣を建つ。 | 台湾故宮博物院蔵器、故宮博物院X線摹本 ³⁵³ 『商周彝器通考』、188頁。 ³⁵⁴ 『容齋隨筆』三筆卷十三、11葉。 |
| 政和七年丁酉 (1117) | <ul style="list-style-type: none"> ・六月、明堂が落成。 ・七月二十三日、「明堂制度編類」を成書。「明堂記」と表裏をなす。 ・「政和盥（政和簋）」を鑄造。 | 『玉海』卷九十六、19葉 『玉海』卷九十六、14葉 『商周彝器通考』、187頁。 ³⁵⁵ |
| 政和八年戊戌、 重和元年(1118) | <ul style="list-style-type: none"> ・「政和豆」を鑄造。 ・九鼎が完成し、上宝籙官神霄殿に置く。 | フランス、チュルヌスキ美術館蔵器、「宋代金学的興起与宋倣古銅器」 ³⁵⁶ 。 |
| 宣和元年己亥 (1119) | <ul style="list-style-type: none"> ・五月二十七日、地方の州祠にある祭器を礼制局の公表した標準を踏まえて製作することを命じる。³⁵⁷ | 『玉海』卷五十六、19葉 |
| 宣和三年辛丑 (1121) | <ul style="list-style-type: none"> ・「宣和山尊」を鑄造。 | 北京故宮博物院蔵器、中央研究院歴史語言研究所蔵『謚齋金文拓本』 ³⁵⁸ 。 |
| 宣和七年乙巳 (1125) | <ul style="list-style-type: none"> ・「宣和豆」を鑄造。 | 上海博物館蔵器 |

二、礼器にある古文の実相

陳芳妹氏の研究により、徽宗朝で作った礼器銘文二十八種中十七種の拓本や摹本の図版が明らかになった。清代の馮雲鵬、馮雲鵬『金石索』、阮元『積古齋鐘鼎彝器款識』、劉体智編『小校經閣金石文字』を出典とするものと、博物館に収蔵される実物の拓本がある。その

³⁵³ 陳芳妹「宋代金学的興起与宋倣古銅器」、『青銅器与宋代文化史』（台湾大学出版中心、2019年）、36頁。

³⁵⁴ 容庚『商周彝器通考』（哈佛燕京学社、1941年）、187頁。

³⁵⁵ 容庚『商周彝器通考』（哈佛燕京学社、1941年）、187頁。

³⁵⁶ 陳芳妹「宋代金学的興起与宋倣古銅器」、『青銅器与宋代文化史』（台湾大学出版中心、2019年）、49頁。並びに自作の摹本。

³⁵⁷ 「詔諸州祠祭器、令禮制局繪圖放降、依圖製造」。王応麟『玉海』卷五十六、19葉。

³⁵⁸ 柯昌泗（1899-1952）輯『謚齋金文拓本』である。

ほか、容庚氏が宋器と判明した「嘉礼犧尊」がある³⁵⁹（清代の官僚は周器と認め、『西清古鑑』に収録した）。また、中央研究院蔵で、清代の柯昌泗（1899-1952）輯『謚齋金文拓本』に宋代の銘文があり、「山罍」、「宣和山尊」（北京故宮博物院蔵器）、「政和八年器銘」（残存する半分の銘文は政和豆と一致する）がある。これらの銘文図版を文献と照合し、誤積と思われる文字と不明な文字の訂正を試みる。更に文字構造を分析し、文字使用の習慣や共通点を明らかにしてみたい。

1. 牛鼎



1 牛鼎

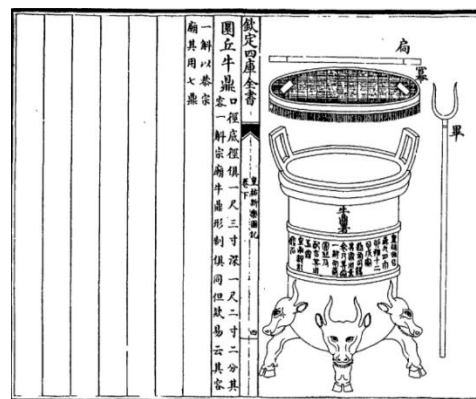
³⁵⁹ 容庚『商周彝器通考』（哈佛燕京学社、1941年）、188頁。



牛鼎、河北省文物保護中心蔵³⁶⁰



牛鼎、『考古図』



牛鼎、『皇祐新樂図記』

隹甲午八月丙寅、帝若稽（叩）古、肇作（乍）宋器、審厥（孚）象作（乍）牛鼎、格於（于）太室、迄用享。億寧神休、隹帝時宝、万世其永頼。

（甲午八月丙寅、皇帝は古を考証するに従い、宋代の器物を作ることを始める。三代の器物の模様を考案して牛鼎を作り、宗廟に置き、十分に供える。神が安寧や福をくださす。皇帝は常に貴重に扱い、萬世永遠に利益を得る。）

この器物の伝来過程と銘文については、清代の孫詒讓が『宋政和礼器文字考』において考察しているので、これを参照して論じる。牛鼎は、宋代の倣鑄する礼器に常に見える様式である。三代器物の発掘はまだ低調である。仁宗皇祐五年（1053）、圜丘、宗廟で祭事を行う際に、胡瑗は皇帝のため、聶從義『三礼図』（996）にある模様を踏まえて制作した³⁶¹。後に本物が出土し、内府に入り、呂大臨『考古図』（1092）に収録している³⁶²。徽宗朝の「牛鼎」はこれを踏まえて制作した。その器物は伝来し、現在、河北省文物保護中心に収蔵され、器

³⁶⁰

http://www.chnmus.net/sitesources/hnsbwy/page_pc/clzl/zlhg/dszhgzdwh/dsbfggdx/article/ce6f4b685e6e446f976dba251338933b.html

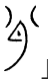
³⁶¹ 阮逸、胡瑗『皇祐新樂図記』卷下、3-4葉。王応麟『玉海』卷八十八、25、26葉。

³⁶² 呂大臨『考古図』卷一、20葉。



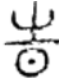
形は『考古図』の図版と変わらない。一方、仁宗が制作したものは『皇祐新樂図記』巻下に見え、両者の様式は異なる。これは徽宗朝において、出土の実物を用いることにより、誤った『三礼図』を修正した成果である。牛鼎は羊鼎と豕鼎と並び三鼎と呼ばれ、古には天子、諸侯しか使えず、身分によって器の飾りが異なる。当時董道は詳しく考察した³⁶³。


文字構造について、鐘鼎文を使用する傾向があり、例えば、隹、寅、帝、作、宋、室、用、享、休、宝、万、世、其の字は、繰り返して器銘に用いている。(後述の【常用字表】3、16、


1、2、50、33、14、19、29、23、17、28、9を参照)。八月「」は三代器銘に慣用する合




文「」³⁶⁴を用いて書く傾向があり、10「宋政和礼器帝承天休簠」にも字例がある。伝抄古文を使用するのは、例えば象、太、神などの字がある(【常用字表】45、46、18を参照)。


ほかに、稽「」字の形は唐代の「碧落碑」³⁶⁵と一致する(常用字表58)。審「」

は『汗簡』³⁶⁶、時「」は『汗簡』³⁶⁷を出典とする。宋代に出土した鐘

鼎文には「厥(𠄎)」字が釈出されていない。清代に釈出された金文厥(𠄎)は、宋

代では「乃」、「及」、「故」などと解釈された³⁶⁸。「牛鼎」銘文中の「厥(𠄎)」字形は

伝抄古文「」³⁶⁹の特殊な書き方である。また、若「」は鐘鼎文「」³⁷⁰と伝

抄古文「」³⁷¹の字形に近いが、小異がある(【常用字表】59)。

³⁶³ 董道『広川書跋』 卷一、7-8葉。

³⁶⁴ 楊鉤『増広鐘鼎篆韻』卷七、15葉。

³⁶⁵ 孫詒讓はこの字は俗体であり、宋人が考證不足で誤字を使用したとみとめる。孫詒讓『宋政和礼器文字考』、『統修四庫全書』(上海古籍出版社、2002年)九〇四冊、7頁。

³⁶⁶ 現存する宋代の鐘鼎文の著作には「審」字を収録していない。一方、『説文』には「采、悉也、知采諦也。从艸、从采。」といい、近代で出土した金文にも「从艸、从采」の文字構造があり、「采」の字形は「米」に近いのがあり、伝抄古文と同じ。黄錫全『汗簡注釈』(台湾古籍出版有限公司、2005年)、257頁。

³⁶⁷ 「古尚書」、郭忠恕『汗簡』卷三、33葉。

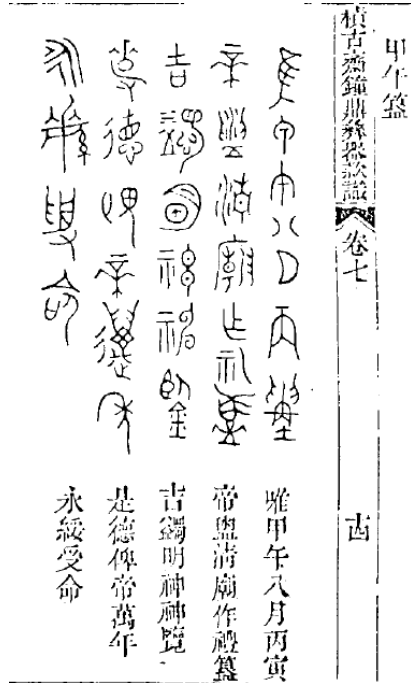
³⁶⁸ 薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』卷十一、3葉。同前、卷十四、二十二葉。同前、卷十五、十二葉。李圃編『古文字詁林』(上海教育出版社、2004年)九冊、931頁。

³⁶⁹ 「義雲章」、夏竦『古文四声韻』卷五、10葉。

³⁷⁰ 「尙敦」、薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』卷十四、11葉。

³⁷¹ 「古老子」、夏竦『古文四声韻』卷五、23葉。



2 甲午簋



2 甲午簋

唯甲午八月丙寅、帝盥清廟、作（乍）礼簋吉錫明神、神鑒馨德、俾帝万年、永綏受命。
 （甲午八月丙寅、皇帝は宗廟で祀る。礼簋を作って神を拝む。神は皇帝の美德を知り、万年に天命を受けさせる。）

この銘文も孫詒讓が考察しているので参照する。阮元はこの器物を宋代のものではなく秦昭襄王の時代と判定した。しかし、孫詒讓は宋代の器物と判定し、「宋政和礼器文字考」に編入した。それゆえ、彼は翟汝文作の銘文と認める³⁷²。阮元『積古齋鐘鼎彝器款識』卷七には「唯甲午八月丙寅、帝盥清廟、作禮簋、吉錫明神、神覽是德、俾帝萬年、永綏受命。」とある。翟汝文『忠惠集』には「（「唯甲午八月丙寅」なし）帝裸清廟作簋、吉錫明神、神鑒馨德、俾帝萬年、永綏受命」とある。「盥」と「裸」との発音は同じで、酒を以て大地に注いで祀ることである³⁷³。阮元の釈文「神覽是德」は翟汝文の原文にいう「神鑒馨德」の誤り

で、馨「」は伝抄古文の字形「」³⁷⁴である。この字形は小篆、鐘鼎文、伝抄古文に

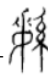
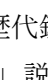
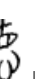
³⁷² 孫詒讓『宋政和礼器文字考』、『続修四庫全書』（上海古籍出版社、2002年）九〇四冊、7頁。

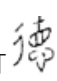
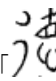
³⁷³ 阮元『積古齋鐘鼎彝器款識』卷七、『続修四庫全書』（上海古籍出版社、2002年）九〇一、658—659頁。翟汝文『忠惠集』卷十、2葉。

³⁷⁴ 出「義雲章」、夏竦『古文四声韻』卷二、22葉。

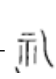
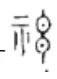
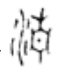
はともに「是」と積す字例がないことが判明した³⁷⁵。


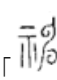
文字構造については、鐘鼎文を使用する傾向があり、例えば、隹、月、寅、帝、作、簋、明、万、年、綏、受、命などの字があり、繰り返して器銘に見える。(【常用字表】3、5、16、1、2、39、53、17、7、42、39、10を参照)。このうちに、綏字は「晋姜鼎」(韓城鼎銘)を


出典とする字である。最初に欧陽脩が劉敞から入手した銘文であり、劉敞は「」を「綏」字と積し、楊南仲は「」字と積した³⁷⁶。『考古図』、『重修宣和博古図』、『歴代鐘鼎彝器款識法帖』はともに劉氏の説に従って「綏」に積す。しかし、楊南仲の「」説が正しく、

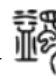
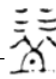
現代の学者たちに認められた³⁷⁷。この器銘のみ有る徳「」は鐘鼎文「」³⁷⁸に近い。孫詒讓は宋人の誤積は、礼器銘文を作る際に、誤字が発生したためと指摘し、この器銘の俾

「」は、宋人が畏「」³⁷⁹を「俦」として誤って積したためであるとする³⁸⁰。また、

伝抄古文を出典とする禮「」、神「」(常用字表26、18)があり、清「」は「義

雲章」の「」³⁸¹と一致する。もう一つの神「」は「詛楚文」の字形に近い(【常用字

表】18)。小篆の文字構造を用いて古文の部首を組み合わせる字例もある。例えば、罍「」

は、小篆「」の文字構造で伝抄古文「」³⁸²を取替えたものである。

³⁷⁵ ほか、清代の劉心源は「專」と積した。劉心源『奇觚室吉金文述』卷十七、33葉。

³⁷⁶ 欧陽脩『集古録』卷一、4葉。

³⁷⁷ 馬曉風『宋代金文学研究』、(陝西師範大学博士論文、2008年)、86頁。

³⁷⁸ 出「晋姜鼎」、薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』卷十、13葉。

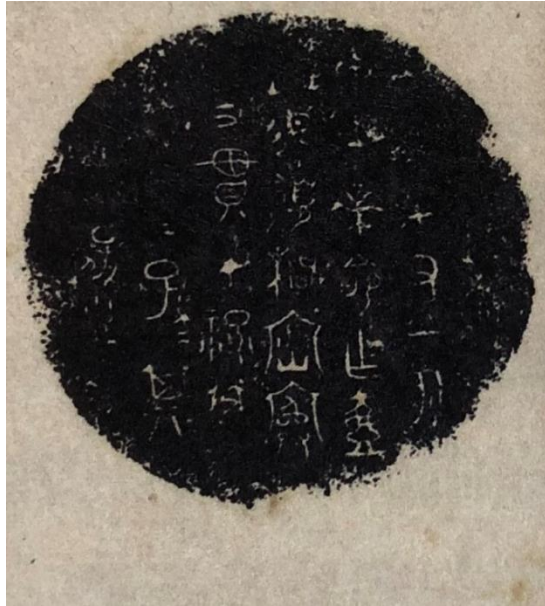
³⁷⁹ 出「師僖敦」、薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』卷十四、17葉。

³⁸⁰ 孫詒讓『宋政和礼器文字考』、『続修四庫全書』(上海古籍出版社、2002年)九〇四冊、8頁。

³⁸¹ 夏竦『古文四声韻』卷二、20葉。

³⁸² 夏竦『古文四声韻』卷五、16葉。

3 童貫壺



3 童貫壺

佳政和六年（□□□□□）十又一月甲午（□）、帝命作（乍）壺尊（□）、錫（易）領樞（□□）密院（寘）事（□）貫、以（□）祀其先（□□）、子（□）孫（□）其永（□）保之（□）。

（政和六年十一月甲午、皇帝は壺尊を作り、領樞院事の童貫に賜る。これを以て其の祖先を祀り、子孫は永くこれを保用する。）

この銘文は端方『陶齋吉金統録』に収録されている³⁸³。ただし文字はほとんど磨滅した。

容庚氏は考証して、「□（佳）政穌□□（甲午）十又一月甲午、帝命作壺□（尊）、錫領樞密院事貫以祀其□、子孫其□（永）保之。」という釈文を作り³⁸⁴、政和甲午、四年（1114）のものと判定する。しかし、「童貫」は政和六年（1116）二月、簽書樞密院事（領樞密院事の副職）に命じられ、五月に權領樞密院事（領樞密院事の代行）に命じられ、十二月に領樞密院事に正式命じられている³⁸⁵。よって、容庚氏の説は彼の任官時期と合わない。一方、彼は五月から十二月にかけての權領樞密院事の時期に、太師の蔡京、太宰の鄭居中、知樞密院事の鄧洵武、門下侍郎の余深、中書侍郎の侯蒙、尚書左丞の薛昂、尚書右丞の白時中と共に礼器を賜った。³⁸⁶この「童貫壺」は、「政和鼎」とこの際に下賜された器物と考える。

³⁸³ 端方『陶齋吉金統録』、『続修四庫全書』（上海古籍出版社、2002年）九〇四、392頁。

³⁸⁴ 容庚『商周彝器通考』（哈佛燕京学社、1941年）、188頁。

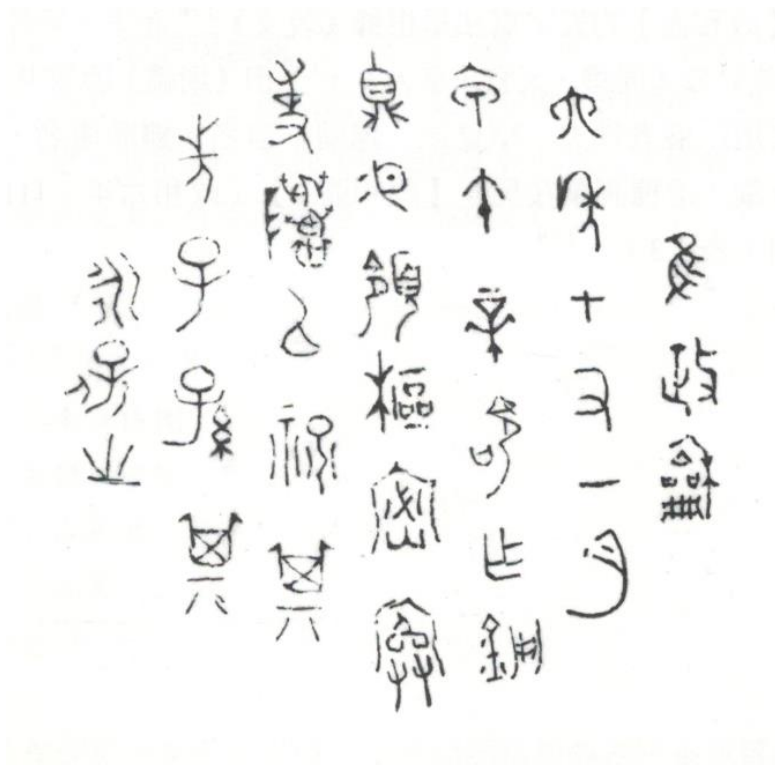
³⁸⁵ 徐自明『宋宰輔編年録』卷十二、45—46葉、76葉。

³⁸⁶ 馬瑞臨『文献通考』卷一〇四、25葉。

4 政和鼎



4 政和鼎、台湾故宫博物院藏器³⁸⁷



4 政和鼎、故宫博物院X線摹本³⁸⁸

³⁸⁷ <https://theme.npm.edu.tw/selection/Article.aspx?sNo=04003882>

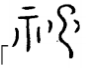
³⁸⁸ 童貫に賜る「政和鼎」は二つ現存している。陳芳妹「宋代金学的興起与宋做古銅器」、『青銅器与宋代文化史』（台湾大学出版中心、2019年）、36頁。

隹政和（夬）六年十又一月甲午、帝命作（乍）銅鼎、錫（易）領樞密院（寘）事貫、以祀其先、子孫其永保之。


（政和六年十一月甲午、皇帝は銅鼎を作り、領樞密院事の童貫に賜る。これを以て其の祖先を祀り、子孫は永くこれを保用する。）



この銘文の器物は現在台湾故宮博物院に収蔵され、銘文は陳芳妹氏の論文「宋代金学的興起与宋仿古銅器」に掲載された珍しいX線摹本である。この銘文は上述3「童貫壺」の内容に類似し、時間も一致する。


文字構造について、鐘鼎文を使用する傾向があり、例えば、隹、和、年、月、午、帝、命、作、錫、事、祀、其、孫、保などの字があり、繰り返して器銘に出ている。【常用字表】3、

6、7、5、32、1、10、2、12、54、13、9、36、11を参照）。その中、祀「」³⁸⁹の字形は

「政和鼎」に使用したほか、7「政和豆」（【常用字表】13）にも用いた。特有の貫「」

の字形は鐘鼎文の「召公尊」」³⁹⁰を出典とする。この字の解釈は宋人の新たな見解と見られる³⁹¹。近代学者の張政烺は、国名として「厲」に積した³⁹²。また、『説文』には「寘」の或体は「院」³⁹³であり、常用字表44にある鐘鼎文、伝抄古文、小篆、及び近代金文の字

形は何れも類似するが、部首の書き方に小異がある。事「」の字形は鐘鼎文「」と一

致するが、「碧落碑」」、『説文』小篆「」と小異がある（【常用字表】54）。

³⁸⁹ 「兄癸卣」、楊鈞『増広鐘鼎篆韻』卷四、12葉。薛尚功『歷代鐘鼎彝器款識法帖』卷三、18葉。

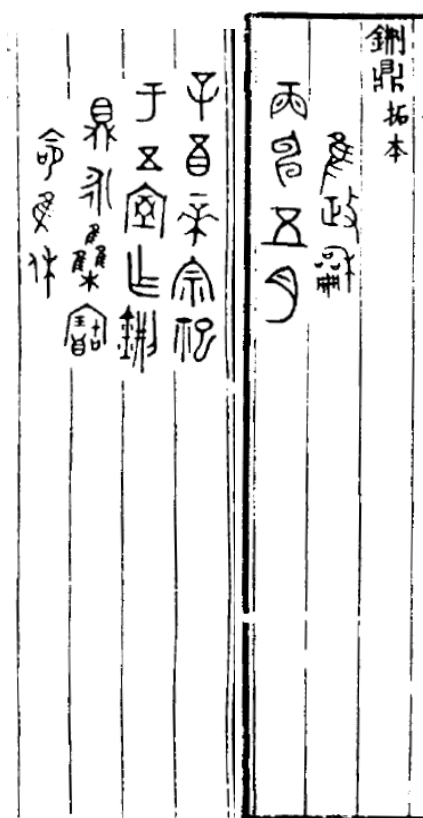
³⁹⁰ 「召公尊」、楊鈞『増広鐘鼎篆韻』卷五、28葉。「周召公尊」王黻『重修宣和博古図』卷六、35葉。王侁『嘯堂集古録』上卷上、33葉。「召公尊」另作「召夫尊」、薛尚功『歷代鐘鼎彝器款識法帖』卷十一、3葉。ほか、「中觶」に作る。郭沫若『兩周金文辭大系考釈』（科学出版社、1957年）、18頁。

³⁹¹ 陳芳妹「宋代金学的興起与宋仿古銅器」、『青銅器与宋代文化史』（台湾大学出版中心、2019年）、35頁。

³⁹² 張政烺批注『兩周金文辭大系考釈』（中華書局、2011年）、60頁。

³⁹³ 徐鍇『説文繫伝』卷一四、4葉。

5 銅鼎



5 銅鼎

佳政和（夬）丙申五月辛酉、帝宗祀於（于）五室、作（乍）銅鼎、永集宝命佳休。

（政和丙申五月辛酉、皇帝は明堂に於いて上帝を祀り、銅鼎を作った。永遠に天命をなすことは恩賜である。）

この銘文は孫詒讓の旧蔵した拓本であり、『宋政和礼器文字考』に収録されている³⁹⁴。「銅鼎」という言葉は三代銘文としては稀であり、陳芳妹氏の考察により、これは唐宋以来、初めて使われた言葉である³⁹⁵。「4 政和鼎」の銘文にも使われている。五室とは明堂であり、宗祀とはあらゆる祭事を指す。徽宗朝の明堂祭事は英宗治平元年（1064）以来の慣例を引き続き、専ら天（上帝、天帝）と皇帝の父親（嚴父配天という伝統）を祀る³⁹⁶。徽宗朝に至り、明堂の役割はさらに確立し、『政和五礼新儀』の「皇帝宗祀上帝儀一」には「今年九月某日、皇帝は明堂において祭事を行う。その二日前の朝に、景靈宮で祭事を行う。一日前の朝に、

³⁹⁴ 孫詒讓『宋政和礼器文字考』、『続修四庫全書』（上海古籍出版社、2002年）九〇四冊、8頁。






³⁹⁵ 陳芳妹「再現三代—從故宫宋代做古銅器説起」『千禧年宋代文物大展』、（国立故宫博物院、2000年）、303頁。




³⁹⁶ 楊高凡『宋代明堂礼制研究』（河南大学博士論文、2011年）、60頁。


太廟で祭りをを行う。官僚らは各々その職を務め、謹んで務めなければ、国に刑罰がくだる。

(今年九月某日、皇帝宗祀於明堂、前二日朝献景靈宮、前一日朝享太廟、各揚其職、或不恭、国有常刑。)³⁹⁷と述べ、先祖を祀る場所の「景靈宮³⁹⁸、太廟」と天(上帝)、皇帝の父を祀る場所の「明堂」とを区別している。銘文末尾の「永遠に天命をなすことは恩賜である(永集宝命佳休)」という言葉は天(上帝)を祀る証の一つである。「集〇命」とは、詔書に使われている言葉であり、三代青銅器銘文にもある。例えば、「毛公鼎」には「集厥(昏)命」(厥の命を集す)があり、「集」という義は、白川静氏は、なる、なすと釈す。休とは、金文では名誉と恩賜の義がある³⁹⁹。

文字構造について、鐘鼎文を使用する傾向があり、例えば、佳、和、酉、帝、室、作、宝、命、休などの字があり、繰り返して器銘に出ている(後述の【常用字表】3、6、55、1、33、

2、23、29を参照)。そのほか、辛「」は鐘鼎文「」⁴⁰⁰と一致するが、伝抄古文「」⁴⁰¹と小異がある。また、丙申「」は唐代に伝来した「石鼓文」の「」を参照した可能性

がある。ただ丙字は鐘鼎文「」と伝抄古文「」と小篆「」を組み合わせ

可能性があり、上述1「牛鼎」銘文の「」も同じである(【常用字表】15)。

³⁹⁷ 鄭居中「皇帝宗祀上帝儀一」、『政和五礼新儀』卷三十、3葉。

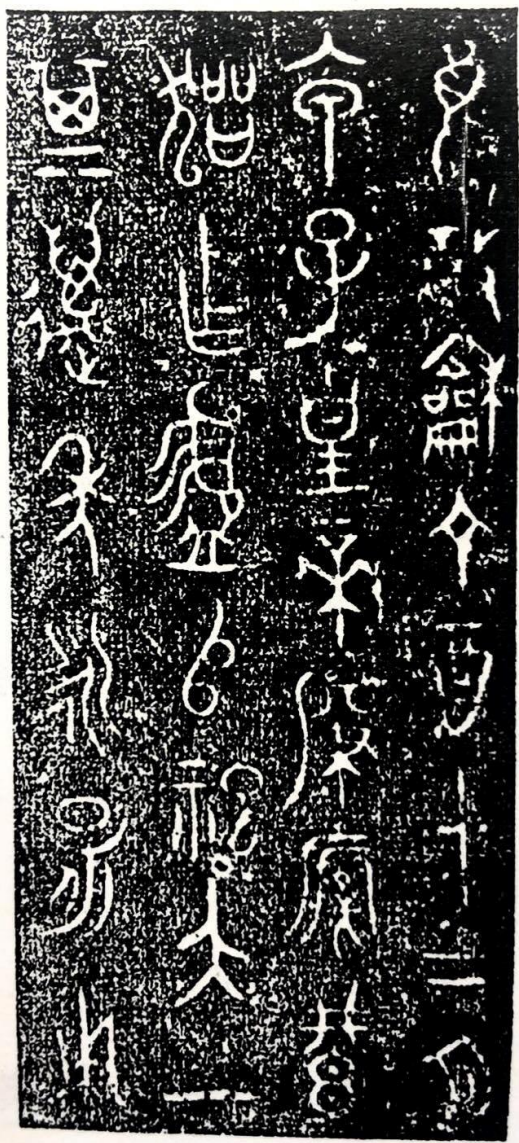
³⁹⁸ 景靈宮は先祖を祀る場所と見られる。天聖元年(1023)、仁宗が万寿殿を立ち、真宗を祀る。元豊五年(1082)、神宗が十一殿を建て歴代の皇帝、皇后の像を立ち、並びに開封で全ての神御殿(先帝を祀る場所)を移入して祀る。本来、景靈宮は太廟ではないものの、太廟の役割になった。張文昌『制礼以教天下：唐宋礼書与国家社会』(台湾大学出版中心、2012年)、167頁。

³⁹⁹ 「白川静『漢字の世界—中国文化の原点』1、(平凡社、1994年)、205頁。白川静『字統』普及版、(平凡社、2000年)八六、410頁。

⁴⁰⁰ 「世母辛卣」、薛尚功『歷代鐘鼎彝器款識法帖』卷三、5葉。

⁴⁰¹ 郭忠恕『汗簡』卷六、80葉。

6 政和盥⁴⁰²





6 政和盥

佳政和（盥）丁酉十二月甲子、皇帝肇新礼器、作（乍）盥以祀太一、其万年永保用。
（政和丁酉十二月甲子、皇帝は新たな礼器を鑄造することをはじめ。盥を作って天皇大帝（天神である六御の一柱）を祀る。其れを万年永く保用する。）

この銘文は容庚氏の『商周彝器通考』に収録する。釈文は「佳政和（盥）丁酉十二月甲



⁴⁰² ここでは容庚氏の図版を引用するため、彼の命名に従う。宋代で「盥」という器名はまだ釈出されていない。全て「簋」と命名する。

子、皇帝肇仿礼器、作盥以祀太一、其萬年永保用。」である。「」は伝抄古文の新「」である。翟汝文「辞免創修大晟樂章狀」には「皇帝は新たな大晟樂を作りはじめ、天地の神が感応する。改めて礼器を作り、三代の隆盛な様子に比す。(皇帝陛下肇新晟樂、天地顧答、改作禮器、比隆商周。)」⁴⁰³とある。「肇新」の用例があり、新なものを作り始める義である。

「太一」という信仰を宋代の皇帝は重視している。『群書考索』には「宋朝は太一の祠を尤も重視する。太一という神は九宮のあらゆる方位に飛び、四十年余で一回りする。臨んだ地は戦事、水害や旱魃が起こらない。(中略) 孔子の積奠のような祭事は眞宗からはじまる。東にある廟に御幸して拝謁の儀式を行い、元聖の号を賜り、二月上旬の丁日に祀る時間を定める。ともに籩、豆、簠、簋などの礼器の数を明らかにし、内外の三献の官吏を定め、ともに祭事や礼器の制度を公表する。(宋朝尤重太一之祠、以太一飛在九宮、每四十餘年而一徙、所臨之地則兵役不興、水旱不作。(中略) 釋奠之禮自眞宗。東幸其廟加展拜之儀、増元聖之號、定所祭二丁之日。與明籩、豆、簠、簋之數、定内外三獻之官、與頒儀注祭器之式。)」⁴⁰⁴とある。この祭事は南宋まで続いている。この礼器は専ら太一を祀るために作った「簠」

であり、宋代ではまだ「盥」という器物を分別していないため、文献には「簠」と記す。文字構造について、鐘鼎文を使用する傾向があり、例えば、隹、和、帝、作、簠(盥)、以、太、其、万、年、保、用などの字があり、繰り返して器銘に出ている(【常用字表】3、6、1、2、39、24、46、9、17、7、11、14を参照)。また、伝抄古文を出典とする丁、甲、新、礼、器などの字がある。そのうち、甲、礼、器などの字が繰り返して器銘に見える(常用字

表 21、26、49)。甲「」は『説文』古文「」と一致し、器「」は『古文四声韻』「」

⁴⁰⁵と一致し、礼「」は『汗簡』「」と一致する。伝抄古文を出典とする礼字は2「甲午簠」、14「嘉礼尊」にも使われている。

⁴⁰³ 翟汝文『忠惠集』卷七、2葉。

⁴⁰⁴ 章如愚『群書考索』卷三十二、26-27葉。

⁴⁰⁵ 「天臺」、夏竦『古文四声韻』卷七、7葉。

7 政和豆



「政和八年器」、中研院藏『謚齋金文拓本』


7 政和豆、フランス、チェルヌスキ美術館蔵⁴⁰⁶

佳政和（夔）八年十月戊子、皇帝寅奉_レ上真、作（乍）豆以祀長生大帝君、其万年永保用。
（政和八年十月戊子、皇帝は上真仙人を謹んでうけ、豆を作って長生大帝（天神である六御の一柱）を祀る。其れを万年永く保用する。）


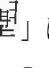
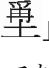
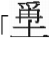
この銘文は陳芳妹氏の論文「宋代金学的興起与宋倣古銅器」に掲載される。図版が不鮮明のため、稿者は改めて摹本を作成した。なお中央研究院は「政和八年器」（残篇）という拓本を収蔵し、内容がこの銘文の前半と一致する。この銘文の拓本とみられるので参照した。器物はフランスのチェルヌスキ美術館に収蔵されている。美術館のホームページに掲載する銘文の積文は、「惟（唯）政和八年十月戊子皇帝[崇 ?]举上真、作豆以祝長生大帝君、其万

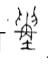
⁴⁰⁶ 陳建明主編『復興的銅器芸術—湖南晚期銅器展』（中華書局、2013年）、262頁。陳芳妹「宋代金学的興起与宋倣古銅器」、『青銅器与宋代文化史』（台湾大学出版中心、2019年）、49頁。

年用保用。」⁴⁰⁷である。美術館の研究者が釈した銘文の釈字には疑義がある。その釈文には

[崇?] 举 () とあるが、「寅奉」の誤釈であろう。寅字の特殊な字形は『考古図』の


「寅簋」を出典とし⁴⁰⁸、呂大臨は  と隸定した。字形が『説文』古文「」に近いので、

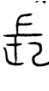
「寅」に釈した⁴⁰⁹。後の清代に金石学家の端方が「举肇家鬲」を入手し、銘文の  は「举」と釈出し⁴¹⁰、『陶斎吉金統録』に収録した。郭沫若は、「」は「」の繁体字（繁体文）で、「」は屢々甲骨文にみえ、「城塞」の意があり、「塞」の古字であると釈字した⁴¹¹。

上述の2「甲午簋」にも用例「」があり、丙寅の「寅」に釈した⁴¹²。「寅」に釈せば、「寅奉」で謹しみつかえる、謹んでうけるという意味である。「皇帝寅奉上真（皇帝は上真人を謹んでうけ）」と解釈すれば意味が通じる。

政和末年、道教に夢中の徽宗は道士の林靈素の進言「皇帝は長生大帝君の転生である」⁴¹³を信じ、「教主道君」と自号して宝籙宮を建て、長生大帝君と青華大帝君像を祀った⁴¹⁴。「政和豆」はこの時に鑄造した礼器と考えられる。

文字構造について、鐘鼎文を使用する傾向があり、例えば、隹、和、年、月、帝、寅、作、以、其、万、保、用、豆、祀などの字があり、繰り返して器銘に見える。（【常用字表】3、

6、7、5、1、16、2、24、9、17、11、14、38、13を参照）また、特殊な字例に長「」

があり、宋代著作にある漢鐘鼎文「」⁴¹⁵と一致する。隸化した漢金文の特徴である。そ

⁴⁰⁷ <http://www.cernuschi.paris.fr/ja/collections/collections/zhong-guo-korekusion/song-toyuan/vase-dou-dou> 2020年5月5日、16:52。

⁴⁰⁸ 呂大臨『考古図』巻三、35-36葉。

⁴⁰⁹ 呂大臨『考古図釈文』、10葉。

⁴¹⁰ 端方『陶斎吉金統録』、『続修四庫全書』（上海古籍出版社、2002年）九〇四、366頁。図版は中央研究院サイト <https://bronze.asdc.sinica.edu.tw/rubbing.php?00633>にある。



⁴¹¹ この字について、甲骨文の「貴」、「壘」、「壘」に釈出する説もある。郭沫若『两周金文辞大系』（文求堂書店、1932年）、157-158頁。松丸道雄、高嶋謙一『甲骨文字字釋綜覧』（東京大学出版会、1994年）、367頁。

⁴¹² この字例は、元代『増広鐘鼎篆韻』や宋代鐘鼎文の資料と一致するものがあり、全て孤例である「寅簋」を出典とする。

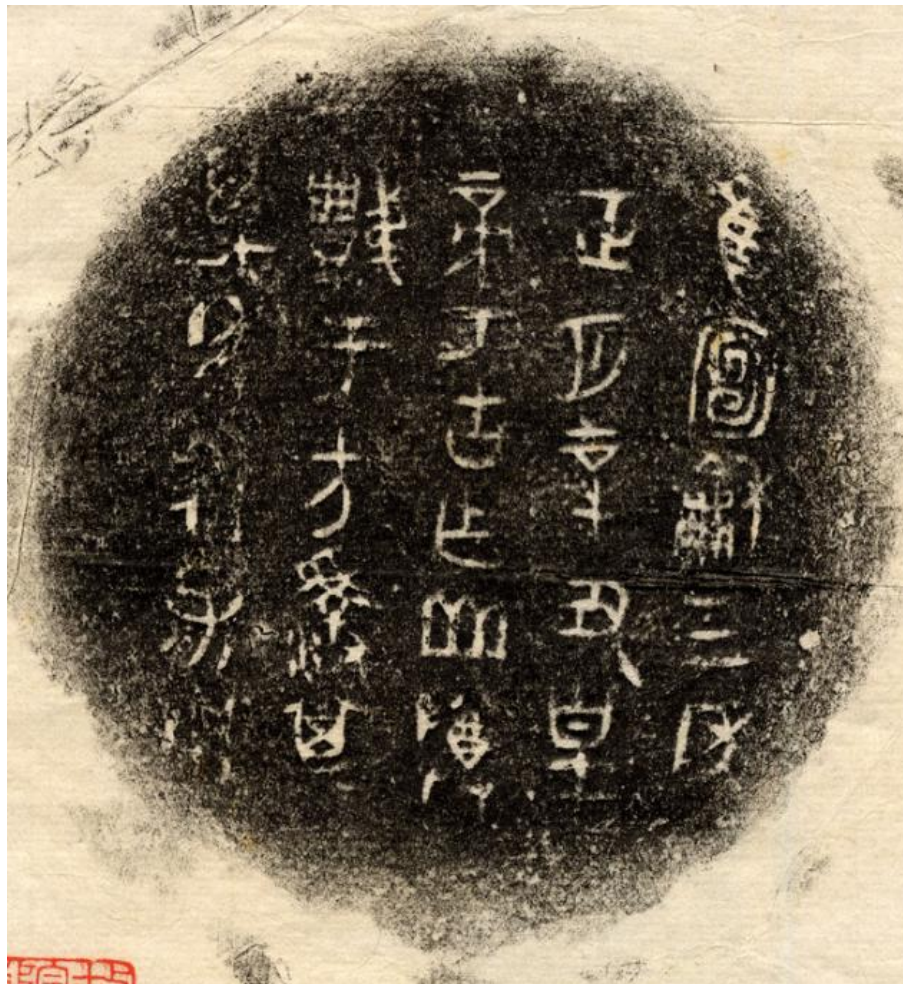
⁴¹³ 脱脱『宋史』巻四百六十二、16葉。

⁴¹⁴ 王偁『東都事略』巻十一、6葉。

⁴¹⁵ 「好時鼎」、楊鉤『増広鐘鼎篆韻』巻五、28葉。薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』巻十八、15葉。

の他に、伝抄古文『汗簡』「」⁴¹⁶を出典とする上「」がある⁴¹⁷。

8 宣和山尊



8 宣和山尊、中央研究院歴史語言研究所藏

佳宣和（夬）三年正月辛丑、皇帝考古、作（乍）山尊、鬯於（于）方澤、其万年永（□□□）保用（□）。


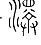
（宣和三年正月辛丑、皇帝は古のことを考察し、山尊を作り、方澤（地を祀る場所）で供える。其れを万年永く保用する。）⁴¹⁸

⁴¹⁶ 郭忠恕『汗簡』卷一、3葉。

⁴¹⁷ また、同じ字形は宋人が「帝」と釈した例もある。「秦銘勳鐘」、呂大臨『考古図』卷七、8葉。薛氏は「盥和鐘」と称する。薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』卷七、3葉。

⁴¹⁸ 「鬯」、『説文』には「爵の次第なり」、「秩」と通用することができる。ここは礼制に沿って礼器を順番に陳列し、祀るという意味がある。『公羊伝』には「天子秩而祭之」がある。周錡「宣和山尊考」、『文物』（文物出版社、1983年11）、74頁。徐彦、陸徳明『春秋公羊伝注疏』卷十二、35葉。



この拓本の器物は、北京故宮博物院に収蔵され、テキストは中央研究院歴史語言研究所『謚齋金文拓本』に見える。陳芳妹氏は「艷於方澤」を「艷於方濩」と解釈する⁴¹⁹。拓本の



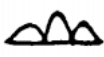

銘文「」により、「艷於方澤」の解釈に従い⁴²⁰、鐘鼎文を出典とする字例である。文字構造によって水、手、畢に従い、宋人は選擇の擇と積す。「」は字書の『増広鐘鼎篆韻』に孤例として見える⁴²¹。薛尚功は「寗磬の銘文は五十七字あり、『擇其吉石』は潤澤の澤を用い、古人はもとから用字には拘らない。（（寗磬）此銘五十七字、擇其吉石乃用潤澤之澤、古人用字固不拘耳。）」⁴²²といい、古人は「澤」と「擇」と通用すると認めている。

現存する出土した金文をみると、「宣和山尊」の字例のように、文字構造が水、手、畢に従い、「澤」と「擇」の何れも積出されていない。水に従う「澤」は清代以前の金文資料に

も見えないが⁴²³、楚簡には、水、畢に従う澤「」がある。

文字構造について、鐘鼎文を使用する傾向があり、例えば、隹、和、年、帝、作、尊、其、保などの字があり、繰り返して器銘に見えている（【常用字表】3、6、7、1、2、48、9、11

を参照）。この銘文に特有の字例として、丑「」は漢鐘鼎文「」⁴²⁴を出典とし、字



形は『説文』小篆「」と小異がある。山「」は鐘鼎文「」を出典とし、現存する宋代の著作に孤例として収録されるが⁴²⁵、今の金文「」⁴²⁶には多くの字例がある。

⁴¹⁹陳芳妹「宋代金学的興起与宋做古銅器」、『青銅器与宋代文化史』、（台湾大学出版中心、2019年）、61頁。

⁴²⁰周錚「宣和山尊考」、『文物』（文物出版社、1983年11）、74頁。

⁴²¹澤字は「寗磬」を出典とする。宋代に出土した三代の「磬」は石製のものではなく青銅器であった。薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』巻八、13葉。楊鉤『増広鐘鼎篆韻』巻六、23葉。王黻『重修宣和博古図』巻二十六、5葉。

⁴²²「寗磬」は薛氏の著作にしか見えず、後世の学者もあまり言及しない。銘文にある独自の字

形に妹、盡などがある。また、寗「」は近年出土の東周「公孫造壺」の造「」に近い（春秋時代の金文が多くある）。薛氏が収録した「寗磬」の年代と身分はまだ不明である。黃錫全『汗簡注釈』（台湾古籍出版有限公司、2005年）、528頁。薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』巻八、13葉。

⁴²³徐文鏡『古籀彙編』巻十一上、10葉。

⁴²⁴「漢蓮芍爐」、楊鉤『増広鐘鼎篆韻』巻四、49葉。

⁴²⁵「伊彝」、楊鉤『増広鐘鼎篆韻』巻二、52葉。薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』巻二、15葉。

⁴²⁶「山禦作父乙器」、張亞初編『殷周金文集成引得』（中華書局、2001年）。

9 宣和豆



9 宣和豆⁴²⁷、上海博物館藏

佳宣和（龢）七年 二月丙辰、帝令作（乍）豆、錫（易）少宰邦彥、以祀其先。子（子子）孫（孫孫）其永保之。

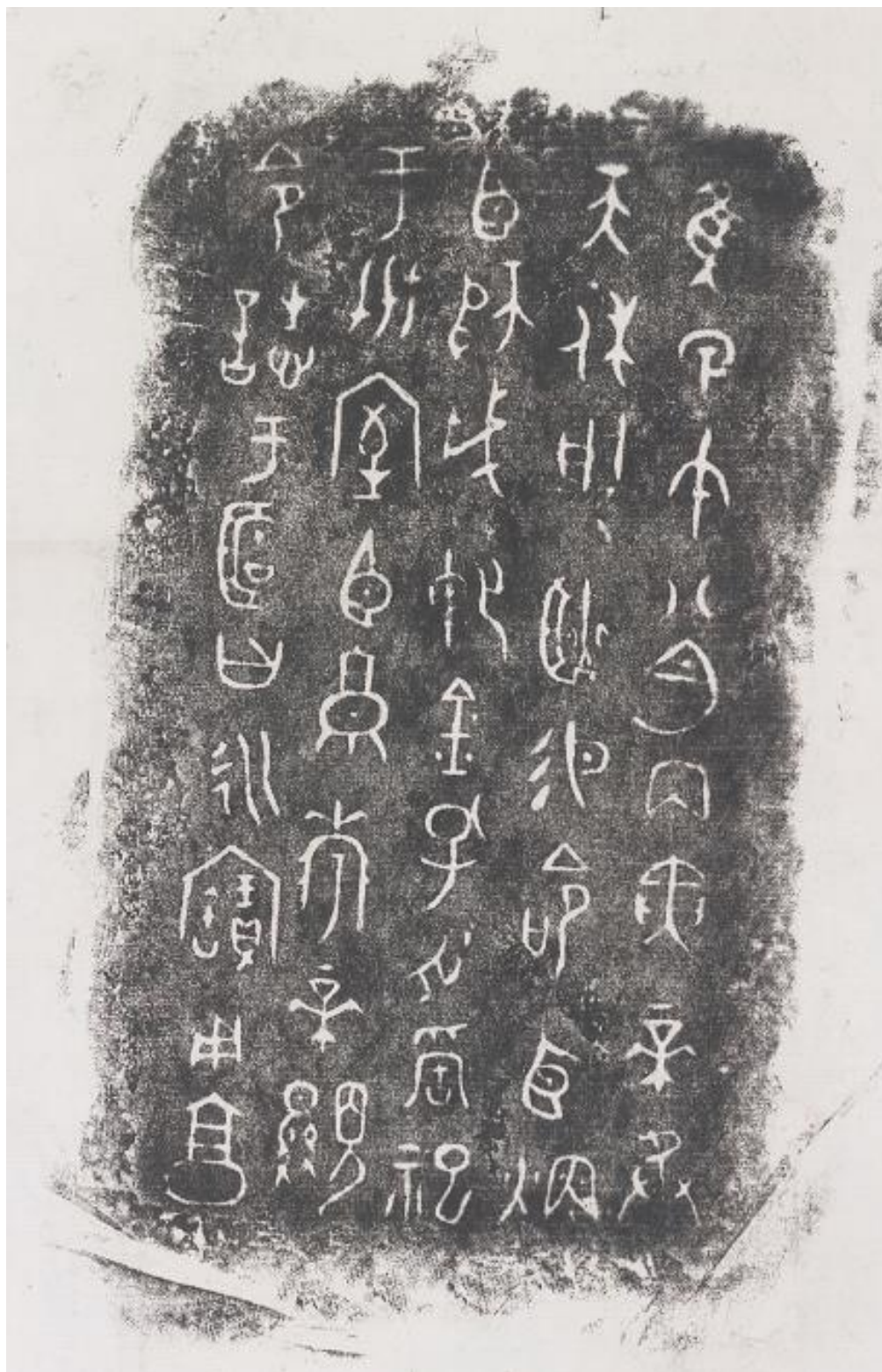
（宣和七年二月丙辰、皇帝は豆を作り、少宰の邦彦に賜り、これを以て其の祖先を祀る。子孫は永く保用する。）

この器物は上海博物館に収蔵されている。公表する図版には制限があり、全銘文を取得できず、徽宗朝の礼器銘文を俯瞰するため、ここでは銘文の内容のみを記すに留め、字体の考察は今後の課題としたい。邦彦は李邦彦であり、宣和四年（1122）から建炎元年（1127）に少宰として仕えた⁴²⁸。

⁴²⁷ 図版、陳建明主編『復興的銅器芸術—湖南晚期銅器展』（中華書局、2013年）、262頁。

⁴²⁸ 脱脱『宋史』卷三五二、5葉。徐自明『宋宰輔編年録』卷十三、4葉。

10 宋政和礼器帝承天休簠






10 宋政和礼器帝承天休簠、中央研究院歷史語言研究所藏


佳甲午八月丙寅（1114）、帝承天休受簠、錫（易）命臣曷（炳）、臣師成範金孔肖、稱祀於（于）世室。臣某祗帝顛命、識（誌）於（于）簠曰：「永宝用享」。⁴²⁹


（甲午八月丙寅、皇帝は天命の簠を受け、臣下の劉曷、梁師成に命じ、三代の器物を真似して鑄造する。明堂に献上して祀る。臣下の蔡京は皇帝の命令を慎んで受け、簠に「永宝用享」の銘文をしるす。）

この銘文は中央研究院に収蔵されている。銘文は翟汝文が作り、拓本の「臣某祗帝顛命」は、翟汝文の原文では「臣某祗帝顛命」に作る。京は宰相の蔡京であり、彼は政和三年礼制局を設置し⁴³⁰、翟汝文を詳議官として仕えさせ、三代器物を鑄造し、器銘を作らせた。翟汝文、戸部尚書の劉曷、宦官の梁師成の三人は、礼器鑄造の中心の官僚と考える⁴³¹。孫詒讓『宋政和礼器文字考』は『忠惠集』に、「臣炳即劉炳、宋史劉曷傳云、初名炳、賜今名（中略）作器時曷蓋尚未賜名、故仍作炳。」⁴³²と判断した。すなわち、この「宋政和礼器帝承天休簠」が鑄造された時期は、劉曷が名を賜わる以前と判断するのである。

拓本の字例「」は、伝抄古文「」を使用したと考えられる。「曷」は「炳」の異体字であり、鐘鼎文には日、丙に従う字例がなく、伝抄古文『汗簡』、『古文四声韻』に

も収録されていない。やや遅く成書した『集篆古文韻海』には特有の字形「」がある。

隸書を篆書の筆画で書き直して収録したかどうかは不明である⁴³³。範「」は竹形を省き、

「範」は「帆」の或体「」で、意は「範」に同じである。

文字構造について、鐘鼎文を使用する傾向があり、例えば、佳、月、丙、寅、帝、承、天、休、受、簠、錫、命、祀、世、室、宝、用、享などの字があり、繰り返して器銘に見える（【常

⁴²⁹ 翟汝文『忠惠集』には「（「佳甲午八月丙寅」なし）帝承天休受簠、錫命臣炳臣師成範金孔肖、稱祀於世室。臣某祗帝顛命、識於簠曰：『永寶用享』。」がある。『忠惠集』巻十、1葉。








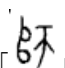

⁴³⁰ 蔡京は大観三年（1109）に失脚し、政和二年（1112）に復権した。復権した翌年に、鄭居中主導の礼議局が『政和五礼新儀』を完成するうち、礼議局を廃し、かわりに自自主導の礼制局を設置した。大観から政和前半における礼制関連政策の中心には議礼局があり、政和三年（1113）からはこれを礼制局が引き継いだ。それらの担い手は違っており、前者は徽宗と鄭居中、後者は蔡京であった。藤本猛『風流天子と君主独裁制—北宋徽宗朝政治史の研究』（京都大学学術出版会、2014年）、149-150頁。


⁴³¹ 陳芳妹「宋代金学的興起与宋仿古銅器」、『青銅器与宋代文化史』（台湾大学出版中心、2019年）、85頁。脱脱『宋史』巻三五、10葉。


⁴³² 孫詒讓『宋政和礼器文字考』、『続修四庫全書』（上海古籍出版社、2002年）九〇四冊、528頁。

⁴³³ 『集篆古文韻海』は宣和（1119）以後成書した。収録している古文篆書は、度々『玉篇』、『集韻』にある隸定された文字を篆書の筆画で書き直して収録した。杜從古『集篆古文韻海』序、『続修四庫全書』（上海古籍出版社、2002年）二二六冊、367-368頁。

用字表】3、5、15、16、1、51、35、29、37、41、12、10、13、28、33、23、14、19を参照）。

この銘文に特有の鐘鼎文を出典とする字例に、臣「」、師「」、成「」、金「」、
孔「」、京「」があり、宋代の鐘鼎文の臣「」⁴³⁴、師「」⁴³⁵、成「」⁴³⁶、

金「」⁴³⁷、孔「」⁴³⁸、京「」⁴³⁹の字形に一致する。八月「」の布字は「邛

仲盒」の合文「」⁴⁴⁰に類似する。また、伝抄古文を出典とする字例は上述の炳字のほか

に、稱（稱）「」は『古文四声韻』の「」⁴⁴¹に一致し、祗「」は『古文四声

韻』の「」⁴⁴²に一致する。

⁴³⁴ 「師毀敦」、薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』卷十四、18葉。

⁴³⁵ 「高克尊」、薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』卷十一、5葉。

⁴³⁶ 「季父鼎」、薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』卷十、5葉。

⁴³⁷ 「張仲簠」、薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』卷十五、5葉。

⁴³⁸ 「孔文父鼎」、楊鉤『増広鐘鼎篆韻』卷四、3葉。薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』卷九、16葉。

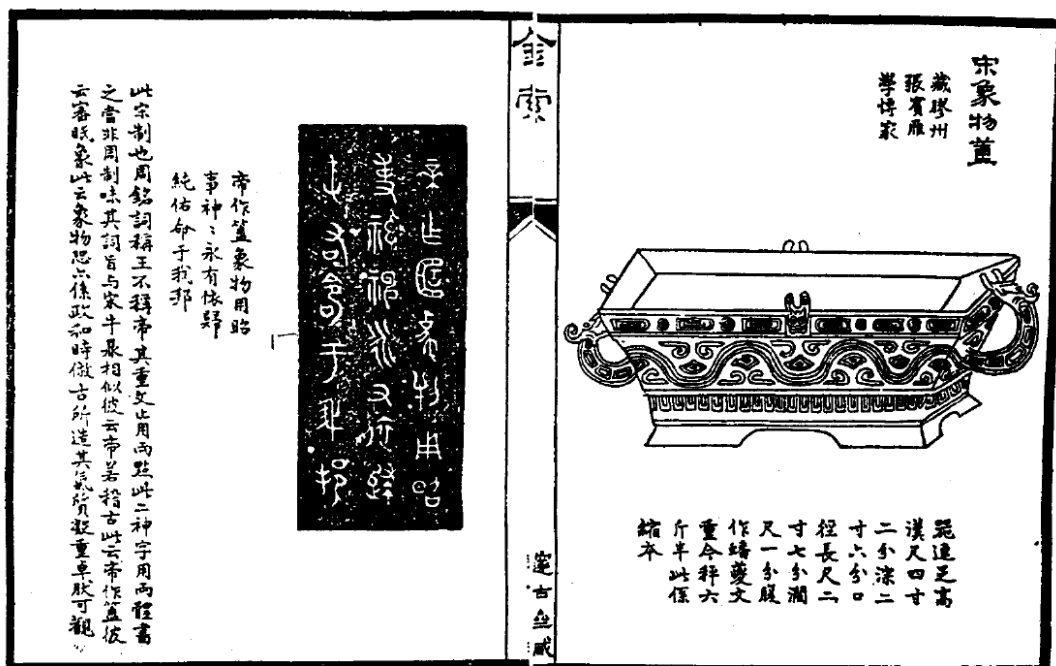
⁴³⁹ 「師愷敦」、薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』卷十四、18葉。

⁴⁴⁰ 合字「八月」、楊鉤『増広鐘鼎篆韻』卷七、15葉。

⁴⁴¹ 「古老子」、夏竦『古文四声韻』卷二、28葉。

⁴⁴² 「義雲章」、夏竦『古文四声韻』卷一、17葉。

11 象物簠



11 象物簠

帝作（乍）簠象物、用昭事神、神永有（又）依歸、純（屯）佑（右）命于我邦。
 （皇帝は簠を作り、模様をこれにえがく。これを用いて神を祀ることを顕彰する。神は永遠に依るところがある。我が国を守って福を賜る。）

この銘文は『金石索』⁴⁴³に収録されている翟汝文の作銘である⁴⁴⁴。純佑とは、守る、助けるの意があり、銘文で常に使われる言葉である。例えば、宋代に出土した「徹饌鼎」や、近代出土した北京博物館蔵の「小克鼎」にも「純佑眉寿」という言葉がある⁴⁴⁵。翟汝文が礼器銘を作る際、唐、宋代の特有の器物名を入れるが⁴⁴⁶、文章はほとんど三代礼器と經典にある言葉を模倣して作っている。当時の人が彼の「文風は古雅である尚書体」と評価したのと一致する⁴⁴⁷。

文字構造について、鐘鼎文を使用する傾向があり、例えば、帝、作、簠、用、命などの字があり、繰り返し器銘に見える（【常用字表】1、2、41、14、10を参照）。また、この銘文




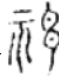


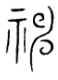


⁴⁴³ 馮雲鵬、馮雲鵬『金石索』、『続修四庫全書』第八九四冊、101頁。

⁴⁴⁴ 「帝作簠象物、用昭事神、神永有依歸、純佑命於我邦。」翟汝文『忠惠集』卷十、1葉。

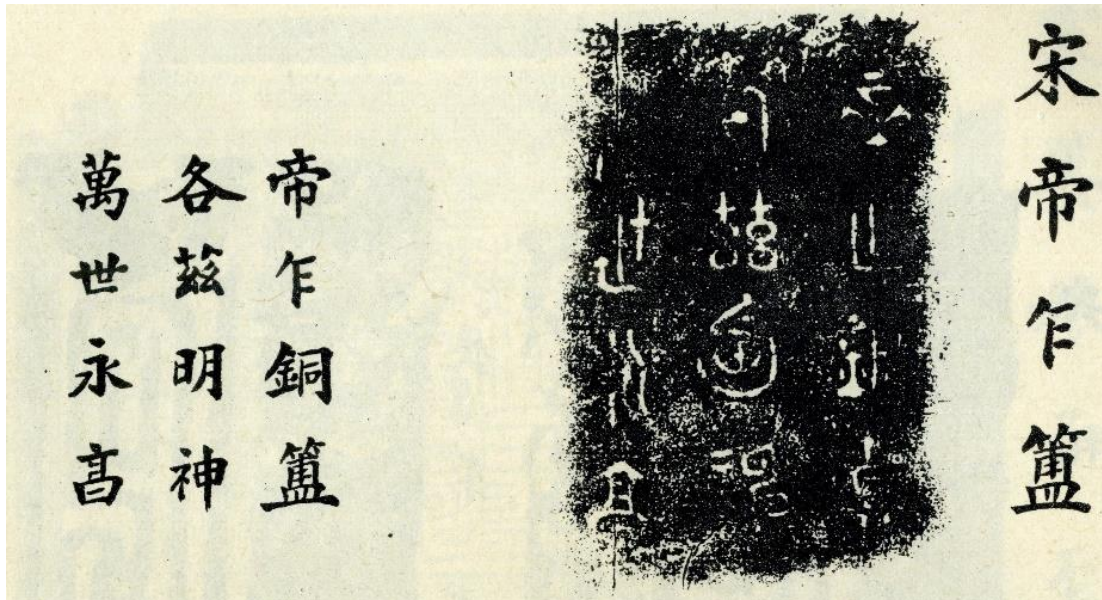
⁴⁴⁵ 三代器物に「純佑」という言葉を使う例は少なくない。中央研究院「殷周金文暨青銅器資料庫」合計40例があり。<https://bronze.asdc.sinica.edu.tw/dore/listm.php>。「徹饌鼎」、薛尚功『歷代鐘鼎彝器款識法帖』卷十、10葉。

⁴⁴⁶ 陳芳妹「宋代金學的興起與宋仿古銅器」、『青銅器與宋代文化史』（台灣大學出版中心、2019年）、35、38頁。

⁴⁴⁷ 范楨『翟汝文與兩宋之際的禮制改革』（浙江大學碩士論文、2016年）、43頁。

は特有の鐘鼎文を出典とする。我「」は「晉姜鼎」の「」⁴⁴⁸と一致する。一方、伝抄古文を出典とする字例に、神「」は「古老子」の「」⁴⁴⁹と一致し、漢鐘鼎文の「」⁴⁵⁰と小異がある。別の神「」字形は、宋代の出土資料「詛楚文」の「」⁴⁵¹と一致する。神字を重複して書く際、翟汝文は二つの字形で分別する習慣があり、上述2「甲午簋」にもみえる（参常用字表 18）。そのほか、象「」は伝抄古文「」と一致するが、1「牛鼎」の象字（伝抄古文を出典とする字例）とは異なる（【常用字表】45）。

12 帝作簋



12 帝作簋

帝作（乍）銅簋（□）、格（□）茲明神、万（□）世永享。

（皇帝は銅簋を作り、この神に感応する。万世に利益を得る。）

この銘文は『小校經閣金石文字』に収録されている。図版の「格」字は磨滅したが、『小校經閣金石文字』には「各茲明神」に作る⁴⁵²。「格」は「各」に通用し、至る、感応すると

⁴⁴⁸ 「晉姜鼎」、楊鈞『増広鐘鼎篆韻』卷四、38 葉。

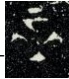

⁴⁴⁹ 「古老子」、夏竦『古文四声韻』卷一、31 葉。



⁴⁵⁰ 「神宝鑑」、楊鈞『増広鐘鼎篆韻』卷二、37 葉。

⁴⁵¹ 楊鈞『増広鐘鼎篆韻』卷二、37 葉。

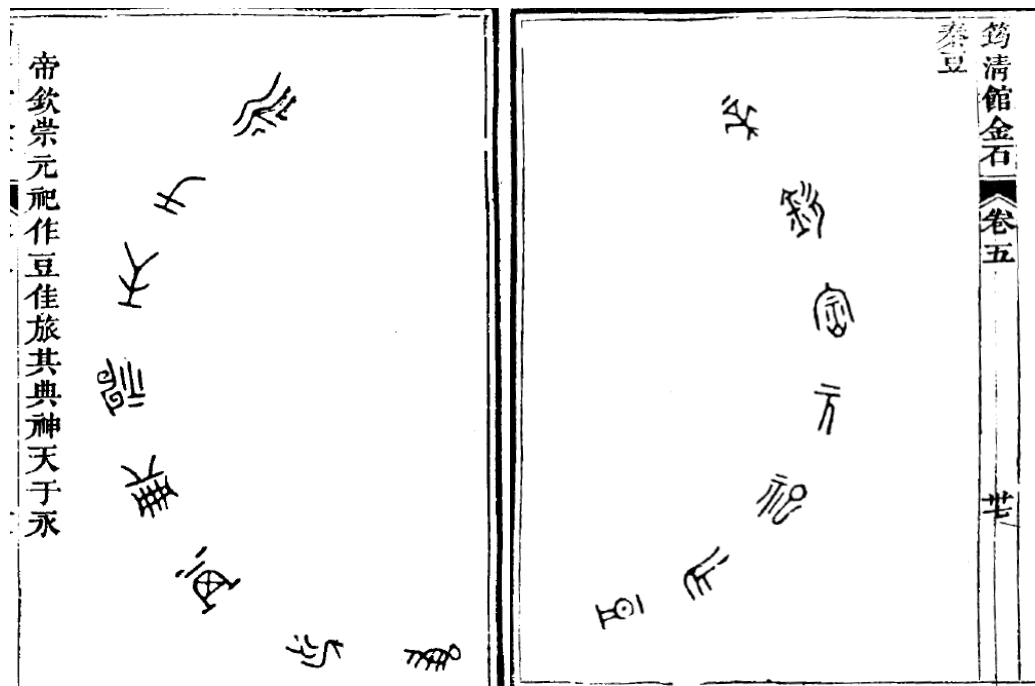
⁴⁵² 劉体智編『小校經閣金石文字』卷十三、景印盧江自敘刊本、98 葉。

いう意味がある。「銅簠」は宋人が作った言葉で、三代の銘文には見えない⁴⁵³。図版の文字はほとんど磨滅したが、僅かに、帝、茲、明、神、世、永、享の七字が見える。鐘鼎文を出

典とする字例は、帝「」、享「」があり、繰り返して器銘に見える（【常用字表】1、

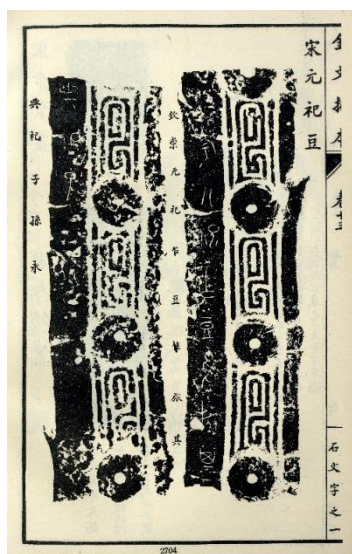
19）。神「」は「詛楚文」の字形と一致する（【常用字表】18）。明「」は小篆、鐘鼎文、伝抄古文などの三つの文字構造と類似するが、部首の配置はより鐘鼎文に近いと考える。上述の2「甲午簠」にある明字と同じである（【常用字表】52）。

13 元祀豆



13 元祀豆、『筠清館金石録』

⁴⁵³ 陳芳妹「宋代金学的興起与宋仿古銅器」、《青銅器与宋代文化史》（台湾大学出版中心、2019年）、35、38頁。








13 元祀豆、『小校經閣金石文字』

帝欽崇元祀、作（作）豆佳旅、其典神天於（于）永世（□）。

（皇帝は敬意を持ち、盛大な祀りのため、豆を作って陳列する。永世に其れを用いて神と天を祀る儀式を司る。）⁴⁵⁴

南宋の薛季宣はこの器物を得て、商代の豆と見なした。鑄造された僅か四十年後、宋人は徽宗朝の礼器を見分けることができない⁴⁵⁵。翟汝文が繊細に模倣して礼器を作ったと考えられる。

文字構造について、鐘鼎文を使用する傾向があり、例えば、帝、作、豆、佳、其、天などの字が繰り返して器銘に見える（【常用字表】1、2、38、3、9、35を参照）。この銘文特有

の「旅」字は呉榮光の摹本は「」に作り、劉体智の拓本は「」に作り、ともに鐘鼎文の「」⁴⁵⁶に近い。また、崇「」は伝抄古文「」⁴⁵⁷と一致する。

⁴⁵⁴ 呉榮光はこの銘文の摹本を『筠清館金石録』に収録して「龔定庵藏器」と記し、「秦豆」と呼んでいる。銘文は「帝欽崇元祀作豆維旅、其典神天於永（「世」闕）」と記す。翟汝文は「帝欽崇元祀作豆維旅、其典神天於永世。」という銘文を作った。劉体智編『小校經閣金石文字』卷十三に収載される図版には「（「帝」闕）欽崇元祀作豆佳旅、其典祀子孫永（以下闕）。」とある。「維（佳）旅」という言葉は金文では稀であり、『毛詩注疏』には、「籩豆有楚、穀核維旅（中略）旅、陳也。（楚国の祭事には肉類と野菜などの供え物を陳列する。旅は、陳列する。）」という解釈がある。翟汝文『忠惠集』卷十、2葉。呉榮光『筠清館金石録』『続修四庫全書』（上海古籍出版社、2002年）九〇二冊、125—126頁。孔穎達『毛詩注疏』卷二十一、54葉。

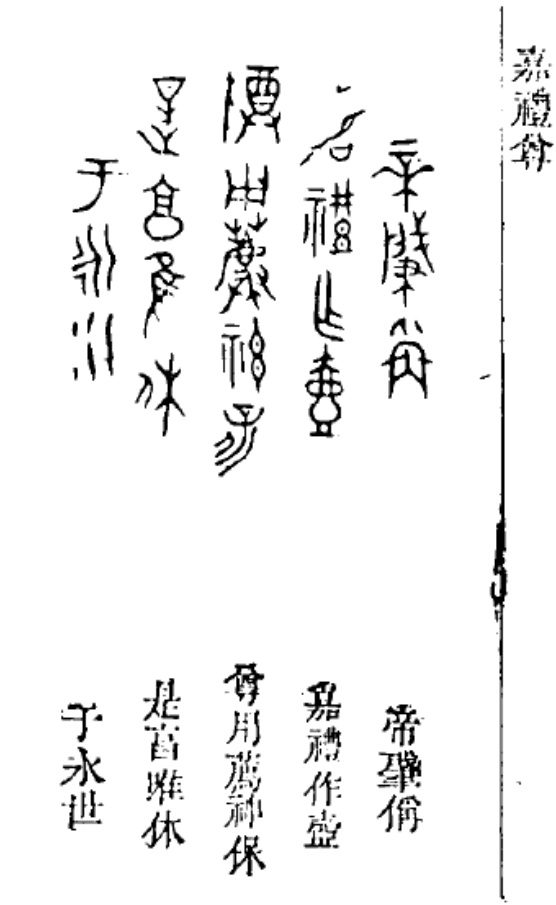
⁴⁵⁵ 薛季宣「得欽崇豆記」『浪語集』卷三十一、10葉。孫詒讓『宋政和礼器文字考』、『続修四庫全書』（上海古籍出版社、2002年）九〇四冊、9頁。

⁴⁵⁶ 楊鉤『增廣鐘鼎篆韻』卷四、16葉。

⁴⁵⁷ 「古尚書」、郭忠恕『汗簡』卷四、15葉。



14 嘉礼尊、『小校經閣金石文字』



14 嘉礼尊、『積古齋鐘鼎彝器款識』

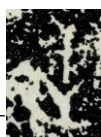
帝肇称(再)嘉(口)礼、作(乍)壶尊用薦、神保是(口)享、佳休於(于)永世。

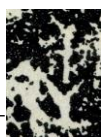
(皇帝は嘉礼(五礼である祭事の一つ)を行うことをはじめ、作った壺尊を用いて献上する。祖先がこの利益を得る。永世の子孫が恩賜を受ける。)



「嘉礼尊」は清代に広く流布している。劉心源『奇觚室吉金文述』、阮元『積古齋鐘鼎彝器款識』、朱善旂『敬吾心室彝器款識』、劉体智『善齋金文拓片餘存』、曹戴奎『懷米山房吉金図』などにみな収載され、テキストがある。

『小校經閣金石文字』の积文は「神保追享」に作る。阮元『積古齋鐘鼎彝器款識』にはより明晰な摹本があり、「神保是享」に作る。「神保是享」とは、宋代の皇帝が先祖を祀る祭文に使う慣用句であり、「裕享八首一初献順祖酌献大寧」には、「孝孫有慶、嘉薦令芳、神保是享、錫羨無疆。」⁴⁵⁸とある。両テキストの字形を比べると、『小校經閣金石文字』の字は半損

⁴⁵⁸ 脱脱『宋史』卷一三四、13葉。


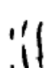



するが残っており、「」は「^{ちやく}𠄎」ではなく、「止」に見える。阮元『積古齋鐘鼎彝器

款識』の「」、曹戴奎『懷米山房吉金圖』（台湾中央研究院蔵）の「」、元代楊鈞『広増


鐘鼎篆韻』の「」と、字形が類似する。そのため、阮元の釈文は正しく、摹本が原作に近い

と考えられる。一方、類似する銘文の内容や字形は、清代内府に収蔵された「周犧尊（後述 16「嘉礼犧尊」）」にもある⁴⁵⁹。清代の士人は「周犧尊」を周代の器物と認め、『欽定西清古鑑』に収録したが、容庚氏の考察により徽宗朝の器物と判明した。また、『小校経閣金石



文字』は「休于永用」、『積古齋鐘鼎彝器款識』は「休于永世」と釈すが、銘文の文脈により、16「嘉礼犧尊」と類似する形式であり、字形も「嘉礼犧尊」にある「休于永世」

を参照することができ、「世」と判断した。

文字構造は、鐘鼎文を使用する傾向があり、例えば、帝、作、尊、用、保、享、隹、是などの字があり、繰り返して器銘に見える（【常用字表】1、2、48、14、11、19、57を参照）。

この銘文に特有で、鐘鼎文を出典とする字例に肇「」がある。戈に従っており、「刺公

敦」の「」⁴⁶⁰と一致する。『説文』小篆「」の支に従う字形とは小異がある。また、

薦「」は唐、宋代で発見された「石鼓文」の「」⁴⁶¹と一致する。孫詒讓はこの字形の出典を不明とする。『宋政和礼器文字考』⁴⁶²の「嘉礼尊」条に、「薦部に云う、薦は獣の食する所、薦と艸に従う。此れ變じて艸艸に従う、本づく所を詳らかにせず。（薦部云、薦、獸之所食、從薦艸、此變為從艸艸未詳所本。）」とある。孫詒讓は薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』を用いて徽宗朝の礼器銘文を考察するが、同書に収録された「石鼓文」を見落とし

たと考えられる。16「嘉礼犧尊」にも「」が使われている（【常用字表】56）。一方、伝抄古文を出典とする字例に、礼、神の字がある（【常用字表】26、18）。

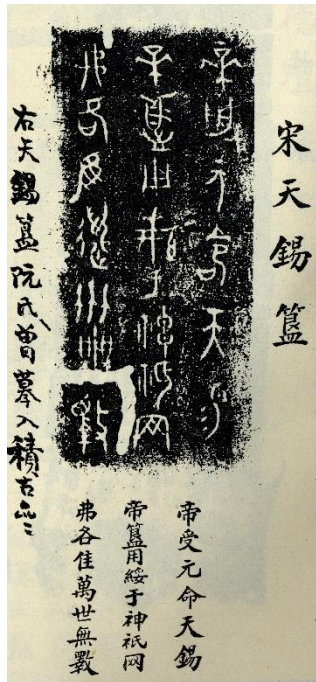
⁴⁵⁹ 劉体智編『小校経閣金石文字』卷十三、景印盧江自叙刊本、98葉。阮元『積古齋鐘鼎彝器款識』、『続修四庫全書』（上海古籍出版社、2002年）九〇一、621頁。梁詩正等編『欽定西清古鑑』卷九、50葉。

⁴⁶⁰ 出「刺公敦」、薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』卷十三、9葉。

⁴⁶¹ 楊鈞『増広鐘鼎篆韻』卷五、31葉。

⁴⁶² 孫詒讓『宋政和礼器文字考』、『続修四庫全書』（上海古籍出版社、2002年）九〇四冊、8、10頁。

15 天錫簋



15 天錫簋

帝受元命、天錫（易）帝簋、用綏於（于）神祇、罔弗格（各）、佳万世無斁。

（皇帝は天命を受け、天は皇帝に簋を賜る。これを用いて神を祀り、神を安泰させる（満足させる）。神が感応しないことはない。万世に中断しないようにする。）

この銘文は『小校經閣金石文字』に収録されている。阮元『積古齋鐘鼎彝器款識』と劉心源『奇觚室吉金文述』にも収録されるが、いずれも末字の「斁」が磨滅したテキストである。翟汝文『忠惠集』には「明年（1114）天錫帝簋、帝承天休、詔禮官革漢唐諸儒臆說之陋、憲三代稽古象物、昭德于彝器、凡祀園丘、祭方澤、享祢宮及太室諸器、專命公監三代正軌、則制器銘功、以格神祇、祖考。於是宋器大備、匹休商周。」⁴⁶³とある。政和甲午年、皇帝は「宝簋」を得、翟汝文に命じて新たな宋器を作った。その記録は「天錫簋」銘文と一致する。孫詒讓は「天錫簋」はその時造られた器物の一つと考えた⁴⁶⁴。「用綏於～」は安泰させるの意味で、翟汝文「賢妃崔氏贈曾祖父制」には「皇帝が百官に身を安泰させることは、全て天の恩賜である。（朕用綏於庶工、均受帝祉。）」という用例がある⁴⁶⁵。「無斁」とは皇帝の誥命を作る際に翟汝文が慣用する言葉であり、終止しないの意味である⁴⁶⁶。

⁴⁶³ 翟汝文『忠惠集』附録、6葉。

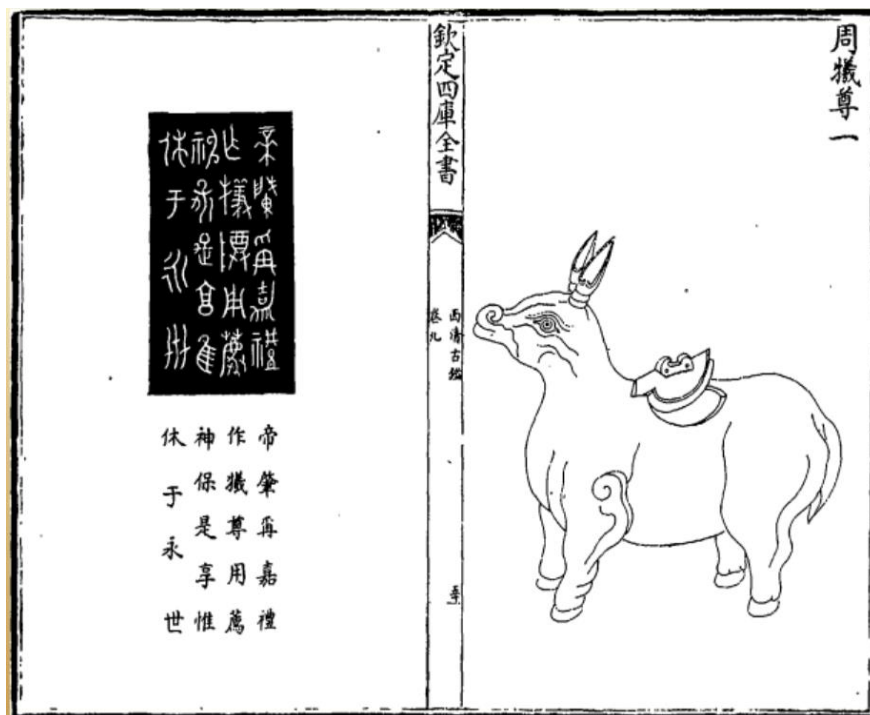
⁴⁶⁴ 孫詒讓『宋政和礼器文字考』、『続修四庫全書』（上海古籍出版社、2002年）九〇四冊、9-10頁。

⁴⁶⁵ 翟汝文「賢妃崔氏贈曾祖父制」『忠惠集』卷四、24葉。

⁴⁶⁶ 翟汝文『忠惠集』卷二、8葉、23葉；卷三、8葉、22葉；卷四、25葉。銘文の結尾は、「簋銘」には「其永無斁」と作り、「豆銘」には「永寶無斁」と作る。翟汝文『忠惠集』卷十、2葉。

文字構造は、鐘鼎文を使用する傾向があり、例えば、帝、受、命、天、錫、簋、用、綏、佳、万、世などの字があり、繰り返して器銘に出ている（後述の【常用字表】1、33、10、35、12、39、14、42、3、17、28を参照）。そのほか、伝抄古文を出典とする字例に神字がある（【常用字表】18）。

16 嘉礼犧尊



16 嘉礼犧尊

帝肇称（稱）嘉礼、作（乍）犧尊用薦、神保是享、惟（佳）休于永世。

（皇帝は嘉礼（五礼である祭事の一つ）を行うことをはじめ、作った犧尊を用いて献上する。祖先がこの利益を得る。永世の子孫が恩賜を受ける。）

この「嘉礼犧尊」は清代の内府に收藏され、『欽定西清古鑑』に「周犧尊」として収録されている。容庚の考証により、宋代の礼器であることが判明した。内容は14「嘉礼尊」と類似し、字形には小異がある。

文字構造について、鐘鼎文を使用する傾向があり、例えば、帝、肇、嘉、作、尊、保、用、是、享、佳、世、休などの字があり、繰り返して器銘に見える（【常用字表】1、27、52、2、48、11、14、57、19、3、28、29を参照）。そのほか、「礼」字は伝抄古文の字形に一致し（【常用字表】26）、「神」字は「詛楚文」に一致し（【常用字表】18）、「薦」字は「石鼓文」に一致する（【常用字表】56）。

17 山壘



17 山壘、中央研究院歴史語言研究所蔵

帝若稽（叶）古作宋器、貢金九牧（口）、始用壺壘（櫛）於（于）嘉享、子子孫孫永保承。
（皇帝は、皇帝は古を考証するに従い、宋代の器物を作る。天下の器物を献上させ、始めて壺壘を用いて祭事を行う。永遠に子々孫々は継承する。）

この拓本は、中央研究院歴史語言研究所に収蔵される、柯昌泗『謚齋金文拓本』の一つである。銘文は翟汝文「山壘銘」と同文であるため、翟氏が作った銘文とみられる⁴⁶⁷。「貢金九牧」とは「天下九州の諸侯に銅を献上させる（使九州之牧貢金）」⁴⁶⁸という意味である。『左伝』宣公三年の条に、「九州の諸侯に銅を献上させ、（共に宗主の禹を擁立する。）禹は


⁴⁶⁷ 柯昌泗は銘文の拓本に「宋、山壘」と記す。銘文には「其」が欠け、文集の「山壘銘」には「帝稽古作宋器、貢金九牧、始用山壘於嘉享、子子孫孫其永保承。」とある。翟汝文『忠惠集』卷十、3葉。

⁴⁶⁸ 王応麟『玉海』卷八十八、3葉。

あらゆる物象を鼎にのせて鑄造し、あらゆる物の形象が備わり、世人に鬼神や善悪を示して知らせる。(貢金九牧、鑄鼎象物、百物而為之備、使民知神姦。)⁴⁶⁹とある。夏禹が天下の銅を集めて鼎を鑄造する話を引用し、転じて、徽宗は天下に三代の礼器を集め、それを模範として宋器を鑄造させたと考えられる⁴⁷⁰。しかし宋代の金石著作には「罍」字が釈出されていない。そのため、宋人は器物を命名する際に、常に使われる「自名法」⁴⁷¹に依拠することができないのである。「罍」と類似する器物に「彝」があり、呂大臨は「罍」と「彝」は形制と容量によって分別する。この方法は彼が初めて開発したものである。『考古図』には、「この「足跡罍」の形制(形状・款式)は「師餘彝」に類似し、容量がより大きいものは、「罍」に属す。(此器形制(「足跡罍」)與『師餘彝』略相似、而容受加大、蓋罍屬也。)⁴⁷²



とある。当時、「罍」という器物を「雷」と自名する方法を知らなかったのである⁴⁷³。

そのため、「罍」字を作る際に鐘鼎文を参考にできず、『説文』小篆「」の字形を用いて書いたのである。

文字構造については、鐘鼎文を使用する傾向があり、例えば、帝、若、作、宋、用、嘉、享、子子、孫孫などの字は、繰り返して器銘に見えている。【常用字表】1、59、2、50、14、52、19、31、36を参照)。そのほか、器、承などの字は伝抄古文と一致する(【常用字表】49、51)。

以上、徽宗朝の現存する器銘を考察した。これに基づき、器名、銘文内容、鑄成時期、出典の事項に分け、表3「徽宗朝の器名・銘文内容・鑄成時期・出典」を一覧表に整理した。

「器銘」は、命名が文献によって異なる場合もあるため、上掲画像の命名を採用し、別名がある場合は「()」で後に付した。「銘文内容」は、釈義を原則として釈文を作り、異体字、通用字、闕字がある場合は「()」で後に付した。「鑄成時期」は、銘文に記録した時期によって記入した。ただし「15天錫簋」は考察結果に基づいて記入した。また「9宣和豆」の実物が上海博物館に収蔵され、拓本図版を公表されていないが、現存図版の全体を俯瞰するため、本表に加えた。なお「番号」は年代順ではない。

⁴⁶⁹ 高士奇『左伝紀事本末』卷二十六、9葉。

⁴⁷⁰ 「大觀初、置議禮局於尚書省、命詳議檢討官具禮制本末議定…詔求天下古器、更制尊爵鼎彝之屬。」脱脱『宋史』卷九十八、3、4葉。

⁴⁷¹ 宋人が三代器物を分類する際、二つの方法を用いて命名する。一つは「自名法」であり、即ち器銘の内容にある器物名で命名する方法である。もう一つは、文献の名を引用し、形状によってほかの器物と比べて判断する方法である。劉昭瑞『宋代著録商周青銅器銘文箋正』(中山大學出版社、2000年)、8-9頁。

⁴⁷² 呂大臨『考古図』卷四、62葉。

⁴⁷³ 1973年に出土した「對罍」には「罍」と「雷」が通用する字例がある。『考古与文物』(1984年1期)、55頁。中央研究院 <https://bronze.asdc.sinica.edu.tw/rubbing.php?09826>

表3 徽宗朝の器名・銘文内容・鑄成時期・出典表

| 番号、器名 | 銘文内容 | 鑄成時期 | 拓本、摹本出典 | その他 |
|-------------|--|---------------|--------------------------------|------|
| 1. 牛鼎 | 隹甲午八月丙寅、帝若稽（𠂔）古、肇作（乍）宋器、審厥（𠂔）象作（乍）牛鼎、格於（于）太室、迄用享。億寧神休、隹帝時寶、万世其永賴。 ⁴⁷⁴ | 政和甲午、四年（1114） | 『金石索』 ⁴⁷⁵ | |
| 2. 甲午簋（盨） | 隹甲午八月丙寅、帝盥清廟、作（乍）礼簋吉蠲明神、神鑿馨德、俾帝万年、永綏受命。 | 政和甲午、四年（1114） | 『積古齋鐘鼎彝器款識』 ⁴⁷⁶ | 翟汝文作 |
| 3. 童貫壺（政和壺） | 隹政和六年（□□□□）十又一月甲午（□）、帝命作（乍）壺尊（□）、錫（易）領枢（□□）密院（寘）事（□）貫、以（□）祀其先（□□）、子（□）孫其永（□）保之（□）。 | 政和丙申、六年（1116） | 『陶齋吉金統録』 ⁴⁷⁷ | |
| 4. 政和鼎（童貫鼎） | 隹政和（𠂔）六年十又一月甲午、帝命作（乍）銅鼎、錫（易）領枢密院（寘）事貫、以祀其先、子孫其永保之。 | 政和丙申、六年（1116） | 北京中国歴史博物館蔵器、台湾故宮博物院蔵器、故宮博物院X線摹 | |

⁴⁷⁴ 「隹甲午八月丙寅、帝若稽古、作宋器、審厥象作牛鼎、格於太室、迄用享億寧神體、隹帝時寶、萬世其永賴。」、『金石萃編』卷一四五、29葉。陳芳妹「宋代金学的興起与宋做古銅器」、『青銅器与宋代文化史』（台湾大学出版中心、2019年）、59頁。河南博物院のHPには、「隹甲午八月丙寅、帝若稽古、肇作宋器、審厥象作牛鼎、格于太室、从用享、方宁神休、隹帝时寶、万世其永賴。」と积している。

http://202.102.241.208:8080/sitesources/hnsbwy/page_pc/clzl/zlhg/dszhgzdwh/dsbfggdx/articlece6f4b685e6e446f976dba251338933b.html、2020年5月16日、17:34。

清代の『金石索』には、「隹甲午八月丙寅、帝若稽古、肇作宋器、審厥象作牛鼎、格於太室、迄用享億寧神休、隹帝時寶、萬世其永賴。」と記録している。馮雲鵬、馮雲鵬『金石索』、『統修四庫全書』第八九四冊、101頁。

⁴⁷⁵ 馮雲鵬、馮雲鵬『金石索』、『統修四庫全書』（上海古籍出版社、2002年）八九四、101頁。

⁴⁷⁶ 阮元『積古齋鐘鼎彝器款識』卷七、『統修四庫全書』（上海古籍出版社、2002年）九〇一、658-659頁。

⁴⁷⁷ 端方『陶齋吉金統録』、『統修四庫全書』（上海古籍出版社、2002年）九〇四、392頁。

| 番号、器名 | 銘文内容 | 鑄成時期 | 拓本、摹本出典 | その他 |
|-------------|--|---------------|---|-----|
| | | | 本 | |
| 5. 銅鼎（政和鼎Ⅱ） | 隹政和（龠）丙申五月辛酉、帝宗祀於（于）五室、作（乍）銅鼎、永集宝命隹休。 ⁴⁷⁸ | 政和丙申、六年（1116） | 『宋政和礼器文字考』 ⁴⁷⁹ | |
| 6. 政和盥（政和簋） | 隹政和（龠）丁酉十二月甲子、皇帝肇新礼器、作（乍）盥以祀太一、其万年永保用。 | 政和丁酉、七年（1117） | 『商周彝器通考』 ⁴⁸⁰ | |
| 7. 政和豆 | 隹政和（龠）八年十月戊子、皇帝寅奉上真、作（乍）豆以祀長生大帝君、其万年永保用。 | 政和戊戌、八年（1118） | フランス、チエルクヌスキ美術館蔵、「宋代金学的興起与宋倣古銅器」 ⁴⁸¹ | |
| 8. 宣和山尊 | 隹宣和（龠）三年正月辛丑、皇帝考古、作（乍）山尊、黻於（于）方澤、其万年永（□□□）保用（□）。 | 宣和辛丑、三年（1121） | 北京故宮博物院蔵器、中央研究院歷史語言研究所蔵『謚齋金文拓本』 ⁴⁸² | |
| 9. 宣和豆 | 隹宣和（龠）七年 二月丙辰、帝令作（乍）豆、錫(易)少宰邦彦、以祀其先。子(子子)孫(孫孫)其永保之。 | 宣和乙巳、七年（1125） | 上海博物館蔵 | |
| 10. 宋政和 | 隹甲午八月丙寅、帝承天休受 | 政和甲午、四年 | 中央研究院歷 | 翟 |

⁴⁷⁸ 陳芳妹氏の積文は「隹政和丙申五月辛酉、帝宗祀於五室、作銅鼎、永□寶命隹休。」である。『宋政和礼器文字考』に載っている摹本と積文により、「集」字と判明した。「永集宝命」とは永遠に天命を達成することである。陳芳妹「宋代金学的興起与宋倣古銅器」、『青銅器与宋代文化史』（台湾大学出版中心、2019年）、60頁。

⁴⁷⁹ 孫詒讓『宋政和礼器文字考』、『続修四庫全書』（上海古籍出版社、2002年）九〇四冊、8頁。

⁴⁸⁰ 容庚『商周彝器通考』（哈佛燕京学社、1941年）、187頁。

⁴⁸¹ 陳芳妹「宋代金学的興起与宋倣古銅器」、『青銅器与宋代文化史』（台湾大学出版中心、2019年）、49頁。並びに自作の摹本。

⁴⁸² 柯昌泗（1899-1952）輯『謚齋金文拓本』である。

| 番号、器名 | 銘文内容 | 鑄成時期 | 拓本、摹本出典 | その他 |
|-----------------------------|--|---------------|---|---------------------|
| 礼器 帝承天休簠 | 簠、錫（易）命臣曷（炳）、臣師成範金孔肖、称祀於（于）世室。臣京祗帝顛命、識（誌）於（于）簠曰：「永宝用享」。 ⁴⁸³ | （1114） | 史語言研究所藏 | 汝文作 |
| 11. 象物簠（帝作簠） | 帝作（乍）簠象物、用昭事神、神永有（又）依歸、純（屯）佑（右）命于我邦。 | 不明 | 『金石索』 ⁴⁸⁴ | 翟汝文作 |
| 12. 帝作簠Ⅱ | 帝作（乍）銅簠（□）、格（□）茲明神、万（□）世永享。 | 不明 | 『小校經閣金石文字』 ⁴⁸⁵ | |
| 13. 元祀豆（欽崇豆） ⁴⁸⁶ | 帝欽崇元祀、作（乍）豆佳旅、其典神天於（于）永世（□）。 | 不明 | 『小校經閣金石文字』 ⁴⁸⁷ 、 『筠清館金石錄』 | 翟汝文作 ⁴⁸⁸ |
| 14. 嘉礼尊（嘉礼壺尊） | 帝肇称（冉）嘉（□）礼、作（乍）壺尊用薦、神保是（□）享、佳休於（于）永世。 | 不明 | 『小校經閣金石文字』 ⁴⁸⁹ 、 『積古齋鐘鼎彝器款識』 ⁴⁹⁰ | |
| 15. 天錫簠 | 帝受元命、天錫（易）帝簠、用綏於（于）神祇、罔弗格（各）、佳万世無斁。 | 政和甲午、四年（1114） | 『小校經閣金石文字』 ⁴⁹¹ 、 『積古齋鐘鼎 | 翟汝文 |

⁴⁸³ 翟汝文『忠惠集』には「（「佳甲午八月丙寅」なし）帝承天休受簠、錫命臣炳臣師成範金孔肖、稱祀於世室。臣某祗帝顛命、識於簠曰：「永寶用享」。」とある。『忠惠集』卷十、1葉。

⁴⁸⁴ 馮雲鵬、馮雲鳩『金石索』、『続修四庫全書』第八九四冊、101頁。

⁴⁸⁵ 劉体智編『小校經閣金石文字』卷十三、景印盧江自叙刊本、98葉。

⁴⁸⁶ 劉体智編『小校經閣金石文字』は「元祀豆」と呼び、孫詒讓『宋政和礼器文字考』には「欽崇豆」と呼ぶ。

⁴⁸⁷ 劉体智編『小校經閣金石文字』卷十三、景印盧江自叙刊本、99葉。

⁴⁸⁸ 孫詒讓『宋政和礼器文字考』、『続修四庫全書』（上海古籍出版社、2002年）九〇四冊、9頁。

⁴⁸⁹ 劉体智編『小校經閣金石文字』卷十三、景印盧江自叙刊本、98葉。

⁴⁹⁰ 阮元『積古齋鐘鼎彝器款識』卷五、『続修四庫全書』（上海古籍出版社、2002年）九〇一、621頁。

⁴⁹¹ 劉体智編『小校經閣金石文字』卷十三、景印盧江自叙刊本、98葉。

| 番号、器名 | 銘文内容 | 鑄成時期 | 拓本、摹本出典 | その他 |
|----------|---|------|----------------------|------|
| | | | 彝器款識』 ⁴⁹² | 作 |
| 16. 嘉礼犧尊 | 帝肇稱（𠄎）嘉禮、作（乍）犧尊用薦、神保是享、惟（隹）休于永世。 | | 欽定西清古鑑 | |
| 17. 山壘 | 帝若稽（𠄎）古作宋器、貢金九牧（𠄎）、始用壘壘（櫛）於（于）嘉享、子子孫孫永保承。 | | 中央研究院歷史語言研究所藏 | 翟汝文作 |

以下の表4「徽宗朝の器銘常用字表（【常用字表】）」は、礼器を考察するものである。上掲十七種の器物の銘文から、重出する字例を常用字とみなし、全五十九字例を摘出した。ただし磨滅した字例、および「9 宣和豆」の実物は上海博物館に収蔵され、拓本の図版を公表していないが、全体的な常用字数を俯瞰するため、本表に加えてある。

「宋器銘字例」は上掲十七種から摘出した。

鐘鼎文、伝抄古文、小篆の字例は、次の文献から摘出した。

◎小篆の字例は、『説文解字』「孫星衍本」（中華書局）と『訂正六書通』（上海書店）等を参照した。

◎鐘鼎文の字例は、呂大臨『考古図』、『考古図積文』（四庫全書本）、王黻『重修宣和博古図』（四庫全書本）、薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』（四庫全書本と朱謀壘本）、王俅『嘯堂集古録』（涵芬樓影印本）、楊鉤『増広鐘鼎篆韻』（北京図書館古籍珍本叢刊第五、清代抄本）、汪立名『鐘鼎字源』（四庫全書存目叢書）等を参照した。

◎伝抄古文の字例は、徐在国『伝抄古文字編』（北京線装書局）、『汗簡』『古文四声韻』（中華書局）等を参照した。

◎その他は、宋代の篆書作品、宋代で流布された「詛楚文」、清代以後出土された金文等を参照した。

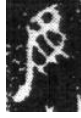








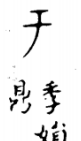



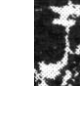



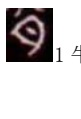





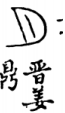

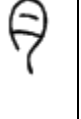
なお、1. 帝、2. 作（乍）、3. 惟（隹）の「番号」は使用頻度による順不同である。積義を原則として積文を作り、異体字、通用字がある場合は「（ ）」で後に付した。

⁴⁹² 阮元『積古齋鐘鼎彝器款識』巻七、『続修四庫全書』（上海古籍出版社、2002年）九〇一、658-659頁。

表4 徽宗朝の器銘常用字表（【常用字表】）

| 番号 | 宋器銘字例 | | | | | 鐘鼎文 | 伝抄古文 | 小篆 | その他 |
|---------|--|---|---|---|--|---|--|---|-----|
| 1. 帝 |  1 牛鼎 |  2 甲午簋 |  3 童貫壺 |  4 政和鼎 |  5 銅鼎 |   敦師造 |  汗1.3尚 |  | |
| |  6 政和盃 |  7 政和豆 |  8 宣和山尊 |  9 宣和豆 |  10 宋政和礼器帝承天休簋 | | | | |
| |  11 象物簋 |  12 帝作簋II |  13 元祀豆 |  14 嘉礼尊 |  15 天賜簋 | | | | |
| |  16 嘉礼犧尊 |  17 山壘 | | | | | | | |
| 2. 作(乍) |  1 牛鼎 |  2 甲午簋 |  3 童貫壺 |  4 政和鼎 |  5 銅鼎 |  |  |  | |

| 番号 | 宋器銘字例 | | | | | 鐘鼎文 | 伝抄古文 | 小篆 | その他 |
|------------|--|---|--|---|---|--|---|---|-----|
| |  6 政和盥 |  7 政和豆 |  8 宣和山尊 | 9 宣和豆 |  11 象物簠 | | | | |
| |  12 帝作簠Ⅱ |  13 元祀豆 |  14 嘉礼尊 |  16 嘉礼犧尊 |  17 山罍 | | | | |
| 3. 惟(佳) |  1 牛鼎 |  2 甲午簠 |  4 政和鼎 |  5 銅鼎 |  6 政和盥 |      |  |  | |
| |  7 政和豆 |  8 宣和山尊 | 9 宣和豆 |  13 元祀豆 |  14 嘉礼尊 | | | | |

| 番号 | 宋器銘字例 | | | | | 鐘鼎文 | 伝抄古文 | 小篆 | その他 |
|----------|---|---|--|--|---|--|---|---|-----|
| |  15 天賜簋 |  10 宋政和礼器帝承天休簋 |  16 嘉礼犧尊 | | | | | | |
| 4. 於 (于) |  1 牛鼎 |  5 鋼鼎 |  8 宣和山尊 |   10 宋政和礼器帝承天休簋 |  11 象物簋 |  于 鼎季嬭 |  |  | |
| |  13 元祀豆 |  14 嘉礼尊 |  15 天賜簋 |  16 嘉礼犧尊 |  17 山壘 | | | | |
| 5. 月 |  1 牛鼎 |  2 甲午簋 |  3 童貫壺 |  4 政和鼎 |  5 鋼鼎 |  鐘 許子  鼎 晉姜 |  |  | |






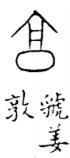










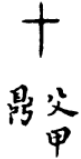









| 番号 | 宋器銘字例 | | | | | 鐘鼎文 | 伝抄古文 | 小篆 | その他 |
|----------|---|---|---|---|--|---|--|---|-----|
| |  6 政和盥 |  7 政和豆 |  8 宣和山尊 | 9 宣和豆 |  10 宋政和礼器帝承天休簠 |  子吳 | | | |
| 6. 和 (龠) |  4 政和鼎 |  5 銅鼎 |  6 政和盥 |  7 政和豆 |  8 宣和山尊 |  鐘 遲父 |  |  | |
| | 9 宣和豆 | | | | | | | | |
| 7. 年 |  2 甲午簠 |  4 政和鼎 |  6 政和盥 |  7 政和豆 |  8 宣和山尊 |  |  汗3.37 |  | |
| | 9 宣和豆 | | | | | | | | |
| 8. 永 |  1 牛鼎 |  2 甲午簠 |  4 政和鼎 |  5 銅鼎 |  6 政和盥 |  忠孝成 |  |  | |
| |  7 |  8 宣和山尊 | 9 宣和豆 |  10 宋政和礼器帝承 |  11 象物簠 | | | | |

| 番号 | 宋器銘字例 | | | | | 鐘鼎文 | 伝抄古文 | 小篆 | その他 |
|-------|--|---|--|--|---|--|--|--|--|
| | 政和豆 | | | 天休簠 | | | | | |
| |  12 帝作簠Ⅱ |  13 元祀豆 |  14 嘉礼尊 |  16 嘉礼犧尊 |  17 山壘 | | | | |
| 9. 其 |  1 牛鼎 |  3 童貫壺 |  4 政和鼎  |  6 政和盥  7 政和豆 |  8 宣和山尊  |  9 宣和豆  |  10 宋政和礼器帝承天休簠 |  | |
| 10. 命 |  2 甲午簠 |  3 童貫壺 |  4 政和鼎 |  5 銅鼎 |  10 宋政和礼器帝承天休簠 |  6 宣和山尊 |  7 宣和山尊 |  8 宣和山尊 |  9 宣和山尊 「嘉祐石經」 |


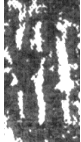
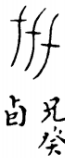






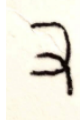
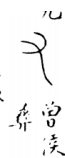


| 番号 | 宋器銘字例 | | | | 鐘鼎文 | 伝抄古文 | 小篆 | その他 |
|----------|--------|--------|-----------|---------------|-----------|------|----|--------|
| | 11 象物簠 | 15 天賜簠 | | | | | | |
| 11. 保 | 3 童貫壺 | 4 政和鼎 | 6 政和盥 | 7 政和豆 | 9 宣和豆 | | | 「裏鼎」 |
| | 14 嘉礼尊 | 8 宣和山尊 | 16 嘉礼犧尊 | 17 山壘 | | | | |
| 12. 錫(易) | 3 童貫壺 | 4 政和鼎 | 9 宣和豆 | 10 宋政和礼器帝承天休簠 | 15 天賜簠 | | | |
| 13. 祀 | 3 童貫壺 | 4 政和鼎 | 5 鋼鼎 | 6 政和盥 | 7 政和豆 | | | 「嘉祐石經」 |

| 番号 | 宋器銘字例 | | | | 鐘鼎文 | 伝抄古文 | 小篆 | その他 |
|-------|---|--|--|---|--|--|---|---|
| | 9 宣和豆 |  |  | | | | | |
| | | 10 宋政和礼器帝承天休簋 |  | 13 元祀豆 | | | | |
| 14. 用 |  6 政和盥 |  7 政和豆 |  8 宣和山尊 |  10 宋政和礼器帝承天休簋 |  11 象物簋 |  用 |  |  「嘉祐石經」 |
| |  14 嘉礼尊 |  15 天賜簋 |  16 嘉礼犧尊 |  17 山罍 | | | | |
| 15. 丙 |  1 牛鼎 |  2 甲午簋 |  5 銅鼎 |  10 宋政和礼器帝承天休簋 | 9 宣和豆 |  鼻尹 卣 兕 癸 丙 |  四3.25汗 | |
| 16. 寅 |  1 牛鼎 |  2 甲午簋 |   |  10 宋政和礼器帝承天休 | |  寅簋 王楚  |  | |




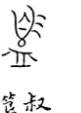




| 番号 | 宋器銘字例 | | | | | 鐘鼎文 | 伝抄古文 | 小篆 | その他 |
|-------|---------------|------------|-------------|--------------|------------|---|-----------------|--------|-------------------------------|
| | | | 7 政和豆 | 「丙寅」 | | 「丙寅」 丙寅卣 伯姬鼎 | | | |
| 17. 万 | 1 牛鼎 | 7 政和豆 | 8 宣和山尊 | 15 天賜簋 | 2 甲午簋 | 晉姜 簋寅 | 晉姜 | 晉姜 | |
| | 6 政和盥 | | | | | | | | |
| 18. 神 | 1 牛鼎 | 2 甲午簋 | 11 象物簋 | 12 帝作簋II | 13 元祀豆 | 神 湫久 詛楚文 神寶 鑑神寶 孤例 | 神 四1.31老 | 神 | 神 元拓「詛楚文」 「寧簋蓋」 |
| | 14 嘉礼尊 | 15 天賜簋 | 16 嘉礼犧尊 | | | | | | |

| 番号 | 宋器銘字例 | | | | | 鐘鼎文 | 伝抄古文 | 小篆 | その他 |
|-------|--|--|---|--|--|---|--|---|-----|
| 19. 享 |  1 牛鼎 |  10 宋政和礼器帝承天休簠 |  12 帝作簠II |  14 嘉礼尊 |  16 嘉礼犧尊 |  敦 號 姜 |  石 |  | |
| |  17 山鼎 | | | | | | | | |
| 20. 政 |  4 政和鼎 |  5 鋼鼎 |  6 政和盥 |  7 政和豆 | |  石 |  石 |  | |
| 21. 甲 |  1 牛鼎 |  2 甲午簠 |  3 童貫壺 |  4 政和鼎 |  6 政和盥 |  鼎 父 甲 |  說 古 |   汗 | |
| |  10 宋政和礼器帝承天休簠 | | | | | | | | |
| 22. 鼎 |  1 牛鼎 |  4 政和鼎 |  5 鋼鼎 | | |  鼎 陀 |  石 |  | |

| 番号 | 宋器銘字例 | | | | 鐘鼎文 | 伝抄古文 | 小篆 | その他 |
|-----------|--|--|--|--|---|---|---|--|
| 23. 宝 |  1 牛鼎 |  5 銅鼎 |  10 宋政和礼器帝承天休簠 | |  鼎 嬭 氏 |  |  | |
| 24. 以 |  4 政和鼎 |  6 政和盥 |  7 政和豆 | 9 宣和豆 |  陀鼎 |  |  | |
| 25. 皇 |  6 政和盥 |  7 政和豆 |  8 宣和山尊 | |  |  |  | |
| 26. 礼 (禮) |  2 甲午簠 |  6 政和盥 |  14 嘉礼尊 |  16 嘉礼犧尊 |  鼎 父 巳 |  四3.12汗 |  | |
| 27. 肇 |  1 牛鼎 |  6 政和盥 |  16 嘉礼犧尊 |  16 嘉礼犧尊 |  敦 刺 公 策 賤 同 上 |  |  |  「勃興頌」 |

| 番号 | 宋器銘字例 | | | | 鐘鼎文 | 伝抄古文 | 小篆 | その他 |
|----------|--|--|--|---|--|--|---|--|
| | | | 14 嘉礼尊 | | | | | |
| 28. 世 |  1 牛鼎 |  10 宋政和礼器帝承天休簠 |  12 帝作簠II |  14 嘉礼尊 |  15 天賜簠 |  世 |  世 | |
| |  16 嘉礼犧尊 | | | | | | | |
| 29. 休 |  1 牛鼎 |  5 銅鼎 |  10 宋政和礼器帝承天休簠 |  14 嘉礼尊 |  16 嘉礼犧尊 |  休  休 鼎陀 |  三體石經 |  宋「五箴刻石」 |
| 30. 有(又) |  3 童貫壺 |  4 政和鼎 |  11 象物簠 | | |  有 曾侯 |  四4.37汗 |  |
| 31. 子、子= |  4 政和鼎 |  6 政和盥 |  7 政和豆 | 9 宣和豆 |  17 山盥 |  子 寶 |  |  |

| 番号 | 宋器銘字例 | | | | 鐘鼎文 | 伝抄古文 | 小篆 | その他 |
|-------------|--|--|---|---|---|---|---|-----|
| 32. 午 |  1 牛鼎 |  2 甲 午簋 |  4 政和鼎 |  10 宋 政和礼 器帝承 天休簋 |  敦何  盤印仲 |  四3.11汗 |  | |
| 33. 室 |  1 牛鼎 |  5 銅鼎 |  10 宋政 和礼器 帝承天 休簋 | |  昌父安 |  四5.8老 |  | |
| 34. 八 |  1 牛鼎 |  2 甲午簋 |  10 宋政 和礼器 帝承天 休簋 | |  昌家 |  |  | |
| 35. 天 |  10 宋政和礼器 帝承天休簋 |  13 元祀 豆 |  15 天賜 簋 | |  王始昌 楚 |  |  | |
| 36. 孫、孫- |  3 童貫壺 |  4 政和鼎 |  9 宣和 豆 |  17 山 壺 |  昌樂 |  汗6.80石 |  | |

| 番号 | 宋器銘字例 | | | 鐘鼎文 | 伝抄古文 | 小篆 | その他 |
|-----------|---|--|---|-----|--|---|-----|
| 37. 受 |  2 甲午簋 |  10 宋政和礼器帝承天休簋 |  15 天賜簋 | |  <small>受 蟠 美</small> |   | |
| 38. 豆 |  7 政和豆 |  13 元祀豆 | 9 宣和豆 | |  <small>豆 姬 寘</small> |   | |
| 39. 簋 (盨) |  2 甲午簋 |  6 政和盨 |  15 天賜簋 | |  <small>簋 左 父</small>  <small>簋 叔 高</small> |   | |
| 40. 壺 |  3 童貫壺 |  14 嘉礼尊 |  17 山壘 | |  <small>壺 綏 和</small> |   | |

| 番号 | 宋器銘字例 | | | | 鐘鼎文 | 伝抄古文 | 小篆 | その他 |
|-----------|---|---|--|--|---|---|---|---|
| 41. 簠 |   10 宋政和礼器 帝承天休簠 |  11 象物 簠 | | |  張仲簠  史黎 |  汗5.69説 |  | |
| 42. 綏 |  2 甲午簠 |  15 天賜 簠 | | |  |  |  | |
| 43. 辛 |  5 銅 鼎 |  8 宣和山 尊 | | |   |  汗6.80 |  | |
| 44. 院 (寘) |  3 童貫壺 |  4 政和鼎 | | |  師寘父 鼎 |  汗3.39 |  |  師寘父簠 西周晚期 集成3706 |
| 45. 象 |  1 牛鼎 |  11 象物 簠 | | |  尊象 |  汗4.53  汗4.53華 |  | |
| 46. 太 |  1 牛鼎 |  6 政和 盥 | | |  敦敵 |  汗目 |  | |

| 番号 | 宋器銘字例 | | | 鐘鼎文 | 伝抄古文 | 小篆 | その他 |
|--------------|--|--|---|-----|--|--|--|
| 47. 稱 (再) |  10 宋政和礼器 帝承天休簠 |   14 嘉礼 尊 |  16 嘉礼 犧尊 | |  斤 秦 |  四2.28老 再 |  稱 再  夢英「篆 書千字 文」 |
| 48. 尊 |  8 宣和山尊 |   14 嘉礼 尊 |  16 嘉礼 犧尊 | |  祖 乙  仲父 鬲 |  博  博 | |
| 49. 器 |  1 牛鼎 |  6 政和 簠 |  17 山 壘 | | |  四4.7天 器 | |
| 50. 宋 |  1 牛鼎 |  17 山 壘 | | |  宋 伯 |  宋  宋 |  「劉子羽 墓碑」 |
| 51. 承 |  10 宋政和礼器 帝承天休簠 |  17 山 壘 | | |  師 造 承 |  四2.27華 承  承 | |

| 番号 | 宋器銘字例 | | | | 鐘鼎文 | 伝抄古文 | 小篆 | その他 |
|-------|--|--|--|--|--|--|---|--|
| 52. 嘉 |  |  16 嘉礼 犧尊 |  17 山疊 | |  晉姜鼎 |  |  | |
| 53. 明 |  2 甲午簋 |  12 帝作 簋II | | |  晉姜鼎 |  汗3.33尚 |  |  「勃興 頌」 |
| 54. 事 |  4 政和鼎 |  11 象物簋 | | |  |   善 |  |  「宣聖四 十四代墓 碑」 |
| 55. 酉 |  5 銅鼎 |  6 政和盃 | | |  敦 仲酉 |  汗6.82 |  | |
| 56. 薦 |  14 嘉礼尊 |  16 嘉礼 犧尊 | | |  石鼓文 |  |  |  金文「叔 朕簋」 |
| 57. 是 |   14 嘉礼尊 |  16 嘉礼 犧 尊 | | |  壺 仲考  晉姜 |  |  | |

| 番号 | 宋器銘字例 | | | | 鐘鼎文 | 伝抄古文 | 小篆 | その他 | |
|--------------|---|--|--|--|-----|--|--|--|--|
| 58. 稽 (叩) |  1 牛鼎 |  17 山壘 | | | |  鐘 寶 |  碧 |   |  米芾「文 宣王贊 碑」 |
| 59. 若 |  1 牛鼎 |  17 山壘 | | | |  |  |  | |

第三節 小結

宋初において、徐鉉が史館に収蔵された器物銘文の釈出をはじめ、咸平三年（1000）に、乾州から献上した古鼎の考証することや、仁宗皇祐三年（1051）初の金石図釈の著作『皇祐三館古器図』を編纂することや、字書の『古文四声韻』を編纂することが皇帝の収蔵とは関わる。欧陽脩『集古録』に至り、初めて「証経補史」を目的とし、礼器銘文の研究を通して経学（礼制）、文字学（小学）、史学の三綱をたてている。劉敞と欧陽脩が積極的に器物銘文を収集し、楊南仲が銘文を釈読する成果に恵まれ、宋代の古文字学の勃興をもたらしたと考えられる。

器物と鐘鼎文を図釈した著作である、李公麟の『李氏古器図』（考古図）は元豊年間（1079）から流行している。その後、元祐七年（1092）の呂大臨『考古図』が跡を継ぎ、収蔵家三十八人の所持する銅器二二四件、石器一件、玉器十三件を収録し、さらに、『考古図釈文』という鐘鼎文字書を編集した。四百余りの字首を釈出し、合計八二一字を集めている。この本は最初の文字学著作と考えられる。この鐘鼎文字書は、以後の王楚『鐘鼎篆韻』の一連の鐘鼎文字書に影響を及ぼした。徽宗朝に至り、「制礼作楽」の手本を作るため、古器大集成の『重修宣和博古図』を成書した。これを基ついて、王楚『鐘鼎篆韻』では、主文の字数は一〇四二字、総六六四八字を釈出した。南宋に入ると、士人たちは新出土の器物を入手することが難しくなり、器物の研究が衰え、新たな器物の図象を編集する書物は稀である。この時の金石学は北宋末の「図釈の学」から「款識の学」に転換し、鐘鼎文の研究は再び民間で発展した。薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』、王俅『嘯堂集古録』、王厚之『復齋鐘鼎款識』はこの時期の代表作である。

徽宗朝の祭事は多く道教活動と関連する。太廟を建て、九鼎を作る。周代天子の九鼎の制度を援用し、三代の君臨する威儀を再現するが、実際に、この制度は方士の魏漢津の意見を受け、三代を追いかける名に乗り、道教の祭事に関連している。礼器製作について、作者の翟汝文の製作観を考察すると、礼制（器種、器制を含む）、文字、文体がいずれも三代の古典を再現する意識があったと理解できる。

徽宗朝における礼器銘文の製作については、以下の通り古文を使用する特徴が判明した。

1、少数の磨滅した文字を除き、半分以上は鐘鼎文の字形と一致し、文字構造が他の分類と類似する場合は美的風格が鐘鼎文に近づく傾向があること。

この傾向は製作者の一人の翟汝文が言う、「稽正六經、考禮於夏商之器、正字於鼎彝之間、剗革繆偽、搜訪失絶。使六經尊彝犧象之用、六書象形科斗之書、昭明炳煥、與六經相表裏、以教後人。（六經を考察して校正する上で、礼制を夏商の器物を用いて考察し、文字を青銅器に拠って校正し、誤謬の文字を削除し、消失散逸の文字を搜訪した。六經の器物（尊、彝、犧、象）の用途、六書の文字（象形、科斗）の書法を、明らかに輝かせ、六經と表裏の関係にあることを、後世に教えるのである。）」という概念と一致し、強く復古の意識があるとみえる。

2、特殊な字形は宋代の新たに解釈した文字を使ったこと。

例えば、寅、以、貫などの字は宋代に釈出した孤例である。

3、時折、宋代に流布した「石鼓文」、「詛楚文」や伝抄古文を混用し、古文では対応できない字は小篆を用いたこと。

このような書作意識は、当時の士人に古文が通用できる字体であるという観点と関わっている。

終章

まず、両宋の間に古文がどのように展開し、どのように応用されたか、各章で考察した結果をまとめておきたい。

第一章「宋代における篆書発展の背景について」では、「識字と篆書の教育」と「字書の流布」について考察した。宋代において、官立、私立学校の興学に沿って、唐代の士族教育から庶民教育に転換し、識字率や士人の数が激増した。この背景が、後の文字研究に重要な基盤を提供した。公、私立学校における教育の内容では、篆書についての記録が稀ではあるが、神宗は文字学の衰退に留意し、王安石の『字説』を用いて科挙の試験用として流布させた。『字説』にある訓詁には無理にこじつけた解釈が多く、批判を浴びたものの、訓詁の気風を引き起こし、当時の士人たちに文字学を啓発した。徽宗の時代に設置した「書学」、「書芸局」は断続的に存在したが、教育する文字は古文（伝抄古文、鐘鼎文）を幅広く編入した。一方、拓本を作る技術の普及に沿って、法帖、歴代の石刻、鐘鼎文が広く流布し、様々な篆書の芸術風格が見られるようになった。印刷技術の発達に沿って、さらに字書が広く流布し、文字学の学習や篆書を調べるのが便利になった。これらは以前の時代に比べ、宋代における篆書学習の優位であると考えられると論述した。

第二章「北宋における古文の応用—米芾の篆書を中心として」では、「米芾が実見することができた篆書資料のテキスト（版本）とその様式」と「米芾の篆籀に対する理解と創作」について考察した。

米芾は宋代における金石学の風潮に啓発され、学書過程における篆書に対する理解は、当時出土された「詛楚文」と唐代から伝わる先秦の「石鼓」、また当時出土した鐘鼎文から得たものが大きいといえる。彼は実践の上ではあらゆる面でその筆法を試している。「御製文宣王贊碑」は前朝の李陽冰の玉筋篆の書風を継承しており、また『紹興米帖』篆隸第九の古文は、筆法が竹簡のように行書の書風を表している。

米芾の篆書の字形を考察し、彼の古文を使用する傾向は、以下の四点を発見した。

- 一、特殊な字形を用いる。
- 二、形象的な字形を用いる。
- 三、自分の名の「芾」字を書くときは多くの字体を用いる。
- 四、独自の見解によって解釈した字がある。

また、六書に合わない篆書が散見するため、次の二点のことが言える。

- 1、隸書の結構に篆書の部首を結合して篆字を作ることが見られる点。
- 2、来歴不明な疑わしい篆字（疑字）がある点。

しかし、『紹興米帖』全八六四字中、鐘鼎文特有の文字構造で書いた文字が十八字あり、鐘鼎文を集字して四字熟語を書いていることなどから考えると、米芾は『説文解字』、伝抄古文、そして当時新たに出土し整理された鐘鼎文の資料を正確に使用できていると考えられる。加えて訓詁学に対する相当な理解があることから、字形の解釈や通仮字の使用も理に

かない、なおかつ鐘鼎文や印文に特有な合文形式を運用して、自分の姓名「米芾」に当てはめていることは、当時においては稀有の用例であると言ってよいであろう。これらのことは、米芾が宋代の金石学や文字学の盛んな風潮に啓発され研究した証しであると論述した。

第三章「南宋における古文の応用—常杓の「盤谷序」を中心として」では、「常杓の作品について」、「『盤谷序』にある古文の実相」、「常杓の盤谷序とその時代」について考察した。鐘鼎文作品であると自称した常杓の「盤谷序」の字形を古文と比較考察した結果、伝抄古文を使用する要因には以下の三つの場合があることが判明した。

- 一、鐘鼎文がない場合
- 二、鐘鼎文はあるが文字構造が小篆に近い場合
- 三、鐘鼎文はあるが重出する場合

さらに、南宋の鐘鼎文の作品と書作記録を照合すると、

- 1、作品にある伝抄古文と鐘鼎文を混用する点
- 2、記録にある見分けにくい字を選ぶ点
- 3、小篆で古文の闕字を補う点

という三つの共通点があることを発見した。この考察結果は、古文に関する著作の内容と成書の経緯、ならびに当時使用できた書物を明らかにした上での研究であるので、「盤谷序」はほんの一例に過ぎないが、管見の及ぶ範囲での見解である。

そしてこの見解を踏まえ、宋代士人の文字学に対する観点を論述した。

まず唐代から宋代の篆書の作風は、李斯と李陽冰の影響下にあることが挙げられる。「盤谷序」にある鉄線篆の風格と款識を論じた皇帝の収蔵事情が何よりもその証左である。

次に常杓が款識に言う通り、鐘鼎文を用いて書く意識があったことである。多くの字がありのままに書かれ、判断できない字は少ない。全二〇三字中、鐘鼎文の字形と一致する文字が一〇六字、鐘鼎文特有の文字構造で書いたのが四十五字である。宋代に、鐘鼎文の文字認識によってのみ宋词を書くには限界があるはずだが、彼は広く流布した伝抄古文を用いることができた。この書作の意識は、当時の士人には、古文は通用できる字体であるという観点を持っていたことと関わってしよう。

第四章「徽宗朝の礼器銘文について」では、「礼器製作の背景」と「徽宗朝の礼器銘文製作」について考察した。王国維は、宋代では金石学が独立した学問として確立されたと論じる。宋初において、徐鉉が史館に収蔵された器物銘文の積出をはじめ、咸平三年(1000)に、乾州から献上した古鼎の考証することや、仁宗皇祐三年(1051)初の金石図積の著作『皇祐三館古器図』を編纂することや、字書の『古文四声韻』を編纂することが皇帝の収蔵とは関わる。欧陽脩『集古録』に至り、初めて「経証補史」を目的とし、礼器銘文の研究を通して経学(礼制)、文字学(小学)、史学の三綱をたてている。劉敞と欧陽脩が積極的に器物銘文を収集し、楊南仲が銘文を積読する成果に恵まれ、宋代の古文字学の勃興をもたらしたと考えられる。

器物と鐘鼎文の図積著作について、李公麟の『李氏古器図』(考古図)は元豊年間(1078)

から流行している。その後、元祐七年（1092）呂大臨『考古図』が跡継ぎ、収蔵家三十八人の所持する銅器二二四件、石器一件、玉器十三件を収録し、さらに、『考古図釈文』という鐘鼎文字書を編集した。四百余り字首を釈出され、合計八二一字を集めている。この本は初めての文字学著作と考えられる。以後の王楚『鐘鼎篆韻』の一連の鐘鼎文字書に影響を及ぼした。徽宗朝に至り、「制礼作樂」の手本を作るため、古器大集成の『重修宣和博古図』を成書した。これを基づいて、王楚『鐘鼎篆韻』には主文の字数一〇四二字、総六六四八字を釈出された。南宋に入り、士人たちは新出土の器物を入手するのは難しくなり、器物の研究が衰え、新たな器物の図象を編集する書物は稀である。この時の金石学は北宋末の「図釈の学」から「款識の学」に転換し、鐘鼎文の研究は再び民間で発展する。薛尚功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』、王俅『嘯堂集古録』、王厚之『復齋鐘鼎款識』はこの時期の代表作である。

徽宗朝の祭事は多く道教活動と関連する。太廟を建て、九鼎を作る。周代天子の九鼎の制度を援用し、三代の君臨する威儀を再現するが、実際に、この制度は方士の魏漢津の意見を受け、三代を追いかける名に乗り、道教の祭事に関連している。礼器製作について、作者の翟汝文の製作観を考察すると、礼制（器種、器制を含む）、文字、文体がいずれも三代の古典を再現する意識があったと理解できる。

徽宗朝における礼器銘文の製作については、以下の通り古文を使用する特徴が判明した。

1、少数の磨滅した字を除き、半分以上は鐘鼎文の字形と一致し、文字構造が他の分類と類似する場合は美的風格が鐘鼎文に近づく傾向があること。この傾向は製作者の一人翟汝文が言う、「六経を考察して校正する上で、礼制を夏商の器物を用いて考察し、文字を青銅器に拠って校正し、誤謬の文字を削除し、消失散逸の文字を搜訪した。六経の器物（尊、壘、犧、象）の用途、六書の文字（象形、科斗）の書法を、明らかに輝かせ、六経と表裏の関係にあることを、後世に教えるのである。」という概念と一致し、強く復古の意識があるとみえる。

2、特殊な字形は宋代の新たに解釈した文字を使った。例えば、寅、以、貫などの字は宋代に釈出した孤例である。


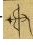
3、宋代に流布していた「石鼓文」、「詛楚文」や伝抄古文を時に混用し、古文では対応できない字は小篆を用いた。このような書作意識は、当時の士人には古文が通用できる字体であるという観点と関わっている。

総じて本研究では、小篆と伝抄古文と鐘鼎文と流布された時間と出典が異なることから、この三つに篆書を分けて文字構造を分析した。考察の結果、次の三点が判明した。

1、宋人は鐘鼎文と伝抄古文が同源であるという概念に基づいて、鐘鼎文の作品や器銘を作る際、伝抄古文を転用することがあり、古文は秦以後の文章にある文字全てに対応できないため、小篆を用いて補っていることが判明した。

2、米芾は古文に対して多方面な理解があると判明したが、『紹興米帖』にある篆書八六四字の中で、ほとんど小篆、伝抄古文と来歴不明な疑わしい篆字（疑字）が書かれ、鐘鼎文特有の文字構造で書いた字例はわずか十八字であり（約2%占める）、鐘鼎文を集字して

四字熟語を書いたことが判明した。それに対し、南宋の常杓「盤谷序」には二〇三字の中で、鐘鼎文特有の文字構造で書いた字例は四十五字に達した（約 22% 占める）。これは、徽宗と高宗両朝に金石活動のブームに伴い、様々な字書、金石著作が備わるようになったことを意味している。釈出した鐘鼎文が増え、文字学の学習や篆書を調べるのが便利になり、長編の文章を書けるようになったことが判明した。

3、字書、金石著作の成書経緯と編集内容を明らかにすると、鐘鼎文の使用によって篆書作品の時代を判断することができる。例えば、徐鉉「千字文」には鐘鼎文特有の環「」、呂大臨が釈出した射「」があることから、決して宋初の作品ではなく、元祐七年（1092）以後の偽作と判明した。

これらの字書、金石著作と士人たちの受容の詳細はまだまだ不明であるが、収蔵、研究を伴って編集された書物は両宋の古文創作に大きな影響を及ぼしたことは明らかである。徽宗朝で釈出した鐘鼎文が激増したうえ、鐘鼎文の地位が確立され、技術官僚を育成する書芸所の科目に「古文、大篆」を取替えて編入したからである。これは官学で初めての試みである。その後、南宋の文献には鐘鼎文を自称した長編の千字文や墓誌銘が記録されている。これは、古文創作の歴史上の重要な進展であると言えよう。

最後に、本研究は宋代における作者が判明した古文作品を中心に考察を行ったが、今後はこの研究方法を基盤として、宋代の作者不詳の古文印を分析し、その印文にある特徴と時期を明らかにすること、さらに金石学が勃興した宋代において、なぜ鐘鼎文を用いて創作することが少ないかの原因を究明することは、今後の課題としたい。

図版出典一覧

- ・米芾『紹興米帖・篆隸卷九』、上海図書館蔵（湖北美術出版社、2009年）
- ・常杓「盤谷序」、『故宮歷代法書全集』第十冊、（国立故宮博物院、1997年）
- ・「宣和山尊」、中央研究院歴史語言研究所蔵
- ・「政和豆」、フランス、チュルヌスキ美術館蔵、陳芳妹『青銅器与宋代文化史』、（台湾大学出版中心、2019年）
- ・「宋政和礼器帝承天休籩」、中央研究院歴史語言研究所蔵
- ・元重刻「詛楚文」、北京故宮博物院蔵、（紫禁城出版、2010年）
- ・唐写本『説文解字』口部残卷、『顔真卿—王羲之を超えた名筆』（毎日新聞社、2019年）
- ・唐写本『説文解字』木部局部、日本大阪杏雨書屋蔵、『顔真卿—王羲之を超えた名筆』（毎日新聞社、2019年）
- ・积夢英「千字文」、西安碑林蔵、
- ・「御製文宣王贊碑」、『米芾全集』（紫禁城出版、2011年）
- ・南宋磁印「永以為好」、黃惇『風齋蔵南宋磁印』、（西泠印社美術館、2015年12月）
- ・徐鉉「千字文」残卷

<http://m.yac8.com/news/11882.html>

- ・「政和鼎」、台湾故宮博物院蔵器、

<https://theme.npm.edu.tw/selection/Article.aspx?sNo=04003882>

- ・「牛鼎」、河北省文物保護中心蔵

http://www.chnmus.net/sitesources/hnsbwy/page_pc/clzl/zlhg/dszhgzgdwh/dsbfggdx/article/ce6f4b685e6e446f976dba251338933b.html

参考文献

歷代文献

漢

- 許慎『說文解字』、(北京、中華書局、2012年4月)

唐

- 張守節『史記正義』、四庫全書本

宋

- 徐松輯『宋会要』崇儒三、『統修四庫全書』七七七冊、(上海古籍出版社、2002年)
- 郭忠恕、夏竦編『汗簡、古文四声韻』(北京、中華書局、2010年9月)
- 米芾『画史』、盧輔聖主編『中国書画全書』第二冊(上海、上海書画出版社、2009年12月)
- 米芾『書史』、黃賓虹、鄧實編『美術叢書』第一輯第二冊(台北、台北藝文印書館、1975年)
- 杜從古『集篆古文韻海』、『統修四庫全書』二二六冊

(以下四庫全書本)

- 蘇東坡『東坡全集』
- 歐陽脩『集古錄』
- 朱長文『墨池編』
- 劉敞『公是集』
- 王忠麟『玉海』
- 徐自明『宋宰輔編年錄』
- 陸游『老学庵筆記』
- 李燾『統資治通鑑長編』
- 林駟『古今源流至論』
- 陸友仁『研北雜誌』卷下
- 王洋『東牟集』
- 劉歧『学易集』
- 黃庭堅『山谷集』
- 汪宥辰『文山集』
- 沈括『夢溪筆談』
- 翟耆年『籀史』
- 陳起『江湖後集』
- 項安世『項氏家訓』
- 黃震『黃氏日抄』
- 陸游『劍南詩藁』

- 張邦基『墨莊漫錄』
- 董道『廣川書跋』
- 黃伯思『東觀餘論』
- 江少虞『事實類苑』
- 章如愚『群書索考』
- 趙明誠『金石錄』
- 蔡脩『鐵圍山叢談』
- 呂大臨『考古圖』、『考古圖釋文』
- 王黻『重修宣和博古圖』
- 薛尚功『歷代鐘鼎款式法帖』
- 袁桷『延祐四銘志』
- 徐度『卻掃編』
- 佚名『宣和書譜』、『宣和書譜』
- 鄭居中『政和五禮新儀』
- 晁公武、趙希弁『郡齋讀書志·後志』
- 王稱『東都事略』
- 戴侗『六書故』
- 李庚『天台集、續集』
- 丁度、司馬光『集韻』
- 樓鑰『玫瑰集』
- 尤袤『遂初堂書目』

元

- 吾丘衍『學古編』、『歷代印學論文選』（杭州、西泠印社、2005年7月）
- 馬端臨『文獻通考』
- 脫脫『宋史』
- 張雨『句曲外史集』

明

- 董斯張『吳興備志』

清

- 王昶『金石萃編』、『續修四庫全書』八八六冊
- 馮雲鵬『金石索』、『續修四庫全書』八九四冊
- 孫詒讓『古籀拾遺』、『續修四庫全書』二四三冊
- 徐松輯『宋會要』、『續修四庫全書』七七七冊
- 『欽定石渠寶笈三編』、『續修四庫全書』
- 王鑒『姑蘇志』
- 張廷玉『明史』

- 王毓賢『繪事備考』

著書

- 『張志公語文自選集』上、(北京大学出版社、1998年)
- 王国維『王国維論學集』、(中国社会科学院出版社、1997年)
- 周永新著、岩谷季久子訳「蒙学と古代中国の教育」、『中国教育史—古代篇』、(科学出版社、2018年)
- 多賀秋五郎『中国教育史』『中国近現代教育文献資料集』第十卷、(日本図書センター、2006年)
- 范立舟『南宋全史』七、(上海古籍出版社、2015年)
- 苗春徳、趙国権『南宋教育史』、(上海古籍出版社、2008年)
- 梁庚堯『宋代科挙社会』、(台湾大学出版社、2015年)
- 楊加深『北宋書法教育研究』、(中華書局、2017年)
- 畢誠、程方平、『中国教育史』、(文津出版社、1996年)
- 張典友『宋代書制論略』、(文物出版社、2012年)
- 国立中央図書館編『現存宋人著述目略』、(台湾中華叢書編審委員会、1971年)
- 黄錫全『汗簡注釈』(台湾古籍出版社、2005年)
- 葉国良『宋代金石学研究』(台湾書房、2011年)
- 李零編『汗簡、古文四声韻』(中華書局、2010年)
- 陳志平編『書学史料学』(北京、人民美術出版社、2010年8月)
- 雷徳侯著、許亞民訳、畢斐校『米芾与中国書法的古典伝統』(杭州、中国美術学院出版社、2008年8月)
- 朱劍心『金石学』(浙江人民美術出版社、2016年)
- 曹宝麟『中国書道史・宋遼金卷』、(江蘇教育出版社、1999年)
- 趙平安『説文小篆研究』(広西教育出版社、1999年)
- 容庚『商周彝器通考』(中華書局、2011年)
- 郭沫若『兩周金文辞大系考釈』(科学出版社、1957年)
- 張政烺批注『兩周金文辞大系考釈』(中華書局、2011年)
- 藤本猛『風流天子と君主独裁制—北宋徽宗朝政治史の研究』(京都大学学術出版会、2014年)
- 靳永『書法研究的多重証拠法—文物、文献与書蹟的総合釈証』(齊魯書社、2008年)
- 唐蘭『中国文字学』(太平書局、1963年)

論文

- 李慧斌『宋代制度層面的書法史研究』、(吉林大学博士論文、2008年)
- 馬曉風『宋代金文学研究』、(陝西師範大学博士論文、2008年)

- 范楨『翟汝文与兩宋之際的礼制改革』（浙江大学碩士論文、2016年）
- 楊殿珣撰、容庚校補「宋代金石佚書目」、『考古社刊』（中国社会科学院考古研究所、1936年—4）
- 容庚「宋代吉金書籍述評」、同統、『學術研究』（広東省社会科学界聯合会、1963年6月、1964年1月）
- 容庚「嘯堂集古錄述評」、『宋人著錄金文叢刊初編』（北京、中華書局、2005年7月）
- 顧宏義「宋代国子監刻書考論」、『古籍整理研究學刊』（華東師範大学、2003年）
- 張臨生「李公麟与北宋古器物学的發軔·宋代古器物学研究之一」、『宋代文物大展』（台北、故宮博物院、2006年8月）
- 張臨生「文王方鼎与仲駒父簋」、『故宮學術季刊』第十五卷第一期（台北、故宮博物院、1997年8月）
- 金文明「趙明誠和他的金石錄」、『金石錄校正』（上海、上海書画出版社、1985年10月）
- 莫家良「南宋刻帖文化管窺」、『中国碑帖与書法國際研討會論文集』（香港、香港中文大学文物館、2001年12月）

辞書

- 西林昭一『中国書道文化辞典』（柳原出版、2009年）
- 『中国歴史大辞典·宋史卷』（上海、上海辭書出版社、1984年12月）
- 龔延明『宋代官制辞典』（中華書局、2013年）
- 諸橋轍次著『大漢和辞典』（東京、大修館出書店、1986年9月）修訂版第七刷
- 李圃『古文字詁林』第八冊（上海、上海教育出版社、2003年12月）
- 王輝『古文字通假字典』（北京、中華書局、2008年4月）
- 李宗焜『甲骨文字編』（北京、中華書局、2012年3月）
- 徐在国『伝抄古文字編』、『中国語言文字研究叢刊』第一輯、（北京線装書局、2006年）
- 白川静『字統』普及版、（平凡社、2000年）八十六
- 松丸道雄、高嶋謙一『甲骨文字字釋綜覽』（東京大学出版会、1994年）

あとがき

二〇〇六年、筑波大学での留学を終える頃に、再び日本に留学したいという思いが強く込み上げました。日本の書道文化、書作に強く啓発されました。筑波大学での一年間の短期留学では時間が足らず、機があれば、日本語をしっかりと習得し、日本の書創作や書学を理解することを含め、日本の生活や文化を味わいたいと思いました。幸いなことに、九年後（二〇一五年）に再び留学という好機を賜りました。林進忠先生の推薦により、河内君平先生の下で、大東文化大学に進学する夢を叶えることが出来ました。この場をお借りして、厚く御礼を申し上げます。振り返ると、留学一年目には、日本語能力が足りないために、授業のレポート作成には大変苦勞しました。二年目に入り、大東文化大学書道学会で研究発表を行い、初めて海外で発表することを遂行しました。三年目には、研究計画書を以て日本台湾交流協会の奨学金を獲得しました。四年目は、投稿論文が選出され、南京芸術学院に招待されて南京で研究発表を行いました。五年目には、論文が書学書道史学会の学術誌での査読を通り掲載されました。六年目に入り、ようやく博士論文の完成しました。苦難の連続ではありましたが、毎年少しずつ成果を積み重ね、進歩していることに喜びを感じられるようになりました。河内君平先生からは、厳しくも手厚いご指導を頂き、論文の構成や思考術のアドバイスをいただきました。心より感謝いたします。六年間、鶴軒画廊の陳鶴さん、台湾芸術大学の林進忠先生、林隆達先生、林锦涛先生、東呉大学の沈筱玲先生及ぶ家族や先生、親友の皆さんによる創作上にアドバイスをいただき、大変な励みになりました。並びに日常の応援に感謝いたします。なお、渡日の初に不安であった私を気遣い、手厚く面倒をみて下さった先師の河野隆先生には言葉では言い尽くせない程感謝しております。御冥福をお祈りいたします。最後に、私のことを信じ、支え、夢を追求させてくれた父親に感謝します。母親が他界し、家で芸術に関する話を話し合う相手もういないと思いますが、父親は母親に代わり、引き続き私の創作活動を参加し、私を常に応援してくれています。とても幸せです。この論文を両親のもとへ差し上げたいと思います。

謝誌

2006 年到筑波交換留學時，便在心底有個心願，想要再回到日本留學。在筑波時受到日本書作的震撼與啟發，可惜時間短暫淺嚐滋味便要回國，那時想著如果可以，將來有機會定再來日本沒有遺憾的把日文學好，深入了解日本的書藝創作、書學環境乃至生活與文化。幸運的我再踏上留學的道路已是九年後了。感謝林進忠老師的推薦，與河內老師的接納，讓我順利進入大東文化大學書道專攻博士班學習。回顧從第一年入學以來日文能力不足，經常艱辛面對課程報告；第二年在系學會完成人生第一場在海外的口頭發表；第三年以研究計畫申請到日台交流協會獎學金；第四年論文獲選至南京發表；第五年完成外部指標期刊論文發表；第六年完成博士論文。自己因為年年的進步與收穫而喜悅，一路以來感謝河內老師嚴格的指導，在論文的思路建構上給我很多寶貴的意見。這段日子裡也感謝鶴軒畫廊陳鶴先生、林進忠老師、林隆達老師、林錦濤老師、東吳大學沈筱玲老師以及所有的家人、師友，在創作上給予鼓勵、在生活上給予關愛支持。特別感謝先師河野隆教授在我初來日本最無助時給我溫暖，永遠懷念您的恩澤。最後，感謝一路支持我的父親願意相信我，給我空間追求自己的夢想。在母親遠行我曾以為失去家裡的知音後我會寂寞，謝謝您來參與我的創作，我很幸福。

僅以這部論文獻給親愛的父親以及在彼岸的母親。我做到了。